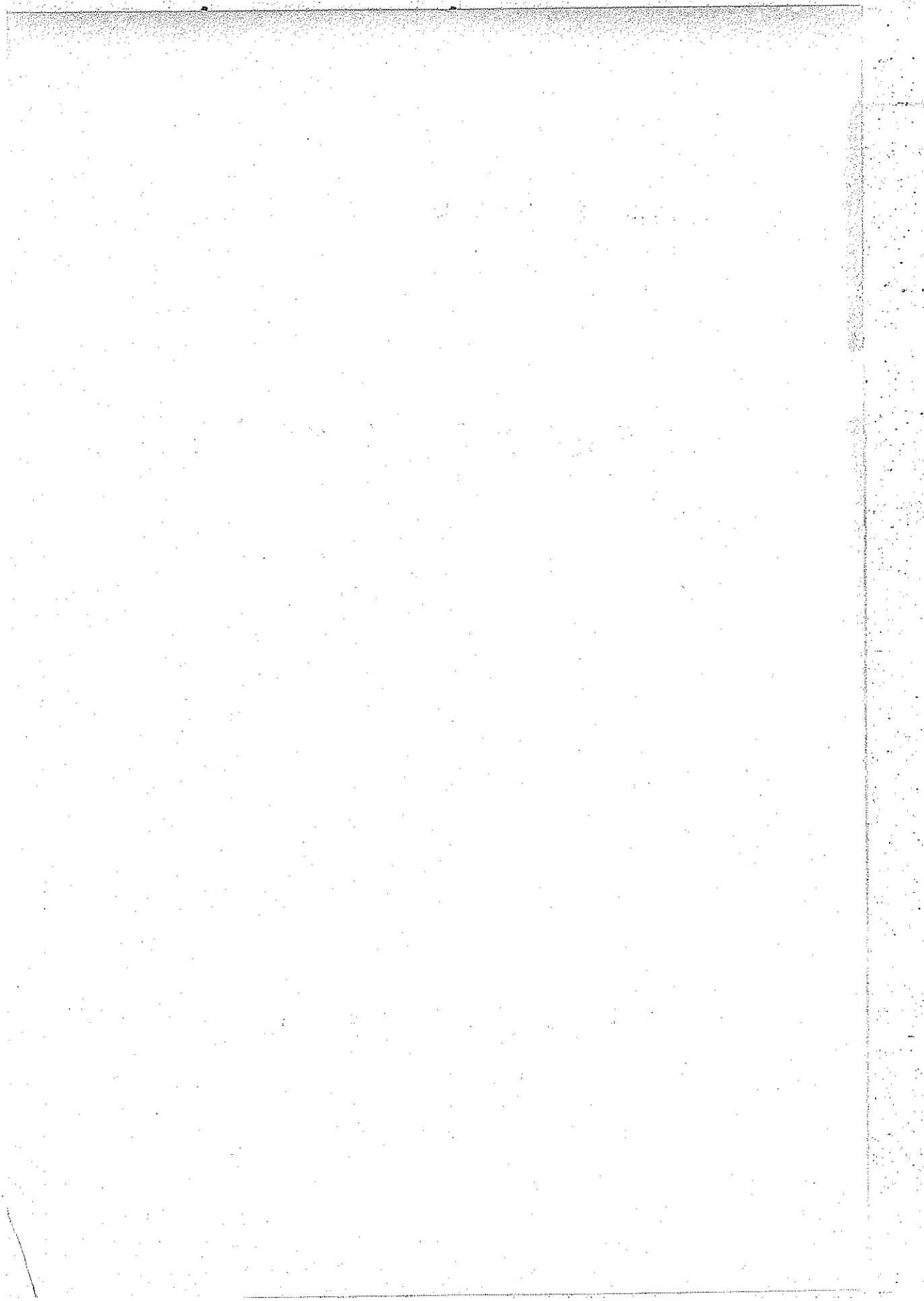


昭和47年 6 月20日開会
昭和47年 6 月26日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和47年6月20日(火曜日)

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	4頁
○ 永年勤続議員・職員表彰伝達(田中幸一君、松尾千代一君、田中計作君)	4頁
○ 全国議長会の模様報告	5頁
○ 和田消防長就任あいさつ	23頁
○ 開会宣告	23頁
○ 会議録署名議員の指名(光井正光君、竹下義章君、依田七郎君)	24頁
○ 市長開会挨拶	24頁
○ 会期決定(6月20日～6月26日)	24頁
○ 一般質問	
1番に 2番 木下甲子三君	25頁～36頁
2番に 29番 坂上 国治君	37頁～55頁
○ 散会宣告(午後4時14分散会)	55頁

昭和47年6月21日(水曜日)

○ 出席議員、欠席議員	57頁
○ 議事説明員その他	57頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	60頁
○ 一般質問	
1番に 29番 坂上 国治君	60頁
○ 散会宣告(午後1時24分)	62頁

昭和47年6月23日(金曜日)

○ 出席議員	63頁
○ 議事説明員その他	63頁
○ 開会宣告(午前10時40分)	66頁
○ 一般質問	

1 番に 29 番 坂上 国治君	66頁～ 78頁
2 番に 28 番 藤原 要馬君	78頁～ 87頁
3 番に 20 番 直村 静二君	87頁～101頁
○ 散会宣告 (午後 4 時 5 分)	102頁

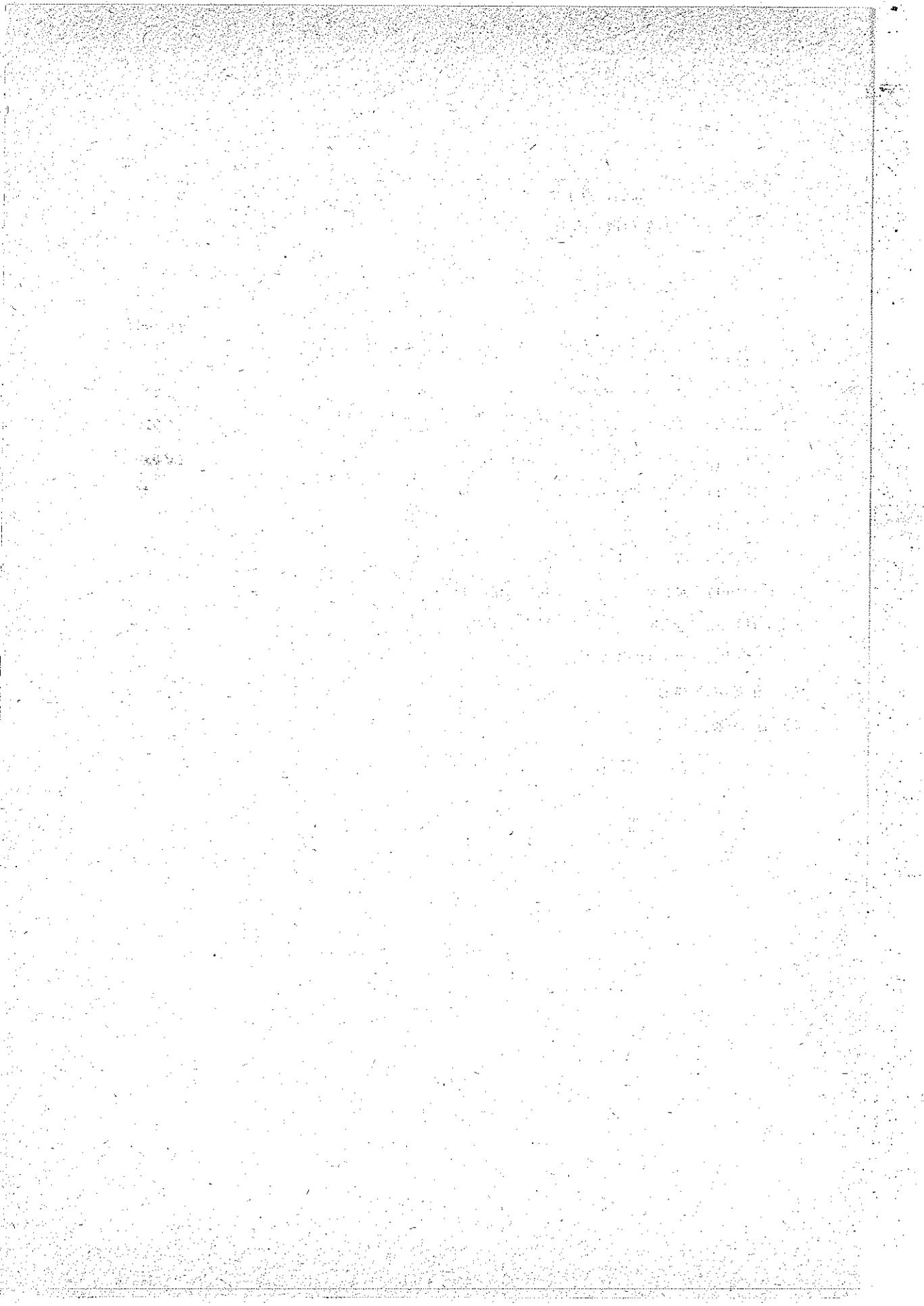
昭和 47 年 6 月 23 日 (金曜日)

○ 出席議員	103頁
○ 議事説明員その他	103頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 13 分)	106頁
○ 一般質問	
1 番に 20 番 直村 静二君	106頁～119頁
2 番に 3 番 山田 清二君	119頁～135頁
3 番に 13 番 竹下 義章君	135頁～144頁
4 番に 18 番 藤原利一 君	145頁～149頁
5 番に 7 番 出原 武司君	149頁～159頁
6 番に 5 番 横田憲治郎君	159頁～172頁
7 番に 19 番 勝部津喜枝君	172頁～177頁
8 番に 21 番 松尾千代一君	177頁～181頁
○ 散会宣告 (午後 7 時 24 分)	182頁

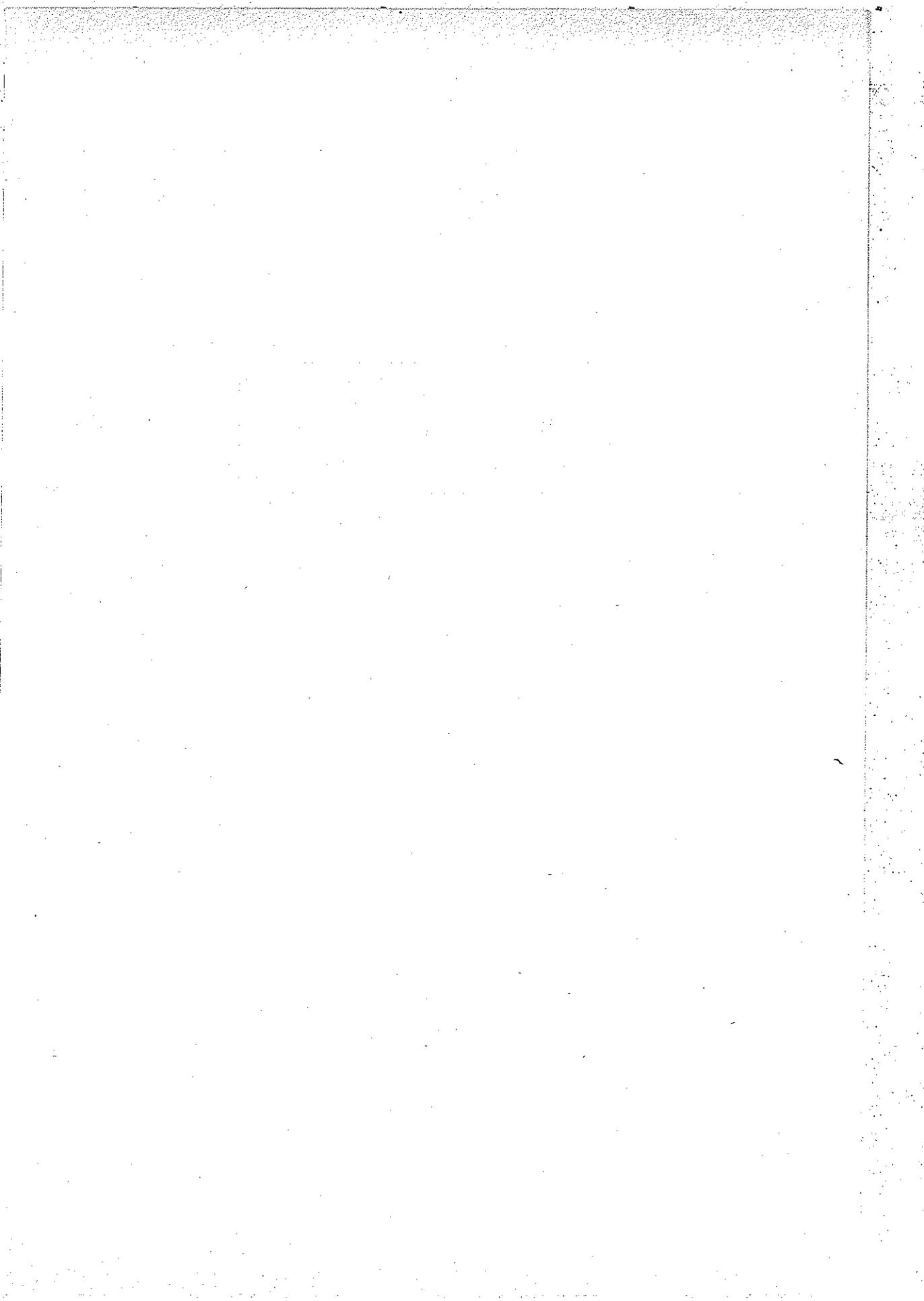
昭和 46 年 6 月 26 日 (月曜日)

○ 出席議員	183頁
○ 議事説明員その他	183頁
○ 議事日程	185頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 23 分)	186頁
○ 日程第 1 専決処分の承認を求めることについて	187頁
○ 日程第 2 専決処分の承認を求めることについて	192頁
○ 日程第 3 繰越明許費繰越計算書について	194頁
○ 日程第 4 事故繰越計算書について	196頁
○ 日程第 5 人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	198頁
○ 日程第 6 和泉市農地課税審議会条例制定について	201頁

○ 日程第7	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	205頁
○ 日程第8	一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定 について	207頁
○ 日程第9	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に ついて	209頁
○ 日程第10	和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について	212頁
○ 日程第11	工事請負契約締結について	228頁
○ 日程第12	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	231頁
○ 日程第13	昭和47年度和泉市病院事業会計予算	264頁
○ 日程第14	通学路安全保持に関する請願(交通、公害対策委員長報告)	294頁
○ 日程第15	和泉市農業委員推薦について	296頁
○ 日程第16	府民センター設置に関する要望決議	298頁
○ 日程第17	泉北ニュータウン(和泉市域内)開発に関する要望決議	300頁
○ 日程第18	老人福祉に関する請願	302頁
○	閉会宣言(午後4時35分)	304頁
○	市長閉会挨拶	304頁
○	議長閉会挨拶	305頁



第 1 日



昭和47年6月20日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第1日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17	開戸正一君
3番	山田清二君	18	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20	直村静二君
7番	出原武司君	21	松尾千代一君
8番	三井正光君	22	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26	成田秀益君
12番	金沢勝君	27	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29	坂上国治君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	産業衛生部長	守沢清
助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	水道部長	神田平吉
収入役	橋本炳	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内潔
同和对策部長	佐原行雄	隣保館長	高橋正弘
市民部長	小林一三	消防長	和田増義

総務部理事 (財務担当)	庄 司 清	市民課長	田 中 二三夫
総務部次長	西 川 喜 久	保険年金課長	杉 本 忠 彦
福祉事務所長	山 本 武 雄	社会児童課長	森 保
建設部次長	林 徳 次	福祉課長	山 村 昇
水道部次長	田 中 稔	商工課長	岩 井 益 一
病院事務局長 兼庶務課長	平 野 誠 蔵	農林課長	吉 岡 昭 男
庶務課長	杉 本 弘 文	保険衛生課長	大 宅 清 臣
企画課長	橋 本 昭 夫	交通公害課長	内 田 潔
人事課長	門 林 六 男	農林課参事 (畜産担当)	青 木 太 郎
財政課長	北 野 敦 雄	計画課長	大 浦 行 雄
資産税課長	吉 田 日出男	土木課長	中 尾 宏
市民税課長	吉 田 利 秀	建築課長	逢 野 一 郎
納税課長	吉 田 種 義	区画整理 事務所長	宮 本 福 秀
庶務課参事 (広報担当)	竹 田 明 郎	開発課長	白 川 保
推進調整課長	萩 本 啓 介	会計課長	片 桐 武 雄
"	生 田 稔	営業課長	高 橋 新 平
"	浅 井 隆 介	工務課長	福 本 喬 久

經理課長	守田 勇	教育次長	乾 武彦
業務課長	藤原光夫	総務課長	紀之定 藤与茂
隣保館事務長	富田 去之	学校教育課長	唄 幸治
消防署長兼 次長	南口主雄	指導課長	吉見 豊
調査委員	堀田 徳治	社会教育課長	広岡 史郎
監査事務局長	西岡 正志	学校教育課 参事	角谷 泰夫
選管委員長	味谷 日吉	農業委員会 事務局長	松村 吉堯
選管事務局長	青木 孝之	開発協会 事務局長	西川 武雄
教育委員長	堀内 由延	開発協会 (総務)	山本 俊兼
教育長	葛城 宗一	開発協会参事 (総務担当)	藤原 永一
教育次長	阪東 重信	" (用地担当)	中西 淳富

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

第二回定例会 第一日

(6月20日)

< 午前の部 >

(午前10時30分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところご出席下さりまして、まことにありがとうございます。

これより昭和47年第2回定例会を開会いたします。

- 議長(貝淵博治君) まず会議に入る前に、去る5月30日、31日、東京で開催されました第48回全国議長会総会の席上において、永年勤続議員として田中幸一君、松尾千代一君、事務局職員の田中計作君の3名の方が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈、伝達いたしましたと思います。

(表彰状伝達式)

- 議長(貝淵博治君) この際、伝達式受賞者のあいさつをお願いいたします。

(受賞者代表あいさつ)

- 1番(田中幸一君) 僭越でございますが、受賞者を代表いたしまして一言、御礼を申し上げます。

本日の第2回定例会の貴重な時間をお割きいただきまして、私ども3名のために、去る5月30日の全国議長会の席上において表彰されましたその伝達式を取り行なわれましたことは私どもは非常に光栄に存じ、心から感謝申し上げるわけでございます。私どもはこの光栄を心といたしまして、今後なお一層、議員として、また市会事務局職員として一生懸命に本職に邁進したいと存じますので、はなはだ簡単粗辞でございますが、一言御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

- 議長(貝淵博治君) まことに丁重なるごあいさつ、ありがとうございました。はなはだ高座より恐縮でございますが、私から議会を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げます。

田中、松尾両議員さん並びに田中計作さん、今回の受賞まことにおめでとございます。衷心よりお祝い申し上げます。今後ともますますご自愛のうえ、地方自治の進展と本市の発展のため、格別のご協力、ご助力を賜わらんことをお願いいたします。

これをもって伝達式を終わります。ありがとうございました。(拍手)

- 議長（貝淵博治君）：なお全国議長会の模様につきましては、印刷物を配布したとおりでありまして、議案を満場一致で可決いたしましたので、ご報告に代えさせていただきます。

第 48 回

定 期 総 会 議 案

昭和47年5月30～31日

於・文京公会堂

全 国 市 議 会 議 長 会

I 会長提出議案

- 1 地方税財政の改革に関する決議
- 2 物価安定に関する決議
- 3 全国市議会議長会会則の一部改正案
- 4 全国市議会議長会会則施行規則の一部改正案

II 部会提出議案

- 1 広域市町村圏振興整備事業に対する財政援助について……………（東海部会）
- 2 消防施設整備等に対する国の税財政措置について……………（九州部会）
- 3 交通事故対策強化について……………（東北部会）
- 4 地方財政悪化とともに国々の財政措置について……………（近畿部会）
- 5 人口急増都市に対する国の財政援助について……………（近畿部会）
- 6 改正地方税法の成立及び公布時期について……………（関東部会）
- 7 ボーリング場に係る娯楽施設利用税の市町村移譲について…（関東部会）
- 8 自治体病院に対する財政措置と今後の対策について……………（北海道部会）
- 9 文教施策の充実について……………（四国部会）
- 10 老人医療費全額国庫負担制度の確立と老人医療施設の充実について……
（北信越部会）
- 11 心身障害児者対策の強化について……………（中国部会）
- 12 社会福祉施設整備費及び施設運営費の超過負担軽減について（四国部会）
- 13 児童遊園地設置に関する国庫補助制度の新設について……………（東海部会）

- 14 難病救済基本法制定について……………(東海部会)
- 15 スモン患者の救済について……………(中国部会)
- 16 上水道事業に対する国の財政援助等について……………(九州部会)
- 17 水道資源開発事業費に対する国庫補助等について……………(東北部会)
- 18 水資源の開発と水源費の国庫補助額の増額について……………(中国部会)
- 19 公共下水道事業に対する国庫補助金の増額について……………(関東部会)
- 20 廃棄物処理施設整備に対する国の補助率等の引き上げについて……
(九州部会)
- 21 清掃施設に対する財政措置について……………(北海道部会)
- 22 一般廃棄物処理施設の国庫補助率の引き上げ等について…(北信越部会)
- 23 公共施設の水洗便所改造資金に対する起債の制度化について……
(北海道部会)
- 24 防雪都市建設促進法(仮称)の制定について……………(北信越部会)
- 25 産業廃棄物の海洋投棄に関する規制強化について……………(四国部会)
- 26 瀬戸内海の環境保全に関する特別措置法の制定について…(近畿部会)
- 27 公害防止対策に係る行政の広域的一元化と財政措置の強化について
(東北部会)

会長提出議案第 1 号

地方税財政の改革に関する決議

最近の経済不況に伴い、地方自主財源の伸びは鈍化し、反面都市の財政需要の激増と景気浮揚対策による財政難から、地方債の増発等不健全財政を招来しつつある。

これらの現況に鑑み、政府は国、地方を通ずる財源配分の適正化を図り、地方財政の長期展望に立脚して、財源配分比を地方に強化するよう是正し、特に法人所得税の市町村への配分強化、市町村道路整備財源の拡充、事務所・事業所税の新設、租税特別措置・非課税等の整理等地方税財政の根本的改革を断行されたい。

以上決議する。

昭和 47 年 5 月 30 日

第 48 回全国市議会議長会定期総会

会長提出議案第2号

物価安定に関する決議

物価問題の解決は、国民の切実な声である。国民生活の安定、経済の発展、財政の健全化等あらゆる問題が物価の安定にかかっているが、地方公共団体においても、毎年膨張する人件費に苦慮し、公共投資効果の低減等により、行財政の運営に重大な支障を来している。

本会は、さきに「物価安定に関する決議」を行ない、政府に対して適正な措置を要請したが、現実の物価は年々上昇を続け、国民は慢性化した高物価に対して失望し、政治不信さえ抱くに至っている。

よって政府は、生産・流通機構の近代化、有効な土地政策、公共料金の合理的抑制、輸入政策の積極的活用等あらゆる物価安定に関する諸施策につき、緊急に具体的方策を樹立し、勇断をもってその実施に当らねたい。

以上決議する。

昭和47年5月30日

第48回全国市議会議長会定期総会

会長提出議案第3号

全国市議会議長会会則の一部改正案

全国市議会議長会会則の一部を次の通り改正する。

第4条中「東京都千代田区平河町2丁目6番地」を「東京都千代田区平河町2丁目4番2号」に改める。

附 則

この会則は昭和46年7月1日から適用する。

会長提出議案第4号

全国市議会議長会会則施行規則の一部改正案

全国市議会議長会会則施行規則の一部を次の通り改正する。

第10条第1項中

「 (人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	84千円	69千円	15千円
50 " ~ 35千人以上	99 "	"	30 "
100 " ~ 50 "	113 "	"	44 "
200 " ~ 100 "	156 "	"	87 "
300 " ~ 200 "	244 "	"	175 "
400 " ~ 300 "	330 "	"	261 "
500 " ~ 400 "	418 "	"	349 "
1,000 " ~ 500 "	505 "	"	436 "
1,000千人以上	941 "	"	872 " 」

を

「 (人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	92千円	76千円	16千円
35千人以上 ~ 50千人未満	109 "	"	33 "
50 " ~ 100 "	124 "	"	48 "
100 " ~ 200 "	172 "	"	96 "
200 " ~ 300 "	268 "	"	192 "
300 " ~ 400 "	363 "	"	287 "
400 " ~ 500 "	460 "	"	384 "
500 " ~ 1,000 "	556 "	"	480 "
1,000 "	1,035 "	"	959 " 」

に改める。

附 則

この規則は昭和47年4月1日から適用する。

部会提出議案第1号

広域市町村圏振興整備事業に対する財政援助について

(東海部会提出)
(説明担当 土岐市)

広域市町村圏振興整備事業に対しては、国において積極的な助成策が講じられてきたところであるが、現下における経済界の不振による地方税収入の減収が見込まれており、昭和47年度以内に計画されている当該事業に与える影響が大いと思われるので、さらに充実した財政援助を要望する。

部会提出議案第2号

消防施設整備等に対する国の税財政措置について

(九州部会提出)
(説明担当 八代市)

経済の発展に伴い国民所得は向上し、加えて国の施策と相まって、住宅の建設が著しく、ことに都心部における建造物は密集、高層化の傾向にあり、住民の人命、財産の保全を図る上から広域かつ高度な消防機能を具備した機動力が要求され、これが地方財政に及ぼす影響は大なるものがある。

よって政府は下記事項についてすみやかに善処されるよう強く要望する。

記

1. 緊急自動車（消防車両及び救急自動車）に対する自動車重量税については免税とするようすみやかに法の改正を行なうこと。
2. 消防車両等の購入に際し、現行の補助率を大巾に引き上げるとともに、補助対象物件の基準単価を実情に即した額に引き上げること。
3. 広域消防行政推進のため、消防庁舎等の建設についても補助対象とすること。

部会提出議案第3号

交通事故対策強化について

(東北部会提出)
(説明担当 郡山市)

自動車事故は年々激増し文字通り交通戦争の様相を呈し、国民生活に大きな不安を与えていることは何人も否めない事実であり、関係機関の努力にもかかわらず、その効果はあがっていない現状であり、交通事故の悲劇は重大な社会問題として提示されている。

昭和45年度の全国の事故統計からみると、実にその96%が運転者自身の過失が原因とされている。また、免許所持者の事故のうち、その大半は20才未満の青少年の事故で、しかも損害賠償能力がないため被害者が塗炭の苦しみにあい、社会に及ぼす影響が非常に大きなものがある。

今にしてこれが対策を強化しなければ、国民すべてが被害者という重大な事態に直面することが必定と考えられる。

よって国においては、すみやかに悪質違反者に対する行政処分並びに人の死傷に係るものについては、特にその刑罰を引き上げるとともに、被害者に対する保護制度の最低補償額を引き上げるべく、関係法令の整備をはかられるよう強く要望する。

部会提出議案第4号

地方財政悪化にともなう国の財政措置について

(近畿部会提出)
(説明担当 交野市)

昨年来の景気後退特に8月アメリカの経済政策ドル防衛は、遂に円の切り上げとなり、経済不況は今後深刻かつ長期化が予想され、地方財政は重大な危機に直面している。

即ち、国税の減収による地方交付税の落ち込みと地方税の大巾な減収は必然であり、反面社会福祉の充実環境整備等住民に身近な地方自治体の果すべき行政需要は、質量ともに激増する一方であり、特に人口急増対策は財政に大きな圧迫を加え深刻な問題となっている。

いりまでもなく地方自治体の政策は、国の地方財政計画に基づいて運営されており、国全体の経済事情変動による地方財政悪化の打開策は、国の責任において行われるべきである。

よって政府は、地方財政強化のため下記事項を緊急に措置されるよう強く要望する。

記

1. 国と地方自治体の事務の再配分と、これに伴う地方財源の充実強化をはかること。

2. 地方交付税率の引上げをはかること。
3. 超過負担の全面解消をはかること。
4. 起債枠の拡大と償還期限の延長及び利子補給をはかること。
5. 人口急増団体に対する財源強化のための特別立法措置を講ずること。
6. 国の福祉対策の充実強化をはかること。

部会提出議案第5号

人口急増都市に対する国の財政援助について

(近畿部会提出)
説明担当 宇治市

大都市周辺の都市では急激な都市化現象により人口が著しく増加し、義務教育施設、幼稚園、保育所、環境衛生施設等、公共事業の整備を緊急かつ集中的に実施する必要に迫られ、財政は年々悪化し窮迫をつけるに至っている。

この原因は、基本的には人口急増団体に対する国の財政制度の欠かぬによるものであり、特に小、中学校の新設、増築については、地価の高騰と建築単価の値上り等から毎年多額の超過負担を余儀なくされている。

国においては、これら人口急増団体の財政実態を十分にとらえ、抜本的な制度の改正を行ない強力な財政援助措置を講じていただくよう要望する。

部会提出議案第6号

改正地方税法の成立及び公布時期について

(関東部会提出)
説明担当 伊勢崎市

市町村の主要財源である市町村税の徴収については、当該首長以下全力を傾注して、その確保に努めているところであるが、翌年度における市町村税の軽減合理化に関する地方税法改正案の国会成立及び同法の公布が例年3月末期となるため、各市町村においては、これに対応する税条例の改正案を3月議会に提出し、新年度始期前にその成立、公布を図ることが不可能であり、このため新年度の予算編成作業に重大な支障を来し、また税制の執行を著しく遅延せしめ、ひいては財政運営をも困難ならしめているので、市町村の節度ある財政秩序の確立に資するため、次

の事項の実現をはかるよう強く要望する。

記

翌年度における市町村税の軽減合理化に関する地方税法改正案の国会提出は臨時国会の扱いにより前年12月までに成立し、かつ公布するよう措置せられたい。

部会提出議案第7号

ボーリング場に係る娯楽施設利用税の 市町村移譲について

(関東部会提出)
説明担当 田無市

現在全国の各市町村においては、財源の不足、および伸び悩みに直面し、それに反して行政上多大なる財政需要が要求され、その対策に苦慮している。

従来娯楽施設利用税は、ゴルフ場に係るもののみその納税額の3分の1が市町村に還元されるに過ぎないが、娯楽施設から生ずるあらゆる問題は、すべて市町村の負担として解決を迫られておりながら、その財政措置が不十分であることは、貧困な市町村財政をさらに圧迫しているものといえる。

現今、ボーリング場が全国的に設置され、それに関連しての諸種の問題が惹起し、またあらゆる階層の利用者から生ずるすべての問題を各市町村において解決しており、行財政の負担は、はかり知れないものがある。

よってボーリング場利用税は、法改正をしてすべて市町村に移譲されるよう強く要望する。

部会提出議案第8号

自治体病院に対する財政措置と 今後の対策について

(北海道部会提出)
説明担当 稚内市

北海道における自治体病院の運営は、財政の逼迫が医療施設の整備、医療体制の確立を阻害し後退させ、経営は極度に悪化の状態をたどり、今や自治体病院としてその機能はまったく失なわれつつあるのが現状であります。

国においては、社会福祉の中でも特に医療問題について、その体制の確立を重視しているものの、財政措置等については依然として自治体に依存しておりこのことは運営の行きづまりに更に

拍車をかけているものであります。

従って、今後においてこれら財政措置と対策については、自治体も真剣に取り組まなければならない問題であり、特に根本的な問題として

- ① 自治体病院からセンター病院を指定し、これを国又は道に移管し地域医療の絶対的確立をはかること。

また、当面する問題としては

- ① 財政再建団体に対しては、不良債務解消のため長期再建債の途を早急に講ずべきこと。
- ② 国は、病院事業に対して、他会計からの負担責任を明確にし、強く規制すべきこと。
- ③ 地方交付税は病院事業に繰り出しする金額を対象に、その数値を算定し普通交付税としての助成措置を講ずべきこと。

の以上について、速かに適正な措置が講ぜられるよう、国及び道に対し強く要望するものであります。

部会提出議案第9号

文教施策の充実について

(四国部会提出)
説明担当 普通寺市

人間形成の基礎となる幼児教育を始め、次代を背負う少年の教育の重要性は言うまでもなく、国においても中教審の答申に基づき幼稚園教育の振興あるいは小・中学校教育の近代化をはかっているところである。

地方自治体においても、この線に沿い、住民の要望にこたえて努力を続けているが、人件費を始め、校舎改築等に要する建設費等の増高は地方財政を著しく圧迫し、文教施策の振興を阻害する大きな原因となっている。

また、小・中学校教育の近代化に伴い学校事務の増大、あるいは児童の健康管理等に対処するための職員の確保も大きく要請されているところである。

よって、国におかれては次の事項につきすみやかに善処されるよう強く要望する。

記

1. 公立幼稚園の教員給与を義務教育諸学校教員に準じて国庫負担制度とされたい。
2. 危険校舎改築に伴う国庫補助率 $\frac{1}{3}$ を $\frac{1}{2}$ に引き上げられたい。
3. 小・中学校における事務職員、養護教諭を各校1名ずつ配置されるよう法令を改正されたい。

部会提出議案第10号

老人医療費全額国庫負担制度の確立と
老人医療施設の充実について

(北信越部会提出)
説明担当 中野市

老人医療の特殊性として、ほとんどの老人が慢性病にかかり長期療養を必要としている。

そのため老人医療の無料化に伴い、老人の受診率が大幅に上昇し、医療費の支出は飛躍的に増加の傾向にある。またこれら老人の利用している医療制度の大判は市町村の国民健康保険制度であるため、国保財政は現在の窮状に加え老人医療の増嵩により破綻のおそれもある。

よって老人医療費の全額国庫負担制度の確立、併せて老人が常に健康を維持するための手軽に利用できる老人医療施設の充実をはかられるよう強く要望する。

部会提出議案第11号

心身障害児者対策の強化について

(中国部会提出)
説明担当 江津市

逐年漸進しつつある福祉行政のなかでその遅れの目立つのは、心身障害児者の対策である。これらの人々に憲法で保障されている人間的な豊かで明るい快適な生活を保障するため次の施策が実施されるよう強く要望する。

記

- 1 在宅重度心身障害児を持つ家庭の精神的、経済的負担は、想像を絶するものがあり収容施設を早急に設置し、全員収容を図られたい。なお、それまでの間は、父兄負担軽減のため特別児童扶養手当等を思いきって増額するなど急速な対策強化を図られたい。
- 2 肢体不自由児は、知的には一般児童とほぼ変わらず通学困難を理由に在宅しているが、これらの児童をはじめ在宅心身障害児に対し教育の機会を与えるため訪問教育指導員の設置を制度化されたい。
- 3 身体障害者の援護については、自立更生のため補装具の支給、厚生医療の給付が行われているが、一般の傷病に対する援護はまったく行われていない。身体障害者(身体障害者福祉法施行規則第7条第3項の規定による3級以上のもの)に対する医療費の無料を図られたい。
- 4 抜本的対策として各地方に国立で学校、病院、職業並びに回復訓練施設、公園等の施設を持つ大規模なコマーを建設されたい。

部会提出議案第12号

社会福祉施設整備費及び施設運営費の
超過負担軽減について

(四国部会提出)
説明担当 伊予三島市

社会福祉施設整備(保育所関係)及び運営に対する国庫補助額は毎年若干の改正がみられているが、経済伸長に伴う物価高騰は、逐年急速に上昇している現在、少額の改正では市町村の超過負担による財政圧迫も激増されている。

これ等施設に対する整備費及び運営費の補助基本額を実態に即した額に改正し、市町村の超過負担の解消に努められるよう強く要望する。

部会提出議案第13号

児童遊園地設置に関する国庫補助制度
の新設について

(東海部会提出)
説明担当 松阪市

モータリゼーションの進展により、激増する車は地方都市においても大通りから狭い裏通りまで侵入し、子供たちの遊び場を奪い、あまつさえその生命さえ奪っている。

かかる悲惨な交通事故より子供を守り、より健全に育成していくことが行政上の大きな課題であり、そのためのひとつの施策として子供が安心して自由のびのびと遊ぶことのできる児童遊園地設置に関しては国庫補助制度がなく、地方自治体の負担となっており、財政的に大きく影響を及ぼし、特に最近の異常なまでの土地の昂騰が児童遊園地の設置をより困難なものとしている。

かかる困難性を排除し、児童遊園地を実現していくためには、国の大巾な援助が必要であり、早急に児童遊園地に関する国庫補助制度を新設されるよう強く要望する。

部会提出議案第14号

難病救済基本法制定について

(東海部会提出)
説明担当 静岡市

長い間奇病とされ歩行困難、失明に悩まされてきたスモン病をはじめ、ペーシ・ット病、筋ジストロフィー病、膠原病、サリドマイド後遺症、血友病等の患者及びその家族の苦しみはなみ

いていないことは周知のとおりである。

政府は、これら病気の科学的研究を推進するとともに、患者の希望している難病救済基本法をすみやかに制定して医療制度を確立し、生活の安定及び職業補導訓練等その更生をはかるよう強く要望する。

部会提出議案第15号

スモン患者の救済について

(中国部会提出)
説明担当 井原市

原因不明の病気として全国的に大きな社会問題となったスモンについては、おおむねその原因が判明した現段階においては、患者の救済対策が緊急の課題である。よって政府はスモン調査研究協議会の答申にもとづき下記事項のすみやかな実現を図られるよう要望する。

記

- 1 治療方法の早期確立
- 2 医療費(患者治療費、介護費、医療手当)を公害被害者と同様全額国庫負担とすること。
- 3 スモン専門の治療センター(機能回復を含む)を国において設置すること。
- 4 患者および死亡者ならびに家族に対する補償救済をすること。

部会提出議案第16号

上水道事業に対する国の財政援助等について

(九州部会提出)
説明担当 長崎市

近年水の需要は急激に増大し、水道水源の開発は緊急の要件となっているが、水源開発及び施設整備事業には莫大な資金を必要とし、これが水道財政の悪化をきたし、ひいては水道料金高騰の要因となっている。

よって、将来における水道事業の健全化と受水者の負担の適正化を図るため、下記事項を国に要望する。

記

- 1 水源開発及び施設整備事業に対する国庫補助金を増額し、取水、導水、浄水施設等についても補助対象とするとともに、水道事業の広域化対策の補助対象を拡大すること。
- 2 起債条件について償還期限の延長及び利率の引き下げを図るとともに繰上償については、長

期低利資金への借替措置を講じること。

- 3 高額な料金水準となる水道事業に対しては企業債の利子補給、特別地方交付税の交付など特別の措置を講じること。
- 4 水道事業における最大のあい路である水源開発については、現行制度を一元化して国において強力推進すること。
- 5 水源汚濁について防止対策および浄化に要する経費を補助対象とすること。

部会提出議案第17号

水道資源開発事業費に対する国庫補助等について

(東北部会提出)
説明担当 仙台市

人口の都市集中化、生活水準の向上等に伴う需要の増大に対処するため、施設の拡充強化をはかることは急務である。

しかるに、財政面においては企業債の元利償還金が年々累増し、事業経営に困難をきたしている。

よって施設整備費等については下記事項を実現せられるよう強く要望するものである。

記

- 1 水道資源の開発に要する費用は全額国庫負担とし、農業用水及び工業用水等の既得水利権との調整についても積極的に推進されたい。
- 2 水道広域化施設整備費補助金の補助率の大幅引き上げと広域水道推進について強力な措置を講じられたい。
- 3 水道施設に要する経費は国庫補助の対象とされたい。
- 4 浄水場排水処理施設整備費補助金の補助率を大幅に引き上げられたい。
- 5 水道料金の格差是正のため高料金水道に対する繰出し基準の引き下げ及び特別交付税算入率の引き上げ等現行制度を大幅改善されるなどの助成率措置を強化されたい。
- 6 拡張事業等の建設利息を起債対象にするなど起債の対象範囲の拡大と政府資金の大幅充当、利率の引き下げ、償還期限の延長、起債条件の質的改善をはかられたい。

水資源の開発と水源費の国庫補助額の増額について

(中国部会提出)
説明担当 下松市

(1) 水資源の開発

水資源の分布について、地域的にバランスがくずれている我が国にあっては、水道事業の普及や生活水準の向上によって増大する上水道用水の需要に対処するには大規模な河川総合開発を実施して水資源を開発する以外に方法がない。

国民生活に不可欠な上水の確保は、国民福祉の最低限度であるとの認識にたつて、今後は、国が自らの責任において河川総合開発を実施して、水資源の確保につとめるべきである。

(2) 水源費の国庫補助額の増額

水道施設の償却が終了し、しかも低い水源費の負担ですんだものは水道料金が安く、新しく施設をつくって、あらたに水源費を負担する水道は、料金が高くなることから、水道料金の増嵩と都市間の格差が問題になっている。

この是正には水源費の1㎡当り限度額を定め、これを上回る水源費については、全額国が負担するよう国庫補助額を増額すべきである。

(3) 公営企業金融公庫の利子引下げ

最近における社会経済情勢の急速な進歩に伴い、水資源の確保は焦眉の急となっております。水資源開発は膨大な先行投資を要するものであり、これに要する財源は、そのほとんどを起債に依存しているのが現状であります。

企業債利子は現行6.7%であり、この利率は「公営企業金融公庫納付金」制度が発足した昭和45年度時点以降据置となっております。

しかるに、公営競技による売上金は、年々20%乃至25%程度近くの伸びを示している現状にかんがみ、本納付金制度の趣旨を尊重し、少くとも政府資金並(6.5%)か、又は売上金の伸びに見合う金利の引下げを実施し、公営企業の経営基盤の強化と経営の健全化を図られることを強く要望する。

部会提出議案第19号

公共下水道事業に対する国庫補助金の増額について

(関東部会提出)
説明担当 貞岡市

公共下水道は、都市計画上最も重要な都市施設として市街化区域等の整備のため必要不可欠のものである。

しかしながら、大多数の都市においてはその整備が大巾に立ち遅れ、水質汚濁による公害の発生と都市生活環境の劣悪化など深刻な社会問題となっている現状である。

これらの悪条件に対処するため、地方公共団体は、公共下水道の整備を計画し実施しなければならない重大な任務を背負っているが、現行の補助率 $\frac{4}{10}$ では地方財政を圧迫し事業の実施は極めて困難である。

よって、国においては補助率の大巾引上げと、終末処理場等に対する補助対象枠の拡大を強く要望するものである。

部会提出議案第20号

廃棄物処理施設整備に対する国の
補助率等の引き上げについて

(九州部会提出)
説明担当 佐賀市

国民生活の中から廃棄されるゴミ、し尿、生産の中から廃棄される、いわゆる産業廃棄物、建築廃材等の処理は市町村行政のなかで大きなウェイトを占めるに至っており、これの完全処理がまた国民生活における環境保全と産業の発展に欠くことができないことである。

よって、この処理施設の整備充実が促進されるよう次の事項について特段の配慮を要望する。

記

1 し尿処理施設について

建設基本額に、きょう雑物の前後処理施設建設費を算入されたい。

2 ごみ洗却処理施設について

建設基本額を現実在即するよう大巾に引上げると共に、補助率を3分の1に改められたい。

3 粗大ごみ処理施設について

最近、洗濯機、冷蔵庫等の粗大ごみの廃棄による環境悪化は都市の大小にかかわらず憂慮にたえない状態を現出している。よってこの処理施設建設に対する国の助成は人口による制限対

象を廃すると共に特段の配慮をされたい。

部会提出議案第 21 号

清掃施設に対する財政措置について

(北海道部会提出)
説明担当 岩見沢市

経済の急速な発展に伴い、都市における環境の改善向上は市民生活に直結する緊急の課題であるが、その施策の実施には多額の経費を必要とし、地方財政に及ぼす影響がきわめて大きいので、下記の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 ごみ処理施設整備事業費に対し、付帯工事費をあわせ、補助基本額及び補助率を大巾に引き上げるとともに、起債の全面充当をはかること。
- 2 粉砕施設、埋立など焼却以外のごみの処理施設も国庫補助及び起債の対象とすること。

部会提出議案第 22 号

一般廃棄物処理施設の国庫補助率の引き上げ等について

(北信越部会提出)
説明担当 富山市

法第 22 条に基づく国庫補助については、同法施行令第 9 条において、ごみ処理施設の設置に要する費用の額のうち、厚生大臣が定める基準により算定した額の $\frac{1}{4}$ 以内の国庫補助が規定されているが、各都市におけるごみ排出量は、年々ふえる一方で、ごみ戦争はますます深刻の度を増す一方であり、これら処理（運搬車等購入費）に要する地方負担が大きいため、法律の趣旨及び国会の附帯決議などを尊重して、国庫補助基準は現状に見合った単価に引き上げると共に、補助率を $\frac{1}{2}$ 以内とされたい。

又従来起債対象のみであるごみ収集車については、増車が緊急に必要とされるものであるからごみ処理施設同様、国庫補助対象とされたい。

部会提出議案第23号

公共施設の水洗便所改造資金に対する
起債の制度化について

(北海道部会提出)
説明担当 深川市

昭和45年12月25日法律第141号による下水道法の一部改正によって水洗便所への改造義務(3年以内)が定められたところであるが、市営住宅ほか公用、公共用施設の改造に要する経費に多額を要し、財政に与える影響はきわめて大きいので、これらの費用に対して起債の制度化を図られるよう関係機関に対し、下記事項の実現方要望する。

記

公共施設等の水洗便所改造事業として、地方債計画に計上し高い充当率を適用すること。

部会提出議案第24号

防雪都市建設促進法(仮称)の制定について

(北信越部会提出)
説明担当 十日町市

建設省が実施している「防雪都市建設計画調査」はマスタープランを策定して、47年に終わる見込みである。したがって早急に防雪都市事業を開始するため「防雪都市建設促進法(仮称)」の制定をはかり、豪雪地帯の都市機能が円滑に発揮できるよう特別措置を講ぜられたい。

部会提出議案第25号

産業廃棄物の海洋投棄に関する規制強化について

(四国部会提出)
説明担当 土佐清水市

去る3月14日に発生した豊隆丸による足摺岬沖での産業廃棄物投棄事件は、関係全住民に大きな精神的打撃を与えた。

その後の調査によれば、この廃液中には猛毒の無機シアンが多量に含まれていたことが明らかにされたが、この一事をもっても、全く許すことのできない行為と言わざるを得ない。

しかも、同海域はカツオ、マグロの好漁場であり、多数漁民の受ける影響ははかりしれないものがある。

近時、海洋汚染防止をめぐる国際世論がようやく高まりつつあるとき、いまこそこれが抜本的

な防止策を樹立し、万全を期すべきである。

については、当面の問題として下記の事項をすみやかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 先般、産業廃棄物海洋投棄に関する中央公害対策審議会の答申がなされたが、その内容は、漁業の実態を無視したものであるので、これが立法にあたっては、制限海域をさらに拡大し、少なくとも主要漁場内の投棄は全面禁止されるとともに、海洋汚染防止法施行以前に全面禁止の行政指導をされたい。
- 2 これに対する監視、取り締まりを強化し、これを犯すものに対しては厳罰主義で臨まれない。
- 3 この種海洋汚染の責任は明らかに企業側にある。ゆえに、その損害賠償責任についてすみやかに明文化されたい。

部会提出議案第26号

瀬戸内海的环境保全に関する特別
措置法の制定について

(近畿部会提出)
説明担当 姫路市

瀬戸内海は、臨海地域及びその周辺都市の急速な工業開発に伴い、水質汚濁は著しく進行し、また自然環境はことごとく破壊されつつある現状である。

この重大な事態に対処するため、瀬戸内海の水質汚濁防止対策、漁業資源確保の対策及び自然環境回復対策等を含めた瀬戸内海環境保全に関する特別措置についての法律を制定されるよう強く要望する。

部会提出議案第27号

霧防止対策に係る行政の広域的一元化と
財政措置の強化について

(東北部会提出)
説明担当 八戸市

公害は、年々複雑多様化し、広域化して住民の健康と生活環境を阻害しているばかりでなく、自然破かいの様相さえ呈しており、自治体においては、これが対策に日夜腐心している。とくに水質汚濁、大気汚染等の解決には公害対策基本法による「総合的かつ有効適切」な対策が必要である。

昭和45年末公害関係諸法案の成立により制度的には整備されたものの、自治体に対する財政的憂づけは皆無にひとしいため各市とも公害防止事業費（未然防止のための監視測定設備費も含む。）はそのほとんどを一般財源で賄わなければならない実情にあり、財政的に極めて苦しい状況にある。

ついては、政府において公害防止事業の緊要性と財政逼迫の実情を考慮され、次の事項を早急に実現するよう要望する。

記

- 1 公害防止対策を有機的かつ強力に推進するため県域をこえる広域的な行政の一元化を早急に講じられたい。
- 2 政令市以外の市でも公害多発都市は地方交付税の対象とされたい。
- 3 公害防止事業費の国庫補助枠を大幅に拡大し市町村にも補助金を交付されたい。

○ 議長（貝淵博治君） ここで前赤阪消防長の後任として、6月12日付けをもって消防長に就任されました和田増義氏からごあいさつをしたいという申し出がありますので、これを許します。

（消防長あいさつ）

○ 消防長（和田増義君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

先ほどご紹介いただきました和田でございます。非常に未熟者でございますけれども、誠心誠意、本市消防行政のために努力して参りたいと存じますので、前赤阪消防長同様、よろしくご指導、ご叱責のほどを賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。（拍手）

○ 議長（貝淵博治君） それでは本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは19名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくおみえになるものと思っております。

開 議

○ 議長（貝淵博治君） ただいまの報告どおり、出席議員19名をもちまして議会は成立して

おりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（貝淵博治君） 会議録の署名議員を8番三井正光君、13番竹下義章君、15番依田七郎君、以上3名にお願いいたします。

なお議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布したとおりでありますので、よろしくご了承をお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 本日、昭和47年第2回定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと繁忙の折りにもかわりませうと出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今次定例会にご提案申し上げます議案は、条例案5件、予算案件は一般会計補正予算並びに病院事業会計予算の2件、工事請負契約締結について1件、ご報告申し上げるもの4件、その他人権擁護委員の候補者推薦について意見を求める諮問案件でございます。議案の内容につきましては別途、ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議賜わり、ご議決、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

なおただいま永年勤続議員として表彰を受けられました田中、松尾両議員をはじめ、田中製作職員に対しまして、忠心よりお祝いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてごあいさつに代えさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつが終わりました。

おはかりいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より26日までの7日間と決定いたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日より26日までの7日間と決定いたします。

- 議長（貝淵博治君） それではただいまより一般質問に入ります。質問される方は全部で11名でございます。いつものこととありますが、質問される議員さん、答弁される理事者は、お互いに当を得た発言をお願いいたします。

特に理事者は質問の要点をはっきりとらえ、簡単明瞭かつま的確にお答え願いたいと存じます。議事進行にご協力のほどを特にの願い申し上げます。

なおお手許に配布してあるとおり、質問順序は抽選で決めておりますので、この順序によって発言を願いたいと思います。

それでは最初に2番木下甲子三君にお願いいたします。

○ 2番(木下甲子三君) ただいまから第2回定例会における一般質問のトップバッターとして質問させていただきます。私は一番に同和事業推進について、二つ目に公害及び道路行政について、三番目に教育行政について、以上三点についておうかがいしたいと思いますので、担当者は明確なお答えをお願い申し上げます。

まず第1点の同和事業についてでございますが、本市始まって以来、また今後を通じて、こんな大事業に取り組むようなことは絶対にないと言っても過言ではないと思ひ大事業を推進しておるものでございます。したがって、理事者はこの事業を完遂するためには、最大の努力と細心の注意が必要であると存じます。私は当初よりまず第一にこの事業を推進するためには財源の確保、二番目に各権利者及び地主住民の皆様方の理解と協力を得ることが大事ではないか。また三番目に、この事業の進め方については、細心の注意をもって決めていく、この三点が完全でなければ、おそらくこの事業はむずかしいのではないか、このようなことについて再三、申し上げてまいりました。

特別措置法が制定されて約3年を経過した今日、当市におきまして、すでに数十億の血税を使って果してどれだけの事業が出来ているのでしょうか。なるほど用地を買収しておられるようですけれども、これとても賑々と買収しているため、本事業を推進すべき根本的な方法とは考えられません。何故、道路用地の買収を第一にやらないのか。46年度当初予算では、道路の建設を第一にやり、そのために取り除くべき民家等も約2百戸と推定されるというお答えであったと思います。それに改良住宅を約3百戸建設するんだ、しかしながら、全然それは46年度ではやっておられないし、やっておるように見受けられませんが、このことについて、市長助役のお考えをおうかがいしたいと思います。

次に財源の確保についておうかがいいたします。本事業関係のすべての法律を利用した補助と、最大限、国、府等にお願ひしたのち、市の持ち出しは総事業費の何%になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

またその持ち出しにより、再び不名誉な赤字再建団体に落ちないかどうか、これも合わせておうかがいいたします。この問題については、市民が非常に心配しておりますので、よろしく

お願いいたします。

次に用地買収に伴う家屋の買収等についておうかがいいたします。住民の皆さんは、いつ自分の土地、自分の家が買収されるのかと一部には期待、一部には不安等で落ち着いておれない状態でございます。機会あるごとに市長は説明会等を開いて住民の不安を除き、理解と協力をお願いいたしますとお答えのようですが、あなたは地元は何回行って、何回説明会を開かれたのか、お答えを願いたいと思います。

住民の不安と申しますのは、自分の土地、家がどうなるのか、また買収されたら、自分らは果してどこへ行くのか、またどのぐらいの値段で買い上げられるのか、また新たに行くところが、どれぐらいの値段で払い下げしてくれるのか、等でございます。これらの不安のある限り、去る臨時議会において補正いたしました持家制度推進のための用地買収等に本格的にやれないのではないかと思わけてでございますけれども、これもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まだまだお聞きしたいのでございますけれども、この問題につきましては、各議員さんも非常にご熱心に研究もしておられると思っておりますので、この問題についての質問はこれで終わりたいと思っておりますので、明確なお答えをお願いいたします。

次に公害及び道路行政についておうかがいいたします。昨年来より光化学モッグの被害が市内各小学校等で起きておりますが、本年は、昨年を上回ることが間違いないと思われるぐらい警報等が増加しております。これら光化学スモッグの発生源については、現在のところまだわかりませんという点張りでございますけれども、先日、大石環境庁長官と美濃部東京都知事との会談で、確定出来ないが、自動車の排気ガスが原因であることはまず間違いないと新聞で発表されております。一国の大臣と都知事の見解が一致していることについて、課長のお考えをお聞かせ願います。また発生源が公表されるまで、いまのままの状態で行くのかどうか、これもおうかがいしたいと思います。

また道路行政でございますが、本市において南北幹線と申しますのは、和泉南線ただ一本でございます。この飽和状態は、限度をはるかに越えておることはご存知のとおりでございます。この車の停滞により、排気ガスが何十％も多く排出することは事実でございます。

そこで現在、難航しておりますが、推進中の第二阪和国道の建設及び舞・小田線の開通が、交通の緩和と相まって公害の減少に大きな役割を果たすことになるかと思わけてございます。第二阪和につきましても、種々の事情で遅れているわけでございますが、舞・小田線については、別に障害があるようにも聞いておりませんので、大阪府と積極的な交渉をもって早期に着工、完成すべきであると考えますが、お答えをお願いいたします。

次に教育行政について若干、おうかがいしたいと思います。最近、学校給食費が各校まちまちであったのが一律平均にすることと、より以上の栄養の増進等ということで、ある学校では現在まで月800円であったものが千二百円と、50%の値上げということで父兄の間で問題になっております。もちろん物価高騰の折りでもあり、これもおもな原因と思われるが、本当に児童の健康維持と衛生管理及び栄養の増進等をお考えになるのであれば、市一本で給食センターを設置すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

また昨年から実施されております幸小学校での給食費のことでございますけれども、無償になったといっておられるにもかかわらず、いまだ給食費を払っておる人もあると聞いておりますが、給食費をまだ受け取っておるのかどうか、おうかがいしたいと思います。

以上、簡潔でございますけれども私の質問を終わりますが、お答えのいかんによりましては再質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 助役(藤田利君) ただいま木下議員さんのご質問の第一点、道路用地の買収がどうなっておるかということでございます。これはもう本年度計画の道路については、建設部においてすでに買収の終わっているところ並びに若干の未買収のところもありますが、細部については、建設部長よりご報告があると思っております。

それから改良住宅三百戸をつくると言っていたが、どうなっておるかというご質問の点でございます。これは46年度事業として150戸は、早い機会にもうすぐ着工されまして、そしてあと80戸、これは47年度事業として計画されております。

次に一体、財源は何処あるのかというご質問、また赤字再建団体にはならないのかというご指摘でございます。特別措置法では、対策事業は国、府、市の責任でやりなさいという条文になっておりますけれども、実際上の裏付け、財政措置が十分でない現状でございます。しかしながら、事業をやることについて起債を認められる点、比較的やりやすくはしてきておりますけれども、市の負担すべきものということになると、現行法では、非常につらいような財源でございます。

しかしながら、これについては、国、府に対しまして共通に、われわれであれば、阪南ブロックの各市も共通の悩みを持っている関係上、かたまって現在、国や府に陳情中でございます。

○ 2番(木下甲子三君) 第一点の道路用地等につきましては、すでに確保したところもあり、未買収のところもある。いずれにしても、この事業の一番骨ともなるべき道路をまずやっていくというわけですね。それはよくわかりました。

次に財源については、現在、いまの答弁では財源が確保されておらない。この事業遂行に必

要と思われる財源については、まだ国、府等に交渉を続け、強力をお願いしなければ、市の持ち出しが非常に大きくなる、かように聞いたわけでございますけれども、この大きな事業をやるのに財源の確保も出来てない。しかも聞くところによりますと、かなりのいい値段で用地を買収されている。これは財源の見通しも暗い中であまりにも無責任ではないか。赤字再建団体に陥るのではないかという市民の心配がそこにあるわけでございます。国がやりなさい、府も協力しなさい、市はもちろん協力すべきである。三者が一体となってやる事業におきまして、財源が確保出来ておられないにもかかわらず、本市におきましては、すでに数十億、おそらく総事業費は数百億に達すると思われるが、その見通しが暗いという中でこの事業を進めていくところに、無責任な理事者の方針と申しましうか、政治姿勢はどうしても納得出来ません。起債等で比較的やりやすいとはいいいながら、全部借金ではないかといえるんではないか。

この点について、市長は就任された当初から、私はこの同和事業、福祉行政とに全生命をかけてやっていきたい。必ず完遂させていきたいというお言葉も承っておりますけれども、この事業推進のうえにおいて、少なくとも、一番大事な財源の獲得について、なんとかなるだろう足らなかつたらケツまくって、やむをえん場合は逃げたらええんだという考え方でおるんではないか。私が先ほど申しましたように、最大の努力と細心の注意を払わなければ絶対に成功出来ないというのは、まず第一点の財源の問題においてもあると思います。

もっと真剣にこの問題に取り組んでいただきたい。そして十万市民の幸せが市長、あなたの肩にかかっておるんだ。再び不名譽な状態に落ち込まないように、全身全霊をあげてこの問題を解決すべきであると思いますけれども、市長の見解をおうかがいいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

◎ 市長（藤木秀夫君） 木下議員さんのご質問にお答え申し上げます。

なるほど、この大きな同和事業をやるのに、財源をはっきり獲得せんとやることは、非常におぼつかないんじゃないかというお叱りのように承ります。ごもっともでございます。しかしながら、これは法に基づく事業でございますして、そのルートに乗って詳細に計画し、それを完遂した場合、それに対する補助が何十％、また起債が何％とはっきりたわれておりますので、とりあえず、事業そのものの認定を取り、実施に取りかかっていくのが順序でございます。いかに政府が法に示されておられますも、「この金持って行って使え」というわけではございません。

それにつきましては、第一番に、ただいま木下議員さんと指摘の自分の家がどこに出来るのか、また何ほいるのかと心配される住民さんの気持はごもっともだと思いますけれども、とりあえず、46年度に計画した事業そのものは47年度に繰り越しておる現状でございます。

47年度計画の住宅と、46年度から繰り越された分を今年度建設いたしまして、それにかかった費用に対する何十％あるいは起債何十％、市の持ち出しは何％と初めてははっきりして参りますので、その点建設のほうからはっきりした答弁を申し上げたいと思います。

○ 2番(木下甲子三君) 市長のお答えですと、純粋に市よりの持ち出しは非常に少ない。はっきり言いますと国、府で80％、市の持ち出しが20％、一番初めてそのように聞いておりましたけれども、市の持ち出しの率は20％なのか、それとももっと多いのか、少ないのか。現在までの事業内容からいたしましてその率はどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 総務部理事(庄司清君) 総括的な補助率のご質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

総括的なことでございますので、何の事業に幾らという明確なお答えは出来ませんが、その点ひとつご承賜りたいと思います。環境改善整備事業の補助金につきましては、これは同和对策特別措置法に基づきまして、三分の二の補助が交付されることが明記されてございます。その残り三分の一につきましては、100％の起債をみる。そして残りの十分の八、すなわち1千万円について8百万円は、地方交付税で措置するんだと規定されておるわけでございます。

法律上のシステムはそういうことになってございます。ただ問題となりますのは、国庫補助基準が実情に沿わない点もありまして、実質単価、規模の問題等が出てきております。そういう関係で、一つの事業の補助基準というものが実質と違う点があり、それを府の補助あるいは貸付金でカバーしてるといのが、現在の環境改善整備事業に対する補助の取り方でございます。ちょっと抽象的な答弁でございますけれども、一応、現在の補助の交付の基本だけをご説明させていただいたわけでございます。

○ 2番(木下甲子三君) 私のお聞きしておるのは、市の持ち出しが何％になるかを聞いておるわけです。したがって、補助基準の違う内容の事業もありますけれども、この事業をいままて進めてきた数十億の内訳、これでもかく何％に当たる部分が純粋に市の持ち出しになっておるのか。あとにも出てきます赤字再建団体に落ちるのではないかとという心配が市民の間で起きておるので、まず市民を安心させてやらねばならんという点もございまして。その点、もう少しはっきりしたところをお聞かせ願いたい。

○ 総務部理事(庄司清君) 抽象的なお答えでございましたので、具体的にというご要望でございます。一例を挙げてお答えさせていただきたいと思いますが、総括的に幾らになるかということがご質問のご趣旨だと……。

- 2番(木下甲子三君) 具体的な例はいらんわけです。
- 総務部理事(庄司清君) 平均的に幾らほど市の持ち出しが必要かという点を具体的にお答えすることは、ちょっといまの私の手元の資料ではお答えしかねるわけでございます。
- 2番(木下甲子三君) 私はこの事業をやっていくうえにおいては、三つの要素が必要だと考えております。その第一点の財源問題について、いまのお答えては非常に不親切であり、また無責任である。何百万円とか、何千万円ではない。何十億、何百億になろうとしておるのかわからないというのでは、この事業を本当に進めていこうとしておるのか疑わざるをえない。ここでお答えにくい点もあるかと思いますが、実は私は先日、東大阪市のある議員さんにお聞きしたんですが、向こうさんでは、現在まで九十億程度の事業をやっており、一括して市の負担は三分の一、国、府の補助が三分の二、向こうさんは六十万の大都市、当市は十万、貧弱な都市でございます。六倍も大きい市が、九十億の三分の一の市の負担に耐えられないということ非常に困っておられます。私の心配するのは、もっと早く気が付いておればここまで深身に落ち込まないと思うので、ひとつ財政担当のあなたも、この点について、もっと明確な答えがいつでも出せるようにしておくべきだと思います。

もうこの問題につきましては、これ以上申し上げても答えられないと思いますので、次に赤字再建団体に絶対落ち込まないかどうかについてお答えを願いたいと思います。

- 総務部理事(庄司清君) 赤字再建団体というご質問でございますが、これは財政再建特別措置法の施行令により基準がございます。和泉市の現状でございますら、4億円以上の赤字を出すと再建団体になるわけでございます。現在のところ、4億円は基準でございますが、46年度の決算が現在調整中でございますが、その決算に基づきまして、幾ら多少この数字が動くふえる要素がございます。いかほどふえるかはちょっとわかりませんが、現状からいきますと4億以上ということになるわけでございます。それ以上越えれば、赤字再建団体の準用団体にならないといけないことになってございます。

そこで端的に環境改善整備事業をやることによって赤字再建団体になるかという点につきましては、その事業量、内容等によって多少変わります。また財政運営上、細心の注意を払ってこの赤字再建団体の汚名を二度とかぶらないように努力してまいりたい、このようにわれわれとして考えておるわけでございます。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。
- 助役(藤田利君) 私からお答えいたします。

家屋、用地の買収につきましては、事業の進捗状況とにらみ合わせ、地元で説明会を開いてご理解を得たりえて実施したいと思っております。したがって、個々にはやっておりません。

一俣挙げましたなれば、幸小学校の拡張につきまして、こんど、24日に地元で説明会を開くことになっておりまして、その説明会るとき、地元議員さん、地元住民とよく話し合ったりして買収する形式をとってまいりたいと思っております。

○ 2番(木下甲子三君) 幸小学校を拡張するというお言葉でございますけれども、3月の当初予算では小学校の新築の費用の一部、用地買収費として14億幾ら計上しております。いまのお話ですと、幸小学校の拡張、そのうえで一枚の用地買収をしていくと受け取れるのですが、どのようになっておるのか、もう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

○ 助役(藤田利君) お答え申し上げます。

幸小学校の一枚増設ということは、いずれかの日には、人口の増加に伴いやらなければなりません。現在は新設せず、あの学校用地を拡張、買収して用を足すという計画に変わっております。

○ 2番(木下甲子三君) 私の解釈では、3月の予算で現在の幸小学校を移転し、新しく建設するというように解釈しておったわけでございますけれども、あの用地費の1.4億というのは幸小学校の拡張に要する用地買収費であったわけですね。この点もう少しはつきりと……。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

当初予算で債務負担行為としてたしか14億8千万円と記憶しますが、計上いたしましたけれども、これは小学校とも、中学校とも規定せず、学校用地取得買収費として計上したものでございます。お説のとおり、環境改善整備事業と合わせて新設校を設置する、これは小、中、いずれも基本的な考えでございます。

ただいま助役の説明によります現在校拡張云々も、基本的には新設に代るべく、現状2千5百坪程度の校地でございます。これを抜本的改革による新設としてこの学校の位置付けだろう、かより考えるのでございます。この点合わせてご了解いただきたいと思っております。

○ 2番(木下甲子三君) そういたしますと、現在の幸小学校の用地がまだまだ大きくなるというわけでございますね。

そこで重ねておろかがいしたいのは、プールの問題でございますけれども、現在の小学校用のプールとして、山手中学校の向こう側に建設されておるように思いますが、そのような計画があるなれば、幸小学校の校庭内の隅のほうに用地も確保されておると思っております。旧農協の倉庫、またその周辺が市の所有地であるか、またはそれに近いものではないかと思っております。そこで小学校のほん近くか、小学校内にプールが建設されても何も出来ないことではないと思っておりますけれども、現在、山手中学校の前で建設されておるプールは、小学校のプールなのか、中学校のプールか、あるいは一般の市民プールか、はっきりお答え願いたいと思っております。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。
当初予算審議の過程の中で幸小学校のプール設置について強い要望を果すべく国、府と折衝してまいりましたが、現状の狭い運動場の中で設けることについても問題がありましたので、山手中学校の学校プールとして今回、新築いたしまして、この中でこの事業を行なっております。したがって中学校のプールとして、なお地区にいままでプールがなかった実情から、小学校生用のプールも合わせて二カ所建設してあるような実情でございますので、その点よろしく願いたします。

○ 2番(木下甲子三君) 次に家屋等の買い上げ、またどのぐらいで移転すべき土地が払い下げられるのか、地区住民の最大の期待と不安になっておる問題について。

○ 助役(藤田利君) お答えいたします。

地元で説明会をし、その希望をよく掌握いたしましてご期待に沿うように、たとえば替え地を渡す、あるいは改良住宅に入ってもらいたくとか、話し合いのうえでまとめ、住民に不安を与えないようにしたい、かような所存でございます。

○ 2番(木下甲子三君) 今後、買収、移転等については地元の住民とよく話し合いしてなるほどけっこうではございますが、この大きな事業に着手されておりながら、私の先ほどの質問に市長からまだお答えは聞いておりませんが、助役から改めてごく最近のうちに、こうした問題になるであろう細かい問題について、地元住民とよく話し合いして決めていきたいというお答えでございますけれども、いままでに土地買収等において、いろいろと基準を決めておられるように聞いております。最高21万円から11万円そこそこ。話し合いをして、住民の要求がかりに国、府の補助率が80%、市の持ち出しが20%だとするならば、市の持ち出し20%程度で払い下げてほしい、あるいは土地についてもそういう要求があった場合、その住民の要望にOK来るかどうか、お答え願います。

○ 助役(藤田利君) いまのご質問は、持家と理解いたします。それについては、ご指摘のような、たとえば80%の補助があれば、20%で払い下げということは、補助があれば、補助だけの分は差し引くことは出来ますけれども、現在のところ、替え地には補助が付かないことになっております。したがって、たとえばその家庭が計画道路の上にあるという場合、その土地、家屋というのは買収させていただきますけれども、その買収の金で替え地を買っていただく形、現在のところはそういうことでございます。

○ 2番(木下甲子三君) そうしますと、いよいよ地区内で整備していくとすることになるのでございますけれども、持家制度を推進しながら、その用地に対しては補助がない、と申しますと、最高21万円から10数万円で買い上げ、そして整地をすると、かなり高い土地になると思ひ

ます。これをそのまま住民に売り付けるわけですね。そう受け取ってよろしいわけですね。

そこでお聞きいたしますが、現在、住民の方々が住んでおられる住宅、土地一概しほ減しても、いま申した一円の補助もない土地に移転しなければならないのですが、その住民の住んでおる土地を果して幾らで買い上げようとするのか。少なくとも、移転するんですから、必ず金はかかります。家をよくしてあげるといながら、もし半額程度に買い上げられるとするならば、どんなに話し合いしても、住民がこの話に乗ってくることは絶対ございません。あなたはこの話に乗ってくると思いますか。話し合い、説明会で説明してのちに理解という、理解が重なって協力というのが出来てくると思います。理解の出来ないものには、協力も出来ないと。まして現在、持家に住んでおられるようなところは、まず中流の家庭だと思います。何ら不自由しておりません。これらの家庭に大きな負担をかぶせるようなことで、住民の協力が得られるかどうかお考えであれば、あまりにも無計画と言わしめようか、無認識と言いましめようか、あきれてものが言えない状態でございます。もし、あなたであれば協力出来ますか。自分の住んでるところが30万円で買い上げてくれるなれば、差し引き移転してもそう大きな負担をかぶらないが、1円の補助も出ず、果して現在、住民の住んでおるところを「はい、わかりました」ということで明け渡すでしょうか。はっきり言いまして、そのようなお考えでしたら、この事業そのものは絶対に出来ない、そう考えますけれども、あなたは絶対にやれるという自信があるかどうか、おうかがいしたい。

○ 助役(藤田利君) お答えいたします。

この問題については、ご指摘のとおりでございます。私ども、最も頭を痛めているところでございます。したがって、各市とも同じ悩みでございまして、先般来、政府のほうに要求に参りまして、持家制度に対して補助をしると強く申し入れております。私が先ほどお答えしたのは、現時点におけるお答えですが、いずれかの日には解決つくかもわかりません。しかし未定のことをはっきり申し上げることは出来ませんので、現状をお答え申したのですが、このことについては、府にも、国にも強く要求いたしておる次第でございます。先行取得が出来るように、しかも金を安く、補助を適用してもらいたいと強く打ち出しておりますが、まだその結果がはっきりいたしておりません。

○ 2番(木下甲子三君) 一番頭の痛い問題、もうこの事業をやることが決定して2年になっておりますけれども、こんな問題はすでにあなたはご承知である。当時あなたはまだ就任されておらなかったけれども、一番頭の痛い問題であることは私も同感です。それに対して話し合い、説明会を1回もしておらないことは、これはどういうことになりますか。はっきり申し上げて、やろうとする姿勢になっておらないのではないか。まず住民の皆さん方との話し合い

そこに町内会という機関もございます。また農協、各種団体等もございます。それらとよく話し合いして、田舎 スムーズに進める対策を現在までしてこられたかどうか。また説明会は近いうちにやるということもございますけれども、そういう後手、後手で、「泥棒をつかまえて縄をなう」です。また補助率、補助金にしても「いずれかのうちに……」というようなことで住民が安心しません。したがって、協力も出来かねると思います。もう少しはっきりした基本姿勢というものを持ち立てたうえで、あわてることなく研究、話し合いもし、そして人々との和の中に生まれてくる事業であってほしいと思うわけです。この本質的な問題からいたしまして、法律とか規則でしぼりあげる以外に、人々との和によって出来上がる事業こそ最も望ましい推進方法でないかと思ひます。

これ以上お聞きいたしません。しかしいずれにいたしましても、難問題であることは間違いございませんので、どうか地元の住民、その代表の方々、また支部の方々、議会の協力等を得まして、1日も早く、しかも完全無欠、本当によかったと、出来上がった時点で全市民が心の底から万歳をやるような事業の完遂をしていただきたいことをお願いしておきます。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。
- 交通公害課長(内田繁君) お答えいたします。

私のほうの問題提起といたしまして、ご趣旨は、光化学スモッグの発生源は自動車の排気ガスではないか、その対策をどのように考えていくのかということだったと思ひます。

光化学スモッグの発生メカニズムは、現在までのところ、いまだ解明されていない現状であると思ひます。一説にはご指摘のとおり、自動車の排気ガスによるものと言われておりまして東京都での発生状況をみた場合、いずれも自動車の排気ガスではないかとみられております。

さすれば、どのような対策を講じ、処理していくかにつきましては、正直に言って、国なり、府、市町村におきましては、非常に苦慮しているところでございます。そういうことも言うてはおられませんので、ご承知かと思ひますが、6月5日付けで環境庁から全国の都道府県知事に対しまして、いわゆる自動車の通行規制を盛り込んだ暫定措置を緊急に通達されたわけでもございます。それによりますと、光化学スモッグの発生の元凶と言われる自動車に対し、発生しやすい状態のときには、不要不急の自動車の通行をやめるよう指導する。また被害地域については大幅な交通規制をやるよう、都道府県の公安委員会とよく協議しなさいということ。それからエンジン系統の整備点検をきびしく行なう。もう一点は、排気ガスの防止装置のアフタパーナー等の取り付けを奨励していくんだということが出されたわけでもございます。市といたしましては、これらを早期に実施していただけるように、強く府に対して要請したい、かように考えておりますので、ご了解賜りたいと思ひます。

- 議長(貝淵博治君) 建設部長。
- 建設部長(中塚白君) 通路行政についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、泉南線が飽和状態であることは、われわれも十分認識しておるところでございます。第二阪和の開通が諸般の事情が遅れてはおりますが、一応、50年4月には全線供用開始ということになってございます。それまでには何としましては諸問題を解決していかなければならないことに当市も追い迫られております。

第二阪和の問題はともかくといたしまして、泉南線のバイパスについては、現道の泉南線の改修は不可能でございますので、私のほうは現在、大阪岸和田南海線ということで、本年3月一応、計画変更いたしました。幅員も22mに変更してございます。これの早期実現につきましては、先般来より府といろいろ折衝し、ようやく府も一応、事業に踏み切るようになってございますが、たまたま当市を通過する部分はほとんど新設でございます。それからご承知のように、少なくとも、幹線道路につきましては、全線一挙に開通するのは至難でございます。ある地点から地点を結ぶ区間を一部供用する形をとらざるをえない。高石の部分からバイパスになります。いわゆる全線が新しく買収という形になりますので、事業の進め方等について現在、府とどのようにして早期に、しかも現在の泉南線の飽和状態を解決することになるかいま、協議中でございます。出来るだけ早い時点で、何らかの形で泉南線の交通緩和を図るようわれわれも努力してるのが実態でございます。

- 3番(木下甲子三君) 第二阪和については、私も遅れておる理由も多少、存じあげておりますので、これは別といたしまして、舞・小田線の分については全線開通は非常にむずかしいということですが、それでは当市関係分のみについての用地買収は早急にやっておられると思いますけれども、早急に進めていただきたい。交通の緩和と相まって公害の減少という、大きな一石二鳥とも言いましうか、役割を果たす道路でございますので、ひとつ積極的に府に対する働きかけをしていただいて、早期実現に邁進していただきたい、このようにお願いしておきます。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。
- 教育次長(阪東重信君) 教育行政についてお答えいたします。

第一点の給食費の値上げの問題について、給食センター設置の意思云々ということでございますが、給食費の状況は小学校平均900円、1,000円のところもあれば、800円のところもあり、各校の現行給食費がPTAあるいは学校で自主的に決めてきた経過があって、ご指摘のまじまじであることは事実でございます。

教育委員会といたしましては、同一の献立で、他市の状況なり、栄養の所要量の改定に伴う

措置等、種々検討した結果、今回、指導案を校長会等にはかり、各校の状況に応じて5月ないし6月から値上げもやむをえないという線になっておる実態でございます。

お尋ねの給食センターにつきましては、過去何回か給食施設、財政措置等からセンターを設けるか、あるいは各校単独に給食施設を持つかの検討を加えましたが、結論に達せず今日に至っておりますのでございますが、今日、一括購入で父兄負担の軽減をはかるべく、生鮮食料品以外をその線を進めてまいりたいと思いますし、また校長会等からも父兄負担の軽減施策の要求もあり、今後、十分ひとつ前向きで検討したいと考えております。

第二点の幸小学校の給食費の問題でございますが、本件につきましては、昨年同様、辞退される方を除き、全員に対し支給したいと考えております。現在、辞退されておる人員は11人でございます。

以上、お答えいたします。

○ 2番(木下甲子三君) 辞退されておる方11名おるということでございますが、これらの人からは給食費が支払われておるわけですね。

○ 教育次長(阪東重信君) さようでございます。

○ 2番(木下甲子三君) このような行政指導のあり方で本当にいいのかどうか、「三ツ子の魂百まで」と言いますが、もう少し親切な話し合いの場を持って、何としても一本にしほれるような方法をとっていただけないのかどうか。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

少なくとも、この制度を実施した段階において、同和施策の一環としてこの制度を設けたわけでございます。ご承知のように、地元では教育を守る会が発生いたしておりますので、本市教育委員会といたしましては、来年度以降は、こうした給食費の支給については、この制度を利用して教育を守る会の会員に適用するような方法を検討したいと考えておりますので、よろしくご了解賜りたいと思います。

○ 2番(木下甲子三君) 終わります。

○ 議長(貝淵博治君) それではちょうどお昼でございますので、休憩したいと思いますか、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは1時まで休憩いたします。

(午後零時休憩)

＜午後の部＞

（午後1時3分再開）

○ 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。29番坂上君。

○ 29番（坂上国治君） 私たち議会議員といたしましては、1期間の最終定例会でございますので、この際、一般質問の機会を得ましたことは、まことに光栄に存じております。

まず第一点、市長、助役の政治姿勢について。第二点、環境改善整備事業のすすめ方について市長、助役、同対部長の所見をうかがいたい。

ここで、まず前もって申し上げておきますけれども、他の部課長には私は答弁は許しません。ただいま申し上げました市長、助役、同対部長に限って答弁を求めます。

それともう一点、先ほど木下議員の質問がございまして、多少私との関連性があるかもわかりませんので、重複の点がございましたら、できるだけ避けていくようにしたいと思っておりますけれども、全体的に避けるということは不可能だと思いますのでその点ご了解をまずもってお願い申し上げます。

まず第一点の市長、助役の政治姿勢についてをうかがいます。先般の議会で、環境改善整備事業費の約50億円の補正予算について、いろいろとご質問申し上げましたが、市行政の考え方はあくまでも窓口一本化を主張されて、市と支部との話し合いで事業を進めていくんだということとございました。そこで私は、それでは地元がもし反対をした場合にはどういふふうにするんかということをお尋ねいたしましたところ、事業の実施段階で町会のほうへ話しかけるんだということとございました。それに対しまして、私はそんな方法では町会が協力してくれないと思う。したがって、事業ができないのではないか。それでは50億円の補正予算の意義がないのではないか。そういう理事者の進め方であるならば、私はこの予算に対しては反対申し上げますということを私は申し上げたんでございます。ところが、その私の反対意見に対して答弁がなされなかったわけでございます。その後、議長の配慮によりまして休憩に入ったわけでございます。その後、休憩に入ってもいろいろと話をいたしました結果、いよいよ再開してくれということで議会を再開いたしまして、そこで助役から前言の取り消しがあったわけでございます。今後は町会、支部、各種団体、いわゆる地区住民に十分話し合いをして事業を進めていきますとの答弁がなされたのでございます。私たちはこれを了解して、議会が満場一致でこの50億の補正を可決決定いたしましたのでございます。

それから数十日後、議員総会の席上で、幸保育園の建築についていろいろと協議の際、町会長には何の話し合いもなされていないことを確認いたしましたのであります。このようなことで議

会をだまして、そうして、ただ50億の議決だけができたらよいという理事者の悪政、これはけしからぬと思うんです。きのうも幸校区の町会長さんが私ほうにおいでになりまして、そうして議長もおりましたので、とせどもいろいろと話を承ったんですけども、市行政のやり方は議会を無視し、市民をあなどったことに対しては、このまま許すわけには私はまいたらないと思うんです。これらのことについて、納得のできるどころの答弁を願いたい。

私たちは現在に至るまで、市行政に対し、1日も早くこの事業を進めるために、いろいろと角度を変えてのアドバイスをしてきたつもりでございます。ところが、われわれの言うことは耳の横を通して、土性根も入れていない。もっと土性根を入れて行政に携わりなさい。私はいつの議会でも、こんな同じようなことを申し上げたくないんです。一回言うたら肝に銘じて市民のためにやっていくのがあんた方じゃないんですか。それにもかかわらず、耳の外を通していると、それでは百年たっても、この事業はできませんよ。あんた方この事業をやる気持はないんです。やるんだ、やるんだと言ってるだけで、やる気持ちは毛頭ない、私はそういうふうに考えております。この際、最終の一般質問でもありますので、はっきりとめどをつけたいと思いますので、そのおつもりでひとつご答弁をしていただきたい。

つけ加えてお聞きしますが、隣保館条例を前回に取り下げた、その取り下げた理由といたしましては、なぜ取り下げるんかという質問に対して、これは町会のほうの了解はまだ十分とれてない、だから町会との了解をとるまでひとつ待ってほしいということで引き下げた。ところが、きのう町会長さんがお見えになった際、実は今度の議会でそれが出てくる、あんた方はそれらの話し合いが十分できておるんですかということをお聞きしたところ、何にもそんな話し合いがなかったということなんです。一体、行政は何を考えているのか。ただ、私の発言を封じるために町会関係のほうへ行って、できるだけ坂上の発言をやめてもらうというようなことを、あんた方振り回しているのと違いますか。そんなことをしないでよろしい。われわれ議会議員として10万市民の代弁者として、ここで発言できる権限を市民の皆さんから与えていただいたんです。だからあんた方、そんなことを言うて回る必要はないんです。住民の方々に納得していただいて、1日も早くこの事業に取り組んでいけるように振り回すのであれば、それはあんた方がやる仕事です。しかし、いろいろの角度から私のほうへ、いかげんな発言はやめておけというおしかりを受けているんです。それはおそらくや、あなた方がそういうことをお願いに行ったために、そうなったんだと私は解釈いたしております。だから、この第一点の問題については明快なる答弁をお願い申し上げたい。

次に第二点といたしまして、環境改善整備事業の進め方について、市長、助役、同対部長の所見をうかがいたい。第一点目の質問とよく似た質問になりまするが、現在までの議会を通じ

て、同和事業費の補助率について、何回かお尋ねいたしました。あなた方の答弁では、国、府が80%、市の持ち出し分が20%だということで何回か確認いたしております。そのたびごとに土地買収の場合、国の基準があるのではないかとということもお聞きしております。もし、そういう基準があったとした場合、その基準を上回った金額については、どういうことになるんですかということでお尋ねいたしましたところ、幾ら高い価格で買収しても、その80%を国、府が持ってくれるんだということのご答弁を聞いております。これは私だけでなしに、各議員さんも十分確認できてあると私は思っております。その点いろいろと私たちは心配しているわけです。あなた方の言うことはほんとうに正しいのか。ただいたずらに、われわれは事業をやっていくんだと、口先だけで音頭をとって、ほんとうの腹の底ではやる気持ちは毛頭ないような感じがいたしますので、その点、後日心配のないように、もう一回はっきりと確認しておきたいため、国の補助は幾らか、府の補助は幾らか、市の持ち分は幾らか、うそ偽りのない線をパーセントでお示し願いたい。賢明なあなた方でございますので、おそらく間違いはないと思いますけれども、万が一大きな間違いがあるとするならば、あなた方はどのような責任をとるのかもあわせてご答弁願いたい。あなた方がこの26名の議員をもてあそんで、そしてうそざんまい言うなら、私は承知しませんよ。だから、私の質問に対しての答えははっきりと、うしろ向いて相談せんと、あなた方の腹の中にあることをパッパッと答えてください。一般質問はいつも私はくじが早く、あとに残る質問者の議員さんの方々にも気がねしておりますんで、このへんで質問を終わりたいと思いますが、理事者の方々も簡単明瞭にお答え願いたいと思います。

次上で二点の質問を終わりますが、答弁の内容いかんによっては再質問の権利を留保いたしまして、質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁に入る前に議長として理事者に一言注意いたします。午前中の答弁の中で、相談せなければ答弁ができない、だれがやるやらわからぬというような答弁のないように、みな控えておられるんですから、ひとつ次は私の答弁だという感覚をもって、先ほど坂上君の言われたとおりの確たるご答弁をお願いします。理事者答弁、藤田助役。

○ 助役（藤田利君） ただいまの坂上議員さんのご質問にお答えいたします。

第一点の市長、助役の政治姿勢ということで、助役から回答申し上げます。同和行政をどういうふうに推進するかということは問題でございまして、同和对策審議会の答申並びに特別措置法の精神にのっとりまして、地区住民の問題解決への自主的、かつ積極的な努力を受けとめて、行政的な配慮をすることが、われわれ地方公共団体の責務であり、また市民的な課題である、こういうふうに思います。同和地区住民の市民的権利と自由の保障実現のために、前向き

に積極的に取り組む行政を行なっていきたい、これが私の政治姿勢であります。

○ 2.9番(坂上国治君) 助役、あのね、私は向こうで大きな声で何を聞いたか、そんな答弁しかできんのか、なめているんか。私はそんなことを聞いていない。議会を無視し、市民を迷わすようなことをして、あんたらそれでええんか。この前の議会で何を聞いているんや、いろいろといま私の言うたこと、市長もおれば助役と三人並んでいるんやないか、何回も言わさんと、あんたがより言わなんたら、次の助役、市長、だれか言え、何回言わすんだ。質問するとき聞いておけ、何をしているんだ。

○ 助役(藤田利君) お答えいたします。政治姿勢を申し上げて、そして次に申し上げよう、かように思っておったわけでございます。

○ 2.9番(坂上国治君) 第一点の私の言うた質問に答えてくれたらよろしい。

○ 助役(藤田利君) この前の臨時議会のときに、計画実施段階において市民にいろいろと申し上げるということでは遅いではないか、協力を得られないんじゃないかというような指摘がありまして、そういうふうに今後も説明会を開いて、そして全地域住民の代表者に説明会を持つということの計画はできております。

それから、それを言うたにもかかわらず、保育所の建設並びに隣保館条例というようなことについて町会和例の話し合いもしていないんじゃないかという指摘だったと思います。その点につきましては、この保育所の問題も、隣保館条例のことにつきましても、これはやはり、以前は校区連合町内会長が館長しておった関係上、連合町内会長であられた木下連合長のところに私が参りまして、こうこうこういうふうなくあいにしたいたいという市の考えでありますということをるるお話申し上げて、ご理解をいただくようにお話しを申し上げまして、一応は木下連合長の町内会の代表者として、実は何回もお会いして、時間も長いことかけていろいろとお話いたしました。そしてその節、保育所もすぐ着工するということも申し上げてございます。ところが、その後町内会長がかわられまして、次の町内会長にも申し上げなければいけないということで考えておったんでございますが、山手町の西口町内会長がきまっただけであって、ほかの長はまだきまっていないということで、まあ私も新しい人にお話申し上げたいと、かように思っておったんでございますけれども、非常に遅くなりまして、私のほうは、ちょうど西口町内会長に対し、今度、幸と旭はどなたが町内会長になられるのか、内定もしていると思っておりますし、それで会長にきまった方を、おそれ入りますけれども、西口さん、あなたからひとつ町内会長を集めていただいて、そして私どもはいろいろとお話申し上げ、お願いすることもございますんで、よろしく願いますということをお願いしておったところ、西口さんのほうの返事は非常に遅いということは、町内会長が決まっていないということで、これではいか

ぬということ、まあ一応はこういうかっこうになりますからということをご理解いただけるように回りもいたしました。

なお、その後も三人の町内会長さんには、こうこうで、こういうふうなくあいに改正しますからということをご申し上げ、ご理解をいただけるように申し上げましたが、それではっきり了解を得たものではございませんけれども、ご理解いただけるようお願いはいたしました。

- 29番(坂上国治君) 答弁がありましたけれども、これでは私の納得いく答弁にはなっていません。そんなことで28名の市会議員をごまかそうと思っているのか、それはいいませぬ。一体私の言いたことあんた方聞いてないでしょう。前議会でいろいろ審議の中で頭を低くして、今後はこういう姿勢でやりますということを議会の皆さん方と約束したんでしょ。ところが、私のいいたいのは、その後に議員総会を開いて、お会いしていないことがはっきりしている。それやったら他の議員もおりましたよ。きのう町会長さんが三人きて、何も話し合いもないということをはっきり言うてますよ。あんた方は言うだけのことや、よそへ行って顔色見て、あんたかってに想像していることや、そんなことでは、政治はやれません。政治家というものは、先見の明がなかったらいかんですよ。あんた目先のことだけ考えて、先見の明がなければ政治はやれない。何がやれるんか、この補正予算を組ましたらいいんや、議員をだましても組ましたらいいんだというようなあんた方のやり方、違うんか、違うんなら違うと一べん言うてみい、そのとうりやないか。だから私は議会無視というんです。そして市民を惑わすようなことをやって、どんな責任がとれるんか。こんなもんは私はやめさせてもらいますというような問題と違いますよ。だから私は第一点目に市長、助役の政治姿勢ということをお聞きしているんです。あんた方が頼りないから各部課長が動けませんよ。死んでも和泉市長が責任を持つんだということやれば、こんなもんいけますよ。ところが、悪いことだったら自分が責任をかぶるのはいやだと、そやから職員があっちこっちへ行っておこられたら、おまえらかってにやったら、そんな責任のないことではとてもやないけど職員は仕事ができぬ。そやから私はたびたび申し上げておるのは、前池辺市長が縁が薄かったのか、助役のおらない市政が長いこと続いた。しかし、どうか曲がりなりでもこの事業をやらないかんということと軌道に乗せた。あんた方三人寄って一たんレールに乗せた汽関車を突き落してしまっただかこうだ、私はそう想像していますよ。違うんなら違うと一べん言うてみなさい。午前中に木下議員も言うたとおり、あんた方一人も足を運んでいない、そういうことやなしに現在、28名の議員の方々が1日も早いことこの事業に取り組んでいきたいと、その気持ちで一先懸命になって、そして円満な方法で解決していきたいというのがみんなの願いである。ところが議会が何人ぼ一先懸命やっても、あんた方の姿勢が悪いためにできんやないか。一人でよう行かんやったらたの

みにこい、各議員に。お互いにみんな協力するんや。一市民が来て市長、助役と語りて来ててもきょうはどっかに行つてま、それは遊んでいるとしか考えられんわ。市民の血税で高い月給もろっているんやから、もっと忠実に尽しなさい。そやからこれに対して第一点の問題、これははっきりしてもらわぬと困るんや。うそをついてたましている、これらの責任をどないするんや。うそらしいことを語りて、それでごまかそうとする姿勢に対して私は怒りを感じず。私をはじめ良識ある各議員さんは皆思ってるよ。議会をだますのは10万市民をだますのと同じことですよ。どないするんや、これ。議会を無視したあとの責任はどないするんや。そやから助役も2人おるんやから納得のいく答弁をして下さい。

- 議長(貝淵博治君) 市長答弁。
- 助役(藤田 利君) 私、先ほど説明申し上げたとおりです。
- 29番(坂上国治君) そんな答弁はあかんからと語りてんや、そんなものは答弁になっているんか。人をなめているんか。そんなら完全に納得のいく答弁を語りまで待つわ。
- 助役(藤田 利君) 先ほど説明申し上げたとおりでございます、なお、それでいけないところのご指摘をいただきました、またこれに対して答弁申し上げたいと思います。
- 29番(坂上国治君) 議会を無視した責任をどないするんや。ただ5.0億の予算を通過させるのに議会をだましてやったかということを私は語りておる。じょうずに応答できぬような聞いたら腹の立つような、ろくな答弁もようせんのに。私、坂上一個人が語りてると違ひ、和泉市民の代弁者や、わかっているやろう。もっと土性根入れて答弁せい。
- 議長(貝淵博治君) 三役で答弁のしようがないんですか。
- 29番(坂上国治君) 答弁できんのか。話はわかるやろう。私たちは事業を進めるためには、こういう方法はええんじやないかということを通言したわけですよ。あんた方反省して、そうやりますということ、これだけ一人文句なしに満場一致で、事業さえスムーズに進めてくれるんであればということ、この補世に文句言つた者がありますか、だれもいない。ということは、あんた方スムーズに事業を進めてくれるもんだと思つて、みんなおまかせしてやっておるんですよ。ところが、あにはからんや、わずかの期間の間に、そういう話もなされてないということ、議員総会の席ではっきりしたんでしょ。このままの状態で行つたら、ああ、うまいことあいつらをだましてやつたら、これからもその手を使つてやるといふくらいしか、あんたら考えてない。あんたら議会のときだけそこに突っ立って、しぶい顔して、議会の済んだときの元気な顔見てみい、わずか5日や1週間のいやなことでも、だまって聞いておつたらいいんだと。そんなことでは市民に申しわけないぜ。だから、そんな事業をするにしても、もっと土性根を入れてやれ。ただ自分の地位、名誉ということにこだわつてやらずに、一命を

捨てて、たとえばやるんだという気持ちでもってやってくれるんだと思って、私は前々から頼んでいるんです。そんなことうわべで聞いているだけや。あの補正のときにも、たいがいきついことを言うた。ところがその後何の行動もしていないと。あんた方言村さんのご兄弟に不幸がある前の日に行って追いつ返えされた。時も時、折も折、何どきどないなるやらわからぬときに相談に行って、だれが受け付けてくれるんや。そんなことで10万市民をあやって、この特別措置法、10年間の時限立法ですよ。しかし、事業にかかっているのと遅れてきて、これは15年かかって、20年かかってもいたし方のないことだと思ふ。ところが、あんた方が軌道に乗せぬようにする。うそやと思ったら休憩の時間に一べん議長にでも聞いてみ。議長は一言も言わなかったけど、話していることをじっと聞いておったからわかっていると思う。そやからあんた方はうつむいているはずや。することせんといひ顔をするのはあてが違ふ。私は市長、助役という三名の方の答弁を求めているんだから、われと思わぬ人はどどん立って答弁をしてくれたらよろしい。私はあんた方の答弁いかんによっては、こんなもん5分か10分あったら済むことや。そんなわけのわからぬことではあとに引かれぬ。わし1人の場合だったら引きます。しかし、私が千何百という支持をしてくれた市民がいるんです。私は簡単には引き下がれませんよ。これは先ほども申し上げたように、議席は29番で末席や。このごろ一般質問はいつも先にやらしてもらっているが、ここで時間をとったら、皆さん方にお気の毒やと私は思うてるから、できるだけ早いこと答弁を願って、そしてあとの質問者の方に譲っていきたいと私は思っていますが、答弁がはっきりせなんだから、あとに引くにも引かれない。そやからかいつまんで申し上げたら、議会にうそを言うて、5.0億という補正予算を組ましたと。いよいよ組んでしもたら、あとは野となれ山となれというあんた方の姿勢、それを私は追及している。そやからあんた方に納得さそうと思ったら、同じことを十べんくらい言わなんだら頭に入らぬ。こんだけ言うたら、もうあんた方の頭に入っているだろう。それでひとつ交代してでも納得のいくご答弁を願いたい。そのかわり納得のいく答弁がなかったら、納得のしてくれる答弁をするまで待たしてもらいます。それは私の責任ではなしに、あとの方々の時間を引っぱるの、あんた方三人の責任になりますんで、そこらのところをひとつ十分考えていただいて、できるだけ早く納得のいく答弁をしてください。

- 市長(藤木秀夫君) 坂上議員さんは50億の債務負担行為の補正予算は、議会を無視したところの行為やというおしかりのように承ったわけでございますが、何も私といたしましては50億の予算をだまして皆さんにお認め願って、あとは野となれ山となれというような考え方は毛頭しておりません。これを有意義に行ない、起債というものは必ず返さなければならぬ義務がございます。これでもって環境整備事業を何とか遂行していきたいというところの考え

のもとに、この補正を皆さまにご無理願ってお認め願ったわけでございます。しかし、これとても一挙に使えるものではございませんし、ただいま計画いたしております改善事業を一つ一つやっていきたい。それを軌道に乗せて、そしてこれの補助をもらい、また起債を認めてもらいやっていきたい。これがいまできないということで一口におしかりを受ける場合は、これはいたし方はございませんけれども、まず、ただいま計画いたしております消防の出張所とかあるいは診療所、また高速道路、住宅というようにこれを計画いたしておりますし、これは大体確認してもらえております。これに対して補助をもらい、これを6年、7年の2カ年にやってのけてという意気で進んでおるわけでございますが、決して議会を無視したわけでもございませんけれども、非常に確認をとりまする面におきましては、いささかむずかしい面もございまして、これは支部なり、府連なりに連絡いたしまして、双方とも認めていただかなければ、その線に乗せてもらえぬわけでございます。またおしかりの中にありますように、町会の協力なくてはいけないということは、これはもっともなご意見でございます。しかし、この地元の町会のご協力はむしろお願いするわけでございますが、いまだそのところまで至りません。差し当たり午前中にもお話し申し上げたと思いますが、今回、学校を拡張してということの話はありますが、これについては24日の晩にその方々をお集まり願って、ご説明願うという段階になっておるわけでございますので、かようにして、その分、その分の地元住民のなかに寄っていただいとご説明申し上げるといふ段階に相なっているわけでございますので、その点ご了解願ひ、また議員さんとしまして、われわれの足らぬところを補っていただいと、この事業を1日も早くやってのけられるようにご尽力たまわりたいとお願いする以外に何もございません。

- 2.9番(坂上国治君) あんたのほうは余計わからんわ。無視してないのか、無視してないとは何じゃい。はっきり無視しましたと言ってみ。聞きなれのいいことを言うてもらったら困りますよ。だれもこの50億の予算に反対した者はおりません。あんた方の言うことが悪いから反対が出てくる。これは支部と市との話し合いができますか。最終的にやはり地域住民の皆さん方の協力を求めなかったら、土地買収はできんじゃないかということをお尋ねしたところ、そのとおりでありますよ。それやったら、やっぱり町会にも相談をかけて、そうして現時点から協力してもらってやらないかぬと。それでよくわかりました、そういうふうに改めますと。いって、あんた方が前言を取り消す、そういうふうに発言したのと違いますか。そやから、これは無視してないというんなら、これはわれわれ議員も辛抱できぬ。議会と約束したことを守らぬということは、特に市長あたりはかっこうのいいことばかり言うているけれども、ほんとにやる気があるかい。もっと各方面へお願いするならお願いする方法がある。私はあっち

でおこられ、こっちでおこられるような、おこられ役や。あいつの発言を封じろというようなことで振回しをしている、私はそう判断している。そんなことせんと、言うもんには言わしたらいんや。あんたら忠実に議会と相談したことをやっただけ。そんな答弁でわしは引きませんよ。だまして50億の予算を組んだのと違うということは、それは非常にあなたの真実気持ちの中では、そない思っているやろう。あんた議会人としてのキャリアは一番多い。和泉市始まる前から長という名前を持ちやってきたあんたが和泉市のことを一番知ってる人やと。池辺さんが健康の都合であるということで、そこにあんたがパッと飛び出してきて、ああ、この人こそ政治的なキャリアのある人だと思った。いま振り返って考えてみて、私はひしひしと考えるのに、11月に4名の議員さんが補欠選挙で出てきて、この人こそ政治の経験というものは浅い。ところがその補欠選挙で出てきた人の半分も、あんたは知りませんわ。ということは、それはただいたずらにいままで名誉職をかさにきて、性根入れんとやってきた結果が現われてきている。その人間がおめおめと和泉市の市長やと肩書を持ちたがる。そんな行政のあり方ということは市民は望んでおりません。そやから、その点についてもっとはっきりと納得のいく答弁をしてもらわぬと私は引き下がりにません。人をばかにしている。

- 議長(貝淵博治君) 坂上さん、この第一点の問題で、答弁答弁と言うても、しゃあないよって、こいつは横に置いといて、次の休憩の時間にも答弁の思案をってもらうことにして、第二点目に入ってください。

二点目の答弁、同対部長。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 二点目は現在までの議会の中での説明では、国、府で10分の8、市負担が10分の2と説明しておったんですが、国の基準等ではどうであるかという質問かと思いますが、そして土地の補助基準でも相当高い金額であっても10分の8もらえるかどうかということが事実かどうか、こういうことでございますか。

- 29番(坂上国治君) この補助率について、いろいろとあるように聞いているけども、まず土地買収についてのことでおうかがいしたんですけれども、これはいままでいろいろと質問した中で、国、府が80%、市の持ち出しが20%ということで、それを並行線をたどってあんたの方答弁してきたでしょう。そこで私はさらにそれやったら、国の基準というものがあって、かりに坪10万円として、それがいろいろの事情があって、これが15万円に買わされた場合あるいは20万円に買わされた場合に、20万円の80%を持ってくれるんかということを知りたいわけなんです。それは、この事業については幾ら高いからといっても持ってくれますかということを私は確認しているんです。それで、先ほども申し上げたように、これは最終の定例会の一般質問もこの期でしまいや、そやからこれをもう一べん確認しておきたいということで、そ

れでいま私が申し上げたことがそのとおりであれば、それはそれでいいわけです。そない急に変わることもないであろうし、もしいま、ここであなた方が変わった答弁をされるといふことになれば、いままで議会をだましてきたという事しかないわけです。そやからその点について、はっきりと大きな声ですみずみにわかるように、ひとつ国の助成金が何ぼある、府は何ぼ、市の持ち出し分は何ぼということをパーセンテージでお示しを願いたいといふことは私は言うてゐるわけです。私はちょっとほかで聞いているんだけど、あなた方の言うてゐることが大きな間違いがあるように私は思うんです。この間から府にも行き、あちこち調べた段階では、どうもあなた方にうそをつかれたような気がする。それでもう一べんははっきりと、前に言うたのは間違いであったとか、いや、以前ご答弁申し上げましたとおりでございますといふのか、そこら辺をはっきりしてもらいたい。私はあんまり聞きたくはないんです。第一点の問題でまだ解決つけていないから、いろいろ言いたいことがあるけど、市長の政治姿勢といふものはなっていない。といふことは、これは現在の会館条例、隣保館条例、あれはこの間取り下げた、取り下げたおきながら、わざわざ同対部長になった高橋さんがかわった。こんなおもしろい人事はないよ。それをやるどころに何かある、そんなことをせなければならぬ人事なら初めからやめとけ。そんな短期間にかわる目先のきかぬ人事ならやめておきなさい。そんなことをやってきて、次長やった人が今度、部長に上がってきて、いまでもいろいろな問題がありますよ。私は言うて悪いけど、この事業はほんとにやる気持ちはない、いや絶対にやれませんが心で思っている。そやなかったら、私はやはりこの事業を徹底的にやるんだという人が生まれてきてはじめて私はこの事業ができると思ふ。あなた方にはめったにできません。やるならやると言ってみなさい。われわれのほうがか余計に動いている。角度を変えて、ひとつづまいこと持つていくように、おこっている人をおこらぬように協力してもらうように、われわれのほうがか苦勞しているぜ。肝心の本尊さんが横を向いて、はたの者が苦勞をしている。そんなことで、あなた方えらそうな顔をして、わしは和泉市の市長や、助役やと、もったいないわ。そういう補助率とかいふことについては、市長、助役でわからんようだったら、部長から言うてもらえばいい。

- 助役(藤田 利君) 土地については、これは改良住宅、あるいは保育所、こういうふうな建設用地が補助がつきます。それから道路、これも補助がつきます。
- 29番(坂上国治君) そんなことは聞いていない。パーセントで示してくれと。
- 助役(藤田 利君) これは同和関連事業については国で60%、府で20%、市が20%というのが原則になっております。しかしながら、これについては事業の種類によっていろいろと補助率が変わってまいります。午前中には資料不足で木下議員の質問にお答えすることができませんでしたが、47年度の予算の実績を見ていただいてもおわかりのことと思ひますが

単年度では市が約30%、起債を含めると39%、それが償還の時期において補助に切り変えてもらうように奮闘努力したい。すでに府のほうに強力に申し出ておりまして、府のほうもこれは国に対して強力に働きかけてくれておりまして、平均しますと現在のところでは、全部含めまして61%の補助しかあっておりませんけれども、これはそういうふうなかついで事業を進めていきたい、かような所存でございます。

○ 29番(坂上国治君) ただいま助役から土地買収ということで私はしほったんですけれども、その補助率としては国が60%、府が20%、市が20%、これで100%になるわけです。そこでこれだけ確認しておきたいんですけれども、先ほど申し上げましたように、かりに10万として、それが15万円で土地を買わなければいかんということで買った場合、15万円に対する60%、20%というのは国、府で持ってくれるんですか。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 先ほどの説明で、国の場合はたまたま金額で、パーセントでは出てこない。したがって、国の場合は、補助基本額の三分の二、こういう表現を使っているわけです。そして実質的には価格、たとえば何百円とか何千万円という価格で表示されるケースが一番多いわけです。府の場合は国の補助金を入れて10分の8という補助制度の要綱の中には表現されているわけです。国の場合は措置法なんかでいわれている3分の2というのは、国の補助基本額が、たとえば1千万円とした場合の3分の2だと、こういうふうな計算をするわけです。府の補助金をプラスして、全事業費の10分の8、こういう計算をするわけです。国の計算のしかたと、府の計算が違います。

○ 29番(坂上国治君) それを計算するのはお前らの仕事や。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 先ほど助役が国の補助金が60%と申しましたんで。

○ 29番(坂上国治君) 助役と同対部長とは違うんか、意見調製ができていないんか。さらにお尋ねしますけれども、10万円のものが10万円以上の場合でも、その60、20という補助があるんですね。

○ 助役(藤田 利君) 補助の対象になることにつきましては、これはたとえば改良住宅の敷地を買うというような場合は、これは買代金に対して補助がつきます。買代金の値段に対して補助がつくということでございます。

○ 29番(坂上国治君) 買代金とは。

○ 助役(藤田 利君) 土地の購入価格。

○ 29番(坂上国治君) 間違いはないな。それが60%、20%、合計80%ということで確認してよろしいな。

○ 助役(藤田 利君) はい。私の知識不足でございますが、各事業によっていろいろと補助

率は変わっておりますから、その点修正いたします。

- 29番(坂上国治君) 修正するとは、どない。
- 議長(貝淵博治君) 理事者、助役でわからへんだったら、同対部長、あんた書いたんだから、あんた言いなさい。
- 29番(坂上国治君) きょう私が質問するということは、きのうからわかっているはずだ。それを勉強もせんと、そこらで一ぱい飲んでおったら頭に入らぬわい。第一性根入っていない。そやからいつでも私は言うてるやろう。わしらの下には10万人という子がいる。わがさえよかったらいいと、そんな気持ちではいかんや、みんな大事にする気持ちにならへんたらあかんのだ。こんなたよりない理事者を相手にしておられんわい。
- 助役(藤田 利君) 私の勉強不足でございますので、各部長から答えさせたいと思います。
- 29番(坂上国治君) どうもおかしい。朝から木下議員からこのパーセンテージひとつお示し願いたいということがあった。ところが、パーセンテージをより示さない。木下議員のときには、資料が持ち合わせなかったと、それ自体おかしい。誰それが何番目にどんな発言をするということとはわかっている。これはお恥しい限りだ、一べん市民に謝ってくれよ、頼むわ。各セクションと言うけど、一番えらい人がわからぬのに。特に市長の場合は、われわれみたいな新米と違う。和泉市が始まるまで村会議員を長いことやって、和泉市が誕生すると市会議員を今日の市長になるまで、ずうっと来られた人です。ところが、ずうっと聞いてみて、そんな気持ちは毛頭ないよだから、ただ和泉の市長になりたい、助役になりたいというてきたようにしか考えられない。時間が経過するばかりですからあの方も続いて答弁してください。
- 議長(貝淵博治君) ここでおはかりいたします。答弁できないだろうと思うので、答弁の間を置くために、一べん頭を冷してもらおうということで、暫時休憩いたしたいと思います。
(「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり)
- 28番(藤原要馬君) この補助金については前市長のときからで、それにもかかわらず、現在において三役が明確な答弁ができないというのは、どう信用していいか、だれをつかまえて質問したらいいか、それらの点十分協議していただきたい。以上です。
- 議長(貝淵博治君) 何割補助という、それもわからぬようでは困るから、一べん頭を冷さしましうや。だからここで3時まで休憩いたします。

(午後2時35分休憩)

(午後3時16分再開)

- 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。理事者答弁。

藤田助役。

- 助役（藤田 利君） 先刻の用地取得に関する補助率、これについてご説明申し上げます。
用地は前に申しましたとおり、全部が全部、補助がつくというものではございませんが、補助がつくものについての率を申し上げます。改良住宅、これは坪23万1千円までは3分の2補助、そして3分の1の起債。そして保育園の用地につきましては、建物の坪数の2倍までの広さまで、これは買取価格の2分の1が補助であり、それから3割が貸付金ということでございます。だから全部で1.0分の8と買取価格の2分の1が補助、3割が貸付金。それから道路について申し上げます。道路は大体、鑑定価格の10分の7、これだけが補助でございます。そのほかの用地については、補助がございません。
- 29番（坂上国治君） 建物の2倍とはどういうふうな。
- 助役（藤田 利君） 建物の延坪 たとえば2階であつたら、かりに20坪あつたとしたら、その倍40坪までが補助の対象になるということでございます。
- 29番（坂上国治君） そんなこまかいことよりも、大体私のお聞きしているのは、住宅の土地のことを聞いているんですけども、ややこしい説明してもらわんと、坪当たり10万で買うたら80%で8万、2万が市が持ち出したらいんでしよう。それをはっきりとパーセンテージであらわしてくれたい。保育園とか学校というのは住民の住む家よりも大きいことではないはずや、保育園とかそんなものは大体わかってます。これはあんた方がいろいろと答弁下さっているけども、ほとんどわかっているわけだ。あんたらがわかるよりも、わしはわかっているかもわからぬ。しかし、あんた方のうそがどのくらい言いかと確認しているだけで、何ぼ私をだましてもだめだ。資料が怪しかつたら取りに来てください。あんたらに見せてあげます。あなた方は80%が国、府、20%が市の持ち出しということで現在までうそを続けてきた。なおもまだうそを突っぱっていきうとなさるあんたらの気持ちを私は疑っているわけだ。ところが、いままでうそを言うてあることが、ばれたらおそろしいと思ふから、あっち繰り返し、こっち繰り返しやってきたわけだ。そんなことわかってますよ。そやけど、さらにもう一べん私はこの議会の場でこれを確認するために、あんたらの口からはっきり言うてほしいと。だからそんなややこしい2倍がどうかこうとか、そんなお答えじゃなしに、一目瞭然にだれでもわかるように、学校の施設とか保育園の施設とか道路とかは省いてよろしい。一つにまとめて、そして、これは国が何ぼ、府が何ぼ、市の持ち出しが何ぼと、それによってできるだけ市の持ち出しを少なくするために、当然国、府に行かねばならぬ。その努力があんたら足らぬ。もっと金のわらじをはいていくくらいの気持ちにならんといかぬ。うかつに考えてはいかぬ。市民のためにはどんなことでもやるんだという気持ちでやってもらわぬとあきません。い

ままでの努力は絶対に足らぬ。わしのにらんだ目は絶対に間違いない。千里眼だ。あんたらのやっている政治は20点もいかんわ。いま言うたように、学校の施設、道路というものは言わぬでもよろしい。一つにしほって出して、後日、絶対に間違いないように、もし間違ったら承知せんぞ。

○ 建設部次長(林 徳次君) 最終的に正確な数字を改良住宅の場合を例示して説明せよという趣旨でございますので、私からお答え申し上げます。

○ 29番(村上国治君) ちょっと待ってくれ。私は最初に申し上げたとおり、あんた方、手元に配ってあるのを見ておられるだろう。市長、助役、同対部長と。同対部長、教えてもらわぬとより言わんのか、それでも部長か。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 具体的に金額を示しまして申し上げたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) 金額でなく、パーセンテージで示しなさいと初めから言うておる。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) それではパーセンテージで申し上げますと、15万円の場合、国の補助金が3分の2でございます。それから国の起債が3分の1でございます。価格が30万になりました場合は23万1千円に対する3分の2、それから起債は23万1千円に対する3分の1でございます。それを30万からその金額を引きました額に対する90%が府の補助金でございます。残り10%が市の負担でございます。これを金額で申し上げたほうがわかりやすいかと思っておりますので、15万円の場合は、国の補助金10万円でございます。それから起債が5万円、30万円の場合は、国の補助が15万4千円でございます。起債が7万7千円、それから府の補助金が6万2千円でございます。市の負担が7千円でございます。

以上でございます。

○ 29番(坂上国治君) そうすると、30万円の場合は23万1千円の3分の2を国が持つとすると府はどないする。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 府の場合は6万2千円でございますので、国と府で21万6千円いただくことになっております。この場合市が7千円、起債が7万7千円になるわけでございます。

○ 29番(坂上国治君) 起債は借る金で返さなければならない。そんなものは計算に入れるからややこしい。そうすると、大体坪当たり15万円と30万円ということで、これの中間だったら22万5千円となりますかな。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) そうです。22万5千円。

○ 29番(坂上国治君) 22万5千円として、これを入れたときには。

○ 建設部次長(林 徳次君) 15万円が国の補助、7万5千円が起債、市の持ち出しは単年

度ゼロでございます。合計2.2万5千円満額でございます。

- 2.9番(坂上国治君) 府はどないなる。
- 建設部次長(林 徳次君) この場合2.3万1千円の場合は府の補助はゼロでございます。起債と国の補助で全額まかなうということになってございます。そのあと足りない場合は、国の制度が決まりまして、府が9割補助をするということになっております。
- 2.9番(坂上国治君) そうすると、2.2万5千円の場合は1.5万円は国から補助として出てくるわけですね。これは絶対に間違いないですね。
- 建設部次長(林 徳次君) 絶対間違いないというご指摘でございますので、こまかいことを申し上げることをお許しいただきたいと思います。住宅の場合は、購入いたしました土地をどれだけ有効に住宅を建てていくか、つまり土地利用をどの程度に有効に使うのかということでの制限が法律上でございます。そのワク内で土地利用100%有効に使いますという計画をいたしました場合は、そのとおり1銭も間違いない補助が下ります。これはたとえてございしますが、千坪の土地に百戸建てないかぬと、それを特殊な理由で、市のかってな都合で8.0戸しか建てないという場合に、その率はそれ以下に下がることがございます。国の基準を100%利用いたします前提条件の中で、その補助金が100%交付される、こういうシステムでございします。そういう意味では絶対間違いございません。
- 2.9番(坂上国治君) これをパーセンテージで見たらどないなっている。
- 建設部次長(林 徳次君) いま議員さんからご提示のございました2.2万5千円の場合でも1.5万と全く同率でございます。66.666、起債33.333%でございます。2.3万1千円を越えまして初めて3.0万円と同じ計算方式になるわけでございます。5.0万、1.00万、2.3万円を越えましても全く同率になります。
- 2.9番(坂上国治君) ところが、いろいろと補助のない部分もあるわけです。一番率のいいのでこれや、助役のさっき言うた、国が60%、府が20%、市の持ち出しが20%、それと計算合いますか。一番いいので建設部次長から答えてもろうたよりの補助で70%足らんでしよう。一番いい率で市の持ち出しというのは30%以上になってくる、にもかかわらず、先ほどの助役の答弁が60%、20%、市が20%、こんな大きな差があるでしょう。それがわかってくることにはっきりしておるのに、だますのにあんたら苦労して、時も時なら、折りも折、ちょっとだまされへんな。それやったら、何回かの議会で言うたのは、みなりそや、違いますか。ですから最初からもっと議会に働きかけて、議会みんなが一丸となって国、府に行って、そうして、あの手この手で、いろいろ市の持ち出しが少のうなるよう、もっといままで努力ができたろう。私のほうから、審議会という名称になるのかどうかかわからぬけども、こうい

うのをつくったらどうかということを早うから言うておる。そうしてその力でもって、ひとつお互いに審議会をつくるときには、これは支部の方々にも来てもらい、市からも入り、また地元からも入り、そうした中で、そうしたメンバーをつくって、それを主体としたもんで、国、府に当たろうじゃないかということは何回か言うてきた。ところが一こうにそういう動きをしようとしなかった。そうして最近になってから市会内の各常任委員会の中から、ひとつ選ばりやないかということで特別委員会を設け、ところが、これは名目だけつくっておいて、もうすでに議会の改選期を控えてこの特別委員会がいつ活動できるんですか。そんなあいまいなことばかりやって、そやから私は先ほど、あんた方は事業をやる気は毛頭ないというのはそれや。一体これどないしてくれる。いままでそれを言い続けて、先ほど助役から説明があった、60、20という数字を。ところが、うしろから同対部長に注意してもらって、そうしてこれを改めようとした。そんな姿勢でいいんか。いままで議会をあやつってきた責任をどないするんか、一べん市長、助役の中から納得のいく答弁をせい。

- 助役(藤田 利) 私は先ほど申し上げましたとおり、原則として特別措置法によると、国が6割、府が2割ということになっておりますけれども、一律にはそうではございませんということをお答え申し上げます。市が現在、どういう負担をしておるかということも先ほど説明申し上げたとおりでございます。決してそれを言うような気持ちは毛頭ございませんので、私のしゃべり方がまずかったために、そういうふうに解釈されたら非常に遺憾でございます。
- 29番(坂上国治君) 何を言うてんや、ぼけているのと違うか。先ほど議長配慮で、ひとつ頭を冷してやってくれど、それやったら、冷してもうてもけっこうやと。これやったら冷えてない。こんなもん何日たってもあかんぞ。あんたら前に3人すわって、えらそうな顔してるけども、政治については無知や。1週間たったら、もうおいらのもんじゃと思ってる姿、一べん10万市民に見せてやりたいわ。起債といえども、これは返さにかいかん、わかってまんな。おそらく、これやったら、いろいろ総合計算すると、45、6%が市の持ち出しになってくるだろう、そう私は考えるわけです。そういう勘定になるのと違いますか。市の理事者の言われているように20%では済まぬと思う。そうなってくると、現在の和泉市の財政は、皆さん方よくおわかりだと思ってるですよ。以前に赤字再建団体の指定を受けただけに、この現在のパーセントでいったら、本腰を入れて国、府に運動をせねばならない。その運動を怠っている。一生懸命にやるだけやって、そのあげくどうしてもいかぬということであればお互いに動かなければならぬ。棚からボタもちというわけにはいきません。働きかけて効果というものが生まれてくるわけです。あとの質問者にはお気の毒だと思いますけれども、第一点の問題は横に寄せて第二点に移ったんですけれども、これは何日かかっても、あんたらの明快なる答弁がな

い限り、私は引き下がれませんよ。さっきも休憩をしているいろいろ話し合いもなされたと思うし、まず市長あたりからボツボツ本根をはいて、はっきりしなさい。水の中でへこしているようなことではいかんぞ。マイクのそばに口を持ってきて、みんなに聞こえるように、しかもわけのわからぬことじゃなしに、はっきりわけのわかったことを答弁しなさい。

- 議長（貝淵博治君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 坂上議員さんに第一番についてご答弁申し上げたいと思います。
- 29番（坂上国治君） 第一点の問題は一応棚上げや。議長がそうせいということで、第一点の問題はまず横に置いておけと。
- 市長（藤木秀夫君） これにつきましては、先ほどよりこの補助率あるいは市の負担等についていろいろと仕事によってパーセンテージの違うところ、これはだましたというようにのご解釈されてもどうかと思えますが、そういう点をご理解賜りたいと存ずるわけでございます。

だましたという責任についてどうこうというおしかりだと思ふんです。

- 29番（坂上国治君） 一番率のいいやつで66%、その残りが市の持ち出しでしょう。もっと率の悪いやつもある。
- 市長（藤木秀夫君） 起債は府にも行っていろいろと話をしておりますが、これはしばらく起債で置いておいて、補助に切り換えるという見込みも多少あるわけでございますんで、それはまだはっきり申し上げることはできません。それでご理解たまわりたいと思います。
- 29番（坂上国治君） 和泉市長としてそこまで言うんなら、ちゃんといつ幾日に切り換えるようにしてきましたと言うてしかるべきじゃないか。そこまでの努力をしてからものを言え。
- 市長（藤木秀夫君） 現在、やりつつあります。
- 29番（坂上国治君） そうしたら、その起債を補助に切り換える大体のめどがついているだろう。そのめどをはっきりしてくれ。大体いつまでにできるか一べん言うてみ。その確信がなかったら大きなことは言えない。
- 市長（藤木秀夫君） これは47年度年内一ぱいというよう、いまのところでははっきり申し上げることはできません。
- 29番（坂上国治君） 47年度内に起債を補助に切り換えると、これは絶対に間違いないね。
- 市長（藤木秀夫君） それは未知数であります。それに向かって運動するわけでございますので。
- 29番（坂上国治君） 運動してあかなんだらあきまへんと言うだけだろう。そんなばかな

こと言いなさんな、そんな大きなたんかを切りなさんな。

- 市長（藤木秀夫君） それにつきましては過日特別委員会をこしらえていただいておりますので、その方々にもご協力を賜わりまして、これに向かってひとつご協力を願う以外に私といたしましてはありませので、どうぞひとつよろしく。
- 29番（坂上国治君） 今後は特別委員会の方々にご苦勞願うて、そして国、府の折衝はやってもらおうと思います。しかし、現在まで80%、20%と言うてきた、まださっきまでその線が出ておった。それが一番出してもろうても86%だと、そうするといままでうそをついてきた責任はどないする、これをはっきりせい。こう責任をとりますと言いなさい。だました覚えはありませと言いなら、ここに現在すわっている部課長以上、われと思わん者は、絶対だましておりませと言いなさい。
- 助役（藤木秀夫君） 私から回答申し上げます。

先ほど私が特別措置法では60の20国、府ということが原則になっておりますということをおし上げました。しかしながら、実際上はいろいろ違り面もあります。はっきりとおし上げましたなれば、本年の予算書の実績に徴してみましたなれば、61%は補助で、39%は償還していかなければいけな。ただし、償還の時期までに何とかこれを補助に切り換えていただくということで、本当のことを先ほどおし上げたと思ひます。

- 29番（坂上国治君） その起債の償還するまで、あんた和泉市の助役をやるうとする気持ちがあるんですか。えらいあつかましい考え方だと思ひます。われと思わぬ者はと言つたら、あんた立ったんですね、それでわずかそんなことしかよう言わぬのか、なさけな。はっきりとうそを言いましたと言いなさい。いままでの議会を通じて全部80%、市の持ち出しが20%ということで議員を安心させて、その結果が、いま出てきたんや。わしは助役になってから日が浅いとか、そんなこと言わさんぞ。この問題についてうそは言うておりませと言いな人はどなたでもけっこうです。それを言うていただくまで私はここで待たしてもらひます。

（「議事進行」と呼び、その他発言する者あり）

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁しなですか。
- 29番（坂上国治君） これは一般質問ですので、私だけしか発言権がななです。だからみなだまってくれますが、この中にある議員さん全部私と同じ気持ちだと思ひます。そこらを十分議長さんのほうで考えていただいて、ひとつははっきりと答弁さしてください。私も時間をとって、ほかの質問者の議員さんに気がねしているような状態です。
- 市長（藤木秀夫君） このパーセンテージの問題については、私議員時代にみなさんとともに80%ということをおしされてまいったこともあります。その後比叡山において研修会をや

った場合に3分の2という説明を聞いて、どちらがほんとかということにお互い躊躇した場合もあってございまして、その後実際に今日それを実行する面に当たりましたは、いささか数字の間違いというのが生じてきて、わかってきたということがございまして、かような点から皆さんをだましたというようなことに思われる面は、非常に遺憾に存じますが、その点よろしくご理解賜りまして、何とかこの仕事を1日も早くでき上がるようお願いいたします。

○ 29番(坂上国治君) それやったら、はっきり申し上げますけど、先ほどの答弁、議事録を見てもらったらわかりますけど、60、20、20ということが出ています。ところが私が指摘したために、それを取り消すとかどうとか、この議会で80という線を出して、そうしておきながら、だましていないということはおかしい。比叡山でそういうことがあるんやからもっと研究して、この議会でスバスパと答弁できなければならないはずなんです。ところが、市長であるあんたがその答弁が十分できぬというのは全く困ったもんだ。だから、私は議会をだましてきたということは、あえて過言でないと思います。そのために市民が何ほ損しているかということ。事業がどんどん遅れてきて、一体これの責任をどうとる。私の質問に、はいこうですと、どんぴしゃりの答弁がないために、私はここで何べんも言わなければならぬ。人をだました責任、これはあります。それをとりなさい。

○ 議長(貝淵博治君) これだけ並んでいる中で、答弁がないということは、議長としても、この扱いに非常に困るんですけど。これは何ほ言うたておなじこっちゃというような気持ちで答弁なさらないとすれば、議長として処置をとらなければいけないと思うんです。それでよろしいか。議会運営上。

それではおわかりいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

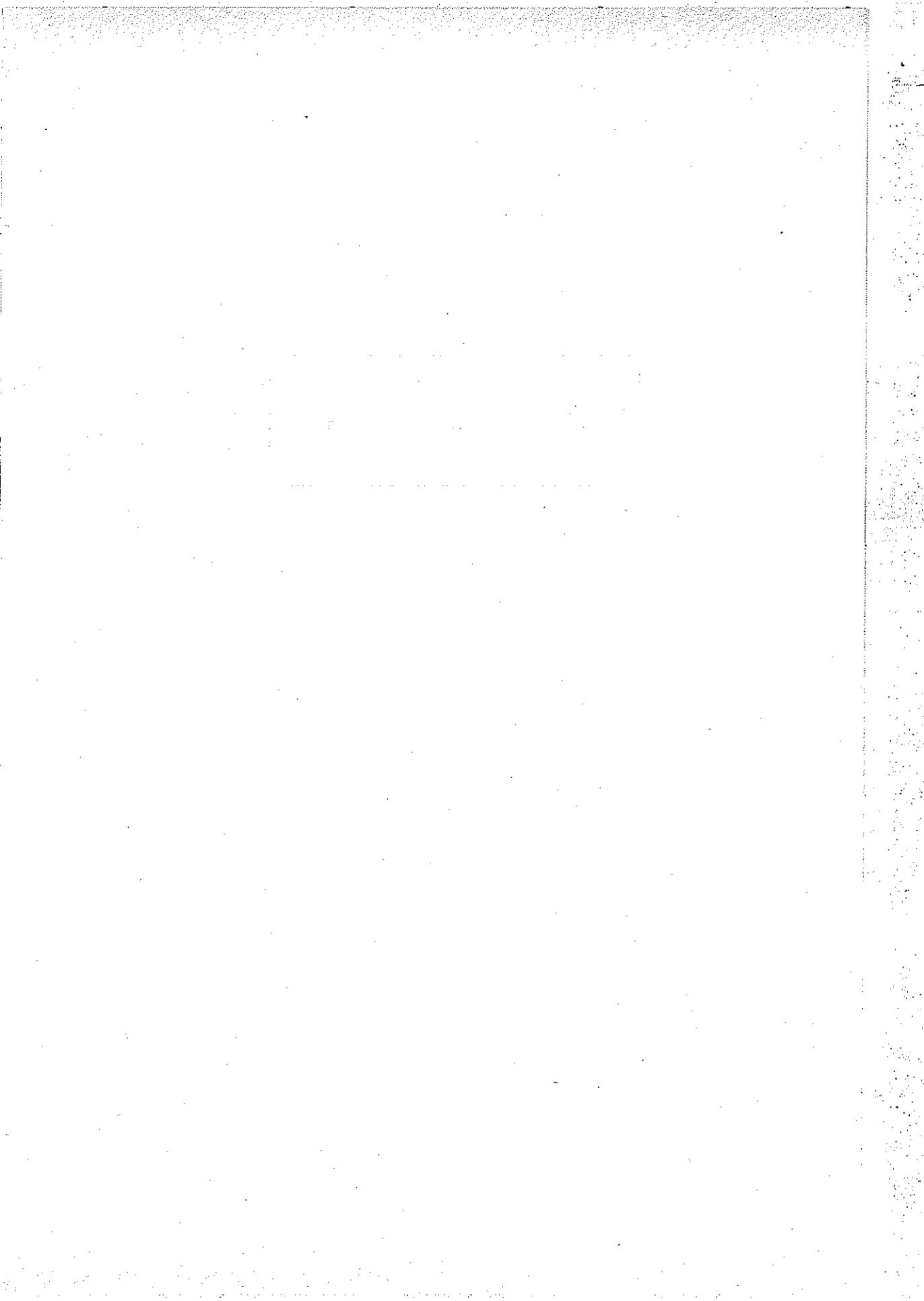
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

この続きはあす10時から続行いたします。まことに長時間ありがとうございました。あす10時からよろしくお願い申し上げます。

(午後4時14分散会)

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

第 2 日



昭和47年6月21日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第2日 出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18	藤原利一君
3番	山田清二君	19	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20	直村静二君
6番	柏音三郎君	21	松尾千代一君
7番	出原武司君	22	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23	貝淵博治君
9番	上代卯之松君	25	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26	成田秀益君
11番	田村清房君	27	吉川伊与一君
12番	金沢勝君	28	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29	坂上国治君
16番	柳瀬美樹君		

欠席議員(1名)

13番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	病院長	岩崎 峭
助役	藤田 利	病院事務局長	竹内 潔
収入役	橋本 炳	隣保館長	高橋正弘
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和対策部長	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川喜久

福祉事務所長	山本武雄	農林課長	吉岡昭男
建設部次長	林徳次	保険衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	交通公害課長	内田潔
病院事務局次長兼庶務課長	平野誠蔵	農林課参事(畜産担当)	青木太郎
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾宏
人事課長	門林六男	建築課長	遠野一郎
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	宮本福秀
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川保
市民税課長	吉田利秀	会計課長	片桐武雄
納税課長	吉田種義	営業課長	高橋新平
庶務課参事(広報担当)	竹田明郎	工務課長	福本喬久
推進調整課長	萩本啓介	経理課長	守田勇
"	生田稔	業務課長	藤原光夫
"	浅井隆介	隣保館事務長	富田宏之
市民課長	田中二三夫	消防署長兼次長	南口主雄
保険年金課長	杉本忠彦	監査委員	堀田徳治
社会児童課長	森保	監査事務局長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管委員長	味谷日吉
商工課長	岩井益一	選管事務局長	青木孝之

教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課 参事	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会 事務局長	松村吉堯
"	乾武彦	開発協会事務 局長	西川武雄
総務課長	紀之定藤与茂	開発協会協会 (総括)	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	"	中西淳富

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱托速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
 次長 北野丈夫
 調査係長 大塚俊昭
 議事係 西垣宏高

第二回定例会 第二日

(6月21日)

(午前10時30分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには昨日に引き続きご苦勞さんでございませう。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) と報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは16名でございませう。遅刻届のある議員さんは池田議員さん、竹下議員さん、その他の方につきましては、間もなくおみえになるものと思ひます。現在、16名でございませう。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立してありますので、これより会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。坂上君の質問に対し理事者の答弁を願ひます。市長。

- 市長(藤木秀夫君) 坂上議員さんのご質問に対しまして、昨日は的確なご答弁も申し上げられませう、皆さんにご迷惑をおかけしたことを幾重にもお詫び申し上げます。

坂上議員さんのご質問の環境整備事業に対する補助率につきましては、昨日も申し上げましたように、前市長時代から80%というのは市として出されたものでございませう、この執行するうえにおきましてはいささか差異が生じてきた。これは北級官庁の十分のことはわからなかつたのでございませうが、その点ご理解賜りたいと思ひます。

それにつきましては、昨日ご回答申し上げました以上のことは、私としては申し上げることは出来ませう。何ら議員の皆さんを軽視したんでもないことをどうかご理解下さいませう、今後、この事業促進のうえにおきまして、特別委員さんの皆さんにもお願ひ申し上げ、何とかしてやってのけたいと努力いたしたいと思ひますので、その点よろしくお願ひ申し上げませう、私の答弁に代えさせていただきます。

- 29番(坂上国治君) 昨日に引き続き各議員の貴重な時間を、私一人で2日間にまたがって質問させていただくことは、非常に申しわけのないことだと思っております。しかしながら、理事者の答弁は、ただいまも市長がなされたようにお聞きのとりの答弁でございませうので、われわれとしては、これはどうしても納得は出来ないう。だましたのではないか、はっきりだましたんでしう。昨日、木下議員がこれに関連したような同じことで質問申し上げた際に、

資料がなかったためにパーセンテージで示すことが出来なかった。しかしその後、私の質問に対しては、資料を整えて助役からご答弁があったと思うんです。だから、6.0、20、20という数字が出てきた。ところがそのあとで部長が代って答弁して下さったのですけれども、それはいかんということで、改めて建設次長から答弁を聞いた中で、はっきりと66という数字が出たと違うんですか。

そうすると、最初の本下議員の質問に対しては、資料がなかったために十分答えられなかったが、私のときには答えてくれた。答えてくれた助役の答弁と、そして正確に現在、その線で実施していこうという建設次長との間に食い違いがある。これは一体どういうことですか。それで議員をだまそうという気持は毛頭ない、どういうことですか。

だから、私は昨日から申し上げておるのは、現在まで議会をだまし続けてきた。ただ議会をだますだけでなく、この大きな環境改善整備事業にひびが入ってきとるわけですよ。議会を無視し、事業にひびを入れて遅らせた責任をどうしてとるんだということを私は追及してるわけです。この前にまだ第一点の答弁が残ってる。第一点のほりがあんた方、頭が痛いですよ。その質問が残ってるのに、二点目の問題で行き詰ってるんと違うんですか。この簡単な二点目の問題ぐらい、パッパと答えてほしい。これは、当然責任をとるべきですよ。過去何年間か、議員をだましてきたんでしょ。だましてないとは言わせませんよ。だから、簡単なことや、こうして責任とりますと、こんなもん一言ですむことですわ。議会軽視、それから住民を惑わした、そしてこの大きな環境改善整備事業にひびを入れた責任は当然、とってしかるべきだ。だから、納得のいくご答弁をいただくまで私は待たせていただくということで、昨日も何回か繰り返したんです。

まずこの二点目を解決してもらおうか、あるいは二点目よりも第一点目のたな上げのようなかっこうで置いてますが、そのほりがやさしいということなら、第一点目からでも結構ですよ。理事者の方々の要望に応じてどちらからでも質問させていただきます。ひとつその点も十分理事者の間ではお話し合いもなされてあるうと思しますので、ひとつ明確なご答弁をお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 28番(藤原要馬君) 議事進行について。昨日から坂上議員の質問に対して、どれも明確な答弁が出来ないで長時間にわたっております。それでこのままでは幾らやっても平行線だと思いますので、議会運営上、ひとつ議長のご配慮によって措置してもらいたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者に答弁が出来ないということですね。

それではおはかりいたします。暫時、休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、このままで議員総会に切り替えます。理事者、退場願います。

(午前10時43分休憩)

(午後1時20分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前中の坂上君の質問に対して担当時間も経過し、冷却時間を与えたと思しますので、この際、三役の答弁を願います。理事者答弁。

市長、午前が開会して10分足らずで休憩したわけです。そしていま、理事者の答弁を求めたおにもかかわらず、まだそこで相談することは果していいのかどうか。午前中、議員総会に切り替え、午後もまた議員総会を開いたわけです。そこで各議員から、昼の休憩時間中に三役の誰かが議長に会いにきたか質問を受けただけです。誰のために議員がこの貴重な時間を割いて議員総会を開いてるのに、あんた方三人はどう思ってるんですか。そういう態度やから議会軽視という言葉が盛んに使われる。一言でも議員総会の結果を聞きにくるだけの気持が果してあるのかどうか。私は先ほどの議員総会の席上で、私の不徳の至すところ、出来の悪い議長であることを深く各議員にお詫びしております。にもかかわらず、あんた方のためにいままで時間をかけて、懸命にこれの收拾策を私なりに講じてるわけです。

おはかりいたします。坂上議員の質問に対しては、理事者の明確なる答弁がなされておられませんので、このまま続行しても平行線をたどるものと思います。よって本日の会議はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

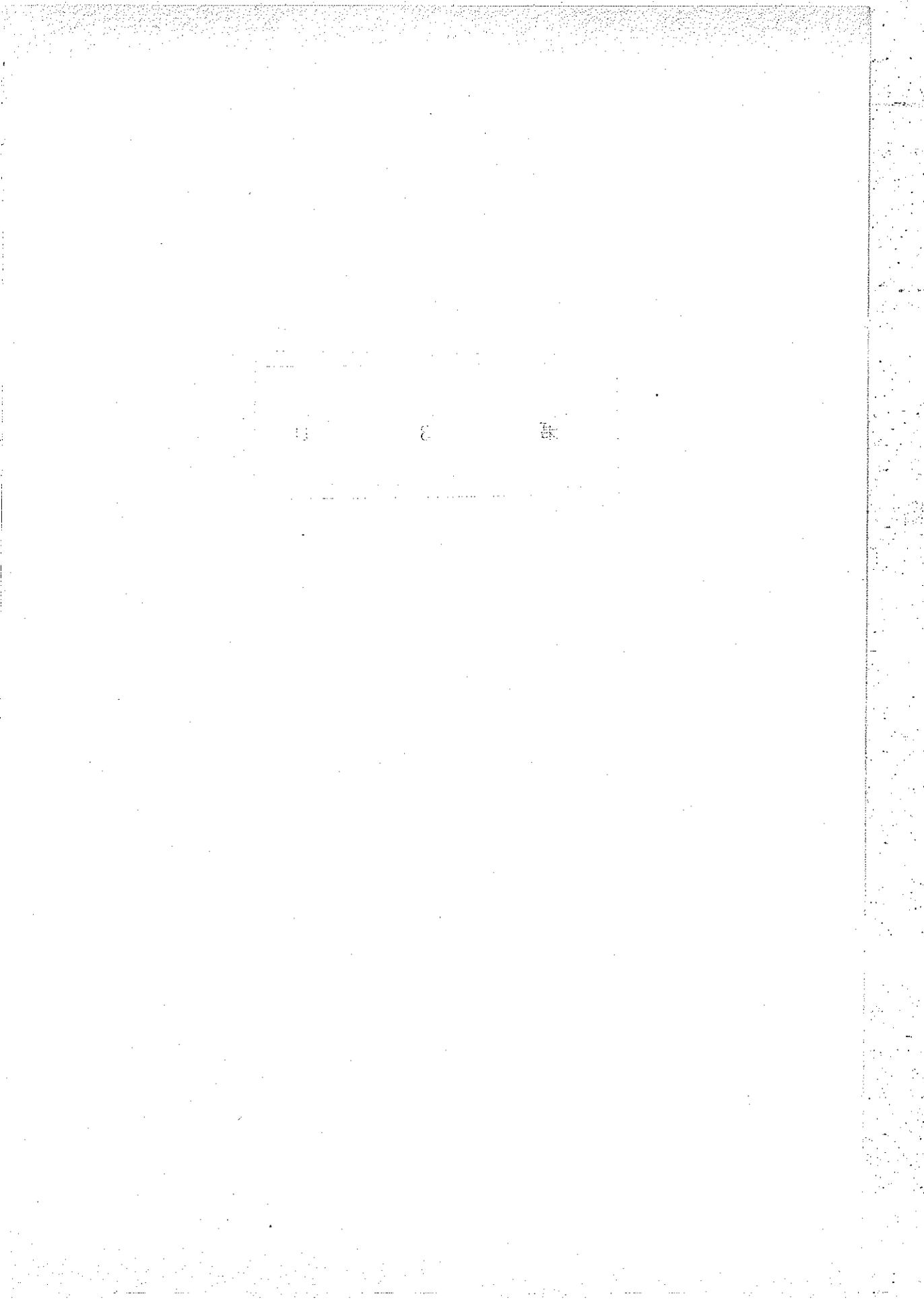
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、これにて散会いたします。明日は10時より開会いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この際、理事者にもう一回ご忠告申し上げます。明日の朝は本日と同じようなことのないよう、十分根回しし、明確な答弁を希望します。

(午後1時24分散会)

第 3 日



昭和47年6月22日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	建設部長	中塚白
助役	辻忠夫	水道部長	神田平吉
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	隣保館長	高橋正弘
同和对策部長	佐原行雄	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清
産業衛生部長	守沢清	総務部次長	西川喜久

福祉事務所長	山本武雄	農林課長	吉岡昭男
建設部次長	林徳次	保険衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	交通公害課長	内田潔
病院事務局長 長兼庶務課長	平野誠藏	農林課參事 (畜産担当)	青木太郎
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾宏
人事課長	門林六男	建築課長	逢野一郎
財政課長	北野敦雄	区画整理事務 所長	宮本福秀
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川保
市民税課長	吉田利秀	会計課長	片桐武雄
納税課長	吉田種義	営業課長	高橋新平
庶務課參事 (広報担当)	竹田明郎	工務課長	福本喬久
推進調整課長	萩本啓介	經理課長	守田勇
"	生田稔	業務課長	藤原光夫
"	浅井隆介	隣保館事務長	富田宏之
市民課長	田中二三夫	消防署長兼 次長	南口主雄
保険年金課長	杉本忠彦	監査委員	堀田徳治
社会児童課長	森保	監査事務局長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管委員長	味谷日吉
商工課長	岩井益一	選管事務局長	青木孝之

教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課 参事	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会 事務局 長	松村吉堯
"	乾武彦	開発協会事務 局 長	西川武雄
総務課長	紀之定 藤与茂	開発協会協会 (総括)	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	"	中西淳富

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長および職員ね次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

第二回定例会 第三日

(6月22日)

< 午前 の 部 >

(午前10時40分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には連日にわたり、まことに忙しい中ご出席賜わりましてありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくおみえになるものと思います。現在、21名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。

なお昨日、理事者に対し種々忠告いたしておりますので、十分その体制が整っておるものと思います。したがって、本日は再び平行線をたどらないよう、肝に銘じて明確なる答弁を願います。

それでは坂上議員の質問に対し理事者の答弁を求めます。

- 市長(藤木秀夫君) 昨日の坂上議員さんのご質問に対しましては、昨日、ご答弁申し上げたとおりでございますので、何らそのほかはご答弁申し上げることはございません。

- 議長(貝淵博治君) ここで坂上議員さんに一言お願い申し上げる次第でございますが、まことに平行線をたどっております。しかしながら、あとに10人の質問者もございますので、この際、ひとつ何とかのご指示を仰ぎ、そのうえに立って議長としての取り扱いをしたい、かように思いますので、よろしく私の胸中もご賢察なさるようお願い申し上げます。

- 29番(坂上国治君) ただいま3日にわたる質問に対して市長から答弁があったんでございますけれども、現在まで答弁のあったとおり、全然変わらないという状態でございます。そこでただいま議長さんから、あとに10名の一般質問の議員さんが残っておりますということでございます。非常に私も各議員さんに対して相すまんと思っておりますので、いろいろご質問申し上げました二点目の問題につきましては、十分納得のいく答弁が得られなかった。しかし私一人であまり時間を取るの皆さん方に申しわけないと思いますので、議長さんから言われた

ようにこと二点目の質問につきましては、私と関連性ある議員さんもあとに残っておりますので、私はこの二点目の問題についてはあとの議員さんにゆだねることにいたしまして、これは終わりたいと思います。しかしながら、今後、環境整備事業については、理事者のほうでは十分私のいまで申し上げたことを留意せられ、そして円満に事業が進んでいくように取り組んでいただきたいことを要望いたします、この二点目の問題を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に第一点目の問題点につきましては、過日、預けてますから、その答弁を理事者をお願いいたします。理事者答弁、藤田助役。

○ 助役（藤田 利君） 先般の第一点は、町内会に対してもっと連絡を密にすべきやないかという指摘があったと思います。これに対して先般、ご回答申し上げたとおりでございます。しかし坂上議員から指摘される以前においては、確かに町会との連絡は、支部との連絡に比較して、支部とは窓口一本化ということがあるので密接な連絡はいたしておりましたが、町会との連絡は比較的疎遠であったことは率直に認めます。しかし重要な問題に関しては、私のほうもよくご連絡申し上げ、町会の方々ともいろいろとお話し合いし、町民の本当に望んでいることは何であるかということの探究には一生懸命に努力いたしてまいりましたのでございます。全然、連絡をとっていないじゃないかということについては、実は前の連合町内会長の木下さんにはいろいろと説明申し上げ、ご理解を賜わるよう話もいたしました。なお新しい町内会長さんに対しては、実はその決定、就任というのをお待ち申し上げておりましたが、全部そろったのは議会が始まる前々日でございます、さっそく新しく決まった会長さんのところには、とりあえず夜あいさつに行き、いろいろお話申し上げ、翌日も三人の町内会長さんといろいろお話申し上げました。やはり何といても地域の住民が権利を持っておるんだから、その権利者とよく話し合いしてご理解いただけるように努力を積み重ねていきたい、かように存じております。いまで疎遠であったことを深くお詫びいたします。

○ 29番（坂上国治君） いま藤田助役から町会との話し合いを密にせよという質問の内容であったということでございますが、それは全く違いますよ。あんた、何を聞いてるんや。私が一般質問するときは性根を入れて聞いとけとあれほど申し上げておるにもかかわらず、そんな答弁はなってないやないか。あんた方、記憶してないんであれば、もう一べん申し上げましょうか。前の議会で前言の取り消しがあって、「これからは町会に対して十分話し合いしていきます」ということであつた。

ところが数十日後に開いた議員総会の席上でいろいろ保育園問題について協議したときに、町会のほうとの話し合いは出来ましたかというときに出来ておらなかった。してなかったんでしよう、だから私は申し上げてる。木下連長には了解を取ってあるような話です。しかしタベ

今朝にかけて木下連長あるいは吉村会長から私のほうへ連絡があり「それは絶対うそです」とのことです。だから場合によっては木下前連長あるいは現在の町会長を呼んでいただいて、そして皆さんの前ではっきり話を申し上げますが、全然一了解到るような話は木下前会長もしてない。あくまでも、あんたらの言うてることに対しては反対だとはっきりしているということです。これは一般質問の席上ですので、お昼の休憩にでも、木下議員、松尾議員に聞いていただいたらよくおわかりやと思います。あんた方の言うことは全部うそです。その場逃れのことなんです。それでなかったらこんなことが出来ますか。前言を取り消したので、50億の補正予算が満場一致で決まったんでしょ。それがもしなかったら、おそらく満場一致という線ではない。私ははっきりと反対の表明をしております。だから、それに続いていよいよ採決されたら何人かの人の反対があったかわかりませんが、少なくとも、私一人ははっきりと反対するはずだったのです。だから、私はその責任を「市長、助役の政治姿勢」ということでただしてるんです。

そういうことで議会をだまして、議員総会までに何日あったかわかってますか。その間、何の交渉も重ねてなかったとなれば、50億の予算を認めさせるために議会をだましたことにはかならないではないですか。

もう一つ、前議会に隣保館条例の改正ということで議案が出された。ところがいろいろと事情があって、出来るだけ円満な方法に持っていきたいという議長の心使いもあって検討した結果、やはり町会のほうへの了解も取ってないし、これではいかんということであなた方、取り下げたんでしょ。そして取り下げおきながら、こんどの議会に議案第57号でまた出てきてるわけです。その間に町会の了解をどのように取って出されてきたのか。おそらく町会との話し合は出来てませんよ、全く何もね、そりでしょう、出来てないはずですよ。これは町会長がそう言ってる。場合によったら、一カ所へ集まって協議したらはっきりわかると思うんですが私の見解では、理事者がうそついてるとしか考えられない。だからこの問題一つと、現在の幸隣保館には館長というものは、連合町会をもって現在まであるわけです。ところがこの連合町会長に何の言葉もなく、しかもこの議案が通ってないのに市から館長をこしらえたということ、条例が通って初めて館長が出来る人と違うんですか。しかも前館長との話し合いがなされていない、館長が二人になってる。この館長が同対部長になってわずかな日時で、それをわざわざ引き抜いて館長に持っていった。あんた方の政治姿勢はなってないですよ。これについて十分答弁して下さい。

私としては出来るだけ早くすませたいという考え方から、皆様方にも申しわけないというんで第二点目の質問を終わったんです。だから、あと第一点の問題だけ、この一つは明確に答え

でもらわんとだんだん時間が遅れてくわんです。これはあんたら三人寄って相談しなさい。おそらくもう出来てあると思いますけれども、もうあんまり私に発言ささんと、しかも納得のいく答弁をしてほしい。何もかも私は言いませんよ。だから、昨日の私の質問の内容をよく頭に置いてやらんと、第一番目に答弁に立って、そんな場違いな答弁では困ると思ひんです。場合によったら、休憩時間中にでも前連会長あるいは会長を呼んではっきりと話し合いしてよるじいよ。絶対あんた方、うそをつかせんつもりであります。せやから、いま申し上げたことについて明確なるご答弁をいただきたいと思ひます。

○ 助役(藤田 利君) と回答申し上げます。

前の木下連長に対しては、時間をかけてご了解をいただくように足を運びました。しかしはっきり完全に了解したというお言葉はいただいておりません。これも事実でございます。それからその後の町会長さんにもご了解していただくようにお話はいたしました。これとて了解したというお言葉をいただいておりません。

私はこのいまの隣保館条例は、隣保共同の精神で生活の向上、隣保を図っていくことを目的としておりますが、こんどの改正は、同和地区並びに付近地域の住民の理解と信頼のもと、地域住民の経済的、社会的、文化的改善及び同和問題のすみやかなる解決を目的とするということとて、昭和44年12月23日に厚生省の次官通達が出され行政指導されておりましたが、現在まで、まだ改正されておられませんでした。それから三年になりまして、もう時限立法の10年の半分まできておるといふ時期において、すみやかに対策事業を実施したいという観点からいろいろと異論もおありと存じます。もうほつほつ改正させていただいてええ時期やなかるうかと判断いたしまして、改正に踏み切ることになった次第でございます。

○ 29番(坂上国治君) ほつほつ改正に踏み切る時期 —、それはもう遅いぐらいです。遅れてるんです。しかし時期が早かろうと遅かろうと、こういうことをやってええのか、悪いのか。条例を改正するまでに、この条例は通るであろうという解釈のもとに一步進んで館長をこしらえた。条例も出来てないのに何で館長が出来るんですか。あんたら、そんな権限あるんですか。それやったら議会もくそもいらん。何のためにこんどの57号議案として出してきてるんか。だから、もうあんまりややこしいことやなく、その条例がはっきり議会が決まってない時点で、理事者間で館長をつくれる、それは法律第何条の何項にそういうことがあるんかというところだけ、まず一点聞かせて下さい。

○ 助役(藤田 利君) 館長は現行の隣保館条例においてもつくれるわけです。過去においては、連全町内会長に委嘱しておったわけです。そこで職員をもって館長に充てるのが本当じゃなかるうかと存じます。というのは、現行の条例によって市長がこれを管理し、使用には市長

の許可を受けなければならないという条項もあり、市長の代行として職員である館長を派遣することも違法でない、かように思います。

○ 29番(坂上国治君) そうしますと、2人の館長のうちどちらが本当の館長ですか。市から行った館長が本当の館長か、あるいはもとの連合会長が私が館長やと言ってるが、どちらが本当の館長ですか。

○ 助役(藤田 利君) 前館長に対しましては、ご理解いただけるようにする、お願いいたしました。そして新しい連合町内会長さんに対しては、まだ館長としての委嘱状は出しておりません。

○ 29番(坂上国治君) それやったらね、現在まで同対部長として賃いといたらええのと違うんか。何でわざわざわずかな間、同対部長になってやめさせたんか。そしてつくろうとするならば、前の館長さんの了解を十分取ったうえでやるのが至当やないんですか。そこらを怠ってるのと違うんか。あんた、理屈ばかり言ってるが、うそ八百の理屈ですよ。了解取ったと思うてるという。だから、これは十分了解の出来る答弁でない限り、私は引き下がりませんよ。今日は部長、課長の答弁は求めてない。あんた方3人の政治姿勢について私は質問してるんですから3人の中で十分納得の出来る答弁を下さい。こんなもん了解出来ますかいな。なんぼしてもあかん。何もかも皆知りやないか。どれか一つでも「ああそうですか」というところあるんか。この条例でも前に取り下げたんでしょ。「今度は町会と十分話し合いして次の議会に出します」ということで引込めた。ところがまだ現段階で了解取れないんでしょ、取れてないんでしょ。取れてないのに出してくるとはどういうことか。議会と約束したことを皆裏切ってるのと違いますか。でんでん虫やないけど、出たり入ったりばかりしてる。こんなもん出して通ると思うてるんか。ええ加減議員をバカにするな。ただ了解してもらいようをお願いしただけか。「はい、わかりました」という男同士の約束で出来たのか、そしてここへ出たもんか。ただ議員を無視し、ついでにこいつも無視してやれということを出されたのか、はっきりして下さい。

○ 助役(藤田 利君) 私は条例の改正は、市長が立案して市会にかけ、そして改正されるものであると存じます。しかも改正する場合、町内会長さんの完全なよろしいという許可ももらわなければいけないものである、了解はしていただかないかん。しかしながら、いよいよ出来んという場合、そこまで全部の人のご賛成を得なければ、10人が10人とも賛成しなければ条例の改正は出来ない、そういうふうには解釈しておりません。

○ 29番(坂上国治君) よくわかりました。そうすると、10人が10人ともということはおそらくないと思う。しかしかりに3名の町会長さんのうち、どなたか1人でも了解を得たん

ですな。1人あるいは2人の反対はあったが、了解は得たんですな。下手なことしゃべるだけやったら何にもなれへんぜ、わかってるか。ろくな答弁ようさらさんと情けない。はい、はいと嬉しがるように言うだけが能やない。一つも筋通ってない答弁や。それでも助役か。もっと筋の通った答弁せえよ。本当に10万市民にみせてやりたいわ、この姿。和泉市で一番あはやという人でも、もっとすっきり言う。3人もいるやないか、何してるんや。10人のもんが10人とも了解取れんのはわかってる。しかし町会を代表した3人のうち、1人、2人だけでも完全に「はい、了解しました」と取ってあるんか。取ってないでしょう。夕べから今朝にかけて私はちゃんと話し合ってますよ。全部反対ですよ。

反対でも、あんたらの言うようにやれるんやったら、何で前のときに引っ込めたのか、出しといたらええ。前のときに引っ込めた理由は何や。町会と円満に話し合いするために引っ込めたんと違うんか。いまになって皆養成せんでもええと言うんなら、初めから引っ込めんと出してこい。これでますます事業が出来なくなってきたということです。いままで無視し続けてきた町会代表をまた押さえ付けていくなれば、藤田助役がどんどん和泉市のこの事業をさせんように持ってきたとしか解釈出来ません。私はいろいろ相談を受けてますので、すみ次第即刻、そのことは町会のほうへも返事しなければならん義務がありますので、返事いたします。しかしあんたは市長の補佐役としてこれでええんか、市長がますます困ってくるんと違いますか。1人のほうが楽やとなってくるんと違いますか。付いてる者が邪魔になって、市長が苦しい状態に追い込まれると思う。さっきからじっとみると、1人で嬉しそうに手挙げて言うてるけど、中身はさっぱり要領の得んことばかりです。おそらく私にこんなこと言われたら腹が立つやろうと思う。せやけど、腹立たんようにもっと勉強して答弁してもらわんと、昔からのたとえのごとく「恥を恥と思わねば恥をかいたことがない」、そういうことを十分気を付けてもろうて、和泉市で一番えらい市長、助役なんですから、十分心得てもの言うてもらわんと、いまのような発言してもろうたら市長はだんだん苦しくなってくる。

だから、あんたが十分な答弁をなされんなら、まだあんたの横に助役と市長がおるから、その方々からやってもろうたらどうでっしゃろ。あんたでもけっこうやけど、間のつんだ答弁をようせんなら、2人の人に代ってもろうて答弁しなさい。

- 助役(藤田 利君) いろいろと指摘ごもっともでございますけれども、実はこの条例を撤回したのちにおいて新町内会長が決まらないという時点で、あの館が出来た当時の町内会長連合町内会長さんに、実はこういう状況で新町内会長さんのご了解を求めないののだけれどもまだ決まっております。しかし現在の状態として、早く条例の改正に踏み切らなければいけないものが選れておる。もう改正しなければいかんと判断しておりますということを皆さん

のご理解を深めていただき、「よくその点はわかるから、新町内会長さんにも相談してやりなさい」というお言葉もいただいております。

したがって、この前の坂上議員さんがご指摘になったときには、すでに西口町会長さんだけは決まっておりましたので、私らのほうでは情報が遅うございますので、新しい町内会長さんの8人と一緒にお会いしたい。どなたが連合町内会長さんになられるか存じませんが、第一番になられた町会長さんにぜひ一つ、ごあっせんを願いたい。そして日時、場所をご指示願いたいと私のほうからお願いしておいた次第でございます。その間、この間やっと顔触れがそろったという状況でございます、議員さんの連絡不十分というご指摘はごもっともでございますが、そういう事情でございましたので、ひとつよろしくご了解を賜りたい、かように存じます。

- 29番(坂上国治君) 私は連絡不十分とは申してませんよ。連絡不十分どころか、全然性根入れてやってない。そんならあんた、町会長には了解取らんでも、その他の方には了解さえ取ったらそれでええんか。町会長はその町の代表ですよ。おそらくある一定の方のところに行って、坂上の口を封じてもらうように頼みに行ったついでに言うたんと違いますか。そういう方々がうちへきて「何とかひとつ…」、「あんたら誰に頼まれた」、「ちょっと市のほうから…」と言ってきてます。しかしその都度、事情はこうこうだと言ってます。「ああ、そうですか」ということです。せやから、私は一般質問でなく、議案審議なら、わかってる議員さんに関連ででも言うてもらはんやが、昼の休憩にでも一べん、その方々とも寄って、前の連長やらの町会長やら全部寄って話しましょう。何ほ言うたかってはじまらんから、そのことについてはよろしいな。その代りあげすけに全部話しますよ。

それでええとするならば、今度はそれまでの間にいろいろとほかのことで私はおうかがいしたいんです。この議会をだまして50億の補正を組ませたが、どないするんじゃ。どんな責任を取るんじゃ。本会議で議決させたら、議員総会の席上で全然話してないことを確認した。隣保館問題のときや、わかってるか。そこまで議会を無視してその責任どないするんじゃ。はっきり言え、理事者。議会軽視もはなはだしいぞ。答弁しなさい。

- 助役(藤田 利君) 私は議会をだまし、軽視した覚えはございません。

- 29番(坂上国治君) 議会をだまして軽視した覚えはないんか。そんならもう一べん、はっきり言うたろか。あんたら休憩時間にわしのところへ何しにきたんや。頭下げて何がために頼みにきた、皆知ってるぜ。「あんたら支部とだけ話して事業を進めていく、町会はどうすんなれ」と私は言うた。「事業の実施段階で町会に話しかけます」という。「それではいかん。そういうことでは事業が進まんやないか。だから、事前にやはり町会にも相談せないかんやな

いか」と私は申し上げたでしょう。そこでいろいろ質問をかさねたところ、あんた、答弁よ
せなんだ。議長が見かねて休憩した。私は反対だと表明したら、あんたらが私の部屋へきて
「何とかひとつ」ということやった。ところが「何ほ頭下げてもうてもあかん。しかし今後
改めて町会と相談してやっていくということであれば了解しようじゃないか」ということやっ
たんです。何もかわらず、その後の議員総会までに相当の日時があったのに、保育園問題の
ときに、町会のほうにはこうしたかと言いたが、黙って返事なさない。そこで突き詰めてい
ろいろ聞いたところが、了解取ってないということがはっきり確認出来た。少なくとも、その
ときに絶対その線で行くんだと言ったら私は反対してますよ。ところが満場一致でこれを議決
させるため、あんた方はうちの部屋へきて頼んだ。そしてわざわざ自分の前言を取り消して再
度、そうするというのをあんたが議会で報告したのと違いますか。

ところがそれが結局、こういうことで了解取れてないということです。そうすると、反対の
者を賛成させるためにうそ言ったことになる。その後、数十日の間に一生懸命に動いて町会の
了解を取ってあげたいんですが、何も取ってない。それで議会にうそついて、「議会軽視は
してませんよ」とは何事や。あんた、市長よりえらいんか。ろくな答弁もようせんに嬉しそ
うに手挙げて、言うたびごとにろくな答弁しない。ほんまに情けないわ。それでも議会軽視と
違らんか、「議会軽視しました」と言え。

- 助役(藤田 利君) 私は先ほど申し上げましたとおり、議会軽視はいたしておりません。
- 29番(坂上国治君) 議会軽視でないということ、これで各議員さんはよくわかりと思
いますけど、いろいろと議会をまとめていただく議長さんの判断にひとつお任せしたいと思
う。せやないと平行線をたどるばかりです。その議会の場、議員総会のときにおられた賢明な議
員諸氏はよくわかりと思います。これが議会軽視であるかないか、私は一べん議長さんの所
見をおうかがいしたい。
- 議長(貝淵博治君) 理事者の答弁のしわ寄せが議長にきたようですけど、坂上議員は軽視
や言ひし、藤田助役は軽視してないと言ひて平行線です。だから、8人で深くお詫びしなさい
よ。それ以上議長としても、坂上議員さんが議会軽視やと言ひせば当然、そうなってくる。その
点市長、また両者においてよく話し合ひて、開会の冒頭にも申し上げたとおり、再び平行線を
たどることのないよう、肝に銘じて答弁願ひたい、その点ひとつよろしく願ひします。
- 29番(坂上国治君) 議長から「まずお詫びしなさい」ということですが、私はお詫び
してもうろうても聞きませんよ、またおそろくお詫びも出来んでしよ。二べんも三べんも立っ
て「私は議会を軽視しておりません」と助役の肩書きをもつて言ひといひ、いまさらお詫びと
いうことは、おそろく面子にかけても出来んと思ひ。しかし少なくともあのか、あなたが前

言を取り消してそういう約束をしなかったら、私は反対してるんですよ、反対してますよ、はっきりと。ところが改めたから賛成したわけです。だまされたわけです。だましておきながらこれはよそで、たんぼのあぜで人とだまし合いしても議会軽視にはならない。しかしここに和泉市議会という議会がある。あんたらが理事者として、そこへ座って約束したことをだましたら、それを議会軽視という、わかったか。

これは見解の相違かもわからんし、間違ってるかもわからんが、わしはそう思うてる。私はおそらくあのままの状態、前言の取り消しがなかったら反対した。おそらく半数以上の人は反対したであろう。50億通ってないですよ。絶対通ってないぜ。通すためにだましたことになってる。それが議会軽視でないと言うんなら、私はおかしいと思う。

そこで市長、助役、あんたら二人、そばでじっと藤田助役の困ってるのに、付き添いみたいに座ってるけど、あんたらもこの責任あるんやぜ。そりゃ、藤田さんが一番弁がよう立ってあれか知らんが、あんたら、もうよう言わんか知らんが、あんたらも責任あるんやぜ。だから、これを議会軽視でないと言い、私はあくまでも議会軽視だということ、お互いに突っ張り合いのこっとうです。

- 市長(藤木秀夫君) 坂上議員さんのご指摘はごもっともでございますが、この50億の件につきまして議会を軽視したとかいうことにつきましては、藤田助役も言われたように、決して軽視ではございません。この50億がどういふわけで出来てきたかと申しますと、これは対市交渉において、13ヘクタール地区を一挙に求め、はっきりと計画を立てるといふのが一番でして、13ヘクタールを求めるときには、50億の予算が必要だといふところからかようなことに相なったわけでございます。

ところがその後、本部の府連といろいろとお話し合いしたところが、そんな膨大な債務負担行為ですが、予算委員に認めていただいても、いらなかった場合には払わなくてもいいということで皆様にご承認を願ったわけでございますので、その点ご了解賜りたいと思います。

そしてたゞいまの坂上議員さんのご質問に的確にご答弁申し上げられませんでした。地元のご了解ということですが、これはどうしても窓口一本化の問題があり、地元の連長さんに再三話し合いしても「それはよからう」といふことは、おそらく言ってくれん問題でございますので、その点十分ご理解賜りたい、かように存ずるわけでございます。的確にご答弁も申し上げられませんが、この環境整備事業はこないしたらいけるんじゃないかと、議員の皆さんもいろいろご心配下さっていることと思っておりますが、法律化されておるこの事業を何とかやらせていただけるようお願い申し上げる以外に何物もございませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 29番(坂上国治君) ただいま市長からも答弁いただいたんでございますけれども、助役と同じことで、議会軽視をやったことはないと言ひんです。助役と同じことです。私はもうちょっと物覚えのええ人やなと思ひてましたが、案外、物覚え悪いな。さっきからあのぐらひ言ひてることわからんかいな。あのとき、前言を取り消しせなんだらわしは反対だと声をあげた。あのときの反対は過半数あった。50億通らん。しかし事業を進めろうえで議員さんも力入れてくれ、力を入れてるからこそ、われわれも町会に橋渡しもしようと言ひてる。いまの話では窓口一本化ということでいままでと同じことや。あくまでも市と支部で話し合ひしていくことでしよ。それやったら、おそらくこの中の大部分の人は50億を認めてないと思ひてる。あの休憩のとき、反対という人は私の最寄りだけでも8、9人ありました。その他にまだ5名やそこら、そういう意向の人がありました。おそらく出来てませんよ。しかし前言を取り消して、地区住民全体にPRしてやる、協力してもらひたいためにお願ひして、ということで満場一致になったんや違いますか。それが議会軽視でないと言ひんですか。議事をだまして議決させてという言葉を使ひてるんです。全くそれに当てはまった言葉です。賢明な部課長さんも「ああ、坂上の言ひ通りや」と思ひてくれると思ひ、良識のある人は。

しかし市長、助役は、自分が一生懸命働かんや、そしてええ顔しようとするために、議会のこの場で苦しんでるわけです。だから、あくまでこれは議会軽視であると思ひます。それをおめおめと「議会軽視はしてません」と言ひ返りがおかしい。

一べん、こんな状態では議事も進みませんので、休憩していただいて議会の態度を決めてやったらどうですか。平行線や今日1日かかっても、明日までやっても同じことですよ。こんな答弁で私は絶対引き下がりやせんよ。もう第二点の環境整備事業の問題については、ほかはまだ議員さんが関連してやられると思ひますので、私はゆだねただけですよ。一つ、私は遠慮して議ってる。しかしこの問題については、あんた方、そり安うみてもろうたら困る。私は明確な答弁されれば引き下がりますけど、そんな答弁では引き下がりませんよ。だから議長、休憩していただいて、こんなことで時間を取るのも非常に皆さんにご迷惑やと思ひますので、ひとつご配慮をお願ひいたします。

○ 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。お昼にまだちょっと時間がありますが、ここで休憩したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 3番(山田清二君) 休憩も結構ですが、答弁の問題になると思ひます。こんなことをずつとやったら、いつまでたっても前へ進まんわけです。何らかの形で前へ進むようにしていただきたい。答弁は一つしかないわけです。これをどういうふうにするんか。また休憩中に議長も

含めて相談するなりして、もうちょっと前へ進むように図っていただきたい。と同時に、このままのペースで、最初に決めた日程の期日内では消化出来んと思う。これが時間がかかったら、もう議運で決めた期日がきたら一般質問打ち切りというわけにはいかんと思う。この調子で皆がやってくれば、おそらく一般質問だけで半月ぐらかかる。そういう面もあるので、その扱いについても1回協議してもらいたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) まことにお説ごもつともで、議長の不手際を深く反省しております。調整という言葉は語弊がありますが、休憩時間中に鋭意努力するつもりであります。一時まで休憩いたします。

(午前11時45分休憩)

< 午後 の 部 > (1)

(午後2時5分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行します。
休憩前の坂上君の質問に対して理事者の答弁……。坂上君。
- 29番(坂上国治君) 理事者の答弁よりも、私のほうからひとつ休憩していただいてと議長に申し上げたと思います。実は3日間にわたる質問でございましたけれども、いろいろ議員の皆様方、部課長の皆様方にはご迷惑をかけたと思うんです。この点深くお詫言申し上げたいと思います。しかしながら、3日間の市長、助役の答弁はなっていないと思う。いくら質問したところで平行線をたどるばかりである。先程でも幸校区の町会長さんといろいろ話し合いたところ、会議の経過についても全部説明はいたしております。5.0億の予算についても、これは対市交渉の中で決めていったんだと言われたとおり、これも報告しております。

しかしここで今後、いろいろ大きな問題を処理していくためには、まず理事者の方々もつと一生懸命に努力してもらわないと、今日、町会長からお聞きしたところ、町会長の宅へ足を運んだこともあるらしいですけれども、実は町会長を酒の肴にしにきたということで非常に憤慨されております。だから、市の行政としてそうした町会関係の方々のところへお願いに行くときには、ひとつ酒の肴にしに行かんように慎んでもらいたい。酒飲んでそういうところへ行ってもろりたら困る、いろいろな仕事に支障をきたします。これは私だけでなく、何人かの議員がこの報告を受けたわけなんです。そういう酒飲んで行ってるから事業が進んで行かん。これからはひとつ理事者は土性骨を入れ替えてこの行政と取り組んでいくんだということをまずもって、私の質問のあとで各議員さんに深く頭を下げてください。

あんた方は市長になり、助役になってから、土性骨入れて10万市民のためにやるんだとい

り姿勢を一べんでも現わしたことはないじゃないか。ただ地位と名誉欲だけで現在までおぼらときてる状態です。私は何べんも申し上げたけれども、10万市民が可愛いと思えばもっと真剣に取り組んでほしい。10万市民が皆、涙をこぼして泣いてるんだということを目のあたりでみて、これから取り組みますという覚悟をなさ。もう8日間、悪い節の歌を聞いたけれども、これで坂上的一般質問は終わらしい。だから、あと楽やという考え方では困ります。肝に銘じて今後、和泉市の発展のために一生懸命にやるんだという土性骨を入れ替えるんだということをここで確約なさ。そして私はこの質問を終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 29番(坂上国治君) 助役が言わな市長、よう言わんのんか。この助役もたいがい出来悪いやないか。ろくにようしゃべらへんのに、最後の言葉を助役にかけてもらわなよう答弁せんのか。市長、それで和泉市の行政やっていけると思うてんのんか。

○ 議長(貝淵博治君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 一昨日から坂上議員さんのご質問にはっきりした回答も出来ませぬ、皆様方にご迷惑をかけましたことを幾重にもお詫び申し上げます。いろいろご質問はございましたけれども、いままも坂上議員さん言われるように、行っても酒の肴にしにきたという解釈のいかにあるわけでございまして、決して私といたしましては、そういうことは毛頭ないとはっきり申し上げたいと存じます。

それと私以下、60何名の助役、部長、課長全部が要請によって議場に出席しております。私どものわからないところは、そのセクションで説明させていただきたいというのが私の願いでございますが、それをさせていただけませぬ、私あるいは助役に答弁せよと言われ、こういうお叱りはごもっともではございますが、その点ひとつ十分にご理解賜りたいと思うわけでございます。何もかもピンからキリまでということは、到底、私どもでは頭に入らん点もありますので、それをまずやってのける筋においてはあらかじめ考えてはおりますが、その点について、ご互いの議会なり理事者が「車の両輪のごとく」と昔から言われておりますが、その点を特別にお願い申し上げまして、今日まではっきりしたご答弁を申し上げられなかったことを幾重にもお詫び申し上げまして、ご了解願いたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) 私はこれですますつもりでした。ところが市長、助役の政治姿勢ということで多分、部課長にも配ってあると思いますが、市長、助役の政治姿勢について、各セクションからどないしてあんたら、答弁してもらうんですか。一点聞きたいです。市長、助役の政治姿勢をただしてるのにあんた、どなたから何を言うてもらおうとしてるんですか。その点だけ聞かして下さい。

- 市長（藤木秀夫君） マーセンドーなどの数字が間違っ、議事をだましたことにつきましては、勉強不足ではっきり出来なかったことは遺憾に存じておるわけでございまして、その点はセクションで十分はっきりわかっているんで申し上げたわけでございます。
- 29番（坂上国治君） それは二点目の問題です。二点目は、すでに私は昨日でやめますよ。おかしいよ、そうでしょう。市長、助役の政治姿勢について、部課長あるいは各セクションにて、そんな言い方あるかいな。そんな了解出来んぞ。改めてもう一回答えて下さい。
- 市長（藤木秀夫君） 今後は皆さんにひとつおすがりいたしまして、この大事業を完遂していきたいことが第一でございますが、その他、すべてこの市政の面につきましても、何とぞよろしくご援助のほどお願い申し上げたいと思います。
- 29番（坂上国治君） 本当に不満足な3日間にわたる答弁でございましたけれども、これ以上私が質問しても平行線をたどると思いますので、これで私の質問は終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に28番藤原君。
 - 28番（藤原要馬君） それではお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

第一点の「火葬場全般について」、二点目は「その他」をお願いしておりますが、まず第一点の火葬場から願います。質問に入るまでに一言、理事者をお願いしておきたいことがございます。ということは、20日から一般質問に入りましたが、坂上議員の質問に対しまして、的確な答弁がないため3日間、空転をしたわけでございます。それで今後の議員の一般質問についてもその可能性は十分あるように考えますので、3日間の空転を繰り返さないような明確なるご答弁を特にお願いしておきたいと思うのでございます。どうぞよろしく願います。

それでは火葬場全般についてお尋ね申し上げます。市長もご承知のように、新火葬場については31年の合併のときから、これは10年間に早期にやらなければならない。それがため前市長は、早くやろうということで、議会の承認を得られ現在地に火葬場を設置することに相なったのでございます。それで地元の一部に反対者があるため、前市長におかれましては、もちろん1、2回だろうと思いますが、地元を赴きPRもし、懇請もしてあると思います。また議会においても、7月の暑いときに正副議長、正副常任委員長及び墓地正副委員長さんらが行って地元の声も聞き、それに対処しなければならないということで理事者とも話し合いをしたと思います。

それで現在の時点におきましては、裁判になって一時停止を食らってるわけでございますが、あなたは就任以来、何回行ったかということも19日の議会にお聞きしたところが、1回も行

ってないとのことでしたので、その後、あなたは地元は何回行って話し合いをやられましたか、そのことを特にお願ひしたいのでございます。

過日の19日のときに私が申し上げましたように、傍聴人の方もきておりましたが、やはり傍聴にきてる人は、反対を目的にきてるんじゃないと思います。やはりあれだけ火葬場が出来たんだから使用もしてもらいたい、また議会の空はどうであろうかと聞きにきています。私も申し上げましたように、やはり市民はあなたの子供ですから、親が行って十分話し合いして納得してもらわなければならない義務がある。だから、こうやって傍聴にきてるけれども、この人らは鬼でも邪でもないということを申し上げたと思うんです。あなたもよくおわかりのことと思いますので、その後は何回地元に行って、町内の方と話し合いされて納得のいく方向にいつてるのか、十分お聞きしたいのであります。

そして新火葬場の条例は3月に決定、制定したわけですが、その前に2月の産衛委員会におかれましては、3月15日にオープン、使用出来るんだということで、条例の改正も一応、お聞きしといたわけですが、それも議会を通過しております。しかしその条例を執行出来ないという時点にきてますが、それについて。

それから観音寺の火葬場につきましても、44年には、来年度にすでに新火葬場が出来るとのことということで一応、あらゆる問題を解決したと思うんですが、その後、また3年も延びてます。その延びたことについて、観音寺に対して何の話し合いもまだしておらなかったらと思う。過日、市長が行ったように聞いてるんですけど、それも要請によって行ったと思う。自ら地元に行って了解、了承を得ようとしたことは一ぺんもないと思うんです。市長さんはどの行政体においても、自らやろうという意思はなしと私も見受けるわけでございます。だから、20日からの議会においても空転を繰り返さなければならないんです。それで延びた理由を観音寺に対してあなたはどのようにするのか、これも一点お聞きいたします。

それと観音寺の火葬場もすでに老朽化して修理しなければならない時点にきてると思います。また幸においてもそのとおりだと思えます。これらは非常に老朽化して、使用に耐え難い状態でございますが、これらについても市長はどのようにするのか。

そしてわれわれ議会人においては、新火葬場を1日も早く設置しなければならないということで、私が39年に出るときから、火葬場設置特別委員が出来てるわけです。市長は先輩議員としてよくご存知だと思えます。ところが各地の候補地にも難点があり出来なかった。そしてよりよい信太山に出来た。なぜか、86年に一町一村の合併があった。ところが81年の観音寺との申し合わせがあるために、これが使用出来ない。現在でも堺、高石、大津へお願ひして転々としている。その地区の人らはもし不幸があった場合、まず火葬場の心配をしなければ

ならないという時点でございます。それでは平等の権利を有する市民に申しわけない。だから1日も早く新火葬場をつくって、和泉市民全体が使用出来る形にしなければならないということで、議会もこぞってこれに賛成してきたんです。しかしあなたは就任してからは、この火葬場の処理、解決もなさろうとしない。おかしいと思うんです。またやっておるとは言えないと思うんですよ。しようとするなれば、自ら反対者の方々のところに臨んで、そして和泉市民全体の苦境を申し出て、了解を求めるといふ努力をしなければならないと思うんですけれども、それはどうもなされてないようでございますので、その点についても十分のご説明を願いたいと思います。

それから第二点は、昨日の坂上議員の質問の中で相当申し上げることはあるんでございますが、これを言うと、また元に戻りようなことがあってはいかんで、終わります。私は一般質問は終わりますが、答弁のいかんによってはまたお聞きしますから、よろしくお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 藤原議員さんご指摘の火葬場についての件でございますが、過日の議会でも申し上げましたように、この反対の上代の要求には4項目にわたる条件を出されております。しかしそのうちの一つである「いつ、取り除くか」ということにつきましても、まだこれははっきり申し上げられない問題でもございますし、あまり足を運んでないということは、実は私が行って話す場合は、はっきりした回答をしなければならないというところにむずかしい点がございまして、人を介してお願いし、またその後、行くと申し出ましたが、向こうからこちらへくるということ、これは昼の業務の関係もあろうかと思いますが、かようなお返事でございます。その後、2、3回、向こうの代表者あるいはこちらの三役との間でお話申し上げておりました、現在の見通しといたしましては、近いうちに解決がつくのではないかという見込みもいたしておるわけでございますが、いましばらくのご猶予を賜りたい、かようにお願いするわけでございます。

また観音寺のほうにおきましては、新火葬場の解決がつかんと何とも出来ませんし、ご指摘のように、観音寺にしても、また幸町の火葬場にいたしましても老朽いたしておりまして、ややもすると、修繕しなければ使用に耐えられないのはご指摘のとおりでございます。その点詳しい話し合いにつきましても、担当の部長からご答弁申し上げたいと思いますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

○ 28番(藤原要馬君) いま、市長の答弁を聞いてますと、むずかしい問題があるので、私が行くとぐあい悪いんだという、私はおかしいと思う。すべて人間社会においては、むずかし

いものは家庭では家長、市では市長という人が赴かなければ解決出来ない、これは当然なことです。それを市長はむずかしいものははたにやらせておいて、自分は高見で見物、世間でも多くない裁判工事ストップを食っておるということは名誉でしょうかね。どちらも名誉じゃないと思うんです。親子げんかですよ。だから、親子げんかしてるものは、やはり親が折れて話をする。また出来ないものは出来ないように向こうにお願いすればいいじゃないですか。あなたは一部の市民の市長やない、多くの市民の市長ですよ。多くの市民が望むことをあなたはあえて曲げる必要はない、違うんですか。社会全体がやはり多数決原理です。だから、とにかくお願いする。市民、子供ですから、納得してもらうためには1回、2回、3回、5回と足を運んでるうちには、必ず人間には情というものがあって解決のめどがついてくると思うんですよ。

向こちらからくるから……、それでは向こうが好感を持ってきておりませんよね。「市長は何してるんだ。一べんもこないからおいらが行くんだ」という気持ちですよ。

これは予算委員会の委員の方々はよく知ってるんですけど、その委員会では、すでにもう4月までには話もつき、解決出来るんだという藤田助役の説明だったんです。それがあなた方の努力が足らんために裁判で敗れた。裁判で敗れた時点で議開を開かなければならない問題があったわけです。それも開けないから、もう少し延ばしてそのうちに解決つけるんだ、1カ月たったらつくんだということでございますが、いまだにあなたは地元に進んで行かないで解決は出来るんですか。あなたに多くの署名、陳情もきておるから、裁判で勝つまでは放っといたらええんだというのかどうか。その点私はどうしても納得いかない。裁判は裁判、示談は示談、やはり私はあらゆる角度から努力しても、示談ですませてもらいたい。裁判で争うなんて望ましくない、親子です。

あなたのいまの言葉やったら、期限付けて取るという問題がむずかしいから、私が行ったら即時回答しなければならないというのはおかしい。だから、よけい行ってもらいたい。そないにすぐ火葬場あっちへ行こうかというわけにいかない。観音寺は31年に話し合いが出来たものが、もうすでに47年がきて、約束の10年を6年も7年も延びてる。そんな役束したところ「はい、そうですか」と取れないから、十分説明してお願いすべきだと思う。その点について、もう一べん回答願います。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(関戸正一君) 理事者答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) その点についてはご指摘どおりでございますが、とりあえず、新火葬場を使用出来るようにならないとこの問題は1日もゆるがせに出来ないのでありまして、その点、先もって地元に行って、こうなったんやからと申し上げておかなかただけが遺憾に思い

ますが、見通しがはっきりするまで、そのうえで何とかお願いしたいということで観音寺のほうへは行かなかったわけです。また先方へは行くと申したんですが、向こうの仕事の関係上出てくるということで、昼は行っても会うてもらえませんので、晩に後所にくるということで、役所で折衝しておりますので、その点ご了承賜りたいと思います。

○ 28番(藤原要馬君) 私は納得いきません。仕事の都合で会えないということはないはずですが、必ずあなたが行けば会うてくれる。また会うてくれないで門払い食うても、私は何回でも行くべきだ。あなたは裁判で解決つくまで放っとくつもりですか。それであなたが行かずに向こうからきて会談やった中でどれだけ進歩したか。あなたは裁判で勝つまで地元をごまかしていこうとしか見受けられませんが、どうですか。

○ 市長(藤木秀夫君) 決して裁判で勝つまでということとはございません。折衝につきましては、納得していただける項目もあれば、了解求められん点もあって、それは地元の総会に持っていかなければならないということで、その総会はいまから少し前にされたようでございまして、その結果を近いうちに持ってきていただけるように承っております。その間に行っても、向こうの代表の方がおりませんので、その点よろしくご了承賜りたいと思います。

○ 28番(藤原要馬君) もうちょっと的確な説明出来んかな。向こうの代表者が何でおられないんですか。そんなことはないはずですよ。どこか海外旅行へでも行っておられないんやったら別やけど、やはり総会をしてもらった時点においては、向こうの回答待ちというのがおかしい。市長として市民に対して不親切きまわる行政だと思う。あなたが日参すればいいじゃないですか。

この前、公団の池で亡くなられたときに行ったが、向こうの人が曰く、「和泉市にご厄介になったんだけど、何で火葬場使えないんですか」という質問があって、私ら非常に困りました。やはり信太地区住民の方々が、和泉市の火葬場に使用出来るような形にしてもらいたいという観点からいって、あなたはもっと日参してやってもらわなければいけない。

あなたはすべてこの行政において、自分がやろうとする意思なし。2人制助役を置いたということは、助役任せでやろうとする。市長、お尋ねしますが、あなた、議員のときに第一期は2人制、それから1人制になったときどう言われた。現在、あなたは赤字、赤字、財政難と言ってるが、その中で2人の助役を置いて、いままでの行政の遅れを取り戻すためにやったんと違うんですか。それなれば、自分が自らやって、その足らんところを助役にやらすんだという姿勢がなければどんな行政でも進展しませんよ。したがって、議員各位があなたに質問すると長くなるんです。だから、昨日の坂上議員の問題に対しても、あなたが自治省にも府にも行きあらゆる部門に十分交渉し、陳情もする。そしたら自分も納得もし、自信もつく。その経過報

告をすれば、ただちに回答は出来るんです。あなたはそれやってませんよ、それがダメなんです。あなたが何月何日に地元に行ってこういう話をした、何日にはこういう話、第三番目はこんな話でだいぶ進展した。四番目は十分解決のめどがつかってきた。一、そうすればこんなにしゃべる必要はない。坂上議員さんの質問が3日も延びたのはそれなんです。明確な答弁が出来ない。自分のいままで努力してきた経過報告も何もないからなんです。われわれ議員もそうです。市民に何を言われても放ったかしやったら誰が支持してくれますか。やはり言われたことは十分に全うしていく、努めていくのがわれわれの職務です。あんたもそのとおりでしょう。議員と市長の椅子は違う。あんたは10万市民の長ですよ。議会議員は26分の1、それを十分考えてもらわないかん。

私は幾らあんたを追及しても、やる意思があるように見受けられません、解決する意思なしです。私やったら、地元へ毎日、毎晩でも行きますよ。一般行政は助役2人おるから、あんたがおらなくても何程でも出来る。むずかしい問題に直面したときは、あなたが生命を賭して邁進したらええ、そしたら解決つくんですよ。どんなむずかしいことでも、人間社会で起こったことは、話し合いで解決つくんです。そのつもりで私はきている。しかしあんたはその意思なしとみなさざるをえない。各議員さもよく聞いといていただきたい。絶対ありません。だから裁判でやる方法しか考えておらないと言っても過言じゃないと思う。私は反対です。裁判で勝つことは反対です。やはり市民です、子供です。示談、話し合いで解決をつけてもらいたい。あとにしこりを残すようなことはやってもらいたくない。これを特にお願しておきます。

市長に何ほ答弁求めても同じことです。あんたはやる意思はありません。それだけはっきり申し上げておきます。地元の人には非常にお気の毒だと思います。地元の議員もお気の毒だと思います。これがために窮地に陥ることは十分あります。そこらは市長、もっと考えなければいけないと思います。

ここでひとつ助役が交替したように聞いとるんですが、交替したときからの経過を報告願います。

○ 助役(辻 忠夫君) 私になってからの経過をご報告申し上げます。

ただいまの市長の答弁の中にも出てまいりましたので、一部重複する面もあろうかと存じますが、まず何とかして、1日も早くこの火葬場を使用いたしたいということで、先方から2回おみえになりましたときにもいろいろ細かく話し合いをしたのですが、これは進展をみなかったのをごさいます。

その後、市長のほうから行くと言ったのですが、私のほうから行くというので、夜、役所で話し合いをいたしました。そのときの状況は先ほど言いましたように、四つの条件を出され

たわけでございます。そこで一番むづかしいのは、現在建っておる火葬場をいつの時点で他へ移すかについて、これは出来ません。最初からやっとならぬものをいつ移すかということは確約出来ません。あとの三点につきましては、たとえば上代から火葬場が見えないように植樹をせよとか、それで最終には、全員集会と言うか、町会総会をして返事を持っていくということでお別れしております。近くその返事をいただけると思いますが、これについては一応、町会長さんのところへこっちからおうかがいしてお聞きしたい、かまうに存じております。

- 28番(藤原要馬君) 非常に嘆かわしいことです。一般市民に申しわけないと思います。それについて、われわれ議会議員としても、この行政を改めなければならない、いままでのうのうとしてきたことを市民にお詫びしなければならないと思います。いまの辻助役の説明は、藤田助役から3月の予算委員会で聞いたことより何ら進展しておりません。ということは、市長が地元に向いて話し合いをしないからです。いかにむづかしいことでも、話し合いに行けば必ず解決つくわけです。それを市長の答弁、助役の説明を聞いても、とにかく向こうからきてくれるのを待ってる。そしてええ返事くれべんかせ口開けて待ってたら、ろくなものは入ってきませんな。滅多に栄養のあるものは入ってきませんよ。やはり自ら臨んで、体を張って、命をかけてすべてをやればどんなことでも解決します。せんものはありません。私はその自信を持っています。地元の議員さんも非常にご心配してると思うんですよ。苦慮していろいろ力を注ごうとしてくれると思う。その力をお借り出来る形に持って行くのが、市長さん、助役さんの努力だと思うが、それをやらんというのはおかしい。

私は何ほ言うてもダメ。せやから、うちの市長、助役さんは、あんまり活動するとよけい問題が大きくなり、仕事が多くなるんで、ぼつぼつやっていこうかということですか。それで和泉市の大きな事業をやらうとする。財源獲得、これもなかなか至難だと思います。環境改善整備事業にしても、とても出来んだろうと思います。私の考えでは、70億、百億になんなんとする予算を組んでますが、一部の助成はあっても、大きな助成はないだろう。和泉市がアップアップして、にっちもさっちもいかんことが目前に迫ってます。この火葬場の問題一つ解決出来ない。火葬場は大きな金入れて、3月15日オープンするところまでいったのにまだ出来ないのは、あんたらの責任ですよ。私は多く言いません。そのうえ答弁出来ないでしよ、やってないんだから。

これは上代の方々に非常に申しわけないことだろうと思います。あの人らもやはり言い出したことは、引き退がる潮時がある。その潮時のきっかけをつくるのがあんた方ですよ、違うんですか。振り上げたこぶしのおろし時をつくるのがあなた方です。再々行って頭を下げ、地面に額を付けてでもお願いをなささいよ。そしたら人間、情というものがある。人間は義理と人

情が生きなければ世の中渡れない。私ら、それを言ってる。命かけてもやる気がなかったらやれませんかよ。いまだに12月に当選して一ぺんも地元に行っていないというのは何事だ。市民をぶかにするのもほどがある。このうえ多くを申しません、言ってもしょうがないから。それでは延びた観音寺に対してどういふ補償をするか、君らの失態がために延びてる。観音寺は黙ってきてくれる。それにも向こうからやってきて何事だ。延びたら延びた時点で、どうして延びたということで、ご了承したいと全然行ってない。向こうから陳情にきた結果赴いていくとは何事だというんです。ものはくるまでに行けば簡単にすむが、起こってから行った場合は違うんです。まず先に行ってこそスムーズな行政が出来るんです。

とにかく行くことをきらう。そして絶対責任のある市長が行かない。そしてむずかしい問題になったら、助役が行かずして部長、課長に任してしまう。そして私の言ってることは、最後の決断をし、決定するときには部課長で出来ますか。私が部課長の答弁を受けないのはそれなんです。最終の責任段階になったら責任取れますか。市長自ら責任取らざるをえんでしょ。すべてがそうです。就任せられてから、むずかしいところは避けよう、避けようとして、そして話しよいところには行く、また人に頼んで解決しようとする。そんなことで絶対出来ませんよ。やはり当事者は、その当事者の中に入り込んで行って、自分の苦境を話してお願いしなければならぬ。

理事者はよく車の両輪と言いますが、両輪には心棒がいるが、離れてる。これではダメです。私の考えでは水と魚、密着してすべての行政をやってこそ市民の利益になるんです。あなたは議員として絶対になかった。だから、いまでもわからない。私たちが理事者から頼まれれば、火の中、水の中に飛び込んで解決しますよ、出来んことはない。私ら皆、部課長もやってきたところがわれわれはあんたの代りに行く権限がないんですよ。頼まれて初めて行ける、違いますか。そんなことでは解決出来ませんよ、はっきり言いますわ。どんな問題でも絶対に解決しませんよ。

昨日から坂上議員さんが言ってる環境整備にしても、これからだんだんむずかしさが出てくる。一つ一つ和をもって一本化して固まり、そして全体の地元の人らのために事業もやってもらおうという気分になってきてるところに、また悪化している。せやから、どんなことでも絶対ため、このうえは多くを言いません。

そこで一点だけお聞きしときますが、火葬場はいつ使用出来る見通しがあるのか、それだけ教えて下さい。

- 助役(辻 忠夫君) いつから使える見通しかということですが、大変むずかしいことできちんとしたお答えにはならないと思いますが、上代町の総会がちょうど田植時期になり

ますので、その前にやっていたかどうかが、その点心配しております。公判のほうは来月7日ですから、弁護士の話では、公判が終わりしたい、出来るだけ早い時期に現在、使用禁止されている処分については何とか解決をしてもらいようお願いしておるので、来月中旬に見通しがつくのではないかと。これは観測でございますから、確なことは申されませんが、弁護士は何とか来月中旬と言われておりますが、出来るだけ地元と話し合いをいたしまして、1日も早く解決出来るように努力いたします。

- 28番(藤原要馬君) もりやめようと思いたが、やめられへん。先ほど申したように、裁判勝つまでしかない、地元も田植時期とか言うてるが、すでに総会はやったんでしょ。金沢議員に聞いたら総会やったという。総会やったのに、何であんたら行こうとしないんですか。返事待ってるんか。人をだますような形だ。総会やったら、結果の話し合いはついているから、あんたら、日参してでも聞きに行かない、それほど忙しいのですか。議会休んでも行かないからですよ。あんたら、1人休んだってかめへん。黙って座ってメモばかり書いて、おったかて、おらんかて同じや、行ったらええ。堂々と頼みに行ったらええ。いまだに市長も助役ものろのろとしてるのは何事だ。2億何千万円という金を入れてあるんですよ。市民の血税ですよ。金利もいってくるんですよ。それでまともな答弁やと思うてるんですか。こうして再々行った結果こうでございますとなれば、ご苦労さんですと下がるが、あんたらの答弁では下がれん。われわれ一般質問でどこまでも追及しようという意思もないが、やらざるをえない形に答弁してくるんじゃないですか。

私、19日に言うたる。地元は何回でも行きなさい。行って地元の了解を求めなければいけませんよと言うたるのに、議員さんが何言うたかて、「へ食らえ」ということで、あんたら、議会なんかいらんでしょ、何べん言うても行かへんのんやったら。あんたは裁判すむまで待ってる、裁判で勝ったらええと思うてるが、それではいけないですよ。市民は子供やから、示談で話しに行って納得してもらいなさい。譲歩するところは譲歩し、条件は条件でやらなければいかんのではないですか。何の進展も、報告もない。あんたらが明確に言えるのは、7日の裁判まで待って下さいだけ。そんなことで三役さんは何思ってるまんね。行政をどない思ってるまんね。行政というのは市民の台所だっせ。市民はどうでもええんだという形の行政をやっているんですか。

信太地区の人から昨日聞いたが、「うちのばあさん、死なされんやないか、早いことやしてもらわな」現在の葬儀なら20万円いると言ってる。そんなこと考えたら、地元へ行ってお願いし、納得してもらおうのがあんたらの職務じゃないですか。やはり向こうへ行けば、反対のところから苦いこともいろいろ言われます。言われるのをくぐって行ってこそ、立派な行政とし

て返ってくるわけです。しかしいやなとこ、文句言われるとこは避けて通るといふなら、絶対ええ道も通れんし、早く到着点にも着きませんよ。早く到着点に着こうとしたら、どんな障害物があるろうと、暗礁があるろうと乗り越えてでも行く度胸と我量がなければ絶対ダメです。それだけ申し上げておきます。絶対裁判がすむまで出来ないということですか。これは絶対許しませんよ。地元へ行きなさい。明日、議会休んでも行きなさい。他の議員が言いたら、申しわけも、お願いもしますから行きなさい。そして解決つけて下さい。地元へ行ってたくさん問題あるでしょうから、一つ一つ石積んでいきなさい。一べんに積もうと思ってもそうはいきません。とにかく一段一段積みなさい。交渉の結果の一段ずつ積んでいきなさい。それだけ特にお願いしておきます。わしは終わります。何べん言うてもいっしょですから。

○ 副議長(関戸正一君) 次に20番直村議員。

○ 20番(直村静二君) 一般質問させていただきます。答弁は市長、助役、各部課長、通告の順番に基いて行ないます。

藤木市政の公約について、これは選挙のときに藤木市長がどんな公約されたか、文書、その他ありませんので、それをとやかく言いませんが、3月議会の市政方針の内容から、2、3点取り上げて質問したいと思います。

一つは、来年の町づくりという中では、開発行政並びに駅前の再開発を取り上げておりますけれども、ここで考えておかななくてはならないのは、信太山の自衛隊基地及び演習場について都市計画上どう考えていくのか、この点ひとつ明快にお答え願いたい。これは大阪南海岸和田線、前の小田・舞線ですが、自衛隊のところから曲がってしまい、府営住宅のところを入り、さらに森田紡績のところへ出ていくS字型の都市計画道路ということで、市民からも非常に曲がり曲がった道で、都市計画上ふさわしくない。むしろ自衛隊の演習場、またその施設を貫通すれば真っすぐ通るといふことで、将来の町づくりの中での都市計画といふことで明快なお答えを願いたい。

二番目は、暮らしをよくするためといふことで、きめの細かい老人福祉を行なう計画であります。昨年12月にも、奥さん方から老人医療の無料化及び憩いの家、さらに交通傷害保険の公費負担の署名が出ておる。先般来も合計5千5百以上の要望書が市に出ていると聞いておりますが、この際、きめの細かい老人福祉を行なう公約どおり、早急にこれはすでに3月にも申し上げておりますので、公約に基いて明快なご答弁をお願いいたします。

病院につきましては、予算が出ておりますのでその段階で質問したいと思います。これは本会議での答弁などを通じ、病院が4月1日発足と同時に長期計画策定のための委員会をつく

るかどうか答弁ですが、いまだに出来てないが、どのようにするか、明快にお答え願いたい。

次は次代を担う青少年のためにという項目がありましたが、わが和泉市には図書館もなく、また青少年のための総合センター、その他の施設も皆無に等しい。公約はしておりますが、具体的な予算措置はいっこうに出ておらない。これを明快にお答え願いたい。

それから公約の最後に健全財政の確保、同時に事務能率の向上と経費の筋減をうたっておりますが、あなたが市長になってから、どのように経費の節減を行なったか、明快にお答え願いたい。過日、あなたは電気代ももったいないということど、かなりあちらこちらで電気のスイッチを消しておるといふ、その他にまだどのように節約されたか、明快にお答え願いたい。

次は同和事業、同和行政、部落解放の問題は私、再度申し上げますが、やはり国民的課題である以上は、全国民がこれを支持し、同時に差別をなくす戦いということがございます。共産費はこれにつきましては、身分差別、階級支配という形で明快な位置付けを行なっておりますので、憲法第14条に基づいて、民主主義のルールによって、人種、信条、性別、社会的身分門地により差別されてはならないというのが、基本的な憲法の問題でございます。同時に地方自治法第10条の2項、住民は平等に市の役務、サービスを受ける権利があるという、この2点が何といても一番基本であろうと思えます。

この同和行政につきましては、第1点は、現在、昭和45年7月の段階で、すべての同和事業と予算執行については、部落解放同盟和泉支部と協議して執行するという1項が、市当局と確約書として行なわれておりますが、これは憲法14条並びに地方自治法10条2項に基いていかなる法的根拠からそういうことをしてるのか、お答え願いたい。

次は同和施策については、部落解放同盟の推薦するものだけがこの同和施策を受けることが出来るという答弁をされております。私の知ってるのは、国民健康保険が半額、固定資産税が半額、その他保育所の保育料の減額及び減免、こういうことをしておりますが、まだそれ以外にもあるのではないかと。この点同和施策についてどんな内容があるのか、項目だけでもよろしいから、簡単にお答えを願いたいと思えます。

次に3点目として、同和行政につきましては、非常に多くの市民が関心を持っております。さらにいろんな同和施策も市民が期待しておりますが、財源問題もあり、いかに平等に、公正に行なっていくかお聞きしたい。

そういう点では、市の広報で同和施策について十分PRすべきであると思えます。3月議会では、この問題について疑問があったりしたときには、集会に市長も出てくると確約しておりますが、その後、集会はありませんが、いっそうPRして内容を全部知らせていくことが必要じゃなかろうか、そういう予算を組もうとしているのか、お尋ねしたい。

次は計画立案という問題でございますが、先ほどの窓口1本化で、そこだけで取り上げたマスタープラン並びに地域計画が問題になっております。隣保館条例が議案に出ておるので、その段階で明確にお聞きいたしますが、いま申したいのは、地区住民全体に影響のある計画は、支部とだけの協議が整った場合、市としては、その住民に対して、全部納得してもらい義務が発生するのか、明快にお答え願いたい。

なお若干お聞きいたしますが、去る6月8日の衆院内閣委員会で、共産党の東中議員が窓口1本化の問題について質問をし、自治相の答えが出ております。この1本化の非常に不正常的な状態は認識している。今後、是正することを約束するという答弁が出たが、これも党の機関紙に出ており、いまだ訂正されたことがありませんので、この点を知ってるのかどうか。その点について、自治省などへ問い合わせ確認してるかどうか、お聞きしたい。

次は同和予算です。これにつきましては、50億円の補正の問題がございましたが、このとき私たち共産党の議員団としては、まずこの50億という非常に大きな予算は当初予算に匹敵するから、まず第一に地区住民の意見が十分反映されたものかどうか、その中で計画されたものかどうか。さらにまた財政負担について、非常に不明確、不明朗があっては困るので十分審議せなにかん。さらにそういう大きな予算は、短時間で採決されるべきでない。特別委員会か何かをつくって十分審議したうえで出すべきだ。そうでない限りこの採決に反対だと意見を申し上げ、この採決には加わらなかつたわけですが、この点、20日からの坂上議員さんの質問に対する答弁でも、非常に財源問題については、私が思ったとおりの非常に不明確な、膨大な負担という問題が生まれておりますので、この点、再度、別の面からお尋ねしますので、明快にお答え願います。

第一にこの中で申し上げたいのは、「幸26番」「幸36番」「山手26」、「36」とか申しますが、この土地の大体の鑑定、たしか固定資産税の市の評価では約1万円だと思えます。それが開発協会で約10万円で買い取りすると聞いておりますが、その周辺でいかほどの金額で買われたか、お答え願いたい。

さらに代替用地が、この50億の予算中23億円、これはどのへんの土地を買った場合、いかほどの金額で買うかという問題、たしか西口木工のところ約20万円で協会が買っているという答弁があったが、おそらく20万円以上になる場合だって十分あります。その場合には、持家制度は財源的に裏付けがないという問題がある。たしか坂上議員さんに対するお答えの中で、土地の鑑定価格に対して8割の補助とおっしゃってますが、鑑定の倍以上の金額で買った場合はどうなるか。

次に同和施策につきまして、解放同盟支部に対する補助金、負担金についても、ざっと計算

して1億円、予算委員会でそのとおりだというお答えでございますが、こういう金額に対して補助はあるのかどうか、お答え願いたい。

次は国民健康保険料の問題ですが、今年の予算措置で非常に高くなった。1つは8万円にしたことで、かなり苦情がきております。8万円の保険料に引き上げると、生活の困窮する人がたくさん出てまいり、掛け金を払えないという方もふえてまいります。その点で減免規定は非常に低いのではないかと、どのように改善する意思があるのか、ないのか、ひとつお答え願いたい。

2番目は、国民健康保険の条例の14条に、同一世帯内の収入のあるものも含めて世帯主の収入、市民税、所得割りだけでなく、家族の退職した、そして現在は自分で払わないかんといい前年度の所得の計算をして、2重、3重にかけるのは非常に許し難い内容であると思いますので、14条の改正の意図あるや、なしや。

次に国民健康保険が多くの方に喜ばれている半面、減免の問題ですが、同和行政の一環として2分の1減免が行なわれてるようですが、いかほどの金額、いかほどの人数が減免されてるのか。そして和泉市では、国民健康保険会計に対して一般会計からの繰り入れは皆無に等しいが、同和行政の2分の1の減免の金は、一般会計から国保会計に入れるのか、ひとつ明確にお答え願いたい。

次は地場産業の保護、いま、問題になってます真珠、織維等いろいろありますが、無籍の織機の摘発が問題になっておりますが、どのような実態か、お聞きしたい。まず、そういう無籍の業者が何人ぐらいおられ、その取り締りが具体的に営業権の停止になるのか。そういうことでなく、改めて権利を獲得するためにはお金がいるのか、つかんでる範囲でお答え願いたい。

5番目の地方自治と市長の政治姿勢、これは住民自治の原則という立場からお尋ねします。

まず火葬場についてお尋ねします。去る13日の朝日新聞に、1万の署名を集めて早く火葬場を使えるようにしてくれというのが出たそうです。連長が友谷一男さんという名前になっておりますが、こういうことを市民が非常に問題にしております。そこで2、3日前、この庁舎内で友谷さんに会ったところ、「13日の新聞に出たことは知らん。14日に市役所へ行くつもりだった」ということも聞いております。まず5月19日の「諸報告」のときに「署名、要望は取ってるらしてが、文面はわかってるか」、これに対しては「あまり知らない」、また「もし提出されたら何に使うのか」と質問したところ、藤田助役は「考えておません」ということです。私はそのとき市長に申し上げた。「住民同志の争いになるようなことがあってはならない。これは自治体の自殺行為だ」と申し上げた。にもかかわらず、この新聞記事が出て、地元住民は非常に怒っております。あのとき、私はそういうことは一切やってはいけないと申

し上げたが、先ほどの藤原議員さんの質問に対する答えのように、裁判で結着をつけるために利用するのではないか。連合町内会長の名前が載っていましたが、これは知らないと言っておりましてし、第二阪和についても、一部住民の反対で出来ないということで、また他の町会の署名取って早く区画整理に賛成しろと出てくるおそれがあるので、町会同志が争いを起こすことのないよう、明快なご答弁をお願いしたい。

次に府民センター誘致ということで、部落解放同盟和泉支部という署名と、その横に泉大津和泉、高石、忠岡の3市1町の署名を並べて一般家庭に配られております。あれはこんど、府民センターをつくることを部落解放同盟から教えていただき、そして3市1町が賛成して強力に運動を進めますという文面だと思います。そこでお聞きしたいのは、たとえば共産党が府立の高校を和泉市なり、3市1町へ持ってきたいということを聞きましてやった場合、3市の市役所が名前並べてやっていただけられるかどうか、こういう点を明快にお答え願いたい。

それから3市1町という場合には、すべて人口、規模、場所等についても、非常によく協議し、相談しなければならない問題があるのではないかと、この点も和泉市役所として明快にお答え願いたい。そうしないと、府の行政の立場から行なうもので、きめの細かい行政が出来ないと思う。福祉、開発が遅れてるという文章がありますが、いかなる開発が遅れてるのか、市民が疑問に思ふ。そういう扱いについて、明快にお答え願いたい。

それから3市1町の協議が十分行なわれてるかどうか。さらにそこに同和という問題がございますので、大津へ行ったら同和行政が進まない、和泉へ持ってきたら同和行政が進むと思ってるのか、地域、場所等について明快なお答えを願いたいと思います。

6番目に国際空港の問題でございますが、当初、藤木市長は経済地盤の向上のために賛成だと態度表明を行なわれましたが、公害のおそれある場合はということを上げられたんですが、なかなかこれは明確になってなかった。先日、科学者会議の発表で大きな公害のおそれがあると言われております。これもかなり政争の具になっておりますが、いま、藤木市長に聞きたいのは、そう簡単に経済的な利益がくると思ってるのか、そういうデータがあればひとつ出していただきたい。またそのデータが十分ない場合は、軽々しくそういう態度表明はしない、公害をなくす立場からいったん取り消す、この点について明快なお答えを願いたい。

7番目は、建設委員会で取り上げ、市長も知っておりますが、府中駅前公衆便所の件です。これは4月から便所がなくなり、非常に市民が不便を感じている。改札口を中に入らなければいけません。まして和泉市政の基本姿勢として、府中駅前には和泉市の顔できれいにしなければいけないという立場から、市民が安心して用が足せるところをぜひつくりたいという要望が出ておりますので、きょうは明快なご答弁が願えると思いますので、関係部課か

ら報告願います。

2番目は、宅地並み課税ということで、農家の方に大変大きな不安を与えました農地に対する固定資産税でございますが、市は作業が一切終わってるそうです。この作業についても、相続、贈与、売買基準の評価が強化され、非常に税金が高く取られております。1年間の時限立法ということで来年3月までは行ないますが、その後、情勢によっては宅地並み課税は行なわれるのではないかと不安を農家の方は持っております。

さらに時限立法の中では、農業委員会、各農協、農家の代表を入れて委員会をつくり、点在する農地の課税という修正条項が入っておりますが、私としては、市はこれに対してどういう態度をとるんか、明快にお答え願いたい。

質問の項目が多岐にわたっておりますが、関係部課では十分メモされておりますので、また私の質問がすめば休憩ということでございますので、ひとつしっかりと明快な答弁を期待して質問を終わります。さらにお答えによっては再質問させていただきます。

以上です。

- 議長(貝淵博治君) 答弁に入る前におはかりいたします。

暫時、休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは15分休憩いたします。

(午後3時34分休憩)

< 午後 の 部 > (2)

(午後4時再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。答弁に入る前に、直村君の質問を今日中に終わっていただくようお願いいたします。しかしながら、答弁があいまいであると時間が遅くなりますので、ひとつ的確な、そのものずばりの答弁をお願いいたします。
- 20番(直村静二君) 的確な答弁をお願いいたしますが、場合によったら時間延長もあらかじめしてもらいたいと申し上げておきます。
- 建設部長(中塚 白君) それでは第1点の市長公約のうち、開発問題につきまして、私からお答え申し上げます。

大阪岸和田南海線と自衛隊演習場の問題でございますけれども、お説のように、和泉市の都市計画上から、市街地に近接したところに演習場があるということは好ましいものではございません。しかし残念ながら、現在、防衛庁の行政財産になってございます。何も大阪岸和田南

海線をあえて自衛隊基地を避けて通してあるのではございませんけれども、ご承知のように、泉南線は飽和状態にあり、この現道改修が不可能との考えから、泉南のバイパスとして計画立案したわけでございまして、当然、これは高速道路でもなく、平面道路でございます。だから通過交通オンリーじゃございませんので、少なくとも、その沿線の開発もバイパス道路を付けるという趣旨でございますので、出来るだけ現在の道路に近接したところに持ってきたわけでございまして。

なお演習場の今後の取り扱いの問題、端的にこの演習場をどうするんだということでございますけれども、これについては、いろいろ防衛庁との関係もございまして、いま、ここでどういう形にするんだというお答えはいたしかねます。

以上です。

○ 20番(直村静二君) そういう配慮が出てくるのはわかってるんです。たしか総務部長の話では、払い下げの要望は十分してるということがあったんです。防衛庁は政府機関なんて協議してもなかなか下りてこない。住民の立場に立って、市長から文書でもって払い下げしてほしいという意思表示をする必要がある。私が質問したら、道路が曲がってぐあい悪い。市街地の中にあるからぐあい悪い。S字型に曲がってるから無茶やとなる。おそらく買収に入ったかて、いろんな苦情が出てくる。防衛庁のものだけど、住民の声、市の立場から文書でもって明快に出すべきだが、その意思を市長は持ってるかどうか。次の世代を担う総合センターとしても考えてやってもらわんと、協議してやったら永久に返ってきません。いま、意見表明して、それから協議に入るべきだ。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは演習場問題になって参りましたので、私から総括的な考え方というものを申し上げたいと思います。

演習場は現在、自衛隊の演習場ということで、防衛庁の所属で利用されておるわけなんですけれども、私たちの考え方も、市街地に近接するあの広大な地域を、現状のような形で将来とも利用されるということについては好ましくないという考え方は、かねがねから表明してまいったとおりでございます。そのことを一歩進めて、積極的に公文書でもって当局側に意思表示しておくべきじゃないかというご指摘でございますが、事実、市長名でもって防衛庁長官あてとか、大蔵大臣あてとかに、そのような明確に払い下げをしてほしいという文書を提出したことは今日までございません。

しかし口頭ですが、機会あるごとに、現在、自衛隊演習場として利用されてる事実は認めますけれども、これが何らかの形で土地利用の変更が行なわれるという段階では、まず地元の泉南市に事前に協議してもらわなくては困りますよということは申し上げてまいっております。

ご趣旨の点につきましては、それもたしかに一つの方法だと存じますので、上司ともよく協議し、今後、そのような措置をとるようにより検討をかさねてまいりたい、このように存じます。

○ 20番(直村静二君) 教育長にお尋ねしますが、次代を担う青少年の施設の場合、土地をどのへんに求めようとするか、その点をひとつ。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

お説のとおり、青少年の育成対策という市長の施政方針を具体化するため、どういう計画を持ってるかということでございます。第一は物の面でございまして、社会教育施設の充実を図ることが要件であろうと考えます。したがって、その土地をいかに求めるか、現在、防衛庁に所属するあの演習場は約75万坪と承りますけれども、全くお使いになっておられない情勢のようにわれわれは見受けるわけでございまして、出来ることなら、何とかこれら次代を担う青少年のために借用あるいは払い下げの意向を国にぶっつけ、大いに運動を展開し、総合的なすべてを網らした社会教育センターとして位置付けてまいりたい、こういう構想を描いてるものでございます。大いにその点に意欲を燃やし、ただいま総務部長の言葉にもありましたように内部協議を整え、政策的な皆様方のご配慮とご協力と相俟って推進していきたい、かよう考えるものでございます。

○ 20番(直村静二君) そうすると市長、答弁してほしいんやけど、総務部長は、防衛庁が何かの変更をするときは和泉市と協議してほしいという立場、非常に消極的ですね。これは同時に教育長が言うたように、十分演習場を借りておらないと推察するが、教育施設はほしいと言ってる。そこで市長の姿勢ですが、施設はほしいが、土地がなければなかなか青少年のやつは建たないし、仮に求めるにしても高い金がある。和泉市の財政は苦しい。どうしても市長のこれに対する政治姿勢を明確にしてもらわんと、ここで引き退がったらダメです。私はその方向に行くんだということを示してもらわんと、「たなからほた餅」では何もきませんよ。

○ 市長(藤木秀夫君) 直村さんのご指摘は、自衛隊のあの土地に何か計画して、文書で要請したらどうかということですが、なかなか防衛庁に所属してある関係上、いまのところは実現困難でないかと思っております。それに向かって今後検討し、努力してまいりたいとは思いますが、現在、自衛隊もきておりますし、なかなかむずかしい問題ですが、これに向かって努力いたします。

○ 20番(直村静二君) 努力するんやけど、総務部長の答弁では、防衛庁から何か利用計画の変更があった場合は、市のほうと協議してもらわないかんという態度にとどまっている。努力といっても、どんなふうに努力するか。私は文書で出なさいと言ってる。変更するまで待ってはあかん。

- 総務部長(坂口礼之助君) 直村議員さんは、先ほどの私の答弁の前段だけしかご認識していただかなかつたようでございますので、もう一度説明させていただきます。

現在までの過程では、たしかに公文書をもって防衛庁なり、大蔵省あてに正式に払い下げを申し入れたわけでないとお申し上げしましたが、議員さんのご指摘をそのまま聞き流しにするとお申し上げてごさいません。具体的には、たとえば現在は行政財産ですので、はっきりした行政財産に対して、いきなり払い下げろという出し方をしても、これはルールに反することでごさいますので、まず防衛庁から普通財産に登録替えて大蔵省所管にしてもらうことが第一の前段でごさいます。そうしたいろいろの手續き上の問題等もごさいますので、議員さんがおっしゃってる形での意思表示をすることについてよく検討してみたいとお申し上げておりますので、このまま聞き流しにしようという意思ではごさいません。今後ひとつ積極的に努力してみたいと思います。

- 20番(直村静二君) 確認しますが、行政財産を普通財産に切り替えて、このへんの一角をくれということを事務的に進めていくということですか。

- 総務部長(坂口礼之助君) はい。

- 20番(直村静二君) 教育委員会もいっしょにやって下さい。

- 議長(貝瀬博治君) 次の答弁市民部長。

- 市民部長(小林一三君) まず第1点の65歳以上の全老人の医療費を無料にというご提案でごさいますが、ご承知のとおり、今年から70歳以上が始まりまして、予算書にもごさいますように、9千115万8千円の計上でごさいます。うち4分の3が府負担、4分の1が市の単費でごさいます。私どもの調査では、この65歳から69歳までとなりますと、対象人員約2千5百人、推定6千5百万円近くの費用があるわけでごさいまして、いまただちに市単費で果して取り組めるかどうか、出来るだけ年令の引き下げについては府等とも協議し、府下衛星都市とともに努力するとしても、ただちに市単独で一気に65歳までにつきましては、6千5百万円近くの市単費があるということでごさいますので、現在のところ国に対しても要望しております。近々の情報でごさいますが、聞き及びますところでは、来年1月からは国も府も取り組み、国については70歳以上、府においては65歳以上となると、大体4分の3、4分の1になると、こういったご希望の線に添えるのではないかと。かといって、ただ国、府の態度待ちということではなく、関係課長会をもちまして、また市長会を通じて、現在、まだ取り組んでおられない国に対しても抜本的に取り組んでほしいということでごさいます。

次に老人の孤独感より起こる不幸から解放するため、老人が集まる憩いの場を地域ごとにつくれということでごさいますが、これにつきましては、老人の憩いの家は現在、1カ所もご

しません。当初、老人クラブが結成されてからすでに8、9年たつと思いますが、各校区ごとにIカ所、公民館、お寺等を借り、借り上げ料として年額1校区当たり約1万5千4百円の府からの補助をいただいております。老人憩いの場の補助ということで消極的に取り組んでおったわけでございます。近年、老人の人口に占める比率がアップするということから、ようやく府においても、老人クラブ常設集会所建設補助交付金というものを設けてございますので、本市におきましても今後、抜本的に老人クラブ常設集会所については、各校区ごとに年次計画をもって、関係老人クラブの方々とも十分協議いたしまして、そういった専門的な憩いの家を建設するよう、前向きの姿勢で来年度から取り組んでまいりたい、かように思っております。

- 20番(直村静二君) 65歳のやつは、前向きの姿勢で取り組むということではどうですか。

憩いの場所については、当初予算で1億5千万円とか、大きな老人福祉センター、あれはえらい着々と進んでるらしいですが、和泉市の人口10万、かなり老人の方もおられますので、同和の一部だということですが、相当大きな費用いりますわな。私は憩いの家、たとい1千万円でもええやないかと申し上げた。何とか前向きで努力する。いまの部長の答弁では、年次別の常設何とか、これも悪いとは言いませんが、やはり市長の公約であるきめの細かい老人福祉対策としては、一方では3億もかかる膨大なものやっていたらいいんですけども、前向きで取り組む、これから年次計画というのでは、10万市民に対する姿勢としては弱いと思います。だから、これも要望にとどめますが、市長、これは声が高まりますよ、あなた公約のこどを言われますよ。

次に経費の節減、数字的に言ってもらえればありがたいのですが。

- 総務部理事(庄司 清君) 財政問題ですので、私からお答えさせていただきます。

具体的に数字ということではございますが、47年度予算編成の時期が第一歩でございます。

(議長退席、副議長着席)

この予算編成に当たりまして、特に物件関係について、節減を図るよう努力を傾けたわけでございます。何を幾らということはお答えしにくいんですが、需用費の関係で46年度で1億1千9百万円計上しておったのでございますが、それが当初予算で8百万円ほど光熱水費が増加したのですが、学校関係の施設が改善、増築され、またその他の施設もだんだん拡充される中におきまして、総括的にみて、前年度と大差のない需用費の計上ということになってございます。そういうことで、まず1億2千万円が47年度の需用費の関係経費でございますので、そのへんひとつご勘案願いたいと思います。

○ 20番(直村静二君) そんならね、いろいろ物品買いますわね、特定の商品を特定の団体から安く買えるのに、高く買うことは絶対にないかどうか、その点ひとつ。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 会計課長が不在ですので、私からお答えいたします。

ご承知のとおり、市の一般会計、特別会計を含めてでございますが、物品購入につきましては、あくまでも競争入札を原則にしております。ただし特定の特許を取ってある品物とか、あるいは特定の品物、薬品とか、それらのものにつきましては、特定の業者しか販売しておらない性質のものにつきましては、そこよりしか買うことは出来ませんが、あくまでも一般的な物品につきましては、共同一括購入かつ競争入札を原則にしてございますので、議員さんおっしゃってられますように、特定の業者から特別高い価格で買うことはありえないと存じております。

○ 20番(直村静二君) どういう罰則があるんですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 罰則というものは、はっきりとした規定はございません。しかしそれはあくまでも市の職員としてとるべき姿勢ではないという意味で、それ相応の叱責なり、非常に常識を逸してるようなことでございましたら、懲戒処分の対象になってまいります。

○ 20番(直村静二君) 私が聞きたかったのは、部落解放同盟の綱領の中に、いろいろ業者を保護しなければいかんという規定がある。物品販売業、その他いろいろあります。その場合原則として競争入札等いろいろあるんだけれども、向和対策の一環として物品購入の考え方があるのかどうか。特定の業者から特定の物品が入ってるなら教えていただきたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) ちょっと私のほうでは、そういうことをやってるといふことは関知いたしておりません。あくまでも、原則的な形での地元業者の育成には配慮いたしております。しかし特定個人の業者を育成するということではなく、和泉市内の業者をなるべく優先していく姿勢は持っております。

○ 副議長(関戸正一君) 次の答弁。

○ 病院事務局長(竹内 潔君) 病院建設問題につきまして、病院事務局長からお答え申し上げます。

現在、広範な医療行政の一施設として病院がござりますが、病院につきましては、他の施設と違って非常に複雑でございますので、これの建設につきましては、慎重を期していただかなければならないと思っております。

つきましては、これの建設については、委員会を設けて進めていくんだということを市長からお答え申しておったようですが、現在、進行過程といたしましては、市の行政の中でとらえ

ていくべき問題でございますので、市長部局の中で話し合いを進めていきたいと思っておりますので、企画課と連絡いたしまして話し合いを始めたばかりでございます。これにつきましては、市の将来構想がどうあるかという中で、現在の病院の位置問題、施設の内容、規模等が問題となりますので、資料集めざして状態でございますので、8月ごろまでに成案を得、市長の諮問機関としてでも、特別な各府を代表していただいた委員会をつくってきたいと思っております。実際、活動に入るのは、おそらく9月に入ってからだろうと思います。

以上でございます。

- 副議長（関戸正一君） 次に同和問題。
- 同和对策部長（佐原行雄君） 同和行政と同和事業につきまして、同対部のほうから総括してお答えいたしますが、内容の詳細につきましては、各セクションから説明させていただきます。

まず第1点の国民的課題の中での窓口一本化について、いかなる法的な方法論かということについて出たかと思いますが、われわれはあくまでも市の行政効果をあげるために、これが一番いい方法だという点からこの施策を行なってるわけでございます。したがって、昨年でしたか、大阪府の黒田知事が、今後、同和对策事業については、大阪府の同和促進協議会を窓口として行なうということを明言されておりますし、また同対審答申及び大阪府の同対審答申にも明記してあるとおり、地域の民主的、自主的団体と密接な連携を保つという趣旨に基づき、窓口一本化ということを申し上げたわけでございます。

第2点は、国保とか、その他同和施策の内容的な説明、これは現在、各セクションで対策と取り組んでおりますが、私のほうから総括して申し上げますと、まず第一が健康を守る会とかの関係の生活保障制度がございます。それから同和更生資金制度があります。また妊産婦保育制度がございます。教育対策では、入学仕度金制度がございます。産労関係では、企業融資税対策の制度がございます。その他卒業者に対する就職仕度金制度がございます。

それからこれらの制度についてPRをするかという問題、またPR用の予算の増額をするのかという質問でございますが、必要に応じて、もちろんPRもしていく計画もしておりますが、一応、現行予算内でまかなっていき、不足した場合は予算追加もお願ひしていく考えてございます。

次に計画云々につきまして、住民に納得させる義務があるというご質問の趣旨かと思っておりますが、義務というよりも、むしろ住民に説明して協力を願うことが実情かと思います。その話し合いの場をつくっていく努力が大事かと思っております。

次のいわゆる東中議員と自治相との一問一答の点ですが、これについては6月9日付けで知

っておりますが、内容については、各機関には確認しておりません。

次の協会が買収した価格が、いわゆる鑑定価格よりも上がった場合、補助対象になるんかという質問かと思いましたが、詳しくは各制度により、その用地がどのような制度に乗る事業であるかで変わりますが、原則として補助制度に乗るようになっております。

それから同和施策の中で1億円に相当する各種の補助制度があるんじゃないかという点でございますが、これについては支部助成、負担金、それから先ほど申し上げました諸制度が含まれてるわけでございます。したがって、諸制度につきましては、現行十分の八という大阪府の補助金制度に乗っております。その他事業施面とか、内容の詳細につきましては、各セッションからお答えいたしたいと思います。

- 20番(直村静二君) 総括的に聞かせていただきましたが、法的根拠はない、これは致し方がない。これは確認出来ますか。
- 同和对策部長(佐原行雄君) 法的根拠というよりも、むしろ市の行政効果をあげるためというところが主眼で、さようご認識願いたいと思います。
- 20番(直村静二君) あるという答えを聞いてないので、私はないと確認したい。市の行政上よいことだから行なってる。こういうことですね。そうすると、市の行政上よくないことだと、われわれ議員さん、住民の声がある場合にはどのようにお応えしていただくか。私はあまりよくないと住民から聞いてるが、どのように応えるか。本当に市民の部落解放につながり、住民全体が納得すると確認出来るのか。
- 同和对策部長(佐原行雄君) 解放を旨とする団体として現在、部落解放同盟というのがありますが、その他、いわゆる同盟との考え方の相違ということで、政党政派の組織を認めることは、逆に行政効果を損なうと考えております。
- 20番(直村静二君) そうすると、こういう場合どうなりますか。幸地区で共産党、民社党、公明党さん等、これの支持者が1人もないということはない。あなたのいまの答弁では、運動団体に政党政派の異なるものについては行政効果が上がらないというお答えだと思えます。この部落解放同盟和泉支部が総選挙において、特殊政党を支持して華々しく活動されてる。そうすると、地方自治法10条2項のすべて等しく施策を受ける精神によって、この団体あるいはこの団体の推薦してる特殊政党の候補者にもし反対する団体があれば、これは受けられないとなると非常に混乱が起こるんじゃないか。つまり思想信条の自由の14条と、公務員が絶対にそんなことしたらいかんという、その差がいまだに私はわからない。何を根拠にそういうことを言うのか、大いに論議をしなければならぬ段階にきている。これが正しいものなればそんなに苦情がないが、ますます問題になってきてるんじゃないか。

たとえば当初予算の質問の中で補正が出る、議会のルールにはずれている。こんどは支部へ行って協議してる。これはまさしく地方自治法第88条の自主性にもとづいて。一本化をやって、それ以外の考え方を聞かないからです。それ以外の考え方で施策が出来ないということになれば問題です。

あなた、職員として地方公務員法にもとづいて住民差別をしてはいけないですよ。どうしてもこれは根拠ない。これはよいと思ったときもあつたが、いろいろな弊害が出てきた場合、現実に基いてやらなくてはならない。支部に入ってなければ適用されない。その団体は特殊政党を支持して走る。政治活動も行なり。決して市の下請団体ではない、公共団体でもないんです。だから、その人が受けたいと思っても、市のほうは、それは入ってもらわんと出来ませんという、はっきり言っていてこれが差別ですよ。特別措置法、同対策申ししろ、すべての地区住民を解放していくという、貧困から抜け出るために、すべてに施策をしていかなければならない。憲法違反ですよ。しかし運動を進める段階では、そのほうが便利なところがあったが、現在ではいろいろと問題、弊害が出てきてる。いまは天皇を批判しても不敬罪じゃない。身分差別の最たるものは天皇じゃないですか、最大の差別者ですよ。解放同盟の行動綱領に天皇制廃止はちゃんと入ってる。それを市がその団体でなかったらいいかんといい。公正平等にしてなげいけない。その点の根拠を聞きたいために取り上げたが平行線です。

だから、私は住民に納得してもらうために十分PRしなさい。なるほど一本化はええということになったらかまいません。しかしそういうPRもしていない。あなたは明快に法的根拠はないということを私は確認しておきます。同時に便利で、都合がええからというたとも確認しておきます。同時に弊害が出ており、憲法違反であるということについて、今後ともいっその内容に基づいて住民にも明確にしてやっていきたいと思っておりますので、今回はこれでやめます。

それからあとの施策については府から8割ですか。妊産婦も……。

- 同対策部長(佐原行雄君) そうです。諸制度については、10分の8があるということです。
- 20番(直村静二君) 健康保険も5割減免になる。5割減免のうち8割は府からくるんですか。それとも一般会計から補てんする。
- 同対策部長(佐原行雄君) 私が申し上げた10分の8というのは、たとえば妊産婦対策等でございまして、それ以外のことについては、各セクションから回答いただければいいかと思っております。
- 20番(直村静二君) 副議長、時間かかるから、この件については、一べん負担金とか、同和施策について全部、明細をつくってもらいたいと思つて。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 明細書を出す前に、各主管課から具体的な内容を説明してもらったらけっこうかと思ひます。
- 副議長（関戸正一君） おはかりいたします。本日の会議時間を……。
- 13番（竹下義章君） 議長、議事進行。いま、質問者のほうから明細を出してもらえばそれでけっこうやと言ひてる。また各主管からお答えさせると言ひてる。お答えが出来るなら、明細を出さんですむ。その取り扱いを理事者のほうでまとめて、説明せんでも、明細を出してすむんやったら、出したらどうですか。あえて時間を取る必要はなからうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 助役（藤田 利君） 直村議員さんの仰せのごとく、一覧表にして報告いたします。
- 20番（直村静二君） それでいいですけど、私だけではいけませんので、26名公平にお願ひしたいと思ひます。
- 副議長（関戸正一君） あらかじめ時間を……。
（議長着席）
- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。直村君の質問を時間を延長しても終わりたいと思ひておりますので、あらかじめ時間を延長させていただくことにご異議ありませんか。
- 20番（直村静二君） 相当多くの議員さんから異議があったわけです。
- 議長（貝淵博治君） 連日にわたって1人の質問が2日、3日にわたってあるわけですので、議長といたしましてもこの際、1人ずつ区切りをつけていきたいということで、ご協力お願ひをしてるわけです。直村君にも休憩の間にお願ひをし、時間延長をして早くすませてやろうやないかということでございましたので、ひとつご協力をお願ひしたいと思ひます。
- 13番（竹下義章君） 議事進行。言われることはわかります。1人の人が2日、3日取ったということは抜きにして、少なくとも、一般質問の日時は残ってます。こういう形で時間延長するなら、これからも出てくると思ひ。他の議員さんとも異議あるようでございますので、一応、本日はこれをもって終わり、最終日には何時間かかろうと時間延長して納めてしまふというのが、議会のルール上免えのやないかと思ひます。
- 議長（貝淵博治君） 竹下君の言われるのは至極ごもっともだと思ひます。しかしいま4人目、明日も時間延長をしても一杯かかるんじゃないかと憶測しております。いろいろと24日から日程を組んである議員さんもございますし、その点の配慮から時間延長ということをお願いしたのでございます。
- 28番（藤原要馬君） 時間延長してすむんやったらええけど、時間延長した限りは、相当時間かかると思ひんです。今後、そういう形が禍根を残していくんじゃないかと思ひますので

そういう結果をつくらん隊りがええやないか。だから、日程にしても延長なり出来るわけやから、そのほりがええやないかと思ひます。

○ 議長(貝淵博治君) それでは本日はこれで散会いたします。明日10時かきりから始めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ここで一言お詫びいたします。過去3日間にわたりまして、理事者の不手際もさることながら、議長の不手際な議会運営に対し、深く陳謝するしたいとございませう。何とぞ行き届かん議長に協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくご指導のほどをお願ひしたいと思ひます。

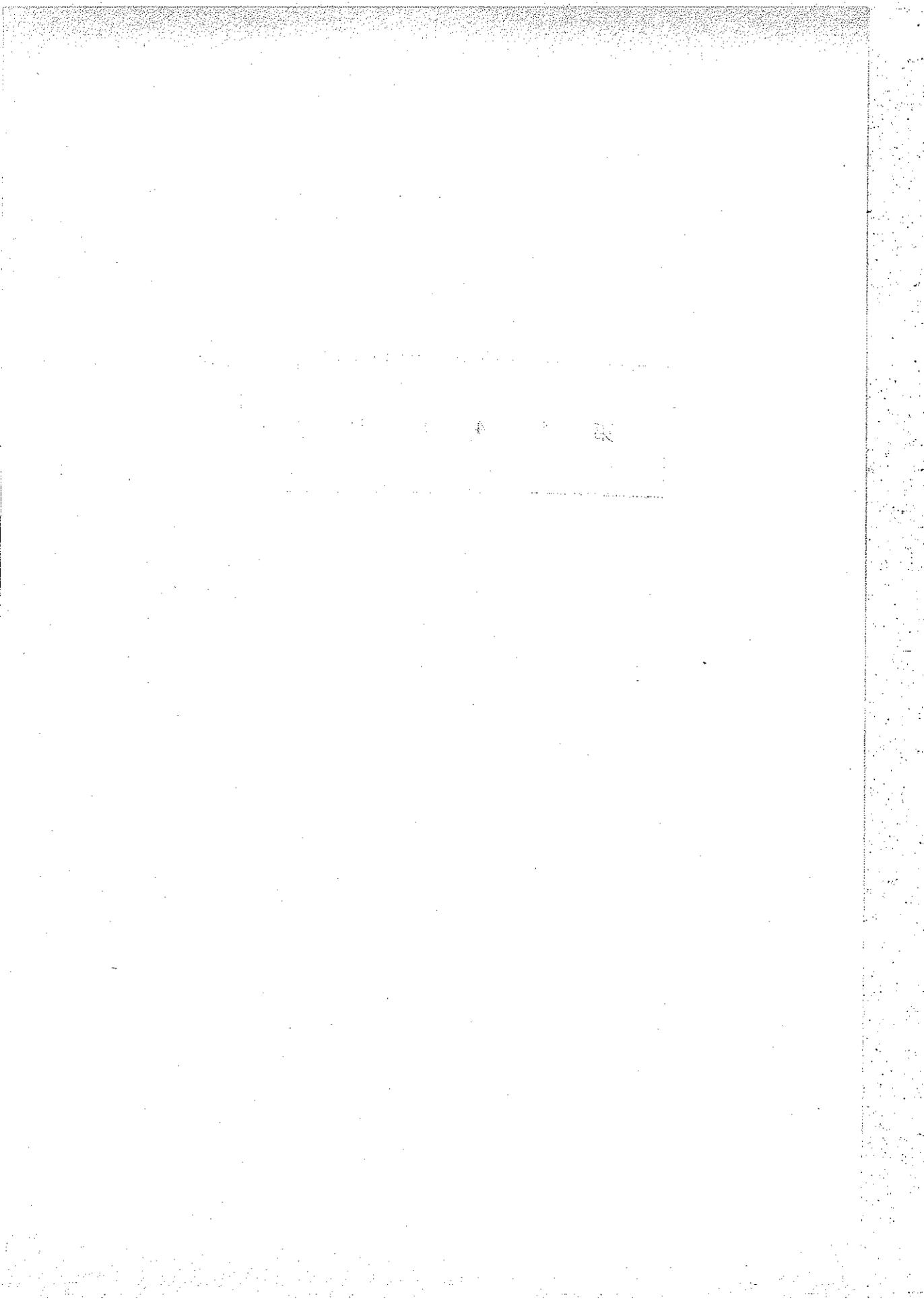
なお明日、天気でありましたら、昼の休憩時間に記念撮影をしたいと思ひますので、そのおつもりでお昼には全員おそろいになるようにひとつお願ひいたします。

いまも時間延長の問題でお叱りを受けたわけです。こういうことは、ひとえに理事者の答弁の不出来から、私から理事者にはっきり言うのはいけません。私も行き届かんけれども、理事者としても、明日からの確な答弁をされるよう、今晚、頭を冷やして考えてやっていただくことをお願ひいたします。

まことに長時間ありがとうございました。

(午後4時5分散会)

第 4 日



昭和47年6月23日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第4日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	建設部長	中塚白
助役	辻忠夫	水道部長	神田平吉
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	隣保館長	高橋正弘
同和对策部長	佐原行雄	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清
産業衛生部長	守沢清	総務部次長	西川喜久

福祉事務所長	山本武雄	農林課長	吉岡昭男
建設部次長	林徳次	保険衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	交通公害課長	内田潔
病院事務局次長兼庶務課長	平野誠蔵	農林課参事(畜産担当)	青木太郎
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾宏
人事課長	門林六男	建築課長	逢野一郎
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	宮本福秀
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川保
市民税課長	吉田利秀	会計課長	片桐武雄
納税課長	吉田種義	営業課長	高橋新平
庶務課参事(広報担当)	竹田明郎	工務課長	福本喬久
推進調整課長	萩本啓介	経理課長	守田勇
"	生田稔	業務課長	藤原光夫
"	浅井隆介	隣保館事務長	富田宏之
市民課長	田中二三夫	消防署長兼次長	南口主雄
保険年金課長	杉本忠彦	監査委員	堀田徳治
社会児童課長	森保	監査事務局長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管委員長	味谷日吉
商工課長	岩井益一	選管事務局長	青木孝之

教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課 参事	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会 事務局長	松村吉堯
〃	乾武彦	開発協会事務 局長	西川武雄
総務課長	紀之定藤与藤	開発協会協会 (総括)	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	開発協会参事 (用地担当)	中西淳富

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄
 次 長 北野 丈夫
 調査係長 大塚 俊昭
 議事係 西垣 宏高

第二回定例会第四日

(6月23日)金曜日

(午前10時13分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには連日にわたり、たいへんお疲れのところご出席賜わり、ありがとうございます。

それでは事務局長をして本日の出席議員数及び欠席議員などの数を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんが14名でございます。遅刻の届け出のある議員さんは藤原要馬議員さん、出原武司議員さん、そのほかの方につきましては追っつけお見えになるものと思います。現在、14名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員14名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

それではきのうに引き続き一般質問に入ります。きのうの直村君の質問に対し、総括22点の質問に対して一括、各部課長担当から答弁をお願いいたします。理事者答弁、藤田助役。

- 助役(藤田 利君) きょう直村議員さんの質疑に対して時間延長してでもというお話が出ておりましたので、時間短縮のために報告をするということを申し上げておりましたが、ただいまより同対部長をして総括的な回答をさせていただきます。

- 同和対策部長(佐原行雄君) お答えします。

各制度についての一覧表の提出ということにいたしておりましたが、私のほうから総括してご報告申し上げます。

なお調査につきましては、過日の予算委員会においても、詳細主管課より説明があったとおりでございますけれども、内容的に不備がございました場合は、主管課よりお答えいたしたいと思っております。

まず教育委員会関係では、制度といたしましては入学、就学の制度等がありまして、これらにつきましては、府の補助金制度がございます。高校、大学につきましても、同じく入学仕度金とか、就学奨励費等の制度がございますが、これらははっきり府より80%の補助があるということで予算計上をいたしております。

なお就職仕度金につきましても制度がございます、これらにつきましても、80%の補助があるということになっております。

なお市民部関係では、入学仕度金の制度等がありまして、福祉対策といたしましても、身障

者扶助等の制度がございます。産衛部関係では、妊産婦対策といたしましての制度がございます。これらも80%の補助金があり、その他、自動車技能修得制度もございまして、これも妊産婦対策と同様、80%の府の補助金があるということになっております。

以上でございます。

- 開発協会事務局長（西川武雄君） 土地買収の問題についてお答えいたします。

山手周辺の平方米当たり3万前後でございます。それから幸町36番地周辺の土地買収価格につきましては、平米当たり6万前後でございます。

なお代替用地につきましては、意見を拝聴いたしましてその対策を請じていきたいと、かように考えておるわけでございます。

以上でございます。

- 市民部長（小林一三君） それでは先ほどの国民健康保険につきまして3点のご質問があったかと思えます。

まず第1点の減免基準の改正の意図ということでございますが、ご承知のように健康保険については、条例第22条に減免の規定がございます。なおかつ、その条例の規定におきまして、減免基準の明細を設けてございまして、その実情の実態把握のうえ、これらの基準に基づいて行なっておるというのが実情でございます。と申しますのは、議員さんご承知のとおり、国民健康保険につきましては、前々年所得ということでございますので、2年前の所得を使っておる関係上、現状と変わるといふ場合がございますので、われわれもあくまで実情を主体にしてこの条例あるいは基準に照らし合わせまして、実態調査のうえ、あるいはその結果、生活保護基準等を参酌いたしまして、他の被保険者の負担等の均衡を失しないよう、いわゆる国民健康保険の制度に反しないように慎重に対処しておるつもりでございます。ちなみに昭和46年度の実績を申し上げますと、軽減及び減免を含めまして、世帯数にして110件、人員にして、194、金額にいたしまして、39万4千606円の軽減ないし減免を行なっているというのが実情でございます。

それから第2点の同一世帯における収入の加算について改正の意思はということでございますが、ご承知のとおり、国民健康保険の条例改正につきましては、甲の第12条に規定されておりますように知事との協議が必要でございます。したがって、全国的に条例準則が出ておりました、国民健康保険は世帯別でございますから、1世帯の中に2人、3人の所得がございまして、すべてそれらの世帯に属する所得者を合算いたしました結果、限度額8万円なり8万円に押えるという準則に基づいて、本市もその条例を知事との協議のうえで行なっておりますので、これらにつきましても改正は至難でございます。

第3点の同和対策につきましての2分の1軽減について、人員あるいは金額あるいはそれらの点に対する処置についてどうかということでございますが、昨年の昭和46年度の実績を申し上げますと、件数につきましては380件でございます。減免いたしました金額は、254万9千446円となっております。先ほど申したように、これらの減免につきましては、条例運営上の12条の知事との協議がございまして、その2分の1は府から補てんされてございます。

以上でございます。

- 商工課長(岩井益一君) 現在、綿、スフ、絹・人絹、麻織物、タオル以上の5業種を対象として、過般、5月11日から6月10日まで、産地商工組合で無籍織機の実態調査を行っております。この結果につきましては、木工連、織物協同組合等と連絡をとってございすけれども、調査期間が若干延びております関係上、結果の判明が遅れております。したがって、結果が判明次第把握していきたい、このように考えてございます。

第2点の無籍織機は直ちに取締り対象となり、営業停止となるかという点についてでございますけれども、目下のところ、産地の大部分が零細企業であるため、直ちに物理的に解消することは生業ができぬことにもなり、このような処置をとることは、事実問題として不可能に近い状態でございます。そこで通産省としては、目下のところ5業種を全国的に実態把握することを第一義としているわけでございまして、この実態調査のあと、新たに無籍織機を設置したのに対しては、特に悪質な違反者として何らかの処置を講じていきたい、こういった方針であるようでございます。

それから第3点目の登録権付与に対する経済的負担についての問題でございますけれども、この点については、通産省の方針としましては、まず実態の把握を第一義としている段階ですので、確定的なことは申し上げられないということでございます。いずれにしましても、一応産地の零細者を抱えておりますので、産地商工組合あるいは通産当局を通じて役割を果たしていきたい、このように考えておる次第でございます。

- 議長(貝淵博治君) 市長。

- 市長(藤木秀夫君) 5番目の住民自治と市長の政治姿勢というご質問に対しましてお答え申し上げます。

直村議員さんのご質問の面は、大体昨日もご質問ありましたように、火葬場あるいは第二阪和国道等の地域の住民との折衝をご指摘されておると思います。これにつきましては、裁判さだによって白黒をつけるというよりな意思は毛頭ないのでございまして、あくまでも、地元の人たちとの折衝を重ねて、円満のうちに解決をみるということは、これは重々、向こうの士

地には参っておりませんが、数回にわたり何とか了解してほしい、七重のひざを八重に折ってでもお願い申し上げて折衝いたしておるわけでございますので、その点よろしくご理解賜りたいと思います。

6番目の公害について、国際空港という面についてのご質問でございまして、これについては過日の会議におきまして、まずわが和泉市は繊維業の多い市であり、なお模造真珠の産業である以上、これに賛成であることを私は申し上げましたけれども、これはなかなかむずかしい問題でございまして、過日も総務委員会を開いていただきまして、そしてその上に協議会でもございましたが、総務委員の方々にこの点をご協議願ひ、今後は十分検討していただき、そういうことをお願いしておるわけでございますので、その点よろしくご了解賜りたいと存じます。

以上です。

- 企画課長（橋本昭夫君）：ご承知のとおり、府民センターは今年4月から発足したわけでございまして、現在の府民センターそのものが堺市を含めました泉大津、和泉、忠岡町の旧泉北のサービスをする事になっております。しかしながら、将来の土地形成なり、あるいは交通の面を考えますときに、さらに一步進んだ府民に対するサービスが要求されるわけでございます。そういう観点から3市1町府民センターを設置いたしまして、堺市とは別に新しい府民のサービス機関を設置すべきであるというふうに考えておるわけでございます。その中で3点ご質問ございましたのですけれども、第1点の、一体どの地域に府民センターを持ってこようとしているのかという指摘だろうと思います。もちろん、これは3市1町の合意が必要でございますけれども、将来の泉北土地形成、あるいは交通のネットワークを考えますときには、ぜひともわが和泉市のほうに設置すべきであるというふうに考えてございます。

それからピラの中の字句で、開発の遅れているという云々がございましたが、この開発と申しますのは、あくまでも社会資本の開発という意味を指しておるわけでございます。その点ひとつよろしくお願いいたしたいと思ひます。

なお、解放同盟和泉支部との運動でございましてすけれども、府民センターは、もともと府民の地域に対するサービスを根幹としなければなりません。しかも、その中には緊急にやっつけなければいけない第1点の問題として、同和対策の府民センターとしての果たす役割りが非常に不明確であるというふうに指摘されておるわけでございます。特に国民的課題であるといわれる国・府・市の行政責任を、やはり府段階でも平等に受け持つべきであるという考え方としては、府民センターの中に同和対策推進というものをいかにしていくべきであるかというのが支部の要求でございまして、そういう中で一緒に運動を展開する実情でございまして、よろし

くご賢察のほどお願いしたいと思ひます。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) その他のところで、駅前のごことでご質問があつたんですけれども、それにつきまして再三再四、駅長と当たっておりますけれども、今後、駅と交渉し、何かの位置につきまして便宜を考へ、今後の対策をとりたいと思ひます。

○ 総務部次長(西川喜久君) 農地の評価がえにつきましては、1月1日現在におきまして全部完了いたしております。

2点目の今度の改正は時限立法でありまして、昭和47年度の固定資産税及び土地計画税について課税されたのは事実でございます。そこで昭和48年度以降どうなるのかということとでございますが、これについては、いまだ課税の段階まで来ていないので、今回の改正では触れておりませんので、法改正の付則にも明記されておりますように、土地政策全体に関する問題でもありますので、本年末までに結論が出されるようになっております。

3点目の農地課税審議会の問題ですが、これにつきまして、今回の地方税法の改正によりまして、A農地であっても、特例対象農地と認定された農地につきましては、いままでどおりの税額にすることとなっております。これらを認定するのは、今回、ご提案いたしておりますところの議案53号でありまして、詳細についての説明につきましては、ご審議の中において説明申し上げたいと思ひます。

以上。

○ 20番(直村静二君) きよりは口頭で行なりということと先ほど若干聞きましたが、これで抜けておるものはないんですか。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 一応、同対部の所管事項として網羅したものはあげております。先ほど申し上げましたように、抜けておられました場合は、各担当主管課から説明させていただきます。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 妊産婦につきましては、去年の平均したところを申し上げますと約30人になっております。

○ 市民部長(小林一三君) 老人医療対策費につきましては、280名でございます。

なお老人の給付関係、これにつきましては400名を対象人員としてございます。それから身体障害者でございますが130名。精薄対象につきましては20名。生活保護家庭の問題につきましては、150世帯ということになっております。人員で約300人を推定しております。それから保育所対策であります。幸保育園並びに信太第二保育園につきまして、約232名でございます。

○ 20番(直村静二君) 同和地区人口比率及び世帯数の比率、そのいった点で言ってもらえ

ばいいんですが。

- 教育次長(乾 武彦君) 教育委員会からお答えいたします。

高校、大学のほうでござりますが、入学仕度金は本年度公立の高等学校で20名、私立高等学校で30人でございます。それから公立の大学5人、私立の大学が10人。それから就学奨励金、在学してある各大学、高校生を含む方でござりますが、公立高校が50名、私立高校が65人、公立の大学が5人、私立の大学が30人でございます。

なお仕度金でござりますが、本年度中学卒業が4人、それから高等学校卒業生が20人でございます。

なお、義務教育の小中学校のほうでござりますけれども、就学奨励費のほうで、小学校が345、中学校が190。それから入学支度金並びに小学校4年、中学校3年になりましたときにわたします進級支度金につきましては、小学校が約70人、中学校が約60ないし70人でございます。

- 商工課長(岩井益一君) 自動車技能修得についてお答えいたします。

全部で200件でございます。内訳といたしましては普通1種、大型1種、2種、それからカブでございます。

- 教育次長(乾 武彦君) 先ほど国なり府のほうから補助があるというふうに解釈しておりましたので申し上げますが、給食費について申し上げます。幸小学校570人、山手中学校232人、信太小学校80人、信田中学校40人、幸幼稚園90人でございます。

- 20番(直村静二君) もうありませんか。いまのうちに言ってくださいよ。

- 社会児童課長(森 保君) 保育所関係でござりますが、先ほど部長のお答えしたとおり、幸172、信太で70名でございます。同和更生資金、現在、資料は持ち合わせがございませんが、累計いたしますと600程度でございます。

- 20番(直村静二君) まだほかにあると思うんですが、今度、夏になってくると、小学校では全部プールに行くんじゃないんですか。その場合に信太、幸で同和施策の一環として、これの費用は出てるんじゃないかと思うんですが、これは言わなかったですね。

- 教育次長(阪東重信君) プールの問題につきましては、ない学校につきましては、南横山あるいは幸小学校については市民プールを開放したいということで、これは同和対策でなしに、一般的に学校のバランスをとって水泳指導をとっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

- 20番(直村静二君) プールのないのは南横山小学校だけと違うね。

- 教育次長(阪東重信君) 地区として持っていないのは南横山、幸地区でござります。その

二つの地区については市民プールを解放いたしたいと思います。

○ 20番(直村静二君) 市民プールに行くのはバスなりいろいろなものに乗っていくんじゃないですか。これの運賃は同和対策施策として出すんですか。南横山からは相当遠いと思うんですけども、その点はどうなんですか。

○ 教育次長(阪東重信君) 南横山も幸地区も同じような考え方で補助を出したいと考えております。

○ 20番(直村静二君) これは確認しておきます。これは同和施策ではなしに、公費負担だと、それでよろしいな。

まだほかに若干ありますが、時間の関係もありますのでもう少し申し上げますと、どのようになっているかということについては資料がないと。たとえば幸について何処給食しているか、これをお聞きしておかんと、きのうから私の言うておることがピンとこない。というのは部落解放同盟と泉支部の推せんもしくは、そのほかの団体に加盟した人が何程だと。

○ 助役(藤田 利君) 現在、部落解放同盟に入会している人が1万に対して4千人、約40%。

○ 20番(直村静二君) それは70歳の人もみな含めてこういう計算ですか。

○ 助役(藤田 利君) 幼児は入会していないと思いますが、世帯数は幾らかということはいま資料の持ち合わせはございません。

○ 20番(直村静二君) それでは資料を出してもらいましょうか。部落解放同盟の支部に入ったら、こういうものももらえますよという宣伝をしてもらわぬと困るんじゃないか。

○ 助役(藤田 利君) ただいまはっきりとした資料の持ち合わせがございませんので、後刻世帯数が何程あるかというようなことは、直接直村議員さんに、私調査のうえ、ご報告させていただきます。

(「直村議員に対する報告ではぐあいが悪い、ここは議会だから」と呼ぶ者あり)

○ 助役(藤田 利君) 休憩時間にも調べまして、最終の段階において、本席でご回答申し上げます。

○ 20番(直村静二君) それはそういうふうにしてください。先ほどの同和事業用地取得の件について、開発協会が用地取得した場合、これは80%、その他の補助がつくのか明快にお答え願いたいと思います。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 具体的なものはございませんので総括的に申し上げますと、一応、適正価格であれば8割補助になるということが言えると思います。

○ 20番(直村静二君) 5万であっても、10万で買った金額が適正だという鑑定した場合は

8割、こういうことですね。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 種類によって違います。
- 総務部次長(西川喜久君) 昨日の質問の焦点になっておりました改良事業、それから道路の関係に該当する事業かと存じます。改良住宅の場合は、鑑定額のいかんにかかわらず、実買収価格が平米当たり7万円につきましては、国の3分の2補助ということになります。またそれを上回ります場合も府の補助になります。
- 20番(直村静二君) 改良住宅になる予定ですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) まだ具体的に何になるかということとはきまっておりません。
- 20番(直村静二君) 代替用地の場合、坪数で交換するのか、金額で交換するのか、その点を具体的に答えてもらったら。
- 開発協会事務局長(西川武雄君) 代替用地の問題でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、各権利者、地主等の意見を十分拝聴して、そしてその対策を講じていきたいとこういうように考えておりますので、現時点といたしましては、この代替用地につきましては補助制度はございません。

- 20番(直村静二君) これからのことですから、あんまり言えないと思いますので、そういうことで、これは終わっておきます。

その次は国民健康保険、これにつきましては、いままで一般会計から補正していませんね。ことし8万円までしたんで、高い金額で困っておるわけですね。減免規定はどのように改定するんですか。

- 市民部長(小林一三君) 先ほど申しましたのは減免規定の改定ではなしに、現状を申し上げたわけでございます。
- 20番(直村静二君) 生活保護を適用される方は、これは当然、公費負担を受けておる市民であるから、生活保護基準よりも減免規定の低うが低いんではなからうか。いま生活保護でいきますと約1万3千円くらい支給されているのではないか。そうしますと、これは年間15、8万になるんです。ところが、和泉市の減免規定からいくと、その数字よりも低い所得でも十分かかってくる、その点はあるのかどうか。明快にお答え願いたいと思ひんです。
- 市民部長(小林一三君) 国民健康保険は、前々年所得を使ってございますので、そういう減免申請が出た場合に、他の被保険者、あるいは一般会計等の全市民との均衡を失しない、あるいは生活基準等を参酌のうえ、私どもも不公平を失しないよう調査内容というのをきめてございます。したがって、あくまでも実調のうえ、減免基準あるいは条例に規定されております減免規定に基づきまして、あくまでも実態に基づいて、いわゆる前々年所得でございます

から、2年経過してございますが、それらの実情をふまえてうえで対処しておるのが現状でございますので、先ほど申し上げましたように、昭和46年度の実績をご報告させていただいた次第でございます。

- 20番(直村静二君) そういうことで、これから減免規定を変えてもらいたい。
それから条例の改正は知事との協議事項だと、同一世帯内で合算して8万円と。これはその他の市でそういうことをしていないところがあるように私は聞き及んでおるが、それがどうか。
- 市民部長(小林一三君) 他市の状況はわかりませんが、国民健康保険法第12条に基づき知事との協議の過程では準則に基づきまして、たとえば1世帯に3人の所得者がありますれば3人の所得を合算して算定したうえで、8万円をオーバーした場合でも、限度額8万円に押えるという規定は、府知事との話し合いの中では変わっておりません。大阪府とか、あるいは全国的にこういった方法をとっていないということにつきましては、現在、情報をつかんでおりません。
- 20番(直村静二君) 次に2分の1に減免した同和施策の件で、それは府から50%出てくるんですか。
- 市民部長(小林一三君) 国民健康保険特別会計の中でまかなっておるというのが現状でございます。
- 20番(直村静二君) これは一般会計から出ているんじゃないですか。たとえば、1万円の健康保険料なら5千円になるでしょう。残りの2千5百円は大阪府から健康保険特別会計に入ってくる。あとの2千5百円はここでまかなうとおっしゃったけれども、各セクションの同和施策ですから、少なくとも、市として一般会計から特別会計に入る、こういうふうになくはないかと思うんですが、この点どうですか。
- 市民部長(小林一三君) 一般会計からの繰り入れにつきましては、昭和47年度予算編成当時に向かってからでも、いわゆる累年単年度赤字を生じてございますので、やむなく47年度からの保険料の改定を行なった次第でございます。こういった同和減免あるいは被保険者等の負担等を勘案しつつ、本年度決算時期において、経費の節減あるいは徴収率の向上等をはかったうえ、なおかつ不足を生じた場合は一般会計からの繰り入れ等も考慮するということで、国民健康保険協議会等におきましても十分と協議願っているわけでございまして、一般会計からの繰り入れにつきましては、本年度に向けて、他のそういった諸問題も含めましてご検討願うことになっておるのでございます。
- 20番(直村静二君) 同和地区関係の人は大かた国民健康保険の掛金で、その件数が相当

多いんじゃないですかね。だからこれは全部減免できるように、要望しておきます。

- 市民部長(小林一三君) 減免につきましては、あくまでも本人の意思表示の申請主義でございますので、その点ご了解願いたいと思います。
- 20番(直村静二君) 本人の意思表示があればしてくれるんですね。減免用紙がありますか、市役所に。
- 市民部長(小林一三君) 前回申し上げておりましたように、そういう経過をたどって申請書が提出されておるわけでございます。
- 20番(直村静二君) それから地場産業について。求人申し込みが市のほうにどのくらい出ておるんか。
- 商工課長(岩井益一君) お答え申し上げます。
一応、求人キャラバンを実施するに際して、事業主にアンケート調査をいたしましたわけでございます。それは昭和45年、6年、7年、この3カ年の泉大津市職安経由の実績企業を対象とした95社でございます。そのうち回答があったのが55社でございます。人数についてご説明申し上げますと、人員不足についてのアンケート調査の中では586人でございます。そして昭和48年度の採用予定人数をアンケートいたしましたところが、683人でございます。
- 20番(直村静二君) この無籍の問題につきましては、やはりいまの場合は、お金を払えば登録できるというふう聞いておるんですが、これについて、年に4分か6分か金を出してくれるということで、商工政策、保護政策として、いまの市の行なっている単独の融資、その適用ができるかどうか、また、これをすべきではないか。
- 商工課長(岩井益一君) この点につきましては、現在経済的負担として第二種登録権を付与する一つの口頭段階でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、一応何らかの形で第二種登録権とも言うべき法律的地位が付与された時点におきましては十分検討いたしたい、このように考える次第でございます。
- 20番(直村静二君) 逆に保護政策として、まず市がそういうことを積極的に打ち出して金を貸し付け守っていく、そこまで前進してやってもらいたいという意味で聞いておるわけです。そうせんと、よそできめた、それから市がポツポツといくということでは、地場産業を守るといふ点からはだめなんです。その点はより一そ検討して前向きにやっていくようにしてほしい。市長、これは業者の団体にも呼びかけ、懇談をして、どうすれば守れるか、その計画についてちょっと発言してください。
- 市長(藤木秀夫君) 非常にむずかしい問題でございますが、何とかその効果をあげるように努力いたしたいと思っております。

- 20番(直村静二君) そういう答えでは不満足ですが、何とかということですので、了解いたしておきます。

次は火葬場の問題ですが、13日の日に新聞紙上に、地元の説得を進めということが出ています。その点について明快に答えてください。

- 産業衛生部長(守沢 清君) この点につきまして申し上げます。

朝日新聞紙上において、連合町会長が一括して市長に要望書を提出という報道がなされておりますが、これはそういうことはございません。ただし、それ以前に連合町会長が来られまして、火葬場問題についてはどのようにしておるんだということを問いただしにこられたことは事実でございます。一括提出については、私のほうで受け取った覚えはございません。ただ要望書は各町会長から出されておることは事実でございます。これは1万4、5千の署名で現在、提出されております。その要望書の問題内容につきまして、大体概要を説明申し上げますと、現状では人が死亡された場合に心配がある。新設の火葬場ができたにもかかわらず、一部住民の反対によって停止されるとは非常に不満だというような要望書でございます。市長は積極的に上代町との話し合いを1日も早く解消してくれということで、われわれといたしましても、裁判の勝訴というようなことは毛頭ございません。地元との折衝を重ねて円満解決をいたしたい、かように思っておる次第でございます。過日も助役からご説明のあったとおり、過去2回、上代町の代表者と種々、問題解決のために懇談しておりますし、好転に向かっていような現状でございます。いずれにいたしましても、7月7日の裁判ということでございますがそれまでも、われわれとしても一刻も早く解決したいという考えは変わっておりません。この点ご了解願いたいと思います。

- 20番(直村静二君) 私、全部メモをとっているんです。それは府中町北の8組、これはちょうど月当番に当たっておるんですよ。それで町会長が、署名をしたいんだと持ってきた。これについては市長あてと書いてるだけで、藤木とも和泉とも書いていない。下のほうには和泉市何々町と書いてある。だれの段階か、どの町会か何もなし。そうして私のところに来て、どうしましようということになって、私は拒否をしたんです。私はこの問題につきましては、地元民の意向を十分反映させていないということで、工事請負の段階で私は反対した。だから私はこれを署名をとるべきか、とらないとすれば、町民全体、市民全体のことを考えていないと、町会の仕事の月当番をしなないのかというふうな非難を受ける、こういう問題も出てくるんです。

- 議長(貝淵博治君) 発言中ですが、自主的に火葬場を早く使うように、署名をしに回られるという、自主的に町会から出てきている、あるいは市から回らせるという、そこに思想的な

見解の相違があるんじゃないかと思いますが。

- 20番(直村静二君) これはね、市長あてと書いてるだけで、だれの署名かわからないんです。だから、どの段階だか、普通のあいまいな紙でした。少なくとも市が補助を出している段階において、署名も、組織も明快になっていないので、そこが運営の問題があると言いたかったわけです。
 - 産業衛生部長(守沢 清君)、直村議員さんのおっしゃることはわかりにくいんですがね。個々住民、団体のいかに問わずして、署名された場合には、私どもとしては受理するのが当然だろうと思うんです。
 - 20番(直村静二君) これは町会から出ているんですね。
 - 産衛部長(守沢 清君) そういうことじゃなくて、町会長会議を2回も開いているわけです。火葬場建設については、そのときの理事者の説明では、町会等のご協力を願いたいという伝達もいたしております。結局、地元との話し合いで積極的に進めてくださいという要望書でございますんで、上代町とのトラブル、紛争をするといような要望は一切出ておりません。一刻も早く市長に、地元との話し合いを続けて開設をしてくれといような要望書でございます。
 - 20番(直村静二君) 地元との話し合いということは書いておりません。
 - 産衛部長(守沢 清君) だから、私が申し上げておるのは、要望書の内容によっては、積極的な地元との話し合いという要望書もございます。私のほうで保管しておるだけでございまして、これは裁判上に使うとか、上代町に刺激を与えるといようなことは一切いたしておりません。
 - 20番(直村静二君) もう新聞発表で利用したことになるんです。だから、早く使用できるというためには、やはりこれは地元住民の要望にこたえた将来の都市計画、変更条件、そういうものを考えて解決をしていただきたい。そうしない限り、来年の3月に裁判官がどんな判定をするか、これはわからない。また1年延びるといことになれば、あなたの政治責任になってくるんですから、そういうことじゃなしに、早急に住民にこたえる立場で解決する以外ないと、こういう態度ではめったに住民自治の原則は守れぬということですよ。
- それから、ここにこういう文書が出ている、町会の名前も出ているんじゃないですか。その点、その扱いはいいのかどうか。
- 建設部長(中塚 白君) 宣伝のビラにつきましては、第1回目のビラだと思います。第2回目のビラは、いま申し上げましたような形でなくて、もちろん運動団体としての当初の経過がございますので、名前は入ってございますが、3市1町一緒にやっという意思統一

がされておるわけです。ただ、いま申し上げました表現で問題がありませすれば、そういう形に改められたということをご報告申し上げました。

- 20番(直村静二君) そういう点では、表現、その他、扱い方について十分に検討している気持ちがあるかどうか。
- 建設部長(中塚 白君) 現状は運動のPR段階でございます。しかし基本的には、和泉市の行政並びに議会のご協力を得まして、大阪府に対して行政と議会とが一体となって実現をはかっていくべき性格の仕事でございます。したがって、そういう段階に促進協議会を3市1町の中で設立して、議会並びに理事者ともども進めていくという方針をきめております。
- 20番(直村静二君) 今後とも名前を載せていくんですな。
- 建設部長(中塚 白君) 協議会の中で大阪府知事に対する運動を展開していきます。できれば促進協議会というものを設立してやっていきたいというふうに考えております。
- 20番(直村静二君) 次は第二阪和の問題、市長、いまの第二阪和についてはどうしますか。地元との折衝が延び延びになっているんでしょう。
- 市長(藤木秀夫君) 第二阪和国道は、最初の計画どおりやっていきたい。また、これについては特別委員会にも非常にご協力を賜っております。少しの方々の反対がありますが、何とか了解を求めて、そして1日も早くやっていきたい、かように思っておるわけでございます。
- 20番(直村静二君) 了解を求めるのはけっこうだけでも、いまのような署名運動とかいうことを想定しているのかどうか。自主的に任意にやるのはかまわんですよ、しかし、町会の金でやってもらっては困ると。
- 建設部長(中塚 白君) そういう任意で出てくる分についてはとめるわけにはまいりませんが、あくまでも話し合いで解決つけるつもりでございます。
- 20番(直村静二君) 何でも自分の都合によってはどこの団体でもいいというようになりなから、あなたの答弁では毛頭考えていないと。市長どうしますか。あなたから明快なお答えをもらわないとちょっと困るんですが。
- 市長(藤木秀夫君) 第二阪和国道は先ほど申し上げましたように、火葬場のようになりどういふようなものが出ることを期待しておりません。あくまでも話し合いを続けていきたい。
- 20番(直村静二君) 次は公衆便所の件、これは一歩も前進していないようですね。その具体的な構想をお聞かせ願いたいと思います。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) それにつきまして、位置については駅前に置かなければ意味がないと思いますんで、あくまでもこれから努力して駅前付近をさがしてやっていきたいと思っております。

- 20番(直村静二君) 用地、その他、市の管理等、これは一衛生課だけにまかしておったんではあかんではないかと思ひます。
- 市長(藤木秀夫君) 社会福祉の面については考へておりますが、非常にこの問題については、土地ということについて問題点があるかと思ひます。今後、よく検討いたしましてやりたいと存じております。
- 20番(直村静二君) 単に衛生課だけにまかすんじゃないし、土地の関係もあるから、おまえ衛生課だけでやれとかということになってはいかんから聞いておるのです。
- 産衛部長(宇沢清君) 実は公衆便所の件につきましては、商店連合会の会長さんなりいろいろなとこ心勞をわずらわしておるわけですが、ご承知のとおり、駅前は土地の狭小なところもございまして、この点につきましては、私ども衛生課を窓口として取り扱っておりますが、道路との開発的な問題もございまして、公衆便所の位置の問題につきましては早急にまたご回答さしていただきたい、かように思つておる次第でございまして。
- 20番(直村静二君) 総合的に1つの統一の中でやっていただきたい。
次は農地の課税の問題について、これは条例を出す気持ちがあるのかなのか、その点について。
- 総務部次長(西川喜久君) と申しますと今回、ご提案申し上げております、これじゃないんですか。いわゆる53号において農地課税審議会条例を出しております。
- 20番(直村静二君) 今度は審議会をすぐさまつくつてやっていくかという姿勢をおうかがいたしたい。
- 市長(藤木秀夫君) 条例をご審議願うりえにおきましては、何も和泉だけではございませぬ。国の方針に基づいて先頭切つてやるということに反対の場もあつたがために、たとへ1年でもということに延長されたというようなこと。また、ここに審議会を設けて、そしてこれを審議会で十分練つてもらつて改善しようとするいき方になってきたわけでございますので、その点今度、審議会をつくることを予算にご提案申し上げようとしておるわけでございまして。
- 20番(直村静二君) 私の一般質問で長時間になりましたけれども、これらの諸問題を1日も早く地元住民の要望にこたへて解決していくという基本姿勢、そういうことで円満にいくんではなからうか。非常に不満足ではございますが、これで私の一般質問は終わりたいと思ひます。

○ 議長(貝淵博治君) 3番、山田君。

○ 3番(山田清二君) 時間が制約されているわけではございませんが、できるだけ簡単に早く

ということでございますので、質問も簡単にいたしますが、答弁は明快にお願いしたいと思います。

まず第1点の災害防止に関することでございますが、いよいよ梅雨に入りまして、ことしの梅雨は男性型とか何とかいうことで集中豪雨が予測され、さらにそれが明ければすぐ台風期に当たって、市としてはどれだけの災害防止の対策を立ててあるか、その第1点をお聞きしたい。

それから、現在道路あるいは河川等のために市有地が相当浸害されている。ほとんど川の水のはんらんによって浸食されている。その対策として、その浸食された土地の後旧が全然されずに、しかもその直接上に住民がおる。少し雨が降れば家がこけるのではなからうか。ちょっと風が吹いても家がひっくりかえるのではなからうかと日夜、心配しながら生活をしておる人が相当数あるわけでございます。こういうものが、市へ行けば市の管轄ではない、府に行けば、市有地の管理は府の関係ではないということで、どこが直してくれるのか、どこがこれの危険を守ってくれるのか、いっこうにわからない。この面はどういう機構がどういうふうに直すのか、この点をこたえていただきたい。

第2点は、都市計画等で道路計画がよりけされているわけでございますが、道路のうえに次から次へと構築物が建てられていつておる。これは当然、その道路がつくられる時期においては、立ち退きしなければならないことになっている。いもかかわらず、立ち退きが建前にあることをわかりながら許可しているのはなぜか。中にはそれがわかり切ってそこに家を建てて、買った人は何も知らないままにそのまま買い、そして売った人はどこにもおらない。それでそれが計画道路のうえにあるんだということで非常に心配をしている。こういう場合に、この補償としては一体どうするつもりなのか。道路計画がされたときに、すでに建ておった構築物それから次は、それ以降に建てられた構築物、また、これから建てようとする構築物に対してどうするのか、さらにこれは構築物の所有者はそれでけっこうですが、その中には借家アパート等があります。この借家人は立ち退きのときにどのような待遇を受けるのか、この点をはっきりしていただきたい。

次は消防庁舎の新築でございますが、消防庁舎の新築が計画され実施されようとしておりますが、この際、庁舎の敷地内でも、もっと高層化してでも消防職員の宿舍を建設していただきたいと思っております。これは当然ご承知のとおり、消防職員は24時間勤務です。しかも、ほかの24時間勤務のところは断続勤務等々がありますが、消防署員に限っては、仮眠といえども目を明けておらなければならないし、心は起きておらなければならない24時間勤務をやっておるわけです。この人たちが、今度は勤務が終われば4輪なり2輪なりの車で通勤している。普

通の状態の場合でも事故がひんばつしているときに、これらの人の交通事故から守るという意味でも、通勤の道を縮めるべきだと思いますし、さらに消防職員は、定数といいますが、規定の人数にはとって違っていないわけでございます。そういう面も含めて、消防職員の宿舎というものを併設することを考えていただきたい。さらに庁舎と直接の関係はありませんが、いわゆる高層建築物が次から次へと建てられていく状態の中で、現在のスノーケル車ではとって間に合わない。現在、すでに何棟か建てており、これから無数に建築されようとしている状態の中で、いわゆる高層建築物の火災に対処すべき機能というものを整備していくべきだと思います。この点についても、署長並びに市長のこれに対する考え方、あるいはその対策等を披瀝していただきたい。

次には交通、それに関する公害の問題でございますが、いま事故防止としてガード・レールガード・パイプ等が各所に布設されております。これは当然、歩行者を守るべくつくられたものでなければならぬにもかかわらず、歩行者が歩行できないような場所に設置されておる。たとえば小さな子供を連れて歩いて通ろうとすれば、とって通れないような、少し肥えた人間やったら横を向かな通れぬようなところに、ガード・レールなり、ガード・パイプをしてある。しかも、そのガード・レールの切れ目のところには車がほとんどとめてあるというような状態で、ガード・レールの中側を歩行者が歩かなければならぬところがうんとあるわけです。これは前回も言うたわけですが、車のためにつくったガード・レールか、歩行者のためにつくったガード・レールなのか、これは、そこまでは府道でございます、何でございますというようなことで、言いわけだけはしておりますけれども、言いわけで事故の防止はできないし、また、市民を守ることはできないんだ、言いわけだけでなしに、こうするんだという返事を、きよりはしていただきたい。

さらに交差点なり主要道路の横断でございますが、横断歩道が各所にあります。この横断歩道が車の運転者の面にもあるわけでしょうけれども、車が法規どおり運行していけば、車が動かないというほど、横断歩道がようけつくられているわけです。そこを今度は渡る人たちも、手をあげればそのまま行ってしまふ。車が直前におろりが、どうしようが、手をあげればいいんだということで、さっと手をあげて出ていったら、ちようど車とコツンというような事故がひんばつしているわけですね。この際、危険度の多いところには出道橋をつくるべきだ。歩道橋をつくるためには相当の敷地もいるとか、いろいろありますけれども、まず井の口交差点のところにおいては、聞くところによれば、その歩道橋の敷地等については協力を惜しまないという意見の人もおられるそうでございます。一番必要とするお年寄りとか子供さんが通れないような歩道橋を現在つくられているわけです。急勾配の階段、この歩道橋をゆりゆりと通って

渡られる人は、車の間でもぬって通れる人なんです。ほんとうに歩道橋の必要な人のためには歩道橋が使えないというようなのをいまつくってあるわけです。少なくとも今後の歩道橋はうば車や自転車でも通れるような、スロープ式といいますか、そういう形の歩道橋だろうと思っております。うば車を押しのお母さんがその歩道橋を渡ることができるように、元気のいい人だけが通れる、からだの弱い人は通れないような状態でありますゆえ、そういう面も含めて、歩行者が全員利用できる歩道橋をつくっていただきたいし、またそのことについて、つくっていいことという意思はあるでしょうけれども、どのようにしていいこととするのか、この信条を披瀝していただきたい。

さらに信号機でございますが、信号機が交通事故から守るということで、非常にたくさんつくられてあります。ところが、それぞれの信号機がそれぞれの動きをしているわけです。したがって、信号機の密接したところでは、信号機があるために交通停滞が起こっている。たとえば、駅前三叉路、あるいは和泉中学のところとか、あるいは鶴山台団地の入口などには、信号機がなければスムーズにいけるところを、信号機があるために交通マヒが起こっている。しかも和泉南線が追い越しができない道路なんです。ご承知のとおり右折車が一台あれば、その信号機のところまで1回変わるだけ待たなければならない。そして、やっと渡ると次のところでまたかかる。はなはだしいときには道路のまん中を車がとまらなければならないことが起こってくる。それに交差する車が進めないというような状態が起こっているし、和泉中学の前ではせっかく信号1つ越えたと次の信号にかかってしまって、交差点のまん中で次の信号待ちをしなければならないという状況がひんぱんに起こっているわけです。こういう面をもう少しスムーズにいくようにできないのかどうか。それだけ信号機が同じところに必要なのかどうか。またこれは交通対策上正しいといえるのかどうか、この点もはっきりと一べん返事をいただきたい。

次に学校、保育園の安全ということでございますが、これは現在、まだ小学校、保育園等の建物、そこで勉強し、あるいは保育されていくうちに非常に危険を感じながら勉強している、また危険を感じながら遊んでいるというところがまだ数カ所あります。それは耐用年数がどうか、危険校舎の認向云々とかいわれておりますが、危険校舎の認定がなければ事故が起こらないのかどうか。危険を感じながら、それを要望しながら、その要望が入れられない中で、もし事故が起こったときに、これは一体認定が責任をとるというわけではないんですが、この責任は一体どこにあるのか。その責任の所在をはっきりしていただきたいと同時に、こういう危険な建物の中で勉強している、あるいは小さな子供さんが保育されているということに対して市として一体どう考え、どう対処しようとしているのか、この点については特にはっきりと計

画を示して答弁をしていただきたい。

それから小中学校でございますが、保育園も含めてということになりますが、ほとんどの学校の窓ガラスが何枚か割れておりますが、窓ガラス1枚も割れていないという小中学校があったとしても、1校か2校です。これはまだでき上がったばかりで、人がほとんど入っておりませんというような学校以外にはガラスの割れていないところはまずないわけです。しかもこれは先生が中心になって入れ替えていくんだということですが、学校の先生は必ずしも、ガラス屋の職人ではございません。ガラスを簡単にできるところは入れていきますけれども、しろうとでできないようなところが割れているわけです。この面については、1枚や2枚なりのガラスの入れ替えは現状業者が来てくれません。危険は感じております、あるいはガラスは割れていることは決していいことではないということは知っておりますけれども、業者に幾ら言っても来てくれません。その業者にしたら、たった1枚のガラスを入れ替えるために、3時間なり平日の時間を費してというようなことはあまり喜ばないことだろうと思います。したがって、これは市教育委員会なり、あるいは何課の所管のところを、月に1日か2日とかいう日をきめて、1人の業者あるいは1人の熟練者を各学校を回って歩き、そういうものを補充する、そういうことができないのかどうか。もしできるとするならば、直ちに実行していただきたいこの点についてひとつ返事をしていただきたい。

それから光化学スモッグの公害でございますが、これは最近、和泉にはひんびんとして注意報なり、警報なりが出ているように思います。この警報なり、注意報は、それぞれの現地で測定器に現われ、これはおそらく1時間か、2時間置きにしか見てないはずで、それをそこに出てきた基準をオーバーしておったときに限って、府のほうに連絡し、府から和泉市に警報とし、注意報として戻ってくるというシステムになっているはずで、したがって、その警報が出るまでに被害がもう起こっているというのが実情です。いままで警報が出て起こった被害よりも、警報の出ない間に起こっている被害のほうは、はるかに件数は多いはずで、特にこれは小学校なり、中学校にひんばつしているわけです。この際、各学校に、特に主要学校に測定器を備えつける意思はないかどうか、そして先生あるいはそういうことに関心のある生徒等にお願いで、常時ついているわけにはいかんと思いますが、ひんばんにそのメーターを見ていただく、これは危いなということがあったら、その校長の権限、あるいは校長のいないときは教頭に避難の体制をとるということをやっていけば、光化学公害というのは、その学校における限りは、ほとんど防止されるのではなからうかと思えます。そういうことは教育上やってはいけないのか、あるいは公害条例とかいうことで、やってはならないということになっておれば別ですが、そういう面も合わせて説明をしていただきたい。

さらに学校給食についてでございますが、毎日、牛乳は給食の中に加えられているわけですが、全部とは言えませんが、学校によっては立派な冷蔵庫を備えて、それを冷蔵しているところもありますが、ほとんどの学校は廊下に並べてあります。ところが、牛乳が配達されてから口に入れるまでの間は廊下に置いている。冬場だったら少しは何とかが考えられるようですが、この牛乳が何時間か廊下の暑いところに置いて、それで健康を保っていただけるのかどうか、この点についてははっきりした答えを出していただきたい。それでもしいけないとするならば、各学校に冷蔵庫を備え付けるべきであるし、また現実には備え付けてあるなら、廊下に置いてあることではないと思いますので、そういう点についても、合わせて答弁をお願いしたい。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。ちょうど12時でございますので、休憩するに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、1時まで休憩いたします。12時30分から1時の間にきのう申し上げましたとおり、記念撮影をいたしますから、玄関にご集合願います。では1時まで休憩いたします。

（午後零時1分休憩）

（午後1時12分再開）

- 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続きまして、一般質問を続行します。午前中の山田君の質問に対して理事者答弁。

- 企画課長（橋本昭夫君） 第1点の災害防止につきましてご答弁申し上げます。

雨期を控え、あるいは台風期を控えて、その自然災害に対する防止対策につきましては市の行政の中で、市民の安全を守るために第一に重要であると自覚しております。現在までその予防対策、災害救助対策等につきまして、企画課のほうで取り組んでまいりましたことをご報告申し上げます。毎年のごとでございますけれども、現在の和泉市の地域防災計画を基盤としながら、災害対策本部を中核といたしまして、その体制の職員の變更並びに組織の改正に伴いまして、円滑に行動できるような災害対策本部の組織を整備してまいりました。特に本年は市立病院が名実ともに、災害時におきます医療機関として十分のご協力を得ることができるわけでございます。前から問題になっておりました地震対策につきましても、その作業は終わっております。ただ現在まで持っております40年の地域防災計画は、非常にその当時から比べますと、前回もご指摘のとおり、本市の組織にそぐわない面が出てまいっております。したが

いまして、従来の災害発生を想定いたしました救助対策と応急復旧を基盤としたものをさらに前に進めまして、災害の発生を防止する、そういう計画を出すべきではないかというふうに考えました。したがって、次の8つの柱をもって災害防止の計画の指針をつくるべく現在、作業中でございます。1つは旧基盤基準の建物の改善をどのようにして市の行政の中に取り組んでいくか、あるいは現在、どんどん進んでおります密集したスプロール化の現象に対して、どのような防災の歯どめが市の行政の中で生かされ得るだろうか。あるいはまた、公共建築物の不燃防災化をいかなる形で全面的にやることが可能であろうか。あるいは複雑な活動によるけが崩れ等のために、その指導を強化しなければならない、そういう問題をどう取り扱うか、あるいはまた、農業施設等の公共管理をどのようにしていったらいいか。あるいはまた都市の基盤施設でございます下水道あるいは特に道路の緊急整備をする必要があるがその対策をどう考えているか。また原則的には治山治水事業の促進、あるいはまた既成市街地の防災上から見た再開発の促進、これらの問題を基本といたしまして、それらの対策の指針を今度の作業の中で明らかにいたしまして、現状の和泉市の都市形成に見合う防災計画書として全面的に修正いたすべく作業をいたしております。

以上が第1点でございます。

○ 建設部長(中塚 白君) それでは第2点の問題についてお答え申し上げます。

ご承知のとおり、2級河川それから河川以外の通過川、その他につきましては、和泉市が管理いたしております。河川の浸水に伴います災害復旧でございますけれども、これにつきまして、和泉市の河川は、ほとんど堤防という官有地がございません。全部天然民地に所属してございます。これの浸食に伴いますところの災害復旧につきましては、私のほうもこれに対して鋭意努力いたしておりますのでございますが、何を申し上げましても、かなりの量に上るのであります。それで国で示されております公共土木施設の災害復旧等に関する要綱につきましては、天然災害が発生いたしました時点で、災害復旧の申請を出しておるんでございますけれども、先ほどのご質問の趣旨から申し上げますと、少なくとも、災害の発生以前に何んとかの処置を講じられないものかということでございますけれども、現在法律でもってしますと、少なくとも以前に防止するということは、これは市の考え方のかんによって、また財政問題が伴いますけれども、財政措置を講じなければなりません。現行では災害復旧ということ、災害が発生したのちに措置を講じてございます。少なくとも、民地に対する復旧でございますけれども、これは残念ながら現在のところ、どこの所管するところもございません。私のほうで取り上げますのは、最高水位までは石積みブロックなりで復旧いたします。それから余裕高を見まして、その分につきましては復旧をさせていただきますけれども、それ以上の問題については、これ

は現在の現行法律からもらってしますと、それ以上民地の保全をすることはできないのが実態でございます。しかし、それだけでは片づかない問題がございます。現実、そういう場所でわれわれも直接問題が起こるわけなのでございますけれども、少なくとも、河川の災害復旧をやる場合、あるいは人家を最優先に考えまして、私のほうで取り上げられる分は、できるだけ取り上げてやってございます。

なおその状況に応じまして、少なくとも、運用の点で広める面は、できるだけそういう保全の措置を講じられないかということによってやってございますけれども、先ほどのご指摘のように、その所管はどこかと言われますと、どこも所管にも属していないわけでございます。先ほど申しましたように、少なくとも民地が河川の中に入っている関係上、われわれ担当者といましては、河川を保護するために、これはちょっと問題があるかと思っておりますけれども、われわれ管理者側にとりましては、直接人家を守るということでなしに、少なくとも、河川を保護するという建前をとっておるのが現在のやり方でございます。しかし、それだけでは片づかない問題がございます、いわゆる少なくとも、人家等を最優先に取り上げ、なおかつ、先ほどご指摘のように高い所に家があり、最高水位までの災害復旧だけでは片づかない問題がございますので、それらにつきましては、あるいはそれ以上の問題については、地主と話し合ってきたのがいままでの実情でございます。

なおそれに対応しての助成措置等は、現在までは講じられなかったわけでございますけれども、農地の復旧とか、そういう面で助けられる面は助けられるようにわれわれも行政指導をしてきたのが実態でございます。

第2点目の都市計画については、私の所管ですから引き続いて申し上げます。それでは第2点目の計画道路の構築物の問題でございますけれども、これは前々回からの各議員さんからのご質問にもございますように、非常にむずかしい問題でございます。現行法律上から申しますと、少なくとも建築物計画設定の段階での規定されている分については、建築物もこれは合法的に出された場合には許可せざるを得ないという矛盾点がございます。ただ、これを早期に実施しなければならぬという時点に立ちますと、少なくとも、特別法なり、何らかの法の網をかぶせなければ全面的に排除することができないというのが実態でございます、われわれも、片や建築確認の業務取り扱い、片や都市計画の事業を遂行していかなければならぬ中に立って、申し遅れましたけれども、建築物の最終責任は大阪府知事でございます。しかし、われわれは經由する段階において少なくとも、そういう行政指導等はやってございます。できるだけその事業に対して措置は講じておるのでございますけれども、それとても決め手はございません。できることなら、少なくとも市街化区域の計画施設については、早く事業化のできるよう

にはかるのが何を申し上げても先決問題かと思えます。

なおそのうえで既存の建物については、事業施行の段階において補償並びに買収の対象になります。

なお建築確認をなされ、合法的に認められた分につきましては、計画設定後といえども、適正な補償並びに買収の対象になります。

なおまたそれから業者がたまたまやった造成地分譲等でございますけれども、それに入っただけの方は何も知らないわけでございますけれども、この分の取り扱いについても同じことでございます。アパート等の借屋人につきましては、当然その建築物が合法的になされた場合、建設基準に示されておる補償等の適用は一切受けることになってございます。

以上簡単でございますが、1、2の問題につきまして終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 部課長さんの上衣をとってもらってけっこうです。

○ 消防長（和田増義君） 消防長和田より第3点につきましてお答を申し上げます。

先ほど、山田議員さんから非常にご理解のあるおことばをいただきましてありがとうございます。非常に私、不勉強であります。努力をいたしまして市民におこたえするようつとめたいと存じますので、どうかよろしく申し上げたいと思えます。

まず第1点の消防職員の新庁舎の宿舍、寮というものを含めてのご質問だと思いますけれども、これについて将来の消防行政のあり方といたしまして、人材の確保あるいはまた福利厚生、消防力の強化、そういう問題から考えますと当然、重要な課題として取り組むべき問題だろうと存じております。しかし現状を見ても、現在、署員が全部管内から通勤してございます。それが1つの理由でございますので、どうしてもこの宿舍の対象となりますのは、いわゆる若い層の住居の確保ということになってまいります。そのような年代におきましては、将来の生活設計、健全な人間形成、こういうような問題につきましては非常に重要な時期でございます。私どもの考え方としましては、こういうような時期にはできるだけ温かいご父兄のもとで生活をなさるといのは一番いいんじゃないかという感じがいたしております。

それともう1つは本年度におきましては、皆さん方のご支援によりまして立派な新庁舎の建設を進めさせていただいておるわけでございますのと、あるいはまた環境整備事業のほうで出張等の問題がございます。消防行政の面からみまして、本年度また来年度重要な時期でございます。これら重要な課題を控えてございますので、とにかく、その重要な課題を解決いたしまして、その後の状況を検討いたしまして、議員さんのご質問にあるようなことを検討してまいりたいと存じますので、その点よろしくご理解願いたいと思えます。

それから第2点のはしご車の問題でございます。本件につきましてはすでにご承知のとおり、

鶴山台の高台に高い高層ビルができてございます。また近くは環境整備事業のほりで、幸地区に高い建物ができるわけでありまして、今後、だんだんそういう建物がふえてくると思います。先般の千日前の火災の問題もございまして、いざ、火災が起こりますと想像以上の災害にあらうことは、先般の火災でもみられるとおりでございまして、そこでもし、そういうことがあったときに非常に申しわけないのでございまして、本件につきまして、辻助役さんのほうからもこの点についてご心配いただきまして、これに対して進めさしていただいております。私のほうからもお願いいたしまして、来年度の予算措置のときをお願いいたし、推進してまいりますのでご了承ください。

以上でございまして。

- 交通公害課長(内田 潔君) 4点目の交通に関する問題で、3点ほどいただいたわけでございまして。まず第1点の、ガード・パイプとか、あるいはガード・レールは、歩行者を優先に考えて設置したのであるかという指摘でございます。ご指摘につきましては痛みをいられるわけでございまして、申すまでもなく、これらの安全施設は歩行者を保護するためにしたものでありまして、歩行者が安全に通っていただくというのが目的のために設置したわけでございまして。ご指摘の中で、いわゆる不備な点が見受けられると、そういうようなことで非常にお叱りを受けているわけでございまして、それらを早急に調査いたしまして、不備な点につきましては、手直しをしていきたいと考えております。ただ、府道等が多分に含まれておるように思いますので、これにつきましても、早急に手直しするように要請をしていきたいと、かように考えておるわけでございまして。

なお今後におきましても、十分これらの点を注意いたしまして整備してまいりたいと考えておりますので、ご了承ください。

それから2点目の歩道橋の設置の問題でございます。歩道橋の設置につきましては、基本的な考えでございますが、それは言いませんが、歩行者の交通事故防止というのが最大目的でございます。したがって、これの目的に沿った、いわゆる横断歩道といいますが、そういうふうな点につきましては設置していくという、基本的な考えを持っておるわけでございまして。ただ歩道橋設置につきましては、ある程度の基準がございまして、ご存じと思うんでございまして、いわゆる道路幅員の問題でございますが、それから交通停滞のひんばんな箇所、あるいは交通事故が多発しているかどうか、それから地形的には、歩道橋がつけやすいかどうか、そのうえ、一番重要な基準になっておりますのが、付近には用地が必要になってまいります。したがって、それらの用地の取得が容易であるかどうかというのが問題でございまして、いわゆる周辺、地元の強力な賛同が必要であるということでもあります。こういうような設置基

準に沿った、いわゆる地域で歩道を設置していくということを今後も進めたいと思っております。市といたしまして、現在2カ所ないし3カ所は基準に適しているような地形もございますので、これを推進していきたいというかまえております。

なお現在設置しております歩道橋については、階段式が多いわけでございますけれども、これが現在、あまり利用をされていないような向きもございますし、その地域の状況を見て、やはりスロープ式のもののほうがよいということであれば、そういうような式のものを設置していくということにしたいと思っております。

それから3点目の信号の設置は現在、ひんばんに立てられ、それによって車の渋滞が起こっているやないか、これの設置は正しいかどうかというご指摘でございます。何分、この信号機の設置につきましては、市では設置権限等ございません。むしろ、大阪府の公安委員会が設置していくわけでございますが、市としても、これらの諸機関と連携をいたしまして信号の設置をしていくわけでございますが、この問題につきましては、非常に現在の目的といたしまして、交通事故防止というのが最大目的で、ひんばんに設置していくことによって、車の渋滞が出てきているということは、ある程度私の周知しているところでございますが、何分、やはり歩行者を保護するという点、いわゆる人間尊重という点からいたしまして、今後もこのような信号をつけてまいる所存ではあります。そういうような不都合な信号機の設置につきましては十分検討のうえ、あるいは交通量の状態を勘案いたしまして、不都合のないような信号の設置のしかたをしていくという考えでまいりたいと存じます。むしろ、現在考えられますのは、連続的な信号機に切り替えていくということも今後の問題として考えていきたい、かように思っておりますので、ひとつご承賜わりたいと思います。

- 教育次長（阪東重信君） 学校問題につきまして、教育次長よりお答えいたします。第1点の学校の建物に危険を感じながら勉強していくところもあるというご指摘ですが、私たち教育委員会としては、そのような状態は、当然これは排除すべきであり、直接の学校管理者としての校長なり、あるいは行政側の調査により逐次、鉄筋化の方向に進んでいることはご承知のとおりであります。認定がなければ事故が起こらないかと言われますが、認定と事故とはこれは別個のもので、事故のないように認定を受けて、これを対象事業として取り組んでいきたいと考えております。危険校舍と言われるところには、老朽校舍としての認定を受けて、改築に鋭意努力をいたしたいと考えております。むしろ、施設管理上のミスによる事故の責任は当然教育委員会にあります。事故のないよう方策を考えてまいりたいと考えております。

窓ガラスの入れ替えでございますが、教育委員会の所管する小学校13、中学校6、幼稚園4、計23校に対して、1枚々々というわけにはいきませんが、現物を支給し、先生でやれる

ところは先生の自主的な奉仕に期待して、業者に委託もしながら補修をしているのが実態でございます。ご指摘の専任の熟練者を置いて巡回補修をするということについては、従来のやり方等の変更にもなりますので、いろいろ内部的に検討の機会を得たいと思いますので、よろしくご了承いただきたいと思ひます。

スモッグ対策についての測定器の設置でございますが、これについては相当の多額の経費を要しますので、教育委員会としては、これらの設置については、公害対策あるいは財政的な面ともあわせて検討をいたしたいと思ひます。

学校給食の問題で牛乳でございますが、その日その日に処理する、口にするもので、衛生上の注意は十分払っておるつもりでございますが、ご質問の冷蔵庫の設置ということは当然これは望ましいものであり、現在7校のみ設置いたしておりますが、これとて全員の牛乳を入れるということとはできないということとはご承知のとおりでございますので、冷蔵庫の設置については計画的に逐次整備する方向で、財政と協議をいたしたいと思ひますので、ご賢察いただきたいと思ひます。

- 3番(山田清二君) 順番に答弁をいただきましたが、2、3わかりにくいところがありますんで申し上げますが、梅雨どき、さらに台風期を迎えて、災害から市民を守る対策ができておるのかどうかという質問ですが、これは一応、計画が8月ごろ、9月ごろにできるということは、それからまだいろいろ会議を開いてやるという、防災会議が設置されたままですと7年になる。7年ごろからぼつぼつ始めましようかということをつくったんじゃなしに、焦眉の急だといってつくったはずなんです。いままで何にもやってなかったということが、ここで露呈されたわけですが、なお病院の云々のことがありましたけれども、病院は防災というよりも、むしろ災害が起こってからの対策であって、起こらない前の対策を聞いておるわけです。川が流れておって、それがだんだん浸食されて、家の下がすでに空間になっているところがあるわけです。これは府なり、市なり、国も含めてですが、川を守ることであって、人間を守るためでないというようなニュアンスの答弁があったわけです。これは府や市が河川の行政としてできないことでも、災害から守るといふ立場では当然やらなければならない。これは所管の課がなければやらんでよろしいという理屈は通らない。この点について、市長から答弁をいただきたい。市長は市民生活を守る最高の責任者であるから、所管云々はなくはすから、その点は市長から河川とか、道路をつくったことによつて、かけ崩れとかいう可能性のあるところに対して、どうやっていくかということについての答弁をお願いいたします。

それから防災計画ですが、これは8つか、9つ並べてくれたわけですが、もっとも、治山治水という中にあるいは入るかもわかりませんが、道路計画とかいろいろ言われた中には

当然、そういうものも含まれていると思うんです。がけ崩れなんかは関係ないとか、道路の決壊したものは関係ないとか、そういうことじゃいかんと思いますので、防災計画の中には当然、そういうものも入れられなければならない。そういう点を含めて、もう1回、1点、2点ともに市長から明快に答弁をお願いしたい。

○ 市長（藤木秀夫君） ただいま山田議員さんからのご指摘の災害から市民を守るうえにおきましては、いろいろの災害が起こってくる理由があるわけでございますけれども、山崩れとかあるいは河川の浸食等で起こるといふことは、これは新聞紙上等でも、われわれ拝見いたしております。これは市民を十分にこの災害から守っていかなければならぬということとはよく考えておりますが、これに対する平素からの心構えはいたしておりますものの、実際は、はっきりしたそういう計画は詰めてないというよりなわけでございまして、これは市内の各所を係の者に巡視もし、調べもして、今後、十分の策を立てていきたい、かように存するわけでございます。

○ 3番（山田清二君） 所管は。

○ 市長（藤木秀夫君） 大体公害課で。

○ 3番（山田清二君） 公害課ということですね。今後、公害課と交渉しますが、ほくは公害課が所管であるという考え方はしたくないんです。だれが考えても、泉大津市と和泉市とどちらが水害があるかと聞かれれば、当然泉大津市は何れもなしに、和泉は床下浸水は何カ所もあるんですが、泉大津は雨がやんだらほくこりが立つ。これも公害課で対策をやっていきますか。これも当然、排水路の問題なんです。

それから泉大津のほくは、河川というてもほとんど堤防で保護された河川、和泉の川は堤防で保護されたのはほくの一部分であって、全部水が流れることによって掘り下がっていった川なんです。それを守るためには、掘り下がったものはよろしいが、いままで崩れたところは所管がありませんのやと、何もできへん。鉄道は踏切り渡る人のためにあるのと違うということを知ったことがあるんですが、それと同じことをやっていこうとするのか。少なくとも、市民が危険にさらされている。これは公害でございますということでは困ると思うんです。もし所管の課がなければ、市長部局の中で、市長直轄でやっていってもいいやないか。この点はまだ少し考え直していただきたいし、また国を治める者は水を治むると、昔から言われているとおり、治山治水をなおざりにして市民の幸せを守りますとか、市民福祉を増進しますとかいうようなことはナンセンスにすぎない。その点もう1回考え直して、明快な答えをあとから出してください。時間がありませんから、あまりしつこくは言うてませんけども。

それから第2問でございしますが、ここでもう一つ。計画を立てるときには、計画設定の段階

では拒否するわけにはいかないというものの、ここは道路計画の場所くらいは言うてはらずですね。ところが、その家に借家人として入る人、あるいはその分譲住宅を買う人は何ら知らずに買う。そういう場合に、ここは通路になる、ここは道路になると市から公示することはできないのか。そうすれば、それでわかって入れば、これはあとから道路になるから困りますというとも言えませんけれども、長年一生懸命働いて、何10年も働いて何がしかの退職金をいただいて、その退職金で一生の願いであった持家を持った。2、3年すると、ここは特別法をされましたから、土地も買収します。家もどっかに持っていっておくんなはれと。それに対してある程度の補償はいたしますということになるんですが、それで済むんやったら、立ち退きの問題やら、計画設定された道路がどうすることもできないというような問題が起こらないわけです。そういう面を考慮して、少なくとも、計画設定なされたりえに構築されるものについては、確認したりえでつくっていくという形をとるような方策を立てていただいて、と同時に借家人について云々ということがありますので、いままで都市計画等の道路、そのために家が立ち退きになる。それがたまたま借家になったり、アパートになって、その人たちが本当に引っ越しに足りないくらいの補償でびっくりしているわけです。地主は相当額の補償をもらっておるかもしれないけれども、今後は借家とか、アパートについては、地主と住居人と3者でそれぞれ交渉することができないかどうか。借家人については家主との交渉になるわけです。地主はその借家人の交渉を含めた交渉になるかもしれませんが、借家人は家主との力関係で解決しなければならぬというふうになってきたのは従来で、今後、それが改まっていくというのなら別ですけども、従来どおりいくならば、これは改めていただきたい。そうでなければ、貧乏人というか、資産のない人は、いつまでたっても不幸の中から立ち上がることができない。その点もあわせてもう1回、このことについての返事をさせていただきたい。

消防署については、いま住宅、これは独身寮を含めてということはそのとおりです。できりば、そういうことは1日も早く実現するようになっているといい。もう1つは、いま、署長さんは家庭的な方だと思っておりますが、父母のもとから通勤するのは一番いい環境のように思いますと、確かにそういう一面があると思います。けれども、現在の社会は、あまりにそういうことではなさ過ぎる、という語弊があるかも知れませんが、そうじゃないと思っております。むしろ署員の若い人たちが、結婚とか、何かということを経験したときには、親の家におるというよりはほとんどないわけです。けれども、消防職員であったがために、結婚しても住むところは確保されているんだということになれば、安心して業務につけると思っております。そういう面も含めて、できるだけこれを実現の方向へ考えていただきたい。この点ひとつよろしくお願いいたします。

あと装備についてはできるだけ早く完備していただく。

それから公害の問題ですが、府道だからしかたがありませんというけど、とんでもないことをやっておるんです。たとえば、和泉泉南線の府中の駅前から向こう、最初は相当広い歩道が通ってあった。ところが、わざわざ道路を広めた。歩道の上にガード・レールを持ってきた。歩道の目は道路の幅一ばいにつけてあるわけです。その横は堤防、そこを歩行者を歩かしている。したがって、その人間の歩くところに電信柱は立っているは、ほとんど溝の上を歩かしておるわけです。これは1つの例を出したけれども、ほとんどがそうなんです。道路幅一ばいにつけてある。あるいはたんぼのあぜとか、そういうところを人間を歩かしておるわけです。これが歩行者のためのガード・レールだということは合点がいかない。車のためのガード・レールと言われてもしかたがない。こういう点は早急に改めていきますということですよ。それでけっこうですが、早急に改めていただきたい。

それから歩道橋は目的に添った方向で考えていくと、これはいろいろの難点があるということも言われていますが、できるところからやっていただくと同時に、人間が通れる歩道橋をつくっていただきたい。

それと信号機ですが、交通渋滞であるとか、信号機は歩行者を守るためと、確かにそのとおりだと。ところが、信号が青になったから行くと、左折車、右折車に自由にするわけでしよう。信号のないところでは、むしろ車が止まってくれる、信号のあるところでは止まりよらない。右折車びゅうと通る。信号が青になったから、人間がポツポツ出ていくね、当然これは歩行者が優先のはずなんです。それにポヤッとするなとおこられる。それで歩行者を守る信号だと言えるんか。だから信号のところの道路の問題、それから特に自転車など、右折しようとしたらこれはたいへんな努力が要る。青になって右に回るために、うしろから来る車にぶっつけられる。ぶっつけられない場合は、そんなとこ通るやつあるかとおこられる。弱い者のいじめというのが、いまの道路行政、交通行政である。そういう点を少し改めていく方向に持って行っていただきたい。交通安全協会というのがあるんですから、この中に警察も含まれているんですから、そういう面を歩行者がもう少し安心して歩ける道路にしていきたいと同時に、車も急いでおるのに、いま、規則を全部守れば、ほとんど動けないというのが実情です。その面を緩和しなければならぬ。少なくとも、和泉市内で交通事故が減ったなというふうにしていきたいし、「井の口交差点北行500メートル」なんて言わんでもいいようにしていただきたい。聞くところによると、和泉市の商売に差つけがあるんだとさえいわれる。和泉市というところはたいへんなところだと言われております。いつも言ってるでしよう、3百とか5百とか、1台しか通れないんですからね。そういう面も含めて、もう少し道路交通状態がよくな

る、交通停滞が少なくなれば、歩行者の安全も保たれるわけです。そういう点も含めて交通には特に力を入れていただきたい。

それから学校のことで、これはいずれにしても、危険を感じることは、機械ではかるとか、あるいは役員が決めるとかいう問題じゃなしに、使う人が感じることをなんです。生徒が感じ、父兄が感じ、PTAのお父さん、お母さん、お兄さんたちが感じたことが危険です。いまここに何個かの品物をもって、これから何時間たてば危険ですと、そんなもんじゃありません。いつ死ぬかわからない、その下で勉強している。とにかく、その建物が何年建っているんだと帳面のうりえで計算して、まだ危険でない、そんなもんで話にならぬわけです。そういう面は実情に応じて、そこにおる人の感じるものが危険だと感じれば、危険なんです。たとえば、この議場であっても、これは危険だと感じる人があれば、危険なんです。ほとんどの人が危険だと感じられれば、そういうものは直ちに直さなければ、しかも学校の危険等については、学校は義務教育なんです。その強制されている学校が危険であるということは、特に早急に配慮していただきたい。

それからガラスですが、専任者を回れというんじゃなしに、業者と約束をすればいいわけです。業者にガラスを50枚なら50枚、あるいは百枚なら百枚を入れ替える、そのためにここは何枚だと回ってやってくれと。それはできるはずだ。1枚なり、2枚なりのものを業者に求めてくれというから業者が来てくれないんであって、ガラス窓はガラスがあって、はじめてガラス窓です。

それから公害ですが、金がかかりますんで検討しますと、これは金がかかります。けれども1つの学校で10人なり、あるいは20人なりの生徒が、スモッグか、ガスか知れませんが、そういう光化学公害によって入院しなければならぬことがあった場合、金がかかるからと放って置くかどうか。放つとされたら、これは重要な責任問題だ。これは予報とか警報とか、何とかで、広報にも書いてくれたし、パンフレットをつくって町内を通じて配ってくれましたけれども、情報が出たからこうしましょう、警報が出たからこうしましょうと言いますが、実際に起こって予報が出る何時間かかるか、たいがいの場合は2時間以上かかっている。たとえば0.1 P P Mが現在とするならば、いま見に行ったら0.09 P P Mだと。その後0.1を越えたから、1時間後にならなければわからぬと、その間に0.15の場合があったかもわからない。何人かの学童、あるいは生徒が入院したという問題が出て、警報も出ていないのにって決して安全とは遠い。あんなもんは気まくれもんですから、それぞれの学校というか、全部の学校というわけにはいかんでしょうけれども、学校であるならば先生がおり、その学校で処置をしてくれる。それから報告したって別にかまへん。学校の校長の判断でやって

も、学校の教育法に違反するということはないと思う。だから、それを和泉市の総予算からすれば、5台から6台あっていいけるはずや、そうでしょう。これからの和泉の将来を担うべき学童が、毎日危険にさらされながら勉強しているわけだ。そのために少々の金を使ってもいいと思う。市長どうです。これは来年になっても、さ来年になっても何もなかったということになれば、市長は何も思わなかったということになります。早速7月ごろからポツポツそういうことができたということになれば、市長は、特に和泉の将来についてはほんとうに思ってくれたんだということになります。

- 建設部長(中塚 白君) それでは私が市長に代りまして、お答え申し上げたいと思います。先ほど申し上げましたように、あくまでも筋論を申し上げましたので、少なくとも道路なら道路、河川なら河川ということになれば、私どもでできるだけの措置を講ずる所存でございます。現にそれをやっております。ただ、河川を守るんだ、河川を直すんだという気持ちは持っております。

以上です。

- 市長(藤木秀夫君) 防災の面につきましては、市長部局においても、何とかご指摘のとおり計画いたしまして、市民を守るうえにおいて今後、検討を続けてまいりたいと思います。
- 3番(山田清二君) 市長は防災会議の会長ですね。当然責任あるんですから、ひとつ頼みます。ことしはおかげさんで安心して台風を見ておれるというふうにしておくんなはれや。

○

- 議長(貝淵博治君) 13番竹下君。
- 13番(竹下義章君) 時間の関係もございますので、きわめて簡単にご提案を申し上げまして、終わりたいと思います。

特に私は従来から労働会館の建設につきましての問題を提起してまいりました。そしてまた前回の議会におきましても数多くの一般質問の中におきまして出してまいりましたが、今回、私は一般質問という形の中で、特にやりたかったのは、火葬場の問題、それから2つ目は、前回の議会からいろいろとやりとりをして結論の出ておらない都市計画、道路並びに児童遊園敷地等における計画変更をするかどうか、年限を決めてやるべきである、こういう問題。もう1つは、非常にひんぱんに起こっておる都市公害の問題、こういう問題をあわせて労働会館と一緒に一般質問をしたかったんですが、このように多く出しましても、出すだけで結論が出ないという結果に終わっておりますので、今回は、おそらく任期までにおける定例会の一般質問を行なうのは本日が最後だろうというふうに私は考えまして、ぜひとも前回の議会におきまして、助役と約束をいたしました労働会館1本にしほりまして、今回、この質問を出しま

すので、その点よろしくお願ひしたいと思ひわけでありませう。したがって、必要性等につきましては、私が先輩の議員を通じまして、約8年間、労働会館の建設における質問をしてまいりました。そういう質問の中におきまして、昨年度の前市長、池辺恒雄氏から藤木市長にかわつた時点まで、口頭をもちまして、労働会館の必要性に伴って、どうしてもこの労働会館というものは、青少年の育成のためにも、和泉市だけが遅れて建てなければならないということの引き継ぎをされたということ。そういう引き継ぎに基づきまして、前回の3月における定例議会におきまして、私が再質問いたしまして、その中で、どうしても建てていただきたいという私の質問に対しまして、辻助役は、少なくとも、3月の定例議会におきましては、これははっきりした結論は出せないが、いまおっしゃるとおり任期までの間、いわゆる次の定例会におきましては、必ずや何らかの形で労働会館の建設につきましては答えを出しますという約束を私はもらっておると思ひます。したがって、そういう約束があるにもかかわらず、今回のこの補正予算案を見ました場合に、何ら予算すら組まれておらない。そしてまたどうするんかということも、はっきりした結論は出せないが、いまおっしゃるとおりの任期までの間、次の定例会におきましては、必ずや何らかの形で労働会館の建設につきましては答えを出しますという約束を私はもらっておると思ひます。したがって、そういう約束があるにもかかわらず、今回のこの補正予算等を見ました場合に、何ら予算すら組まれておらない。そしてまた、どうするんかということも触れておらない。私はこの点につきましては、非常に遺憾に思ひわけでございます。先日、5月15日の日に、産衛委員会が求人キャラバンということで、どうしても和泉市に1人でも多く中卒者の方に来ていただきたいということで、議会をあげましてこの問題に取り組んでおりますが、そういうことで、議会だけが勝手に行くということじゃなくして、少なくとも和泉市における経営者というものは、どのような考え方を持っているか、どのように市に来ていただくかという考えを持っているかということについて、5月15日の日に産衛委員全員、それから和泉市の中小企業の社長以下、労務課長等にお集まり願って、そこで話が出たのであります。その中で、特に企業主としていろいろ訴えておりましたのは、非常にこの和泉市におきましては、市が行なわなくてはならない青少年会館、そしてまた労働会館、いろいろそういう設備も非常に遅れておる、こういう点を私ども企業主といたしましては、募集に行つた場合には、すべての施設が整っておるということも言うても、いざ来てみれば、それがなっておらないというようなこともあり、企業主がすべてやっていくということは非常に困難だから、市のほうで何とかこういう問題につきましてはやっていたきたい、こういう依頼があつたことは事実であります。その依頼について、宇沢部長は1日も早くそういう企業主の方のおっしゃるとおり市が全力を尽くしていきますということも答弁をしております。そのように非常

に必要性に迫っておるといふことにつきましては、もう私が声を大にして申し上げる必要はないと思っておりますので、どうかこのような観点から、私がいろいろと一般質問をしたい点もございましたが、労働会館1本にしぼってきておるといふこと、この点につきましては、なぜ今回のこの補正予算に現われておらないか、そしてまた現れておらないという事情はどういうことか、そしてまたこの問題につきましては、どのように進めていくかということを考えておられるか。前回、私と辻助役の中で約束をされた点につきましては、この議会をもちまして、はっきりした結論を出していきたいということを私は考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます、はなはだ簡単でございますが、私の質問を終わります。いろいろお答えいかんによっては、追及をしてみたいと思います。

以上です。

○ 議長(貝淵博治君) 辻助役、答弁。

○ 助役(辻 忠夫君) ただいまの竹下議員さんのご質問に対しまして、前回の議会で私は労働会館につきましては、できるだけ早く計画をいたしますということを申し上げましたことはよく覚えております。その後、これにつきまして種々検討をしたんでございますが、現在の時点では、やるということには変わりはありませんが、まず第1に、この場所を選定するのにあるいは集まりにくいとか、一方に片寄るといふようなことで難点がございまして、いまの時点では、開発協会で買収をいたしております中から、便利な地点を選んで計画をいたしたい。なお朝からもご質問がございましたが、青少年会館あるいは老人憩いの家等々、いろいろのご要望が出ておりますので、できうるなら、そうしたような施設を集めて、総合センターをつくるほうが、その後の維持管理がしやすいんじゃないかというようにも考えておりますので関係の部課長の意見を十分聞きまして、総合計画に切り替えてやるか、あるいは単独に労働会館だけにしていこうかということをお早急に決めます。総合でいくということになれば、できるだけ早い時点で設計をいたしまして、いずれこれをするということになりますと、所要額の見積りを早急に出さなければいけませんので、そういう準備をいたしまして、ご期待に沿えるように引き続き努力を重ねてまいりたい、かように考えておりますので、その点ご了承を願いたいと思います。

○ 13番(竹下義章君) いままでにそういう答えを何年も繰り返していただいってもらっているわけですね。したがって、私は前回の定例議会におきまして決着をつけたい。場合によっては50億とかいう追加予算を組もうとされておったんだから、そのような考え方があるやったら、少なくとも、労働会館の追加予算をこの定例議会に組むべきだということまで私は追及したいつもりです。その中におきまして少なくとも、次回の本会議の間までには必ずそういう

形を出してまいりますから、ご了解を願いたいというのが前回の議会で私の約束事だった
と思うわけですね。したがって、いま言われている点は、いままでの答弁なんです。早い機
会、早い機会といわれるけれども、早い機会ということになれば、いつかということです。

それともう一つは、和泉というところははっきり申し上げて、計画だけは立派な計画を持つ
わけです。その立派な計画を持ちながら、それを実行できないというのが非常になさけない和
泉市なんです。私も、あの市民館を建てる時に反対しました、何もかわらず建てた。こ
のようにチビチビ建てていくのが和泉市なんです。いま言われているのは私はけっこうです。
産業会館とか、すべて大きな建物を建てるということは、私は不可能に近いと思ひんです。ま
ずもって、いままで進めてきましたように、小さくてもよろしいから、労働会館をまず優先的
に建てる。労働会館を建てたら、その次には何を建てる。その敷地内に将来はまとめていくと
いう計画はけっこうです。したがって、私は少なくとも、労働会館については前回の約束事
もあるし、また前市長と現市長と、そういう問題もあるということが明らかになっておるわけ
でありますから、どうしても私はこの機会を逃したら、あなたに言い機会はなかりうと思ひま
すから、何とか本日この結論を出してもらわぬことには、私は引き下がるわけにはいきません
ので、もう実際笑われておるんですよ、他の議員さんから労働会館の竹下ということで。(笑
声) したがって、やはりこれは議長もいろいろご心配をなさっておられることだろうと思ひ
ますので、この問題については、近い将来、近い将来なら、それは答えにならぬ。今回、出し
てきておるこの補正予算に追加として組むとかいうくらいの回答をしてもらわぬと困りますか
ら、この点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 助役(辻 忠夫君) 竹下さんの言われることは私、よくわかります。わかりますが、計画
をして実施が遅れると、過去の例を言われるわけですが、私といたしましては、計画が一番大
事じゃないかと。たとえば、この会館をつくるにいたしましても、つくったあとが使いやすい
形にする、そういうふりなことも考えておりますし、今会議に追加計上するということは会計
的に無理でございますので、そういつまでもおんなじようなことを近い将来、近い将来とい
うことは申しません。ですから、しばらくお待ち願ひたい。この議会に出すということは財政的
に無理でございます。

○ 18番(竹下義章君) そうしたらお聞きしますが、少なくとも8月までの間だから何ん
かならんかという話の中に、あなたはそれまでの間において出しますという約束はしましたね。
でなかったら議事録を見て下さい。したがって、少なくとも、土地買収とかそういう面につ
いては、私はされておるだろうと考えておったわけです。そしてまた、おたくはいろいろ言われ
るけれども、私はその前に一ぺんには無理だろう。設計の委託料とかそれくらいはしてもらえ

ぬかと言ったことがあるんです。私はあんまり追及して言うのはきらいなんです、これを見た場合に設計委託も何も出ていないんですよ、そいでしょ。極端に申しあげましたら百万円でもよろしい。形があるんならよろしいけど、何にもないんです。ただ頭の中に描いている計画だけなんです。それでは信用できんわけですよ。その点やっぱり明らかにしてもらわんと困るこりいうことです。

- 助役(辻 忠夫君) それでは次に8月の議会に設計委託料を、できれば土地買収費を検討いたしまして、財政的にできるというなら土地買収費は計上いたしたい。かように考えております。
- 議長(貝淵博治君) 次の8月までにと有りてのさかいに、その確認だけとりなさい。
- 13番(竹下義章君) 私の考えておりましたのはこの議会に約束したことが出てくるだろう、8月には労働会館の予算を立てるんだという、それくらいのものが出てくるだろう、こりいうふうに考えておったんです。いま言われているのは、財政が整えば次の議会にします。財政が整わなかったらどうする。財政が整わなかったら何もせんというのかね。これじゃ話になりませんわね。
- 議長(貝淵博治君) その点助役はつきりしや。
- 13番(竹下義章君) 開発協会がよりけ土地買りてるやろ、3千坪、4千坪とかね。消防庁の建物というてるからそれならこうして下さい。いま買りてるところ、そこに建てる。次の8月の議会にはそれに伴って予算を組んでくると、そういうことなら私は引き下がります。いまある土地、そこどこに建てるか、次の8月の最終議会にはそれに伴なり予算措置をしてくれるということなら、もう時間もたちますから引き下がりますが、その確認でよろしいか。
- 助役(辻 忠夫君) いまの予定地はいろいろ考えた結果最初、消防署が移転をすることで先行取得をいたしまして、その後変わりました。初め買収したところが一番集まりやすいんじゃないか、あの場所ということで相談の結果内定しているんです。
- 13番(竹下義章君) 場所をはつきりいって下さい、どこですか。
- 開発協会事務局長(西川武雄君) ただいま助役からご答弁いたしました協会で買収済みの土地につきましては、府中町682番地、5千85.5平米、約千八百坪でございます。
- 13番(竹下義章君) 土地の広さについては私はつきりわかりませんので、したがってそれは狭い云々になれば、やっぱり労働会館ということで場所を指定していただけることかと思っておりますので、その場所でけっこうです。確認できますかね。そうなら次の8月には何んらかの予算措置をして、これに当ていくということは確認できますね。土地の問題はすんだから、あとは建物に対してどうしていくかということなんです。

- 助役（辻 忠夫君） 土地は開発協会で買収してあるわけで市のほうへ買い戻しをするということになる。それは予算計上せなければいけません。ですからいよいよそれをということになりますと、第一に土地を正式に市のほうが開発協会から買収せなければならぬ。それからいま建物云々と言われましたが、8月の建物の関係の予算計上するということとは至難じゃないか、と申しますのは、かりに総合センターにするということにいたしました場合、設計に相当日数がかかるんじゃないかというよりも考えます。一応、これは十分検討したりえて、竹下さんが言われるように、この会館だけ別個に建てるか、総合にするかということを決めまして、そうしていずれにしても、建物はその後になると思いますので、その点了解していただきたいと思います。
- 13番（竹下義章君） それならこれは開発協会といえども市長はどうにもなるわけですから、したがってこれは建てていただけると思うんで、その買収をやっていたら、そこに労働会館予定地ということで看板を立てて下さい。次は8月の議会にすべての金額を決めるかどうかについては、何らかの形で8月の議会に出してくるという、たとえば設計委託料とか、そういうのが出てまいると思います。そういう点を必ず出していただけると確認をいたしまして、私は終わりたいというふうに思いますが、よろしいですね。確認させていただきますね。
- 助役（辻 忠夫君） はい。
（「議事について」と呼ぶ者あり）
- 議長（貝淵博治君） はい。
- 8番（山田清二君） いま竹下議員の質問で答弁が出てきたわけですが、労働会館を建設することには何も反対はありません。これは約束を間違っているわけなんです。もともと建てるということにはね。これは当然遅れていることは間違いないです。一般質問での答弁で、事業をやるということを決めて、しかも予定地という看板を立てるといところまで、理事者側は約束して確約する権限があるのかどうか、これは当然議案として出されて議会で認めていくものであろうと思われです。議員がみな聞いておりますけれども、一般質問は審議と違います。その質問に対して事業を決定するというような答えがもし出て、これが当然だとするんだったら、先ほどからあった一般質問は全部答えを出していただきたい。
- 議長（貝淵博治君） よくわかりました。8月の議会には、設計くらいは出すでしょうという答えで、看板を上げるということについては……。
- 13番（竹下義章君） 私の申し上げておるのは、土地の買収が済まぬ間に看板を立てるわけにはいきませんよ。そうでしょう。あそこに立てていただけるとい確認は何もおかしくない。これは買収済み次第直ちに看板を立てると、そういうことを申し上げておるんです。

○ 議長（貝淵博治君） 各議員に誤解のないように説明してください。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 一応、私からこの問題の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、竹下議員さんから労働会館の建設をせよという趣旨のご質問につきましては、過去何年来、機会あるごとにそのような要請が出てまいったことはたしかでございます、そのつど、前向きの姿勢でこの問題と取り組んでいくんだという考え方は、当時の理事者、あるいは現在の市長さんも共鳴してまいっております。したがって、労働会館を建設することの必要性については、われわれ担当の者並びに議員さん各位もよくご了承のことなんでしょうけれども、それが一向に具体化せないということから、今日のような問題に発展してまいったと思っております。しかし、基本的にはいつの時点で建てるかということ、何回かわれわれ内部でも討議を重ねてまいっておりますけれども、先ほど来からも助役の答弁の中にも出ておりましたように、いわゆる、会館としての建設の要請は、労働会館、商工会館、あるいは農業会館、福祉会館等、各分野からかなり多くの要請が出されてまいっております。したがって、これらのうちどれを優先に、どれをあと回しにするかということにつきましては、事実問題として、いわゆる理事者側の立場においては、非常に判断がむずかしい点があったわけです。したがって、できうるならば、総合的な会館にしたいという考え方は、かねてから表明してまいったと思います。今回、この竹下議員さんのご質問の中でも、そういうふうな市当局の考え方というものを申し述べてまいっているんですが、議員さんのご見解から労働会館を優先せよというご意見がなされておまして、たまたま、用地は先行取得いたしております協会所有地のある場所に決めるんだというふうに発展してまいったんでございますけれども、そのような考え方であるというふうにお受けとめをお願いしたいと思っております。竹下議員さんと助役さんとの間に確約ができています既定の事実だというふうなことになりますと、先ほど、他の議員さんからのご異論が出ておりますように、これはかねてから言われておりますように、議会の意思というものを明らかに表明を願えるという機会がないわけでございます。竹下議員さんは、それに対する要請を言われている、その意思は十分わかっておりますけれども、それを受け取りまして、市当局側でまとめました案というものを議会に提案いたしまして、そこでご協議願って、いわゆる労働会館を優先するという議案をお出しするか、あるいは総合会館としてその中に労働会館を含めた案をお出し願ひ、少なくとも、早急に決定いたしたいということで内部打ち合わせはできております。総括的にこれを担当するのは私のほうで、たとえば労働会館の問題でしたら、産業衛生部の商工課、福祉会館は福祉事務所、産業会館につきましては農林課等で、それぞれの分野で持ち分けて、それらに対する補助助成はどの程度取れるかというふうなことについての具体的な検討に入ろうということ、私が中心になって始めてるわけな

んです。それらのものを比較検討いたしまして、来たる8月の議会には必ず案をお示しし、議員さん各位のご意見をお聞きして、和泉市としての、こうした会館建設に対する意思というものを確定してまいりたい。このように存じておりますので、そのようにひとつご了承を得たいと存ずるわけなんでしょう。よろしくひとつご賢察を賜りたいと存じます。

○ 13番(竹下義章君) 少なくとも、議会のルールもいろいろあるだろうと思っんです。一般質問というのは、議会に与えられた権利ですね。一般質問の中で、議員というのはどうしても引き出していきたい。引き出しただけということになれば、理事者はいいかげんに答弁してフラフラしておけばいい。そえではアカンということ追及し、何とか引っぱり出そうということやってるわけです。私は少なくとも、きよりの予算の中に入っているものと思っました。前回役束したことだから、それが入っていない。だから、何とか引っぱり出そうということやったんですから、もちろん、言われることはわかります。私は何とか先ほどの助役の答弁で確認し、了解をしたいと思っんですがね。いまの部長の答弁じゃ、もう一つピンときません。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 議員さん方が定例会の一般質問の場を利用してという語弊がありますけれども、その場で議員さんそれぞれのご意見なり、お考え方というものを披露してそれによって議員さん方のご意見というものを市の行政のうえに反映していく、あるいは理事者の施策の中に取り入れて生かしていくという場であるということよく承知しております。その中でやはりそれぞれの立場、あるいはそれぞれの考え方において、その自分たちの考え方を優先しているという姿勢についても、あえて私は否定をいたしません。しかし、それが一般質問と申しますのは、私は少なくとも、議員さん個人の考え方をもって一定の理事者側の行動を拘束してしまうというものじゃないと思っんです。それはあくまでも、議員さんのご趣旨ということで、われわれは受けとめております。受けとめたものにつましましては、市全体の角度からこれを実行し、よく研究し、検討させていただいて、そしてそれをできるだけ実現に持っていくように努力をする、これがわれわれのつとめだというふうに考えておるわけなんでしょう。そういうふうな角度で受けとめてございまして、決してその場限りで、あと適当に日にちを置けばいいんだというふうな受けとめ方は決していたしてございせん。この問題につましても、私の係りが主管いたしまして、執行体制の中で、これをどのように実現していくかという、事務的にいま詰りかかっておるわけです。その中でたまたま、きよ竹下議員のご質問のご趣旨が、従来の和泉市の財政の状況、あるいは実際、執行してきてるつぎはぎなやり方等からいたしまして、口で総合会館といってもできないだろう、夢物語りだ、それでは私の趣旨が達せないんだから、まず労働会館を優先せよというご意見が出てまいりましたので、その

方向に応じた形で論議が進行してまいりましたので、それらの点は踏まえて、次の8月の議会に明らかに実態を出さしていただきたいと思っておりますので、その点をひとつご了承をいただきたい、かように思うわけです。

- 13番(竹下義章君) もうそれはそれでよろしいわ。ただ問題は一般質問のやり方、そういうふうなことは私知っていますよ。したがって、あなたがそう言われるなら、一般質問というのは何が飛び出すかわからない。それはそれでよろしい。そういう飛び出したやつを、少なくとも約束をして次の議会にはこうだという約束をした場合、何も出ないということは、私は議員として一般質問の中で言う必要はないんですよ、そうでしょう。そういう点をどう考えているんですか。だから理事者は軽々しく約束をなさんな。他の議員さんから異論があるらしいんで、私は言いませんがね。今後、そんな約束をして次の議会に出しますということを出てこなかった場合は、私はどういう態度をとったらいんですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 全く竹下議員さんのご指摘のとおりでございます、これは非常に理事者側の姿勢として反省せなければいけない点だと思います。しかし反面、議員さんそれぞれの立場において強力に要請されてまいりますと、理事者という立場は非常に微妙な点がござりますので、あくまでも、突っばねていくというような姿勢は、実際問題として取りにくいんでございます。したがって、これはできるだけ議員の趣旨に沿うような方向でやっていきたい。何ごとにかかわらず受けとめておるということをまず理解してほしいと思っております。その中で非常に強く要請されますと、正直言って確信のない中で、「わかりました何とかそうさしてもらいましょ」というようなことばがついてくるんです。それが非常にいけないんですということをしみじみ反省いたしております。それと同時に、少なくともお約束したことが次の議会の段階で実現、あるいは方向づけができないというような状態でございましたら、必ずその段階での中間報告をする、経過を報告する。約束した点につきましては、これこれというふうに、いま進んでおりますとか、あるいはこういう重大なネックがあって、どうしても実現できないということをお知らせしていただく。そしてその中で再びいろいろのご意見を賜わると、そういうことに今後、進めてまいりたいと思っております。いわゆる、おっしゃるとおり何回か約束しておりながら、何らその実現をするような面が予算なり議案なりに出ておらない。いきさつはどうなっておるんだというおしかりなりご質問が出ることは当然でございますので、その点につきましては、今後、われわれのほうから先にその内容の経過等をご説明させていただくようにしたいと思っております。したがって、今回の問題につきましても、ある段階までは、各議員さんもそれはそれなりの一般質問のあり方としてご了解いただけたと思うんですが、たまたま、労働会館建設候補地なり、予定地ということのお話が非常に強く出ましたん

で、それでは議会の決定のない間に確定するということまでいくのは、行き過ぎじゃないかということだろうと私は解釈いたします。

○ 13番(竹下義章君) わかりました。最後に一言。先ほどの助役並びに部長の言われている点は了解しておきます。したがって、8月の臨時議会には、私の納得するような線が出てくるといふふうに期待をしたいと思えます。そこで市長、最高責任者はあんなでありますので、いま部長がいろいろる話をしておりました点を、すべて私は信頼をし終わりたいと思えますが、市長もそういうことで、8月の議会に必ず納得いただけるように進めていくということを確認できたらさせていただきたいというように思えます。

○ 市長(藤木秀夫君) 先ほどの議員さんのおことばの中に、市長と理事長と同じ名義を持ってありますけれども、助役が発言の中にもありましたように、予算の面につきましているいろいろな苦痛がありますので、それをご理解賜りたいと思うわけでございます。十分協議いたしまして、まずご期待に沿うよう、8月の臨時議会まで何とかいたしたいと思えます。ご了承願いたいと思えます。

○ 13番(竹下義章君) いま言うてるように、8月までに何とかしますということですから、そういうことを期待しておりますし、納得のいくようにしていただくと、そういうように進めていくということ、それでいいわけですね。

○ 市長(藤木秀夫君) はい。

○ 13番(竹下義章君) はい、終わり。

○ 議長(貝淵博治君) それではここで暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでありますので、15分間休憩します。

(午後2時55分休憩)

< 午後 の 部 > (1)

(午後3時30分再開)

○ 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして一般質問を行ないます。

ここであらかじめご了承願いたいと思えますが、5時が過ぎても時間延長して一般質問を終わってしまいたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではさよう取り扱いたします。

18番藤原君。

○ 18番(藤原利一君) 議長のお許しを得まして、4点ほど質問申し上げます。

第1点目の交通対策について。今後、和泉市の交通行政をどういうふうに理事者が考えておるか。

それから通学路の危険防止について。

災害復旧について。

火葬場のその後の問題について。

以上、4点をご質問申し上げます。

第1点の今後の交通対策についてお尋ねします。

和泉市におきましては理事者もご承知のとおり、この庁舎を基点にして文鬼・大津線、あるいは春木川・大津線のほかこれといった道路は何もございません。こういう中で背葉台あるいは緑ヶ丘また先日の6月1日に起工式を終わりました光明池団地、これに伴いかなりの団地が続々と建設されてまいります。こういう点から考えますと、近い将来、1日のうちに何百台あるいは何千台という自動車がふえるのではないかと、非常に交通関係について心配するものでございます。しかしながら、2本の通路以外に何物もないということは、非常に和泉市としても交通至難でございます。

そこで私がいろいろ考えておるのでございますが、春木川・大津線につきましても、和気までくると右折をしなければならない。あれが真つすぐ大津へ通っておれば、さほど、こういう泉南線の混雑はないのですが、残念ながら、あそこから右折して、市役所前を通って大津に入らなければならない。こういうことで、非常に道路について心配するものでございます。

なおまた一般道路につきましては、可愛いお子たちを通学させ、あるいはお年寄の歩行、また買い物に行く婦人たちは、一体どこを歩いていいのかという事態がいまにもやってくるのではないかと非常に心配するものでございます。そういう点から、理事者がどんなことを考えておるか、十分に回答をお願い申し上げます。

なお6月11日から岸和田市の田治米町府営住宅の入居が開始されまして、これに伴い南海バスがすでに寺門町まで増発されております。こういうことでますます車がふえる一方でございますので、この対策について、市はどのような措置をして安全に交通が出来るように考えているか、詳しくご説明願います。

第2点目の通学道路の危険防止につきましては、この箇所は一部の課長に甲しておりますので、1日も早く、そこは1日約70名の通学の生徒が毎日、登下校をしております。これから水をみるにつけて、子供というものは水につかりたいというのが人情でございます。もしこん

な危険な個所で事故が起こった場合、理事者はどう処置するのか、この点につきましても、明確なご答弁をお願い申し上げます。

第8点の災害復旧につきましては、昨年の12月の定例会ですでにご質問申し上げ、ご答弁をいただいておりますが、いまだに何の処置も講じておりません。この件につきまして、私が先日、この場所をみてまいりましたが、いかに危険であるかを十分に認めてまいったのでございます。もし先ほど、山田議員が申されたとおり、男性型の豪雨がまいりましたときに、家が2件も3軒も流されるんじゃないかという状態でございます。この件につきましては、特に関係部長から明確なご答弁をお願い申し上げます。

なお第4点目の新火葬場の問題につきましては、昨日、藤原要馬議員さんからご質問がございましたので、これは省きます。

以上、3点につきまして、賢明なご答弁をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは第1点の道路計画についてお答え申し上げます。

ご質問のように、当市の幹線道路は2本でございます。父鬼・和気線と泉大津・粉河線の2本でございます。当然、現在の交通状況から勘案して、少なくとも、幹線道路の整備をやらなければならないことになってございます。

実は先ほどからバスの増発に伴う問題も出ておりますけれども、父鬼・和気線の現道の改修は困難でございます。それで父鬼・和気線については、現在、バイパスを検討中でございます。いずれにしても、泉南線でとめずに第二阪和までバイパス線を引っ張っていくということですが、現在まだ父鬼・和気線のバイパスルートについては、計画決定の段階まで至っていないのが実情ですが、事務的な作業は進めております。

いずれにしても、1口に幹線街路の整備と申しましても、全部が全部、和泉市の都市計画街路だということで、和泉市でなかなか整備できないのが実態でございます。現在、私どものほうでは国道はございませんので、府と協力して施行できる段階の分については、府と協力して極力府のほうでやってもらいよう措置しておるわけでございますけれども、ご承知のように中央線が遅まきながら工事にかかってございます。この道路が完成すれば、いわゆるバスルートはこの中央線に持っていきたいという考え方でございます。

なお先ほどから問題になっております父鬼・和気線は非常に狭小でございます。現実、バスの問題1つを取り上げても、泉大津・粉河線はワンマンカーが通っておりますけれども、父鬼・和気線はワンマンカーも通れないのが現状でございます。当然、バスの増発と和気から寺門へかけてかなり複雑しております。その分の改修等については、早急に大阪府と協議

したいという考え方を持っています。

なお幹線道路の整備につきましては、私のほうもできるだけ早い時期に整備をしたい。当然新都市計画法の趣旨から申しても、少なくとも、市街化区域内の道路網の整備は焦眉の急でございます。できるだけ早い時点に何とか完成に持っていきたい、かように存じておりますので、よろしくご了解を賜りたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 次の問題の答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お尋ね申し上げますが、通学路の危険箇所については、一部の課長に具体的に指示してあると承りましたが。
- 18番（藤原利一君） この件につきましては質問でありますので、あまり土地の名は言わない、一部の課長にこういう箇所について質問しますから、はっきり答弁して下さいと有りまして、その点ひとつ……。

○ 議長（貝淵博治君） 誰に言われたんですか。

○ 18番（藤原利一君） ここで申し上げます。

農林課の吉岡課長に場所はここであるという話をしております。そこで課長が各課と相談して返事をするというところでございます。これは農林課に関係あるということは、池のそばだということでご答弁をもらえておると思っております。

○ 農林課長（吉岡昭男君） お答えいたします。

議員さんご指摘の場所は市道に関係ございますが、私、ため池の担当課長としてのお答え出来ませんので、実施の段階につきましては、市道関係の土木課長とも相談しております。したがって、防護さくにつきましては、非常に子供に危険を伴う関係上、早急に協議して実施するよう努力いたしたいと思っておりますので、よろしくご了解願いたいと思っております。

○ 土木課長（中尾宏君） 市道といいましても、具体的に線名を出していただけませんか。

○ 18番（藤原利一君） 十分、番地も箇所も言うてあるんですよ。せやから、十分協議してあると思ってるから、場所も何も省いたんです。

○ 土木課長（中尾 宏君） 災害対策については、12月の定例会で聞いております。その件でしたらお答えいたしますが、通学路の危険防止の市道に関しての件につきましては、具体的に場所をお教え願えませんか。

○ 建設部長（中塚 白君） おそれ入りますけれども、内部の意思不統一で十分、担当課長が認識してございませんので、もう1回、再度お願い申し上げます。そのうえで私、ここでお答え出来る範囲のことなれば、お答えさせていただきます。

○ 18番（藤原利一君） 場所を申し上げます。

これは婦人服団地から南池田小学校に通ずる市道でございます。市長の本宅の隣そばにあります今池の堤防でございます。わかりますな。

- 建設部長(中塚 白君) 再度おろかがいしますけれども、松下さんの工場がら向こうへ行ったところですね。
- 18番(藤原利一君) そりです。
- 建設部長(中塚 白君) わかりました。一応、いまお聞きするのが初めてでございます。あれはため池の堤防を道路に併用してございます。それでやはり道路管理者側から何とかの問題を考えなければならぬであろうと思います。前には、藤原議員さんからじゃなく、ほかからもお聞きしております。現実、急を要するということでございすれば、早急に調査いたしまして、出来るだけ危険のない手だてをやりませう。さようご了解をお願いいたします。
- 土木課長(中尾 宏君) 災害復旧についてですが、ご質問の長谷川につきましては、私有地じゃないかと感ずるのですが、現実的な解決方法としては、個人的な費用をもって処理しておるのでございます。私、はっきり現場をみておりませんので、近々、現場調査のうえではっきり回答申し上げます。
- 18番(藤原利一君) 3点のご答弁をいただきましたが、1点目の府道あるいは市道につきましては、いろいろの計画、バイパスもつくるといふことですが、バイパスをどこへ持っていく考えをしているのかひとつ。
- 建設部長(中塚 白君) 現在、事務段階でやってございますので、公式に決定したものじゃないということをお聞き願いたないのでございますけれども、現在の事務段階でやっておりますのは、父兄・和気線から南でございます。平行して考えております。しかしまだ公式に計画決定をしておりませんので、現在、大阪府の計画課と折衝中でございます。計画決定をしてそのうえで大阪府とさらに細部の煮詰めをしたいという考え方を持っております。あくまでも事務段階でございますので、その点ひとつお含みおきを願いたします。
- 18番(藤原利一君) それから過学路の問題でございますが、私も質問のときに場所とかを申さなかったことは自分の不覚でございます。ただいま部長から現場をみて、危険であれば1日も早く措置を講じたいという答弁でございましたので、了といたします。
それから災害復旧については、長谷川が市の河川であるのか、ないのか、その点をひとつ。
- 土木課長(中尾 宏君) 市の管理河川でございます。
- 18番(藤原利一君) そりすると、もしその川が災害等で流れた場合、その上に建っている家が非常に危険な状態であり、不幸にして事故が起こった場合、どういふ処置をするのか、そのへんについて。

○ 土木課長(中尾 宏君) いわゆる市の管理河川というのは、最大1.1メートルの状態なんです。その地点までにおいては市の管理もし、災害復旧もいたします。

○ 18番(藤原利一君) もうひとつ聞こえにくいためにはっきりわからないのですが、こういう市の川がどこで災害が起これば、私は災害やなくて、人災やと思うんですが、そういう点はどうか考えですか。

○ 建設部長(中塚 白君) 私から代ってお答え申し上げます。

先ほどの山田議員さんのご質問にもございましたように、課長が申し上げておるのは、あくまでも筋論でございます。現実、私の周りの管理河川は非常に多いわけでございますので、ほとんど堤防らしい堤防がなく、地形上やむをえないんでございますが、天然護岸でございます。その上に建っておる人家を全部救済しなければならいとなると非常に問題でございますけれども、少なくとも、河川の浸蝕に伴ってそういう事態が発生するおそれがあるならば、私の周りも事前にその防止をやらなければ人災と考へても至し方ないということでございますので、十分現地調査いたしまして、そういう危険性があれば、少なくとも、出来る範囲のことはやらせていただきます。

○ 18番(藤原利一君) いろいろとあともたくさんの方がつかえておりますので、ごく簡単に終わります。

それではなるべく交通対策については、1日も早く方法を考へていただいて緩和されることを望んでおきます。

第2点の通学路の危険防止についても、子供の危険な場所でございますので、そういう事故のないように1日も早くお願い申し上げますと同時に、ただいまの問題についても、十分部長のご答弁をいただいておりますので、了といたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○

○ 議長(貝淵博治君) 次に7番出原君。

○ 7番(出原武司君) 一般質問といたしまして、次の4点にわたってお尋ね申し上げます。

まず第1点といたしましては、わが和泉市の一角に無法地帯が公然と存在していることを指摘と報告をしたいと存ずるわけでありませう。すなわち府道堺・滝畑線の終点に近い約2キロにわたる非準用河川の東横尾川沿いの道路が、採土業者、採石業者の専横によってほしいままに荒されていることとありますが、すでにご承知のとおり、道路には道路としての道路敷があり河川には河川としての河川敷があるわけで、一度この敷地が私有地に接続する地点で、建築物構築物を計画せんとするときは、その明示と占用願いを提出しなければならないことは、いま

さら言を待たないわけでございますが、そんなことが出来ない状態どころか、一期、事あるとき、たとえば集中豪雨とか、わずかな山くずれとかがあるなれば、たちまち非常事態が発生することは、火をみるよりも明らかであります。

もしそのような非常事態が発生するときは天災だ、やれ人災だと騒ぎのままとすることは必至であり、こんな状態をこのまま放置することは政治の責任であり、まさに人権をじゅうりんする行為だと言わなければなりません。市長はかつては人権擁護委員であられましたので、十分ご承知のことだと思えます。

先日、滝畑ダムの建設進入路について、大阪府の副知事がこの道路を通られ、驚きと怒りにあ然としたと聞いておりますが、その節、副知事の言では、さっそくこのことを知事に報告して、次は知事の来駕を仰ぐと言っておられたそうですけれども、この際和泉市としては、これに先立って市長はじめ関係部課長及び議員諸氏の現地視察をぜひ決行していただきたいと存ずるわけであります。

何しろダンプカー以外の車両が、その通行すら困難であり、採石場より奥地に山林を所有せる人たちが、生産された材木の搬出も不可能に近い状態であるということは、権利の妨害であると私は思うわけであります。

聞くところによりますと、近く大阪府でも自然を破壊する採石については、規制条例を設けると聞いておりますけれども、これが出来しだい、和泉市においても、府の条例に基いて1日も早く条例を制定していただきたい。そしてこのいちじるしき公害から地域住民はもとより、一般市民の安全と弊害を1日も早く取り除かねばならないと存ずるしだいでありまして、先日正確には5月17日午後1時ごろ、この7曲の地点で山火事が発生いたしました。先頭の消防車が採石場の積荷のため約10分くらい待たされ、山火事に必要な伐採の用具と要員を積んで10数台の自動車もともに待たされたと聞いておりますが、一番近いところで作業をしている採石場の人たちが真っ先にかけつけてもらってこそ、人間社会互護の精神だと考えますが、それはおろか、まだ緊急用務を妨害する行為等は、人道上許すべからざることといわなければならないと存じます。

今日、世界の情勢が各国ともに人間環境問題でいろいろの意見が出てきておる中で、1日も早くこの自然環境を破壊し、多大の公害を与えている企業に対し、責任ある和泉市の市長の政治責任をとってもらわなければならないと存ずるわけでございますので、責任ある答弁を願いたいと思えます。

第2点といたしましては、老人の憩いについてであります。昨日の直村議員の質問と重なる点は避けますが、私は先の議会において老人憲章法について申し上げたことがあります。

最近、徐々にその必要性が迫られている感があり、特に大阪府においては、本年度府予算に老人に対する予算が相当なる増加をみたと聞いておりますが、わが市としてはこの予算をどのように導入し、本市住民の老人をどのような態度でおなぐさめしようとしているのか、例を挙げてと説明願いたい。

たとえば老人のみのコミュニティとして憩いの場をつくり、終日きたんなく過せるような方策を考えているのかどうか。また市全体の老人会館の建設等の計画はないのかどうか、お尋ね申し上げたい。

それと同様に、老令者対策審議会の設置と、働く意思と能力のある老人雇用を促進する方針として、定年後の再就職希望者をどのように扱う施策があるのか、合わせてお尋ね申し上げます。

また市立病院において、老人の健康診断を絶えず行ない、発病の早期発見と早期診断を行ない、適切な医療措置を講ずると同時に、成人病センターを充実して、将来の老令者が真の健康に恵まれた生活を営めるよう努力する姿勢をどうとるのか、ご答弁願いたい。

なお常在出来る老人憩いの場に対しましては、府補助がかなり受けられると聞いておりますが、具体的にはどのようなものなのか、またわが市ではこれの対象になるのかどうか、合わせてお答え願いたいと存じます。市長も早や70歳になろうとしておりますので、この老人問題には真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

次に第3点として消防行政についてであります。先の山田議員と重複する点は避けまして次の答弁を得たいと存ずるわけであります。

わが市の職員の待遇について、消防職員のみ別に切り離して考えておられるのかどうか。聞くところによると、消防長、消防署長の判断によって、ある程度操作しているのではないかと。また労基法の尊重をどう考えているのか。消防職員は市職の組合に入れず、労働闘争が出来ないということを利用しているのではないかと。これが自治省なり、府の示す範囲にどれだけ近付いてきているのか、お聞かせ願いたい。

なお南池田出張所における水道設置が、いつの時点で出来る見通しがあるのか。また通勤者の設置場所について考えているのか。

それと同時に、緊急用務を終えて帰署しても、署員に対する風呂もシャワーもない。今時、普通の家庭でも風呂やシャワーの設備ぐらひはしてあるにもかかわらず、署には何もなし。市民の人命と財産を守る消防署員が、第一線で活躍して本署に帰っても、ずぶぬれになってもそのまま仮眠室に入る。隣の宿舎では、署長が犬にまで風呂に入れている、こんな状態のナンセンスが起こっているが、たまたま新しい署防長を迎えるに当たり、今後、こんなことが起こら

ないような明確な答弁をいただきたい。

次に身体障害者の問題でございますが、最近、身体障害者に対する扱いがおいおい充実してリハビリテーションの設備、施設が完全に近いまで進展の非がみえてきたのは非常に喜ばしいことでありますが、果して身体障害者が全員その恩典に浴していないように思います。たとえば眼疾患者の認定についても、その基準を決定される医師が近くになく、遠くまで行って診断を受けねばならない。目の不自由な患者が遠くまで出かけていくことがどれだけ困難か、想像する必要もないほど明らかであります。

この観点に立って、和泉市・泉大津市ぐらいで眼科の適正医を設けて、この問題を解決する意思があるかどうか。

また最近になって、身体障害者に対する生業資金の融資が、1人百万円までの範囲で府のほうで制度が出来たわけでありませんが、この限度が非常に狭く、わずか20名ぐらいだと聞いておりますが、この制度を各市に呼びかけて府にお願いして、フルに活用してきわめて広範囲に適用出来るよう呼びかける必要があると思うが、この点どうお考えか。単に身体の欠陥の回復を図るだけでなく、環境と施設、設備等による救済の方法をどう考えているのか、お聞かせ願いたい。

以上、4点にわたって質問いたしました。市長及び部課長の簡潔にして、責任ある答弁をお願い申し上げ、答弁の要を得ないときは再質問の権利を留保させていただきますが、なるべく再質問の必要のない答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 私からお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、府道滝畑・善正線に通ずる道路に接続して3業者の採石場があることは、私も3回ほど現地を視察いたしまして、現場検証も行なっております。非常に紛争状態になりまして、河川決壊あるいは山の亀裂という現状でございます。私の所管する担当課といたしましては、警察当局、業者が相寄りて説得に努めておりますが、現状、いまだそのまま放置してござります。今後、十分業者と協議いたしまして、極力規制するよう措置いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 市民部長（小林一三君） 第2点の老人の想いについて数点、ご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず老人対策の中での老人の家の建設でございますが、先般来の各議員さんのご質問にもありましたように、本市といたしましても今後、各地域に年次計画的に各校区単位ごとにも建

設してまいりたい、かように存じております。

次の審議会設置の件でございますが、現在、校区単位の活動としての老人クラブあるいは市全体の老人対策等、いわゆる社会教育との関係もございますので、審議会というのは市長の付属機関になりますので、必要の度合い、関係者との協議も十分必要かと思っておりますので、十分上司とも相談し、あるいは関係の団体の代表者とも協議いたしまして、今後、老人対策等の取り組み方についての方針を決めていきたい、かように存じてございます。

それから次の雇用促進対策でございますが、機会あることに老人クラブあるいは市民相談人材銀行あるいは今後、計画している施設の中で、こういったことについてわれわれのほうからも呼びかけ、気軽にご相談に応ぜられる、相談を受けたい等は、職安とも十分連絡を密にいたしまして、その人の健康状態に見合った、あるいはその人の技能を活かせるよう真剣に取り組んでいきたい所存であります。

老人対策の府補助の状況ということでございますが、予算書にも載ってございますように、老人福祉費として、本年度3千3百万円組んでおりますが、国、府の助成が千4百万円で、市の一般財源として約千8百80万円でございます。おもな内訳といたしましては、老人の健康診断、65歳以上約5千5百名を対象にして、毎年9月ごろをめぐり、医師会の協力を得て実施しております。それから老人クラブ活動助成金として、大体基準額の3分の2を府から補助金としていただいております。それから老人医療につきましては、9千3百万円のうち約7千万円、4分の3の府補助をいただいております。したがって、老人対策費としては、予算書に出ておるとおり、約3千3百万円の費用のうち約千4百80万円、それから千8百80万円が一般財源で老人対策に取り組んでおるとい状況でございます。

それから最後に老人の日常における診断等を通じて将来、成人病センターとして建設を計画するかということでございますが、これは非常にむずかしい問題でございますので、日常のこういった老人の健康診断等をも十分考え、もちろん成人病センターの設立についてもかなり大きな問題でございますので、今後、日常の健康診断を密にするということと関係医師会とも十分連絡をとり、万全の対策を講じたいと思っております。

なお成人病センター等につきましては、かなり大規模なものですので、果して市単独でいけるかどうかわかりませんが、前向きな姿勢で現行制度のもとで研究させていただきたいと思っておりますので、ご了解賜りたいと思っております。

- 議長(貝淵博治君) 次の答弁。
- 消防署長(南口主雄君) まず消防行政で職員の待遇の件でございますが、労基法に違反し悪用してんじゃないかということですが、そういうことはございません。

それから手当の件ですが去年12月議会までは危険手当が500円でございました。それを職員のほうからもう少し上げてくれということでいろいろ協議し、800円ということで議会の承認をいただきましたが、職員としては、どうしても千円いただきたいという強い要望がございましたので、ここで「無線技術を有する者800円」をそのままの800円に据え置き、それから自動車整備手当600円を500円に、これは関係者の承諾を得なければいけないので引き上げることは出来ないから我慢してくれということで押さえた金で、無線従事者手当として200円出す、そういうことで合計千円出すようになりました。過去、最低が500円だったのが、今度の改正で最低千円にいたしました。なお今後の待遇改善につきましては、それぞれ市の人事担当者と協議して前向きの姿勢でやっていきたいと思っております。

それから南池田の水道費につきましては、水道施設としては配管も全部終わっているんですが、たまたま本管が通っておらないという現状で、現在、府道をまたがって森織布から水道水をいただいて給水に充てております。

それから風呂やシャワーがないじゃないかという、ごもっともでございますが、今度、新庁舎建設を機会に風呂の設備をやりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長(貝淵博治君) 市民部長。
- 市民部長(小林一三君) 第4点の福祉行政、身体障害者の扱いについて、まず第1点の眼科の認定の医者が不在ではないかという指摘でございますが、なるほど現在、和泉市にはございません。この認定につきましては当然、大阪府知事の許可がおりますので、泉大津市立病院等にも眼科がございますので、そういった認定をする医師があれば、私どもも積極的に府に認定医の資格を取るべく手続きをしまいたいと思っております。このうえはわれわれ単独でいきませんので、十分病院とも連絡を取り、それらの医師の資格等も調査し府に働きかけたい、かように存じます。

それから第2点の生業資金の件ですが、おっしゃるとおり、本年度から大阪府において基金2千万円、限度額百万円、大阪府でたまたま20名あったわけでございまして、本市からも1名の申し込みがあったように聞いております。今後、どのように取り組むかということでございますが、何しろ府においても今年、2千万円の基金で始めた制度で、果してこの制度が的確であるかどうか、私ども、まだ十分研究はしておりませんが、いわゆる身体障害者福祉法に基づくわれわれの福祉行政に対する取り組みとして、真剣に今後、本市自身が取り組んでおります中小企業融資斡旋条例も参考といたしまして、必要とあれば上司とも十分相談いたしまして前向きの姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

なお全身体障害者に対する救済ということでございますが、現行制度の中では、重度身体障害者につきましては、1級の重度については年額1万2千円、2級1万円、3級8千円を市の単費でやってございます。なお府からは1級6千円、2級4千円ということでございます。

なおこれらの方で病気等で施設に入る措置者というか、その人につきましては的確な措置を行なっておるつもりでございますが、昭和46年度実績では、重度身体障害者の措置した方が56名、精薄児対策といたしましては、25名でございます。

なおこれらの扱については、市ではすべて20歳以下でして、20歳以上は福祉年金のほりに切り替ってございまして、現在、福祉課で取り扱っておるのは、あくまで20歳以下の精薄児とか、重度身体障害児で措置しておる分でございますので、全体としては、年金のほりも調べないと人数はわかりませんが、福祉課で取り扱ってる分としては、いま申し上げた対策をとっております。

- 7番(出原武司君) 第1点の問題につきましては、経済、衛生を担当する部長からごたごたと答弁があっただけですが、われわれの地区としては、非常に重大な人命に関する問題であります。まず建設部長にお聞きしたいんですが、道路敷、河川敷などの占用なんかについて部長も言われたことがあります。あのままの状態でもいいかどうか、規制する方法はどのようなものがあるか、その職に当たっておる部課長はどのような措置をとってこられたか、今後、どのようにしていくのか、お尋ね申し上げます。

それから市長にお尋ね申し上げますが、近々に知事がくるということですが、それまでに現地を視察し、出来る範囲内において、せめて道路の周囲でも手直ししていかどうか、市長はどのように扱うのか、お聞かせ願いたい。

- 建設部長(中塚 白君) 河川敷の占用でございますけれども、これは当然 府道界・滝畑線の河川は、私のほりの管理でございます。たまたま道路の占用と併合するところがあります。私、しばらく実態はみてないんですが、いま始まったことじゃなく、前々から、問題については、とかくの問題を起こしてございます。少なくとも、私のほりは河川の流水を妨げるような行為については許可はしてございませぬ。しかし現実はそのような実態でございまして、私のほりの担当課長も再三、是正すべきことはさせておるわけでございますけれども、追いついておらないのが現状でございまして、再度、管理側から注意してやっていきたいと存じております。いままでの管理上、十分の徹底さが欠けておったのが実態でございますが、十分業者を指導いたしましてやっていきたい、かように存じますので、よろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

- 市長(藤木秀夫君) 出原議員さんのご指摘どおり、交通公害は非常に自然をこわされます。

が、ここに3業者が採石をやっており、私も行ってみたり、現場も通りましたが、乗用車で行ったとしても通れないことははっきりしております。というところで、現状では施すべもないのでありまして、府道やから、市は何も知らんというわけでもありません、各課長をしていろいろ府にお願いもし、なるべく完全な舗装が出来たらまだよろしいが、現在はひんびんとダンプカーが通るので、なかなか舗装さえ困難な状況でございます。地元の住民からも非常に苦情が出ており、いろいろの方法をもって監視されることは事実でございます。しかしながら大勢の労務者の関係で非常にお気の毒な状態であろうと思っております。現在、いかに申請が出て絶対認めないのですが、以前に許可された3業者がやっておることにつきましては、何とか手を打たなければならぬことは十分感じておりますので、その点ご協力願ひまして何とか善処してまいりたい、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 7番(出原武司君) 何とかでは市長、解決出来まへん。とにかく、あらゆる産業は、その公害を発生する企業がその責任をとるのが原則なんです。したがって、公害課長にお尋ね申し上げますが、この公害は、果してその企業が責任をとるのか、そういう交渉をするのか、お答え願ひたい。

○ 交通公害課長(内田 繁君) お答えいたします。

あの採石場の規則といたしましては、現在、大阪府で採石法にもとづく規制をやっておるわけでございます、市としては、府にそれらの規制を強化してほしいということで常日ごろから要請いたしまして、府も数回、採石業者に監督指導をやっておったということですが、まだ現実に徹底して何も出来てないということでございます。

いわゆる公害の発生源者の企業側に責任があるというのは、基本的な法で決められておりますので、やはり採石業者でこれらの責務を果さなければいけないと私のほうも考えておりますし、そういうふうに指導していきたいと思っております。

○ 7番(出原武司君) 実は現地の善正町あたりは、任意の団体とはいえ、住民自治をつかさどる町会長でさえ手を付けられず、加えていまの交通公害課長の答弁ではいささか不満足です。具体的に市で責任をとってほしいということは、すでに警察でも手を離そうとしている現状なんです。ですから、政治の責任をとってほしいというのが、われわれ住民の切なる願ひであります。

具体的には、まず積載の制限、台数、スピードの制限は、あくまでも企業の責任において実施してもらわなければならない。それをどう規制していくか。これは先ほどの私の質問の中にもうたっておるけれども、あなた方から答弁が得られませんが、府で採石場に対する規制条例が出来ると聞いておりますが、果してどのような内容のものであり、実施時期はいつか、それ

を和泉市が受け入れて乗っかる大体的見通しほどの程度か、お答え願いたい。

○ 企画課長(橋本昭夫君) 以前議員さんにお話しました保全条例ですが、これは採石業を規制するものではなく、自然環境の保全を図る条例でございます。その行為の中に当然、採石業を組み入れて、これ以上大阪の自然を人為的に破壊されるのを防ぐ地区をつくろうということでございます。市町村と区域の設定の段階で協議があるわけでございます。その際、市町村の売見として、横山、南横山にかけての自然資源を保全する立場から、保全条例の区域に入れてほしいという意見を出せば、将来の破壊を防ぐことが可能であります。条例の制定時期はまだ未定でございます。

○ 7番(出原武司君) それでは市長にもう一度お尋ね申し上げます。

私の質問の中にもありましたように、市長以下関係部課長、3役が打ちそろって現地を視察し、そのついでに河内長野市にある天野の採石場あるいは側川にある日本採石の採石場をとらみ、見ていただいて比較するならば、採石業者のあり方はこういうものだ、よく知っていただけると感ずるわけでありますので、強力的指導とべんたつをしていただかなくてはならないというあなたの責任があるわけでございます。その採石場の地区で山火事が起こっても、道路で積荷をして消防車すら通さなかった、これは消防長、聞いてますか。

○ 消防署長(南口主雄君) その件については何も聞いてません。土曜日で家へ帰った時点で。

○ 7番(出原武司君) そんな傍若無人というか、全く治外法権の土地をつくったということは政治の責任なんです。これを1日も早く何らかの方法を講じていただかなければ、いまや、すでに警察は手を離している現状です。総務部長、どうですか、ヘリコプターでも飛ばして現地の写真をとるとか、同時に市長以下関係部課長を引きつけて現地視察に行っていたきたい。どうですか市長、やりますか。

○ 市長(藤木秀夫君) 近いうちに視察してまいります。

○ 7番(出原武司君) この件は終わります。

次の2番目の老人問題でありますけれども、部長がちょっとカン違いの答弁をされたんですが、私は成人病センターをつくっていただけると越したことはありませんが、なかなか大それたことである。私の質問の内容は、成人病センターで次期に老人になる人の基礎健康診断を行なって、その人たちのデータをつくって、老人の健康状態を把握していただきたいというのが内容でございます。

○ 市民部長(小林一三君) まことに申しわけございません。いま、議員さんがおっしゃいます次期老人の健康診断、いわゆる予備診断でございますが、現在、市といたしまして、全市的に取り組んでおりますのは、65歳以上の約5千5百人ということで対象しておりますが、老

人になるであろう予備健康診断というか、森之宮の老人センターで予診を受けることにつきましては、果して64歳でつかまえるか、63歳か、またそれらの費用等も十分研究し、あるいは果して任意制にするか、市の制度として、全市に趣旨徹底を図ってやるか、十分検討のうえ当然、予算措置も必要でございますので、上司とも相談のうえ対策を講じたいと思います。議員さんのご趣旨は十分ご理解させていただいたつもりでございます。

- 7番(出原武司君) 次に消防署長の答弁について再質問させていただきますけれども、南旭田出張所が個人の工場から水を引いていると答弁されましたが、消防署の水はつきものです。現場に到着するまでのタンクに入れる水も必要であろうし、またその中で勤務しておられる人々のためにも、また第1線から帰った車の整備、ホースの洗じょう等、多量の水も必要かと存じますが、そのような個人から水を引かせていただいている設備でいいのかどうか、再度お答え願いたい。

それともう1点、これはあなたかどうかわかりませんが、消防職員の中からいろんな要望書が出たのに、読まずに処分させたということを知っているんですが、事実かどうか。

- 消防署長(南口主雄君) 第1点の水をもらって飲料水に充てているのは本意じゃございませんが、引く気持は十分ありますが、たまたま、あの府道が本管が通っていない関係で引くことが困難だということで、とりあえず、生活が出来るということで水をいただいております。それから要望書の件ですが、第1に出た要望書というのは十分みておまして、その結果12月議会において条例化させていただきました。

第2回の要望書につきましては、私は当時、消防大学に行っておりましたので、本文はみておりませんが、コピーした写しは消防団員から送ってもらって見ております。調べたことはございません。

- 7番(出原武司君) それから消防職員の数は、各市に比べてわが市は当渉、十分ではなからうと思いますけれども、今度、新しい庁舎が出来ることでもあり、それに伴って職員の充実も必要かと思いますが、現時点では、各市との比較のうえでは、どのぐらいにランクされているのか、ご説明願いたい。そのランクが非常に低いということなれば、どのような方策を講ぜられるのか、合わせてお答え願いたい。

- 消防署長(南口主雄君) 現在わが市は現庁舎、出張所を基礎にしましたら、大体中ぐらいのところのランクされておりますが、たまたま庁舎の移転、それに伴って出張所の建設となるも、勢い人員不足を来すこととなりますので、総務部長と協議して8月議会に、年度半ばでございしますが、定数を改正して9月に採用を予定し、来年3月までに府立消防大学の卒業に合わせてやっていきたいと思っております。

- 7番(原武司君) 大体消防職員からそういった要望書が2回も提出されることになると署員の待遇もいろいろ抵抗もあろうと思いますが、そういうことによって、本来の職務である消防行政にひびが入ってはならない、こういう点を指摘して、この和泉市の広大なる面積を有している地形から推して、中ぐらいにランクされるというようなことでは、他市の面積の狭い市に比べて、当市はもっともっと必要ではなからうかと考えますので、市長、よくこの点を検討され、消防職員の充実をやってもらいたいと要望しておきます。

最後に市民部長にお尋ね申し上げますが、眼科の適正医の設置については今後、どのように取り組んでいき、そしてそれが可能かどうか。現在でしたら大体、堺、岸和田あたりまで出かけていかなければならない。この点をもう一度確めて、私の質問を終わりたいと思います。

- 市民部長(小林一三君) 現在、たしか和泉市立病院につきましては、まだ眼科はないと思いますので、泉大津あるいは一般個人の開業医といった方々の中で、当該認定医師の資格のものがございましたら、早急に協議のうえ手続きしたいということで、私、4月に変わりましたから担当者に十分その意を伝えておまして、該当医師があれば、さっそく知事に協議書を提出したいと思っております。

- 7番(原武司君) それから生業資金のことですが、府が2千万円用意して、20人に1人百万円貸そうということですが、うちの商工課でやっているワクを設けて銀行から融資の方法もありますので、これも合わせて強力に各市に呼びかけて制度の拡大を図ってほしいと要望にとどめておきます。これで質問を終わります。

○

- 議長(貝淵博治君) 次に5番横田君。
○ 5番(横田憲治郎君) 時間の制約もありますので、端的に、項目的に申し上げますので、当を得た回答をお願いしたいと思います。

最初に教育行政から申し上げます。まず学校施設の管理体制の問題でございますけれども、夏場に入り、夏休みも目前に控え、あるいは現在、雨季でもございまして、いろいろ管理の問題が懸念されるわけでありまして。昼夜を含め、現状の小中学校の管理体制は、どの点にチェックポイントを置きながら、どのような体制で、どのような方法で行なわれているのか、この際、ご報告をお願いしたいと思います。

さらに2点目といたしまして、学校施設、校庭等を含め、一般市民への開放は出来ないかどうか。特に日祭日における市民体育やオールスポーツという意味から、市民の健康増進という意味からも、学校校庭の開放等を校長管理下において出来ないかどうか。

さらに3点目として、かぎっ子対策の一環として、放課後の校舎、校庭等を学校管理下にお

けるかきり子対策として、留守家庭学級の開設等々を考慮する必要はないか。現下、本市では小中学校児童合わせて1万5千有余になんなんとしているわけでありますが、そのうちの20%強がかきり子であるといわれております。これら3千数百名に及び児童は、帰っても父母がいない。そのような家庭の子供を放課後も学校管理のもとで保護するわけにはいかないか、この点についての考え方をおうかがいしたいと思います。

4点目といたしまして、これは3月市会の一般総括質問の中で提案しながら質問申し上げたことですが、学童災害共済見舞金制度でございますけれども、現在の学校安全会が行なっている、いわゆる学校管理下における傷害事故等は全く学校の授業中のみであり、学庭あるいは登下校の通学路における事故等を含め、多少の児童負担はやむをえないとしながらも、教育委員会を中心として、財源負担を持ちながら、最高額50万円程度でこれらの共済制度の実施に踏み切る用意はないかどうか、この点についてもおうかがいしたいと思います。

社会教育面では図書館の建設問題でございますけれども、現在、市民野球場あるいは市民プール等が横尾川2級河川流域に河川敷を利用して設置されているわけでありますが、あの一連の土地をさらに活用しながら、青少年育成のレジャーセンターあるいはスポーツセンター等々を含めて総合的な図書館建設の用意はないかどうか。関連して、2級河川の廃川敷あるいは準廃川敷を利用して、これら用地に充てる要求をしてはどうかと申し上げたいのでございますがこれらに対する考え方をおうかがいしたいと思います。

通学路の問題につきましては、重複しますので、割愛します。

次に商工行政について若干、おうかがいいたします。

まず第1点、中小零細企業等に従事する方々を守っていこう、それが即、また中小零細企業の育成にも結び付くことであろうと思われまいかと、これは先日も議会で中小企業零細企業福祉共済制度実施については、決議事項として決議もされておりますけれども、その後、商工課等の設置をみて、これら一連の地元企業等に対する強力なバックアップあるいは行政指導を通じて、充実した育成への施策が望まれているのですが、その一環として、福祉共済制度の実施を具体的にどの程度まで考えているのか、この際、おうかがいしたいのであります。広報には、中小企業退職金共済制度として、中小企業事業団が行なっておるものをPRしておりますが、市商工行政の中で、市が主体となって本市の零細企業等々を育成し、それに従事する人たちを守っていこうという暖かい施策の中から、建設的な行政が待たれているわけでありませんが、商工課関係の部長、課長の賢明なる答弁をお願いしたいと思います。

さらに本市の中小零細企業等、特に商店等の経営診断をどの程度行なっておるのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

次いで土木行政関係では、先輩の質問が出ておりますので、角度を変えておろかがいをした
いと思いますが、まず第1は、本市には完備された都市下水道は既成市街地によりやく多少あ
るのみで、ほとんどは旧来の用水路にその下水排水をゆだねているわけでありましたが、そのよ
うな実態をいつまで続けていいものかどうか、もはや、考えるべき時点がきているのではない
か。企画課長等あたりからも、懸案事項として先ほど来の答弁に出ておりますけれども、現実
下水排水のチェックをどの程度行なっているのか、この点について、現状をお聞かせ願いた
いと思います。

さらに2点目としては、先ほどから話が出ておりますが、恵まれた緑豊かな本市の存在価値
あるいはまた私たち、郷土を愛する意味から、本市をこれ以上汚さない、自然破壊をしない、
さらになお緑豊かな本市を築いていこうという見地から、公園、道路等に街路樹、樹木等を植
えながら、あるいはモデル緑化地域の指定あるいは保全地域の指定等々を図る必要が早急にあ
らうと思いますけれども、関係所管の考え方を聞かせ願いたいと思います。大阪府なり国の
自然保護条例等とにらみ合わせながら、本市を主体としたこれらの規制措置あるいは緑をふや
し、緑を守る運動を市長が中心となって起こすべきだと思っております。これらの考え方を聞か
せ願いたい。

福祉関係についても、老人問題は何回か出ておりますので割愛しますけれども、これらの問
題については、検討段階からもはや、実施の段階の時点でございます。具体的な質問は避けたい
と思いますけれども、老人対策については、鋭意努力される行政を期待したいと思います。

私の福祉関係では特に身体障害児あるいは精薄児の問題について聞かせ願いたいと思いま
す。これら18歳未満の障害児、精薄児は、全くその親も本人にしても、身にあまる悲惨な状
態であります。これら施策が、本市では皆無であります。これらに対して強力な暖かい施策
を施すべきであらうと思っておりますけれども、基本的な市長のお考えをお聞かせ願いたいと思
います。

さらに具体的な問題として、これら難病克服の援助資金等々を創設し、多大な費用のかかる
医療費に対する援助措置等の考え方はないかどうか。また特に義務教育下における児童は、勉
学に多大の至難が余儀なくされているわけでありまして、そのような学校教育下におけ
る精薄児、身体障害児に対する施策を考えていただきたいと思いますが、答弁をいただいて具
体的に申し上げたいと思います。

それから窓口サービスの問題でございますけれども、在来、わが党の山田議員から祝日ある
いは時間延長の市民課の窓口開設等を提唱してまいったわけでありまして、基本的な考
え方は変わらんわけでありまして、私は今日は、いわゆる本市の実情から流出するサラリーマ

ン等が多いのでありまして、役所へくるのに仕事を休まねばならない、あるいは時間をかけねばならない等々の問題がございます。したがって、国鉄主要ターミナル、公民館、主要バス停にあるタバコ屋さん等のご協力をいただきながら、窓口証明等の発行の出前サービスを考えるべきではないかと思うのでございます。具体的な問題になりますので再質問で申し上げたいと思いますけれども、たとえば住民票、戸籍謄本、謄本等の発行の受け付け、翌日受け渡しが出来るといふことは、事務的に可能だと思いますけれども、それぞれ検討されているようにもかかっておりますので、前向きな姿勢で実施しようというお考えがあるかどうか、おうかがいしたいと思います。

水道行政についてでありますけれども、第3次拡張計画が現在、実施されておりますが、その給配水計画が最終的にどこまでいこうとしておられるのか。聞くところによれば、昭和50年以降の水源確保についてはお先真っ暗だと聞いておりますが、本市の市長から総合計画審議会に、昭和60年を目標とした総合計画案が提示され審議が行なわれておりますが、その内容によりますと、昭和60年においては、人口を押しえに押しえて60万と想定しているが、これらの人口等に見合う給配水の計画をどのように考えているのか。まず水源確保の問題についてのどのような見通しを持っているのか、おうかがいしたいと思います。

以上、簡単におうかがいいたしましたので、正確なご答弁をいただきまして、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。暫時、休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時、休憩いたします。

（午後5時休憩）

< 午後 の 部 > (2) (終)

（午後5時44分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。教育次長。
○ 教育次長（阪東重信君） 教育問題につきましてお答えいたします。

第1点の学校管理体制につきましては、常にご指摘いただいておりますが、夏休み前に子供たちに対する学習指導なり、生活指導を合わせて当然、考えております。平日においては、日直の先生の割当による昼間の管理と、土曜、日曜日等の夜間における警備員制度による管理ということになりますが、両者とも奮励いたしまして、特に警備につきましては、代替要員の確

保等、話し合いの中で万全を期してまいりたいと考えております。

第2点の学校開放の問題でございますが、一般市民への開放は、校長管理下のもととはいえできるだけ開放したいと考えておりますが、現下のちびっ子広場なり、それに相当する施設の少ない中で、子供たちの使用で一杯の現状ですので、今後、一般市民への開放については、教育上支障のない限り校長とも協議いたしまして、許せる範囲での道を講じたいと考えます。

かぎっ子対策はお説のとおり、1万4千6百人の児童生徒のうち約20%がかぎっ子でございます。当然、保護する必要はあります。留守家庭の対策として、少年健全育成事業と名を打って、15人以上の子供を預る方々が、府から30万円を限度としての2分の1の助成策がありますが、学校教育を重視、指導の徹底を図るとともに、社会教育面における家庭教育にも力を注いでまいりたいと考えております。

4点目の見舞い金制度でございますが、このことについても過去ご質問をいただいているところがありますが、現状、180円の掛け金による安全会に依存してあるのみでございますが、学校、家庭を通じ、24時間の制度化について検討したいと存じます。全国的にも、実施している市への調査、視察等で検討の余裕をいただきたいと考えます。

図書館の建設問題等、青少年スポーツセンターの設置につきましては、当然、その必要を感じ施策を講ずべきことは承知しておりますが、財政面から考えても学校施設に追われている現状でございます。青少年の余暇の善用なり、夢を与えるような施設を持つことは必要でありまして、社会教育面の果さねばならん仕事の多いことを考えると、今後、これらの問題につきましても、内部的にも十分ひとつ協議したいと存じます。

図書館につきましては、独立館の建設を目標に努力はいたしますが、当面、青少年会館施設をさらに内容の充実と合わせてやってまいりたいと考えておりますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 商工課長。

○ 商工課長（岩井益一君） 第3点の商工行政についてお答えいたします。

まず第1点の中小企業退職年金共済制度につきましては、市議会の請願事項であり、昭和45年度に事業所等を調査いたしました。回答率がきわめて低いということで、遺憾ながら現在に至っております。しかしこの制度につきましては、中小零細企業従事者に対する重要施策として、また労働力定着対策あるいは労働力確保対策の重要な柱として、労務管理改善の一手段として位置付けてございます。

したがって、こうした観点から、中小企業の退職年金共済制度につきましては、現在、三方式がございます。1つは、各事業主が負担する退職金制度がございますけれども、和泉市の場

合、実態として事業所内で退職金制度を持っておらないところもかなりありうかと推測するのですが……。第2番目は現在、中小企業退職共済事業団が実施している中小企業退職金共済制度がございまして、和泉市では41事業所、636人程度が加入している実情でございまして、第3番目ののは、先ほど議員さんが申された趣旨のいわゆる市町村あるいは商工会が実施する特定退職金共済制度がございまして、この制度につきましても、生命保険会社が主催するものですが、現在ある制度としては、あまり有利な制度でないといわれております。

そこで先ほど指摘の市直営のいわゆる川口方式といわれる給付内容、福祉制度を伴った制度となりますと、これはかなり問題点もございまして、

そこで問題点についてご説明申し上げますと、まず事業主がどの程度負担してくれるものかどうか、その負担上の意向をまず調査しなければならないわけでございますけれども、先に行なった調査では、きわめて低い調査結果しか出ておりませんので、今後、早急に調査、何らかの形で取り組みたいと思いますが、その中で一応の問題としては、やはり財政上の負担がございまして、当面、中小企業退職共済金制度があるわけでございますので、この制度の加入促進が先ではないかと考えております。この点につきましては、現在、税法上で事業主の負担が8千円まで損金または必要経費扱いが認められております。こういった諸問題がございまして、本格的な検討段階に至っていないことは率直に認めますが、なお今後、重要施策でございまして、前向きな姿勢で取り組んでまいりたい、このように考えてございまして、

第2点目の商店等の経営診断実施についてでございますけれども、まずマクロの市行政の立場から、工業につきましては、地場産業である人造真珠、綿スフ織物につきましては、ことに地場産業を指導育成する方向から、その基礎資料といたしまして、特に零細企業あるいは家内的な経営の実態把握という観点から、昭和46年度事業として府商工部、府立産業能率研究所をはじめ専門機関、それから市、商工会一体となって実態調査は完了してございまして、

それから商業につきましては、今後の望ましい商業施設のあり方という基礎データとするために、広域商業診断に取り組んでおります。7月初旬から実際に各店主の協力を得て実態調査に入り、11月初旬をめどに完了する予定でございまして、

以上が大きな立場からでございますが、次に個別の商工業者を対象とする経営診断につきましては、これは商工会が実施してございまして、指導員4名担当してございまして、46年度の実績としては2千986件でございまして、おおむね金融、税務、経理、経営といった指導を行なっておる状況でございまして、

以上のとおりでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 建設部長(中塚 白君) それでは土木行政について、私のほうからお答えいたします。

下水道の問題につきましては、残念ながら、当市は下水道は皆無でございます。現実、チェックがなされておるのは、市街化区域については、千平方メートル以上の開発を伴うものについてはチェックしておりますが、個々の水洗便所等にかかる問題については現在、つかんでございません。

それから第2点の自然、緑を守るということでございますけれども、いま、ご指摘のご意見まことに貴重なものがあると思います。私ら、実際に宝物を持ちながらこれを忘れておったことは、率直に申し上げてまことに残念至極でございます。せっかく与えられた自然の緑を生かすように考えていくのが、当市行政の一環であることをここで初めて認識したわけでございすけれども、少なくとも現在、一応、近郊緑地保全区域という形で、調整区域の中で約3千ヘクタールほど指定されておりますが、あくまでも、形状を変更したりする場合は届け出制度でございまして、あまりきつい制限は加へてございません。今後、特別保全区域の指定を受けるべく持っていきたい。特別保全区域になると許可制度になるので、ある程度自然の破壊は防げるんじゃないだろうか。

、それと市街化区域は新法でも示されておるとおり、市街化を促進する区域でございまして、今後の開発の時点では、ある程度公園等を確保するとしても、和泉市では調整区域がかなりあります。これの大規模開発については、特にその点を留意して開発指導を行なっていかたい、かように存じます。現在の段階では、具体的に緑の保全、自然を保護するための具体的な措置は残念ながら持ち合わせがございませんが、少なくとも、先祖伝来与えられた和泉市の自然を守っていかなければならないわけでございまして、その点お説肝に銘じて今後、ご指摘の方向に持っていきたい、かように存じます。

○ 議長(貝淵博治君) 市民部長。

○ 市民部長(小林一三君) それでは市民部関係で2、3点ご質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず第1点の身体障害者等への援助資金の件でございますが、先ほど、出原議員さんにも申し上げましたとおり、府において本年度初めて2千万円という基金で、百万円を限度としてやる。和泉市からも1件申し込んで現在、審査を受けてる段階でございます。したがって、現時点では府のワクの拡大並びに本市においても関係者への周知徹底というか、活用等を図りまして、なおそのうえにおいて府自身がまかなえないという時点において、当然、その活用状況に応じ、市としても真剣にその動向を観察しながら取り組みたい、かように考えます。

それから窓口の市民サービスについてでございますが、ご承知のとおり、広報いずみ3月号

に電話受け付けの広報を出し、4月1日から実施してございます。時間内に取りにくるという件数を除いて簡単に実績を申し上げますと、4月36件、5月19件、6月は18日現在5件という状況で、利用度からいいますと、なお再度、市広報等によるPRも必要であろうと考えます。

なお議員さんご提案の各ターミナル等への出先機関の設置でございますが、これらにつきましては完全な官物でございますので、受け渡しにそそのないより、取り扱い側の十分なるご協力、ご理解、ご認識を得なければスムーズにいかないんじゃないかと申しますのは、万一事故があってはならないと考えますが、公民館等につきましては、教育委員会の所管でございますので、十分われわれとしてもご協議申し上げ、ご趣旨の趣を帯して真剣に前向きな姿勢で考えたいと思います。先ほどの時間外交付の電話受け付けのPR等も一段と行なって、これらの現状の動向も勘案しながら対処してまいりたい、現時点ではかように考えてございます。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 水道部次長（田中 稔君） お答え申し上げます。

三拡の目標年次につきましては、昭和50年で給水人口16万5千人でございます。なお50年以降の給配水の水源見通しにつきましては、私どもとしても、何としましては市民の皆様方に迷惑のかからないよう十分配慮しております。したがって、第4次拡張において、光明池の取水を現在は1万トンでございますが、これを2万トン増量し、また府営水道の六拡より必要水量を増量確保し、これらに対処していきたいと考えているのでございます。

なお将来につきましては、琵琶湖総合開発に期待し、さらには広域的な経営規模の拡大の方向により、効率的な水の供給方法を積極的に推進し、市民の生命を守っていききたい、かように考えるのでございます。

- 5番（横田憲治郎君） 教育行政から少し聞かせていただきたいと思いますが、かぎっ子対策の問題について、結局次長の答弁では、いろんな問題があるので出来ないと聞こえるんですが、これはそれでけっこうですというわけにはいかんわけです。学童の見舞い金制度と平行した問題で、鋭意積極的に取り組んでもらわなければならぬ問題です。そのためには基本的にはこれらかぎっ子対策をあくまでも教育委員会の責任の範囲でとらえているかが問題です。基本的な問題点からはっきりしてもらわんと、こんなむずかしい問題があるんで、許される範囲で考えますが……、という答弁ではちょっと承服しかねます。やらなければならないという基本認識に立って努力をされるのか、おうかがいしたいと思います。

それと社会教育関係の青少年会館あるいは図書館なり、そういう一連の総合センターというか、財政的にどうのどうのというご答弁になりましたが、正面切って言えば、財源の問題から

至難なんです。そこはやはりより教育委員会の充実した施策を施していかなければならないという具体的な姿勢をもって、かなりの厩川敷、それに見合う河川敷等があるわけです。そういう大阪府の対策かもわかりませんが、やはり政治的に委員会の立場から脱するかもしれませんがね。市長ね、ただ表面的におまへんから出来ませんということではなく、ない袖からやはり努力して考えてつくっていきこうという姿勢の中で、積極的な行政が行なわれるんじゃないかと思うんです。そういう点で、もうひとつ突っ込んだ責任ある答弁を市長からして下さい。具体的に言うたら、大阪府が持ってる土地がいくらぐらいあるか、一べん財政から聞きたいんです。府有地あるいは国有地、自治体の話も出ましたが、やはり財源のない貧乏な本市で、財源獲得できゅうきゅうしている中で積極的な施策をやっていきこうと思えば、現状の中で可能な範囲で政治力を発揮しなければ、唯唯諾諾とひも付き財政だけきゅうきゅうとしているだけでは何ら市民の行政に伝えていけない。そういう点をはなはだ貧弱だと思いますので、一連のいわゆる総合的な会館の設置の問題も竹下質問で出ましたが、そういうことも含めて、ひとつ社会教育の問題にどの程度取り組もうとしておるか、市長の行政責任者としての所見を聞かせていただきたいと思うのです。

それから商工行政ですけど、川口方式を積極的に本市の実態に当てはめて検討すべきです。これは行政の中で取り上げるべく私が主張し、答弁を求めている。商工会とか、中小企業事業団等々でやっている内容をお聞きしてるわけではない。本市商工行政の中でとらえるべきだと主張し、お聞きしてるんですから、やる気があるのか、ないのか、お聞かせ願いたい。

それから土木関係の用水路の問題、また緑化条例云々の問題ですけど、部長の答弁では、ええこととでんなど言うてくれただけで、積極的にどのように取り組むのやら、話として聞いてきまっさというだけでは、ちょっとよろしおますというわけにいきませんので、具体的な問題として、中央線の築造やっていますが、街路樹はつくる計画があるのか、あるいはまた特別保全地域に指定してもらえばどうのと、上のほうを向いてものを言うてるようです。私がお聞きしたのは、本市独自の姿勢で自然環境の保護、より緑をふやしていこう、市民一体となってわが郷土を愛していくという立場から積極的な考え方を持つべきであると申し上げた。部長の考え方では、助役、市長の意見も聞かなければなりません。和泉市においてどんだん山が民間開発で削られて丸裸になっていく、あるいは道路付けても樹木のあるところは一つも無い、そのような問題を市行政の中で条例化してやっていく考えはないかと聞いた。もうひとつ突っ込んでお聞かせ願いたい。

それと市民サービスの問題ですが、全然とっていいほど、市民は電話受け付をご存知ない。だから、どのような形でPRしたのか、またするのが。そして私が提唱した出前サービスとい

うか、そういうことを、本市10万市民のうち約3分の1が流出して市外に勤務している現状あるいは家庭生活の面からいっても、本市役所が一番西北部に位置する関係で、半日、1日を費して役所へこなければならぬ。そういう現状の中で、より市民サービスを充実していく市政を常に申し上げてゐるわけですが、どうも後手、後手で、電話サービスでたといふ一歩でも前進したのかなと思つてゐるんですが、おそらくアンケート調査でもしたらええけど、いったいどのようなPRをしていくのか、どのような形で周知徹底を図っていくのか。また私が提唱した問題についても、具体的にどう検討されるのか。そういうことを実施している自治体へ行って視察もし、内容的に検討もやろうというのか。それとも一応、電話受け付けだけを周知徹底するだけにとどまるのか、その点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

- 教育長(葛城宗一君) 教育関係の2点についてのかさねてのご指摘、お答え申し上げたいと存じます。

かぎっ子対策につきましては、現在の社会の発展、生活環境の変化等の中で、家庭、学校、地域社会ごといろいろな立場、それぞれの場において指導育成、保護を図らなければならぬことはお説のとおりでございます。現状ではただいま次長からお答え申し上げましたとおり、きわめて不備な体制ですが、学校施設を放課後活用して、クラブ活動の一環として、生活指導の先生を対象に、週3回、2時間程度の指導を行なつてゐる実情でございます。

決して十分ではございません。これらの今後の施策の方向として考えますことは、ご承知の44年10月に政府が青少年に関する留守家庭児童も合わせての今後の行政施策の基本的な考えについて諮問いたしました。それらの方向付けも国の施策の考え方も明らかにされることと思つてでございます。今後、これら審議会の答申を受けて立つ青少年施策の方向を見きわめて、積極的に施設、指導者いかに対処するか、検討してまいりたい、かよう考えるんでございます。

次の図書館等の設置、青少年総合センターあるいは市民総合スポーツ会館等のすべてを網らした社会教育施設のあり方でございますけれども、10万都市のしかも教育文化都市としていかにあるべきかは、われわれなりに検討を加へてゐる体制でございます。過日読書クラブの連合会の会に私ども、招請されました。その中で明るく豊かな教育文化都市ということをも市政だよりでいつも強調されながめておるが、この時代の発展に即した本市の新しい社会教育の方向はどうかといふことで強く叱咤をいただきました。至極ごもっともなご意見として拝聴したのでございます。その中で図書館あるいは青少年会館、総合グラウンド、市民総合体育館、先ほども論議の対象になりました労働会館等につきましても、社会教育施設の一環としていかに対処するかといういろんなご指摘の中で、私も健全な社会教育を行なうためには、まず

施設をつくるのが絶対的要件であることを前提として、積極的に微力ながらも、上司をはじめ議会皆様方のご賢察をいただき対処してまいりたい旨を誓ったのでございます。

先ほどお説の場所、すなわち自衛隊の演習場で全くお使いになっていない状態のところ、われわれ常に行って見受けておりますが、これは町ぐるみ力を結集して、いかに行政財産であろうとも、その一部を次代を担う青少年の育成の場として開放してもらい、払い下げてもらうことは夢でないと思信するんでございます。

なお府の所有する土地約3万5千坪余と聞いておりますが、これらの払い下げ運動についても、ご承知の昨年度から本年度にかけて議長、総務部、われわれ委員会等も力を合わせ、府の企業局に払い下げ要求を幾度かかけたんでございます。現在の府の考え方といたしましては、泉北ニュータウン、すなわち和泉市行政区画内の事業が完結するまでは、その代替地の用意として持ってるんだ。したがって、即答は出来ないが、将来、当然、和泉市行政区画内の土地であり、社会教育の面に充てることは望ましいから今後、十分配慮していこうという企業局長、府の総務部長のお話でございまして、今後、これらの用地確保を目ざし、文化教育都市にふさわしい施設、設備の充実に邁進してまいりたい、かよう考えるんでございます。この点ご賢察いただきまして、政策的なご配慮をもってお力添えいただきますようお願い申し上げます。

○ 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

ご指摘の川口方式を採用するのが望ましいと考えますが、和泉市の実態に川口方式が即応するか、また具体的に財政上の負担がどの程度になるのか、実際に試算してみなければ何とも申し上げられない状態でございます。それで私、担当してまだ日も浅いので、早急に試算してみたい、かように考えております。ただ市の実態を踏まえたいわけで、次善の策は何かということでは先ほど、三方式をご説明申し上げたのでございます。

○ 建設部長(中塚 白君) 先ほどの答弁、まことに無味乾燥のような形で痛み入ります。率直に私、現状の姿を申し上げたまででございます。今後の問題として、少なくとも緑化に努める、幹線道路についても、全部街路樹を植える場合には、計画は持ってございますけれども、そのときは歩道を完備してない道路については問題がございますけれども、それと合わせて、市街化区域の中においては、出来るだけ公園等の配置を考えたい。先ほど私、申し上げた近畿圏整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域の制定云々ということですが、現行の自然を守る形としては、条例そのもの、条例というものは法律の根拠がございますので、そういう法律をいっそう強固なものにしたい。と申しますのは、現在の近郊緑地保全区域の指定の部分は届け出制度で、形状の変更、伐採、採石等は、届け出があればよいということでございます。そ

ここで特別保全区域になると、当然、知事の許可がいり、私権の問題も生じてまいります。その場合、知事は買い取りしなければならないと法律にもうたわれておりました、少なくとも、その方向に持っていきたいというのが私の趣旨でございます。現在あるものを最少限度に守っていかなければならないであろうと申し上げたわけでございます。

いろいろこれから具体的にどういう形でやっていくんだ、たとえば私の考えてるのは緑化宣言都市とかの方法がございますが、これは今後の宿題としていただき、十分検討のうえ、次期には何とかの具体的なお答えが出来るようにしたい、かように存じますので、よろしくご了解賜りたいと思います。

- 市民部長(小林一三君) 先ほどの窓口の市民サービスの件について再質問がございましたが、先ほど、実績をご報告させていただきましたが、非常に件数が少ないわけでございます。方法につきましては、和泉市政だより3月号3ページに5段中2段を使って載せたわけでございますが、これ一度だけで、実績をみて継続して広報に掲載しようということで、市民課長とも連絡、協議をしておったところでございます。したがって、さっそく来月からでも、こういった制度については、継続的に和泉市政だよりを活用してまいりたい、かように思っております。

それから第2点の各ターミナルの問題でございますが、もちろん私、申しあげましたのは、当然、実施を前提として具体的な検討ないしは相手方との協議、相談を行なうということでございますので、あくまで実績を前提としてでございます。

- 5番(横田憲治郎君) 時間延長中でございますので、かぎっ子対策については、クラブ活動とひっくるめて言うてくれましたが、かぎっ子対策として正面から取り組むべきであり、取り組む腹があるのか、ないのか。基本的には、あると確認させていただいて、そしてただ単なるクラブ活動の延長、週2日やってる云々という、在来からやってる中で消化していこうというんじゃなく、基本的にやらねばならん、やるんだという中で、何らかの措置を考えるんだという事を確認させていただいていいですね。

- 教育長(葛城宗一君) けっこうでございますが、まず何を申し上げましても、現場の施設を確保して、かぎっ子の育成、指導を図るということは可能なんです。ところが問題は指導者をいかにして求めるかということ、これが各市共通の悩みでございます。私ども、教育長協議会の席でも、指導者をいかに育成し確保するか、財源の裏付けと相まって府、国の対策を何とか引き出そう、見出そうとして、常に論議的になってございます。府教委においても、まだ国の方向を見きわめたいやえでということで、積極性がみられない現況でございます。したがって今後、本市において、市独自の立場で指導者をいかにして確保するかを前提として、お説の

何かの具体的な対策を持って実施していきたいということです。

- 5番(横田憲治郎君) 大体、文部省の資料によると、全国平均でかぎっ子は小中学校児童のうち8~9%といわれています。本市は20%、具体的に内容をお聞きになりたいんならお話いたしますが、約3千人がかぎぶら下げている。うちへ帰ってもお父さん、お母さん仕事に行っておらへん。これらを留守家庭へ帰らすよりも、学校あるいは社会教育施設の中で面倒をみていこうという暖かい配慮は、当然、教育行政の中で望まれてるわけです。これらについて努力はするという観念的な結論としての答弁しか得られなかったんですが、自然保護条例とか、緑化宣言都市とか、中央の法律に則った本市行政の主体の中で条例化する用意がないかどうか。この2点だけ市長から答えて下さい。

- 市長(藤木秀夫君) ご指摘のかぎっ子対策でございますが、非常にむずかしい問題であります。青少年の不良化という問題とからんで、これは非常に重大な問題であると思います。しかし教育長の答弁にもありましたように、人の問題と場所の問題があるんじゃないか。今後、何とかしなければ家に帰ってもかぎがかかっている。どこか遊びに行くところはないかということで、しまいには不良になるというのが現状でございます。一番社会を守るうえにおいては重要な問題だと思いますので、今後ひとつ、十分検討いたしまして、いま差し当ってどうするとは申し上げられませんが何とか考えたいと存じます。

和泉市は財政的に非常に弱いのでございます。近隣の市から考えても非常にむずかしいのでございます。財政の中で人件費が85%、あとの分ですべてこの事業をするということから、助役なり、総務部長が大阪の地方課へまいり、財源獲得に尽力してるわけでございますので、その点ご理解賜りたいと思います。

それから自然の保全の問題でございますが、申し上げるまでもなく、非常に広範囲に自然を有する和泉市である関係上、いろいろあちこち造成もやっており、市の行政として考えていかなければならないということで、なるべく自然を保っていきたくて考えておりますので、その点ご協力賜りたいと存じます。

- 5番(横田憲治郎君) 要望、意見、簡単に言うときます。

かぎっ子対策では、このままではいかん、何とか考えたい、全く不満足ですが、具体的にどう考えてくれたのか、はっきり結果で拝見させていただきたい、期待したいと思います。ばっちり努力をお願いいたします。

それから市民部長、問題提起をしましたが、ひとつ窓口サービスについては、市民サービスの実態にかなり方向で鋭意努力すると確認させていただいてよろしゅうございますね。

それから市行政主体の中での零細中小企業者あるいはそれに従事する方々を守る立場から、

あなたはいま、把握してないと言われたが、早急に把握してその方向で努力されるものと確認させていたでよろしいですな。

緑化条例等々についても前向きに取り組むということですので、またの機会に、その前向きでどこまで前進したかを確認させていただきたいということでお伺いします。

- 議長（貝淵博治君） 次に19番勝部津喜枝君。
- 19番（勝部津喜枝） 議長のお許しを得まして、簡単に要旨に沿ってお尋ねいたします。まず教育行政について4点お尋ねいたします。

憲法に保障された義務教育無償の精神を尊重する立場からみて、現在の和泉市のPTAの現状は、依然として学校財政後援会の状態を強くしており、PTA本来の目的である教育活動に専心する教師と、子供を育てる父母が協力して、よりよい教育をつくり上げる団体としての性格から逸脱していると思われまます。

こういった現状から、まず第1点に、現在のPTA会費について、全体としてどれぐらいの割合で学校の設備費等の援助を行なっているのか、お尋ねしたいと思います。

第2点に先般、木下議員の質問にもございましたが、今年から50%前後の給食費の値上げが実現されましたが、値上げ前と、値上げ後にどの点が改善されたのか、具体的な説明をお願いいたします。

第3点に、先般来より北池田小学校の近くにモーテルが建設されるということで、PTAをはじめ町会、婦人会等が反対陳情の要請をしておりましたが、その後の経過はどうなっているのか、お聞きいたします。

第4点といたしまして、現在、池上地区の児童は伯太小学校に通学しておりますが、大変交通量の多いところを通らねばなりませんし、今後、住宅が増加する可能性の大きい地域として、新しく小学校を建設する計画があるかどうか、あるとすれば、いつごろ具体化されるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

第2といたしまして、鶴山台団地のバス問題でございます。すでに同団地の自治会等が、市をはじめ公団、南海バス等に交渉を行なっていると聞いておりますが、将来、1万数千人を抱える団地として、また高い家賃のためほとんどが共稼ぎであり、しかも保育所等の不備から子供を連れて通勤する婦人が多い等、現在、大変困っている状態ですが、市としてどのような計画を持っておられるのか、その見直し等をお聞かせ願いたいと思います。

第3、その他について3点お聞きいたします。

まずごみ、くみ取り等の衛生行政についてであります。現在、人口の増加と、アパート等

狭い地域での人々は密集して生活し、しかも大量のごみが発生する、使い捨て商品の消費が強制されている状態で、大型廃棄物や不燃物が年1回の大掃除のときしか回収されないのでは快適な生活が維持出来ません。家庭を預る主婦の悩みの一つとなっております。

またくみ取りにつきましても、市衛生課の回覧等にある20日ごとの回収はおろか、2カ月以上もくみ取り放置のところが出てきております。しかもこうした苦情、困った問題を市役所に電話しても、心よく解決されない点が多々ございます。あらゆる苦情や不満を常に聞く体制が出来ているのかどうか。打てば響くような解決の体制が出来ているか、お尋ねいたします。

また大型廃棄物につきましては、町会単位で1カ所にまとめておれば取りに行くとか聞いておりますが、こうしたことが実際行なわれているかどうか、お尋ねしたいと思います。

第2点でございますが、去る3月16日、大阪府の調査で高濃度のPCBを含んだ母乳が出たということが発表され、その後、日常生活に欠かすことのできない物質に大量含まれていることがわかり、たくさんの人々の不安を招いております。先般、5月の臨時会で和泉市におきましても、政府への要望決議が採択されましたが、今回は特に多量の事務を取り扱う市役所内において、ノーカーボン紙等PCBのおそれのある事務用品はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

最後に昨年来より鶴山台に保育所がほしいということで、団地住民のお母さんたちが要望書を市に提出されておりました。そして今年度の当初予算で、来年4月開園の見通して予算も計上されました。こうしたことを団地ニュースや広報で知った住民の方が先般、もっと詳しいことや保育内容等についてもお聞きしたいということで福祉課のほうへ電話で問い合わせたところ、あなたたちには会う必要がないということだったと泣き泣きの連絡がございました。陳情や署名を受け取っておきながら、どうしてそのような態度に出られたのか、不思議に思うわけです。

私は地方自治というものは、直接住民の生活に密着したものであればこそ、家庭を預る主婦お年寄りの方たちの切実な要求が市政に反映されるものだと考えておりますので、この点についての深い反省を求めますのでございます。

以上で質問を終わります。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

第1点の父兄負担軽減の問題ですが、ご承知と思いますが、昭和40年ごろより全国的な大勢となってPTAの負担軽減が打ち出されましたが、当時、地方財政法の改正に合わせて検討されたことを記憶しております。和泉市の実態でもPTAの全体経費千6百万円から千百万円

ぐらいが学校後援会的な寄付でなかりかとメスを入れました。その後、教育活動に利用すべく種々、対策を講じてまいっております。本年度においても、暖房費、副読本、校長会の負担金、予防注射等、約1千万円に上る経費を増額、これらの措置に対処しておる実情でございます。ご指摘の点、今後よくPTAの経費の内容を検討いたしまして、ご趣旨に沿うよう努めたいと考えております。

第2点の給食費の問題でございますが、給食費の値上げにつきましては、教育委員会としては、46年度の他市の状況なり、あるいは和泉市の実情をよく検討しております。各学校まちは、まちとは言いながら、現行給食費の実態なり、あるいは値上げのパーセント、時期なりについての検討、さらに栄養の所要量というか、内容についての安定を図ったこと、それから果物の添加について考えたこと、それからパンに変化を与えていこう、それから動物性食品の増加と良質化の問題、乳製品使用の問題等を考え、給食費の算出をして、学校長がそれぞれの機関とご相談申し上げまして、種々検討資料を提供して、何回かの協議をかさねた結果でございますので、この点ご賢察いただきたいと思います。

それから第4点の池上地区の問題でございますが、これはあながち池上地区だけでなく、ご指摘のような地域開発なり、あるいは社会増対策としては、義務教育の施設を考えることは当然でございますが、すべてこの学校における現状の問題等を分析し、新設校あるいは現在校の規模の適正化を図るために新設をやらなければならないという考え方が立つわけですが、少なくとも、予想される通学区域の分布の状況を考慮して、中心的な位置に学校用地を選ぶことが必要と考えますので、今後、ご指摘のような増加に対処した新設校を検討したいと思っておりますが、現在、具体的にどの場所に、どのようにするかは答弁しかねますので、その点ご賢察いただきたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 交通公害課長。
- 交通公害課長(内田 繁君) お答えいたします。

第2点目の鶴山台団地のバス問題について、市の考え方、どのような計画をしてるかということでございますが、ご承知のとおり、本市はバスの運營業務をいたしておりません。このような場合には、いわゆる団地の造成者とバスの運行業者との相互の間で協議をされ、バスの運行をされてるのが現状でございます。鶴山台団地についても、住宅公団と南海電鉄とが現在協議をされているところでありまして、現時点ではまだ協議の成立に至ってない聞いてるわけでございます。

協議の内容につきましては、やはりバス運行にあたっての赤字の補てん問題あるいはバス購入費の問題等もあるようになりかかっておりまして、それらの話し合いがまだ着詰ってないよう

な現状でございます。市といたしましては、そのような協議を早く成立していただき、1日も早く運行していただくよう願わざるをえない、双方に強力で要請したい、かように考えております。

次にPCBの問題につきましては、PCBの汚染の恐しさについてはご存知でございますので申し上げますが、市の事務用品とかPCBが含有されていると思われるものについては、私のほうといたしましては、各関係課に対しまして使用しないよう、よく吟味したりえて取り扱いはするよう勧告しております。したがって、各主管課におきましては、それに沿った措置をとっていただいと私のほうは考えております。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) お答えいたします。

第1点の一般廃棄物を町会へ寄せにきてるかということでございますが、現在、申し出のある町会については、日時を決めて寄せに行ってる状態でございます。そしてこの議会に提出しておりますが現在、市直営でやってる南横山、横山地区が、この予算が通りましたら、市で直営でやってる人数をこの一般の廃棄物の各町会へ回るように計画しております。

第2点のくみ取りの件につきましては、現在のところ、20日に一べん行くように業者と契約しておりますが、一般から苦情があったときには、うちから業者に連絡して寄せに行ってる状態でございます。

以上でございます。

○ 議長(貝淵博治君) 次の答弁。

○ 社会児童課長(森 保君) 鶴山台の保育園関係でお答えいたします。

非常にお叱りのお言葉を賜ったのでございますが、見解の相違になろうかと思いますが、私はお会いしないと回答した覚えはございません。内容等につきましては現在、公園のほうで急斜面の造成は7月に完成ということが約束されておまして、設計段階に入っております。

検討の内容につきましては、いまのところはっきり申し上げられませんが、十分各園の事情も考え、それに見合った保育所の建設を考えていきたいと思っておりますので、その点ご賢察いただきまして、誤解のないように地元の人にご説明願いたい、かように考えます。

○ 19番(勝部津喜枝君) もう少し聞きたい点についてお尋ねいたします。

P.T.A費の問題については、もう少し詳しく何%ぐらいになっておる、前年の率がどうなってるか、お聞かせ願いたいと思っております。私のほうの意見を申し上げますが、現在、ほとんどの学校で各家庭に3口以上の会費を徴収し、しかも役員さんのおうちなどは10口以上、20口以上ということは、公然のような形で徴収されております。結局、P.T.A会費に頼らんと、義務教育である小学校の設備費、保健衛生のお金なんかまかなえない状態だと思います。実情

をよくつかんで、早く改善に努力していただきたいと思います。

給食の値上げ問題ですが、現在、大変な物価高の中で家庭のやりくりをしてる主婦ですら50%の値上げがあれば、どんだけ内容がよくなったろうかと大変な関心があります。私も2、3の給食現場を訪問していろいろ聞いてもみましたが、先ほどの次長さんのお話では、56点の内容改善を甲されておりましたが、実際に調理してる人の意見でも、前と変わった感じはしないという意見もあります。実際、私の子供も小学校に行っておりますが、以前の献立といまの献立をいろいろ調べても、そんな傾向もございません。非常にたくさんのお母さん方の不満もあり、また疑問の点もあります。

それから池上地区の新設ですが、あちこちでいろいろ要望もあることと思っておりますけれども、特に地元の強い要望もあり、意見を取り入れて善処していただけるようお願いしておきます。

ごみの問題なんですが、町会のほうでは、そういうことをやることを承諾しておるのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。私たちの希望としては、そういう形でなく、月1回、市のほうで大型不燃物を回収することを考えていただきたいというのが主婦の考えです。

またくみ取りにつきましても、おそらく担当所管の方には想像もつかないようないろいろな悩みがあります。たとえばくみ取りの方がこられたら、すぐに木戸などを開けなさいと行ってしまふということがままあるわけです。ある耳の遠いお婆さんは、そういうことで何回かくみ取らないで行かれてしまったため、共稼ぎの若夫婦と連絡を取り合い、3軒隣りのお母さんにきたら早く知らせしてほしいということで、くみ取りのくるのを待てるような生活という声もあります。住民の方の不満や苦情が率直に届き、解決される体制をとっていただくことを強く望むわけです。

PCB問題についての答弁はあまりはっきりしておりませんし、どういう課で、どんな事務用品を利用され、その代りにどう扱うようになったかまで出来ればお聞かせ下さい。

保育所問題につきましては、私のほうへ言ってくられたことと、課長さんのお話に食い違いがあるようですが、大変強い要望、切実な願いを持ってるということで、今後はぜひそういう電話がかかってきたり、お尋ねがあったときには、相手の方が納得いく態度で接してほしいと思います。

さっきの2点、町会が納得してるかどうかということと、PCBの事務用品の問題をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) 廃棄物の件ですが、現在、うちのほうで原案をつくってるし、なので、原案が出来れば、予算が通りさえすれば、南横山、横山は委託になりますので、そのうえで一応、町会長さんと相談して日程を決め、やっていきたいと思ってるし、

ございます。

○ 交通公害課長(内田 繁君) 現在、PCB含有の疑いのある事務用品を使ってるのは市民課のノーカーボン紙 5部複写ですが、市民課にいたしましても、これらを使用しないという前提のもとで現在、取り組んでおられるように私も聞いておりますし、出来るだけ早急にやめていきたいということでやっていただきたいと申し入れを行っております。私の周りでも周知いたしますのは、市民課の5部複写のノーカーボン問題だけだと思っております。

○ 19番(勝部津喜枝君) それから教育関係で忘れましたが、北池田のモーターの建設が中止されたということですが、6月19日に旅館の建設申請が出ているように思いますが、旅館といってもいろいろあると思います。学校の近くということもあるので、強い行政指導をお願いしておきます。

これで終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 最後に21番の松尾君。

○ 21番(松尾千代一君) しんがりを受けまして2、3点ほど質問させていただきます。通告書には環境整備改善事業の促進状況についてが第1点。そして次に町会と解放同盟和泉支部との間にトラブルはないかということの2点を通告書に出していたわけなんですが、この中におきまして、今日まで前議員さんの中からこの整備事業、同和関係についての質問事項が3名出されていたわけでございますので、重複を避けて質問させていただきたいと存じます。

そこで理事者側に一言お願いしておきたいことは的確なご回答を賜りたい。でないと、またそろ休憩していただかなければならないことにならなれば皆様方に非常に迷惑をかけることに相なりますので、そのようなことのないようにひとつご回答賜りたいと存じます。

いわゆる環境改善整備事業の促進状況については、皆様方ご承知のとおり、非常にむずかしい、そしてまたうまくいけば、これほど皆様方のためにも、住民のためにも喜んでもらえるよい事業であると私は確信しておりますけれども、この事業とて非常に誤解されてる面がたくさんまだ残ってる。前回、私がこの事業をやることによって誰が損をして、誰が得をするんだという質問を申し上げたところ、その回答も得られないままに終わったことがございます。

そこで本日、そのようなことで時間を取ることは、皆様方にご迷惑を相かけることになりしますので、文書をもってご回答を賜わるということになったわけでございますけれども、質問に対して文書でもって回答するというようなことは例がないということで、そのままになっておるわけでございます。

しかし今日、私はちょっと思ってたんでございますが、非常に大きな誤解をされてる面が一つ見つかったわけです。そこでその点をもう一回、皆様方の誤解を解いていただくためにお尋ねしたいと存じます。この事業をやることによって誰が損をし、誰が得をするんだということを明らかにしておかないかぎり、この誤解からはずれることは出来ないんじゃないか、誤解の中でこの事業を進められたんでは非常に迷惑いたします。ですから、ひとつ皆様方、これはどなたというわけじゃございませんが、どなたでもけっこうです、明確なるご回答を賜りたい。

今日まで、この整備事業に関し各セクションの方々は非常なるご尽力を賜わっていることは感謝いたしております。しかしながら、今日に至っても、金なり予算を組んでいる割合からみて非常に進行状況が悪いんじゃないかという感もするわけです。そういうこともさることながら今日まで議員、理事者の皆様方も、この問題に関して非常にご苦労なさいただいてることは厚く感謝しております。

しかしここまで第2点目の問題に移って見ますと、町会と解放同盟との間にトラブルはないかとお尋ねするわけなんですけれども、この問題についても、非常にむずかしいものがあるかと存じます。しかしむずかしいから横を通るといふわけにはまいりません。むずかしいものに手を触れたくないのは人情かと存じます。このむずかしいところを乗り越えてもらえば、和泉市全体がよくなるような気もいたします。ですから皆様方、ひとつこの問題について真剣に考えていただきまして、部落解放整備事業について格段のご協力を賜りたいと存じます。

終わりに臨みまして、今回の定例会はおそらくや、私たち議員の最後の一般質問であろうかと存じます。であるが故に、皆様方も慎重に、そしてかつまた熱心に質問をなされたわけでございますが、今日までお聞かせ願ったところによりますと、理事者側の答弁は、非常に当を得ていないようなところが多過ぎたと感じております。ですから、私の場合のみならず、今後も格段のご勉強を賜わりまして、的確なる回答の出来えますようお願いいたしまして、私の質問をこれで終わります。回答のいかんによりましては再質問させていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） ただいま松尾議員の質問で、誰でもよろしい、しっかりした答弁をせよということです。的確にして、しっかりした答弁の出来る人、答弁願います。

○ 助役（藤田 利君） ご答弁申し上げます。

改善整備事業を行なうことによって市にそれだけの財産が出来、また地区住民も施設なり、財産が出来る、こういう形で両者得をします。

それから第2点、町会と解放同盟和泉支部との間にトラブルがないかということでございますが、これは全然ございません。解放運動の推進と対策事業の推進のためには、そういうことがあってはなりません。行政も努力をかさねて円満なる事業の推進ということを念願いたして

おります。終わり。

○ 21番(松尾千代一君) ただいま藤田助役のご答弁をいただいたのですが、非常に簡単明快だったと思いますが、しかし当を得てないところが非常に残念に思います。促進状況を一応聞いたんです。どういふふうに、どこまで、どんな状態で促進しているかをまずお答え願った中で、私は皆さんに誤解されてる点、誰が損をし、誰が得をするんだということを誤解を解くために、またこれを付け加えたんです。にもかかわらず、両方得をしてる、立派な回答だと思えます。誰と誰と両方なんですか。国が得をするのか、誰が得してるのか、さっぱりわからない。だから、言いたくないけど、この問題に取り組んでおられる専任助役ともあろう方が、そんな答弁でお茶を濁そうという考え方では、事業が進まないのは当たり前だと私は思います。だから、全くあきれてものも言えない状態ですが、当然、誰が聞いても至極もっともだといえることはございませんか。私は本日のところ、あまり言いたくないんです。皆さん方も時間延長の中でやっている質問のために、皆さん方も言いたいことも言い切れんで終わった状態で、私はあまりたくさん言いたくないけれども、いまのようなお答えでは「はい、そうですか」というわけにはちょっとまいりかねますので、ひとつ当を得たご回答を賜りたい。

○ 議長(貝淵博治君) 総務部長答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 議長からご指名がございましたので、担当事項ではございませんけれども、お答えさせていただきたいと思えます。

まず第1点の進捗状況につきましては、去る20日から今日までの各議員さんのご質問があり、それぞれ担当部局からもお答えしてございますとおり、46年度までにつきましては、実際問題、一つの施設等についても十分完成したという経緯はないわけでございまして、46年度の事業も47年度に繰り越して、ただいま事業を進捗させるという状況でございます。

それらのいわゆる環境改善整備事業をとらえて、どなたが得をし、どなたが損をしたかという松尾議員さんのお話でございすけれども、実際申し上げて、環境改善整備事業そのものが決してそういう損得という角度から考えたり、見たりする性質のものではないとわれわれは理解いたしておるわけなんです。同和対策が緊急な国民的課題であるとして、国並びに地方公共団体が同和問題を解決していくための責任と義務とを負わされているわけなんです。そういう角度で当然、すべての行政に卒先して環境改善整備事業と取り組んでいかなければいけない義務があるのでございまして、いわゆる損得という角度でこの問題に取り組むべき性質のものではないと考えてまいってるわけなんです。今後も市長をはじめ、われわれ行政にたずさわるものが渾身の努力を傾け、早期に事業を完遂するよう、お互い襟を正して頑張っておりますので、今後の進捗につきましても、議員各位並びに地元の方々の絶大なるご協力をいただ

けるようお願いもし、期待もいたしておるしだいでございます。十分に答弁にはならなかったと存じますが、意のあるところをおくみ取り願いたいと思います。

○ 21番(松尾千代一君) 義務付けられてるからやってるんだというふうに聞こえた、そうですね。これは損得を度外視してやってるということですね。

○ 総務部長(坂口礼之助君) いいえ、いわゆる損か得かということでこの事業を全然考え、見ておらないと申し上げてるんです。これは完全な公共事業ですから、そうした角度では全然見ていないと申し上げたんです。それから義務付けられたからやるということじゃございませんで、いわゆる国民的課題であり、当然なる義務としてわれわれはとらえてるということをお願いしてらるんです。

○ 21番(松尾千代一君) 当然、国民的課題だ、こういうことで義務付けられたからということですね。義務付けられたからやってるんだと聞こえる、またそのつもりだと私は思うんです。あなたの本心はね。しかしそういうことでは間違いだ。誰が得をし、誰が損をしてるんだとはっきり言えるんですよ。もしご存知なければ私が教えてあげてもいいと思います。今日まで、小栗街道一つにしても、舗装事業をやったときにどういうことになっておりますか。小栗街道の舗装はどの金でなされた、どういう性質の金なんですか。皆さんがいわゆる同和というものを利用して今日までこられた。いまもおこの同和事業に乗っかってやろうとしていることは一体どういうことなんですか。誰が得をしてるんですか。

私は先立っての議会で、けがした人を見て、他人がみたとき、痛いであろうということとはわかってはいるけれども、本当の痛さを知ってるのは誰だと申し上げた。誰なんですか、本当の痛さを知ってるのは、けがした人1人しかわからない。そういうことをわかっていただけますか。

この事業をやることによって誰が得をしてるかということ、和泉市全市民が得してることになるんです。損してるのは誰だ、私たち同和地区に住んでるものが損してるんだ。一番よくわかるように、それを利用して、小栗街道の舗装はどの金でされたか、お尋ねしてる。

さらに地区を拡張して誰がそんな大きなものにしたか。旧八坂町は何反あるか、何万坪ありますか、考えてごらん、3万坪に足らんのですよ。それがいま何10万坪とありますね。その区域をどの金でやっていったか。ことごとく地区改善事業という名前を借りてやってきた、利用されてきたんですよ。そうと遠いんですか。

今度の事業も私は当初申し上げましたように、そういう地区だけがよくなったんでは、本当によくなったことにならない。和泉市全市民に喜んでいただける立派なものをつくっていただきたい。幸地区があつたればこそ、これだけ立派なものが出来たと申し上げてきたにもかかわらず、今回の青写真についても、誰が1回でも「松尾どうや」と言われた人ありますか、また木

下議員にでも聞かれた方がありますか。企画のほうからでも、こういう構想でやりたいんだとご相談をいただいたことがありますか、ありません。学校一つにしても、移転するんだということだったと思います。青写真にも出てまいりました。しかしそうではなくて、現時点で言葉尻を私は決して責めはいたしません。どうでもいいんです。実際問題、いいものが出来ればそれに越したことはございません。それでいいんですけど、そういうことでも、ただの一言も聞かせていただいたことはございません。

偶然先日、開発協会に入って行ったところが、そういうことになってるらしいと聞いた。私はまあ、建設委員長をしている責任上、ただ小さな120万円ぐらいの工費についても、請負業者は誰それで、どこそこでやると議会に皆報告するように私はしていただいた。だから、皆さんはどこをやってるんだ、次はどここの場所の道路をどの請負業者に、何程の値段で入札して着手してますという通知をいただてるんです。何もかわらず、この大事業をやるのに、しかもなお今日の様な状態で1回の言葉をいただいたことはございません。それでよくもいま「町会と支部とのトラブルは絶対ございません」なればけっこうですよ、あってほしいとは思ってません。

だから、私はくどくは申し上げません。出来るだけそういうトラブルのないようにと願っているからこそお尋ねするんです。今回、誰が損し、誰が得をしているかということも皆さんにわかっていただけだと思います。本当は時間が許すならば具体的に申し上げたいんですが、時間延長の中で皆さん方にあまりご迷惑をおかけしたくないということもございまして、今日までたびたび皆さんに聞いていただき、なお今後も皆様方にお世話にならなければいけない、よりよい町づくりをしていただきたいという気持ちから申し上げましたので、今後ともひとつ皆さん、よろしくご協力下さって、よい町づくりをされることをお願いいたしまして、私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長(貝淵博治君) 4日間にわたる一般質問で大変お疲れのところ、なおかつ時間延長のうえご審議賜りましたことを議長として厚く御礼申し上げ、本日をもって一般質問を終了することいたします。

本日はこれにて散会いたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

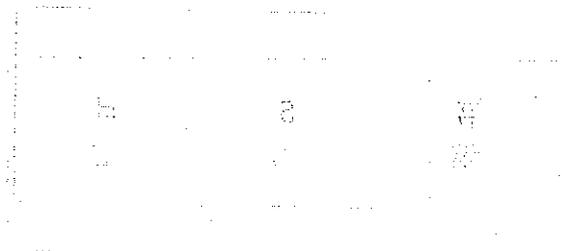
ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお明24日及び25日は休会、26日午前10時に開会し、議案審議に入りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まことにと苦勞さんでございました。

(午後7時24分散会)

第 5 日



昭和47年6月26日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第5日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市 長	藤木秀夫	消 防 長	和田増義
助 役	辻 忠夫	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
助 役	藤田 利	総務部次長	西川喜久
収入 役	橋本 炳	福祉事務所長	山本武雄
総務部長	坂口礼之助	建設部次長	林 徳次
同和对策部長	佐原行雄	水道部次長	田中 稔
市民部長	小林一三	病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵
産業衛生部長	守沢 清	庶務課長	杉本弘文
建設部長	中塚 白	企画課長	橋本昭夫
水道部長	神田平吉	人事課長	門林六男
病院長	岩崎 皃	財政課長	北野敦雄
病院事務局長	竹内 潔	資産税課長	吉田日出男
隣保館長	高橋正弘	市民税課長	吉田利秀

納税課長	吉田種義	経理課長	守田勇
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	業務課長	藤原光夫
推進調整課長	萩本啓介	隣保館事務長	富田宏之
"	生田稔	消防署長兼次長	南口主雄
"	浅井隆介	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務局長	西岡正志
保険年金課長	杉本忠彦	選管委委員長	味谷日吉
社会児童課長	森保昇	選管事務局長	青木孝之
福祉課長	山村昇	教育委員長	堀内由延
商工課長	岩井益一	教育長	葛城宗一
農林課長	吉岡昭男	教育次長	阪東重信
保険衛生課長	大宅清臣	"	乾武彦
交通公害課長	内田潔	総務課長	紀之定藤与茂
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	学校教育課長	唄幸裕
計画課長	大浦行雄	指導課長	吉見豊
土木課長	中尾宏	社会教育課長	広岡史郎
建築課長	逢野一郎	学校教育課参事	角谷泰夫
区画整理事務所長	官本福秀	農業委員会事務局長	松村吉堯
開発課長	白川保	開発協会事務局長	西川武雄
会計課長	片桐武雄	開発協会協会(総括)	山本俊兼
営業課長	高橋新平	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
工務課長	福本喬久	" (用地担当)	中西淳富

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和47年和泉市議会第2回定例会議事日程(6月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	報告 第5号	専決処分の承認を求めることについて(昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	P 1
2	報告 第6号	専決処分の承認を求めることについて(期末手当の額の特例に関する条例)	P 4
3	報告 第7号	繰越明許費繰越計算書について	P 6
4	報告 第8号	事故繰越計算書について	P 7
5	諮問 第1号	人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて	P 8
6	議案第53号	和泉市農地課税審議会条例制定について	P 9
7	議案第54号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 12
8	議案第55号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 14
9	議案第56号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	P 16
10	議案第57号	和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について	P 18

日程	種別及び番号	件名	摘要
11	議案第58号	工事請負契約締結について (市立幸第2保育園(仮称)新築工事)	P20
12	議案第59号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	P21
13	議案第60号	昭和47年度和泉市病院事業会計予算	別冊
14	請願 第2号	通学路安全保持に関する請願 (交通・公害対策委員長報告)	
15	議会推薦第1号	和泉市農業委員推薦について	別紙
16	決議 第3号	府民センター設置に関する要望決議	"
17	決議 第4号	泉北ニュータウン(和泉市域内)開発に関する要望決議	"
18	請願 第3号	老人福祉に関する請願	"

(午前10時23分開議)

開議

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんにはお忙しい中、連日のお疲れのところご出席、まことにありがとうございます。

それでは事務局長より出席議員数及び欠席議員などの氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄氏) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは16名でございます。欠席並びに遅刻の届出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくおみえになるものと思います。

現在、16名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それではこれより議案審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配布したとおりで

ありますので、よろしく願い申し上げます。

日程第1「専決処分の報告を求めることについて」（昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

報告を朗読します。

（市会事務局長報告）

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第2号

昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

昭和47年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536,255千円とする。

2. 歳入歳出予算補正の款、項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和47年5月31日専決処分

和泉市長 藤 木 秀 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		117,334	11,541	128,875
	1. 国庫負担金	117,334	11,541	128,875
歳入合計		142,084	11,541	153,625

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金		0	11,541	11,541
	1. 前年度繰上充用金	0	11,541	11,541
歳出合計		142,084	11,541	153,625

土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
(1) 国庫支出金	117,334 千円	11,541 千円	128,875 千円			
(1) 国庫負担金	117,334	11,541	128,875			
1. 土地区画整理 負担金	117,334	11,541	128,875	1.第2版和国道 公共施設 管理者負担金	11,541	第2版和国道 管理者負担 金追加
歳入合計	142,084	11,541	153,625			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
② 繰上充用金	千円 0	千円 11,541	千円 11,541	千円 11,541	千円	千円	千円			
(1) 前年度繰上充用金	0	11,541	11,541	11,541						
1. 前年度繰上充用金	0	11,541	11,541	11,541				22. 補償補填及賠償金	11,541	前年度繰上充用金
歳出合計	142,084	11,541	153,625	115,411						

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） 報告第○号、専決第2号、昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、専決の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

昭和46年度本市土地区画整理事業特別会計につきまして、出納閉鎖期日で歳入歳出の締め切りをいたしました結果、1,154万1千円の歳入欠陥を生じ、赤字額は、46年度単年度で出来た金額ではなく、41年度からの累積赤字額でございます。この不足額を昭和47年同会計より補てんいたしたく、措置させていただいたさせていただきます。

内容につきましては、補正予算第1条にございますように、予算総額に歳入歳出それぞれ1,154万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,362万5千円としようとするものでございます。その款項の区分及び区分ごとの金額等につきましては、別表第1に記載いたしてあるとおりでございます。事項別明細書にございますとおり、歳出については繰上充用金を新しく設け、前年度繰上充用金として1,154万1千円を計上いたしました。

この財源につきましては、歳入に計上いたしてございますとおり、全額第2阪和国道公共施設管理者負担金をもって充てんいたしたく、国庫支出金の増額補正を行なっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 事務費の総額、どのくらいかかっているか。それから区画整理のこの予算については執行出来るかどうかの点について。
- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 区画整理事務所長（宮本福秀君） 事務費につきましては、工事費を含め3,698万1千円でございます。そのうちの事務費は約2千万円でございます。

事務費の内訳といたしましては、事業計画の設計委託料等がおもなもので、他は事務雑費でございます。

- 20番（直村静二君） 私、特別委員になってるんですが、地元との折衝とかの詳しい報告は聞いておりません。それで執行状況について、出来るかどうか聞いた。本来なれば、もう一べん特別委員会か何かで詳しく報告聞いてたら質問せんでもええんやけど、おそらく地元では全面賛成と違うと思います。無理に予算だけ決めて、事務費総額で7.8千万円使うてるんやないか。これも1年の予算で2千万円、職員給料とかの関係はないんですか。
- 区画整理事務所長（宮本福秀君） お答え申し上げます。

2千円は、昭和40年から46年度まででございます。

- 議長（貝淵博治君）他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告どおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決しました。

-
- 議長（貝淵博治君）次に日程第2「専決処分の承認を求めることについて」（期末手当の額の特例に関する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第3号

期末手当の額の特例に関する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、期末手当の額の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

昭和47年6月12日専決処分

和泉市長 藤 木 秀 夫

期末手当の額の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、昭和47年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)

第5条第2項中「和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年条例第16号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例に準じて、一定の割合を乗じて得た額」とあるのを「100分の201を乗じて得た額」と読み替えて当該規定を適用する。

2 和泉市職員給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条第2項中「100分の110」とあるのを「100分の141を乗じた額に1,500円を加えて得た額」と読み替えて当該規定を適用する。

附 則

この条例は、昭和47年6月15日から施行する。

- 議長(貝淵博治君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただいまご上程いただきました報告第6号、専決第3号、期末手当の額の特例に関する条例の専決処分の理由並びにその内容をご説明申し上げます。本件を専決処分させていただきました理由につきましては、過日の議員総会におきまして、あらかじめ説明申し上げましたとおり、毎年6月に支給する期末勤勉手当に、6月15日に支給することと定められておりまして、従来はこの支給期日に、国家公務員の支給率に相当する額を支給いたしまして、これ以上にプラスして支給される額につきましては、議会で特別条例のご議決を得ましたのちに支給いたしてまいりました。しかし2回に分割して支給いたしますと、せっかくの期末手当も十分に活用出来にくい面もございまして、最も有効に活用していただくため、一括支給出来るよう措置させていただいたまいりまして、

内容につきましては、第2条に記載いたしてございますように、同条の第1項は、議員各位に支給いたします期末手当の額は、「和泉市職員の給与に関する条例の規定により、期末手当を受ける職員の例に準じて、一定の割合を乗じて得た額」とございまして「100分の201を乗じて得た額」と読みかえて、当該規定を適用するものでございます。

また同条第2項は、職員の期末手当の額は「100分の110」とあるのを「100分の141を乗じた額に1万1千500円を加えた額」と読みかえて、当該規定を適用するものでございます。

言い換えますと、議員に対しまする期末手当の額は、その報酬の2.01カ月分に相当する額、職員に対する期末勤勉手当の額は、2.01カ月分プラス1万1千500円相当額を支給いたすものでございます。

なお条例規定分を上回る額につきましては、最近における経済情勢、近隣各都市の支給額等を十分勘案いたし、かつ市職員組合との交渉を経て算定させていただいたまいでございます。

以上、簡単でございますが、専決の理由並びに内容の説明を終わります。諸般の事情をご賢察賜わり、よろしくご承認賜わりますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 12番（金沢勝君） 私はこの専決処分について反対するものではないんですけども、ピンとこないのは、専決処分というものは急なことで万やむをえない、原則としては、災害以外には適用されないものと判断する関係上、いわゆる条例の専決というものは、私はあってしかるべきかと考える。例年6月15日に夏期手当が支給されるわけでございます。人事課長会あるいは市長会とか、いろいろございまして、こういう専決処分が出されなくても出来るようなやり方はなかるうかと思うわけです。条例として専決されること自身が、ちよっと当を得た方法やないと思うんです。私は反対じゃないんです。私個人としても、専決処分で支給されたことには関係はないんですが、条例の専決処分というものが当を得たやり方か否や。次年度から専決しなくてもいいような、時期的な話し合いも出来るんじゃないかと考えます。その点ひとつ意見も含めまして、次年度からこういうことのないような措置をしていただきたい。要望で終わっておきます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告どおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご意見ないものと認め、報告第6号を承認することに決しました。

-
- 議長（貝淵博治君） 次の日程第3「繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

繰越明許費繰越計算書について

昭和46年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和46年度和泉市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入 国庫支出金	特定財源 府支出金	特定財源 市債	
民生費	児童福祉費	保育施設事業	281,688,000	156,164,000	21,700,000	9,600,000	102,133,000	22,656,000	75,000
衛生費	保健衛生費	診療施設事業	81,887,000	81,887,000			42,716,000	35,461,000	3,710,000
土木費	住宅費	改良住宅建設事業	795,000,000	795,000,000	3,000,000	297,708,000	303,036,000	184,000,000	7,256,000
消防費	消防費	消防庁舎建設事業	116,598,000	111,621,000	53,000,000			35,000,000	23,621,000
計			1,225,173,000	1,144,672,000	77,700,000	307,308,000	447,885,000	277,117,000	94,662,000

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

この報告は地方自治法第146条第2項に、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されておまして、この規定に基づきご報告申し上げるしだいでございます。

内容でございますが、去る3月の議会におきまして、昭和46年度一般会計補正予算で繰越明許費として定めさせていただきました保育所建設事業、診療所建設事業、改良住宅建設事業、消防庁舎建設事業の繰越計算書でございます。

各事業の繰越額は、ご議決いただきました額の範囲内でございます。合計11億4千467万2千円となっております。未収入特定財源の国庫、府支出金及び市債につきましては、47年度において収入いたすべく、関係各機関より承認があったものでございます。一般財源の3万466万2千円につきましては、47年度の財政運営に影響を及ぼさないように、純繰越金とは別に繰り越すものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第7号を承認することに決しました。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第4「事故繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 8 号

事故繰越計算書について

地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定により、昭和 46 年度一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

昭和 47 年 6 月 20 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和 46 年度和泉市事故繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内容				明 説	
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源				一般 財源
								国 支	府 支	市 債		
土木費	道路 橋梁費	道路光明 池和田線 整備事業	円 114,698,564	円 55,097,564	円 59,596,000	円 59,596,000	円					用地買収の承 諾も既に完了す が、以後所有 権移転を行 うに際し相続関 係が複雑で他 府県に転出し た者があつて 作業が遅延、 年度内に支出 を完了しな か

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） 報告第8号、事故繰越計算書についての内容をご説明申し上げます。

住宅公団の光明池団地に関連する道路、光明池、和田線整備事業につきましては、所有権移転登記の段階に至りまして、相続関係等に日時が相当要しましたので、5月31日までに支出が終わらなかったものでございます。

このため地方自治法第220条第3項但し書きの規定により、やむをえず事故繰越の措置をとらせていただきました。事業資金につきましては、全額住宅公団よりすでに収入いたしてございます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第8号を承認することに決しました。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第5「人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第1号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業
久 保 清 二	明治 27 年 2 月 26 日	和泉市久井町 4 7 3 番地	会 社 役 員
清 水 祐 治	明治 35 年 9 月 9 日	" 上代町 6 1 3 番地	無 職

諮問第 1 号 参考資料

〔I〕 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）抜する

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等に団体であつて直接に擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市長村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以 F 略）

〔II〕 任期満了者

氏 名	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 清 二	昭和 47 年 4 月 30 日	
清 水 祐 治	昭和 47 年 4 月 30 日	

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（藤木秀夫君）ただいまご上程されました諮問第1号、人権擁護委員候補者推せんに関する意見を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。
現在、人権擁護委員としてご尽力賜わっております久保清二氏と清水祐治氏のお二方の任期満了に伴いますもので、久保清二氏は4期、12年間、人権擁護委員として、豊かな経験をもって人権活動に活躍され、大きな功績を残されております。
また清水祐治氏は昭和44年5月より人権擁護委員に任命せられ、以来、人格、識見の豊かさと、円満、公正をもってその職に当たられてまいりました。
今期の任期満了に伴いまして再度、両氏を人権擁護委員候補者として推せん申し上げたいと存じます。ここに議員皆様のご意見をおうかがいするのしいでございませう。何とぞ、満場一致で久保清二氏、清水祐治氏を人権擁護委員候補者として推せんすることにご了解賜わりますようお願い申し上げます。
- 議長（貝淵博治君） 本件を原案どおり推せんすることにご異議ありませんか。
- 28番（藤原要馬君） これに対して反対やないんですが、勉強不足で構成メンバーがわかりませんので、現在、どなたとどなたがしていただいているか、ちょっとお尋ねしたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 庶務課参事（竹田明郎君） 現在、小路山丑松氏、藤木現市長、黒川幸一郎氏、吉田秋広氏、大橋亮明氏、土井久信氏、松井勝二郎氏、坂上八重子氏、それといまご推せん申し上げました久保清二氏、清水祐治氏の合計10名がこの職に当たられております。
- 28番（藤原要馬君） お尋ねしたいんですが、いまのお名前の中で市長さんが出てきたんですが、任命は市長さんがするんだと思います。市長になったら、他の公正な人をお願いすべきやないかと感じますが。
- 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘のとおりでございますが、市長就任当時は辞任いたすよう申し出たのですが、この期に任期が満了しますので、9月16日となっておりますので、そのときまでは何ら抵触すべき問題はないということで、今回の任期は4名でございますが、そのときに皆さんにご推せん、ご同意賜わりたい。他の人に代っていただく。私もとても人権擁護委員会には出席も出来ませぬし、現在では9名の方々に非常にお世話かけておりますので、その点ご了解賜わりたいと思います。
- 28番（藤原要馬君） 意見だけ。市長はなぜ市長になったときに新たな人に代ってもらはんか。9月までいろいろ勉強も出来ると思うんです。市長がいつまでもにぎってること自体、おかしいと思う。市長以外に人権擁護委員になってもらう立派な人がないのかどうかわかりませう。

せんが、今後、そういうことのないようご注意くださいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑ご意見ないものと認め、推せんすることに決めます。

- 議長（貝淵博治君） 次の日程第6「和泉市農地課税審議会条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第53号

和泉市農地課税審議会条例制定について

和泉市農地課税審議会条例を次のように制定する。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市農地課税審議会条例（案）

（趣 旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の7第3項の規定に基づき、和泉市農地課税審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 審議会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 農業に関し学識経験のある者 3人
- (2) 都市計画に関し学識経験のある者 2人
- (3) その他の学識経験のある者 2人

- 3 委員は、審議会の権限に属させられた事項の調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(会 長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、固定資産税課税事務主管課において行なり。

(補 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかゝって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の一部を改正する法律(昭和47年法律第12号)の施行に伴い、市街化区域内のA農地に対して課する固定資産税および都市計画税の減額に関してそれぞれの農地が地方税法に規定する特例対象農地に該当するかどうかを調査審議させるため、同法の規定に基づき、本市に農地課税審議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第53号参考資料

地方税法(昭和25年法律第226号)附則抜すい

(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第29条の6 (第1項略)

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税額又は都市計画税額を減額する場合においては、農地課税審議会の議を経て、附則第19条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。

(農地課税審議会)

第29条の7 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市町村に、農地課税審議会を置く。

2 農地課税審議会は、農業に関し学識経験のある者、都市計画に関し学識経験のある者及びその他の学識経験のある者のうちから市町村長が任命する者をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、農地課税審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それではただいまご上程いただきました議案第53号、和泉市農地課税審議会条例の制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

すでにご承知のとおり、市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税につきましては、周辺の宅地等との間の税負担の不均衡を是正するとともに、土地対策の一環に資するため、昭和46年度の税制改正におきまして、段階的に税負担の増加を求めるとされたのでございますが、さらに市街化区域内農地の実態を的確に把握し、市街化の程度に応じた均衡ある課税が実施出来るようにするため、A農地のうち、耕作の用に供されていると認められる農地、(以下特別対象農地と表現いたします)特別対象農地に対して課税される固定資産税及び都市計画税につきましては、昭和47年度に限り、従前どおり農地として課税される税額に減額されるよう、地方税法の一部が改正されました。

そのA農地が特別対象農地に該当するかどうかの認定は、重要な事項でございますので、市長が単純に独自で認定するのではなく、市長の諮問機関として農地課税審議会を設置し、その審議会の審議を経て認定するよう、同改正法で規定されました。したがって、同法第29条の7、第3項の規定によりまして、本条例をご提案申し上げます。

それでは条例案の内容についてご説明申し上げます。

まず第1条は、この条例制定の趣旨を明記いたしましたものでございます。

第2条は、審議会の組織を定めるものでございまして、委員の定数を7人といたしたく存じております。またこの委員の選任につきましては、同条第2項に規定してあるとおり、農業に関し学識経験のある者から3人、都市計画に関し学識経験のある者から2人、その他の学識経

験者から2人をそれぞれ選任いたしまして、市長が任命することといたしてございます。

委員の任期は第3項に規定してあり、審議会の権限に属された事項の調査審議が終了したときに終わることとなっております。

第3条は、会長の選任、会長の職務、会長事故ある場合の代理者について規定し、第4条は本会の会議について、必要な事項を定めたものでございます。

第5条は、本会の庶務は固定資産税課税事務の主管課、現行組織では資産税課で取り扱うこと。

第6条では、この条例で定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項等は、会長が審議会にはかって定めること等をそれぞれ規定いたしてございます。

なおこの条例は公布の日から施行することといたしてございます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ可決ご決定いただくようお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） この件に、法律で決まってるから、各市町村で出していくんだという事、差し当たり、対象農地がどのくらい入っているかが非常にポイントになると思う。この2条にあり農業に関し学識経験のある者から3人、都市計画に関し学識経験のある者から2人、そして3番目に、その他の学識経験者から2人とありますが、その他とはどういうことか。同時に農業に関し学識経験のある者というのは、おそらく農協関係から稟情が出ておったことから、そういう人たちから実際、農業を行なってる人から、はっきりしていただきたい。
- 議長（貝淵博治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

まず審議会の委員の選任につきましては、ただいまご説明いたしましたように、3部門の中から選任してお願いすることといたしてございます。

まず質問の第1点は、その他の学識経験ある者の範囲をどう決めておるかということですが、われわれ事務当局のほうでは、議会議員さんの中から、これらの問題に対する学識経験のある方お2人を予定いたしてございます。

それから農業に関し学識経験のある者は、直村議員さんは出来るだけ農業をやっておられる方々を選べというご意見でございますが、これは農業に関する学識経験という範囲で、出来るだけ広範囲の角度に立って選任したいと存じておりますが、一応、3人という人数の限定もあり、かつまた、非常に個人ごとにとなたが学識経験があるか、むずかしゅうございますので、農業団体あるいは農業委員会等の関係者等ともよく協議して、最適任者と思われる方を選びたい

い、かように存じております。

- 20番(直村静二君) 農業に関する適任者を選ぶということは異議ない。しかしその基本として、農業をしている人の意見を反映出来る人、少なくとも、農業に従事してる立場からということも入れてもらいたい。反対じゃないんですが、よけい税金を取るんだという立場でやると問題になる。

以上です。

- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に日程第7「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局局朗読)

議案第54号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「月額3,000円」の次に「(医療職給料表(一)の適用を受ける職員

にあっては、月額15,000円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

理 由

医師確保対策の一環として、医師に支給する住居手当の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 病院事務局（竹内潔君） それでは提案理由と内容をご説明申し上げます。

皆様方ご承知のとおり、病院経営上の問題点は、財政とともに医師、看護婦など、医療技術員の確保問題がございます。幸い、当病院におきましては、岩崎院長の並々ならん努力によりまして、とりわけ、困難な事情にある医師の確保につきましては、他市の病院からうらやまれるほど、比較的順調に行なわれてまいっております。つきましては、今後とも医師確保とともに、その定着を図るためには、医師の処遇につきまして、適切な対策が不断に必要であろうかと存じております。

今回、ご提案申し上げました職員給与条例の一部改正案は、条例第14条の2に規定されております住居手当につきまして、医師に限って月額1万5千円を限度とし、家賃等の2分の1の額を支給するよう、改正をお願い申し上げたいと存ずるものでございます。公費によるところの医師住宅の提供が現在、至難な状態でございますので、医師が勤務病院の近辺に居住することは、急患の場合とか、あるいは救急対策上におきましても必要かつ望ましいことであろうと存じております。本市に隣接する周辺市町、すなわち南海、阪和両鉄道沿線の堺市、岸和田市、忠岡町等を一応限度といたしまして、居住入居する場合、前述の住居費の補助を行ないたいと存ずるものでございます。

本年3月までは、旧病院組合におきましても、同様な事情から病院があらかじめ住宅を借り受け、医師に提供する方式が行なわれておりましたが、本市におきましては、多少事情も異なりますので、住宅公団等の個人対象の賃貸住宅が市内にも増加しつつある現状並びにこの種住宅費補助は給与として取り扱いたいと存じまして、明確に措置させていただきたいと存ずるものでございます。

なお改正条例の施行につきましては公布の日からとし、本年4月1日にさか上って適用させていただきます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第54号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第8「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条中「医師」を「医療職給料表の適用を受ける職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

理 由

勤務時間外に特別に出動して診療業務に従事した場合に支給する特別出勤手当の範囲を、医師のみならず、医師と同時行動を行なう看護婦、エックス線技師等その他の医療職員にも支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 病院事務局長（竹内潔君） それでは議案第55号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由とともに内容をご説明申し上げます。

本年4月1日、市立病院発足に伴いまして、関係の調条例の中で職員の特殊勤務手当に関する条例の改正を、前回定例市議会においてご審議、ご可決を賜ったのでございますが、そのうち特別出勤手当の支給対象として改正をお願いしたいと存じます。

特別出勤手当は、管理職手当の支給を受ける医師が、勤務時間外に診療に当たった場合、超勤手当に代えて一時間当たり千円以内の特別出勤手当を支給しておりますが、実際の診療、たとえば手術が時間外に行なわれた場合、あるいは急患により時間外に診療を行なった場合等には、医師のみならず看護婦、状況によりましては薬剤師、レントゲン技師等、医師以外の管理職医療職員も同時に行動することが必要な場合がございます。事務系職員管理職は、本市全体の均衡上、超勤手当的な手当の支給は出来ないのでございますが、医療職につきましては、前述の事情をご賢察いただきまして、特別出勤手当の支給対象を医療職全般に改めたく、条例改正をご提案申し上げたいのでございます。

なおこの条例につきましても公布の日から施行させていただき、本年4月1日にさか上って適用させていただきたいと存じます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第55号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第9「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例（昭和47年和泉市条例第13号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第1項を次のように改める。

1. この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

過般の大阪地方裁判所岸田支部による仮処分決定により、市営火葬場移転等について定める和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例（昭和47年和泉市条例第13号）の施行期日を延期する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 和泉市営葬儀条例の一部改正について、提案の理由を申し上げ

ます。

去る3月定例市議会においてご提案申し上げ、可決決定いただきました和泉市営葬儀条例のうち、附則第1項に「この条例は、公布の日から起算して、3月をこえない範囲内において、規則に定める日から施行する」と相なっておりまして、過般の仮処分の決定によりまして、施行期日を延期する必要がありますので、施行期日は規則で定め、公布の日から施行する旨の改正を賜わりたく、よろしくご審議、ご可決賜わりたくお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 可決されたものが執行出来ないんだということで出ておりますので認めることにやぶさかでないが、出てくるまでに2カ月ぐらい、その理由も十分説明がある。それも省略するとすれば、いつごろの期日にするか、一言いるのではなからうか。
- 産業衛生部長（宇沢海君）直村議員さんのご指摘ももっともでございますが、私も、過日より上代町との話し合いを着々と進めており、一般質問でもご説明申し上げましたとおり、裁判で解決するという意味は毛頭ございません。1日も早く上代町との話し合いのうえ円満解決にもっていきたいと思っておりますが、相手のあることでございますので、ひとついましばらくの猶予をお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 竹下君。

- 13番（竹下義章君） この問題につきまして、特に私は委員会ごとく、裁判で片を付けるというんじゃなく、地元と早く話し合いして進めるべきだと主張してきました。従来、和泉市のやり方は、ひとつ問題があれば、見返りとしてその部落に会館を建ててやるとか、そういうことで解決してきているが、そういうやり方はおかしいけれども、やはり上代町はそういうもめ方してるんか、等々も含め、見返りによって解決すべきだと申し上げてきた。当時の部長であった高橋氏、いまの部長のおたくの当時の答弁を聞く中においては、市としては全然間違っておらん、この問題で負けるということは一切ありません。見返りも出す必要はないという答弁があったのは事実です。その中で私は、そういうことじゃダメです。問題はどうかあるともやはり親子の関係にあるんじゃないか。したがって、1日も早く事が大きくなる前に話し合いで解決していきなさいと奨めてきた。

その中において今回、裁判になって負けた。そこで申し上げたいのは、委員らでいろいろ話し合いし、最終的に追及しましたのは、いざ裁判になって、裁判所で争う場合、話し合い云々で見返りを出す必要はありませんよ、その場合私は反対しますよ。したがって、こういう裁判等の大きな問題になる前に解決するならば、どういう条件が上代から付いてこようとも私は賛成していきたい。こういうことを委員会で確認したことも事実だと思ふ。

条例のことなんでいろいろ申し上げてもしょうがないわけですが、いろいろ答弁を聞くと、話し合いをして取り決めていきたいということですが、もう遅いですよ。私は委員会でも再び重ねて申し上げたが、こういう時期を迎えてやっていくなら見返り云々もない。その点まあおかしき答弁やというふうに解釈してるんですが、事ここまでに至ってやむをえないと思えますが、ひとつ経過がそういうことであつたと皆さんに知ってもらつとも、この問題については1日も早く解決し、議会で提案出来ることを要望しておきます。質問すればまたいろいろ問題が起きると思つたので、要望、意見としておきますからよろしくお願ひしたい。

- 議長（貝淵博治君） ほか、成田君。
- 26番（成田秀益君） この問題は一般質問、その他でもいろいろ出ておりますが、これは来月7日に弁論か何かあるようですが、応訴したのは1週間以内……。
- 産業衛生部長（宇沢清君） そうです。
- 26番（成田秀益君） やむをえないと思つたんですが、そういうこと自体、問題があると竹下議員さんはおっしゃつてるんですが、その問題も関連して、観音寺町から何か言うてきてまへんか。だいたい約束の日数よりも延びてるということで、ちよつとうわざですが、何か聞いてますか。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 観音寺町からは10年経過後、再三再四、市長あてに要望書もき、強行手段で閉鎖するという問題も過日ございました。最近になりまして、練情書とともに要望書が出ております。これにつきましては、議会終了後、公園墓並びに産衛委員会の合同委員会を開いていただき、よく検討していただきたいと思ひ、一応、私の手元で預つております。
- 26番（成田秀益君） それに対してあなた方、市長が行かれてお話された経過がいまの話ですか。
- 産業衛生部長（宇沢清君） その話の経過というのは、相当遅延してまことに申しわけないと謝りに行つたんです。その後、われわれとしても15年も放置されたんだから、何らか条件付きのことをしてほしいという要望書がきておるわけなんです。過日、行つた時点では、相すまんということで謝り、結論は得られなかつたわけです。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第56号を原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に日程第10「和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立隣保館条例を次のように制定する。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立隣保館条例（昭和41年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1中「隣保館」を「和泉市立隣保館（以下「本館」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（目的）

第2条 本館は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民（以下「地区住民」という。）の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資することを目的とする。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 同和問題の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 地区住民の各種講習、相談及び指導に関すること。
- (3) 同和对策審議会の答申の趣旨に基づき行なわれる地区住民の組織的な解放運動の促進に関すること。
- (4) 地区住民並びに関係機関及び同和对策審議会の答申の趣旨に基づく自主的な団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第4条を次のように改める。

(使用許可)

第4条 本館の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第5条を次のように改める。

(使用の制限)

第5条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は退去をさせることがある。

- (1) 第2条の規定の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公安又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) 非常災害の場合等緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

第9条の見出しを「(施行の細目)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

昭和44年における大阪府同和对策審議会の答申、厚生省事務次官通達等により隣保館の同和問題確決のための拠点としての位置づけが明確され、これに基づく行政指導が行なわれており、本市においてもこの趣旨にそって現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を求めます。
- 隣保館長(高橋正弘君) ただいま上程されました議案第57号、和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例案につきまして、提案の趣旨並びにその内容をご説明申し上げます。

本現行条例は、去る昭和41年、当時の隣保館設立の趣旨に沿いまして、すなわち「隣保共同の精神に基づく生活の指導、教養及び福利厚生等の諸事業などを目的として制定されておりますが、その後44年におきまして、府同和对策審議会の答申及び厚生省次官通達等によりまして、「同和地区における隣保館は単なる福祉施設でなく、同和問題のすみやかな解決のため

の拠点として設置し、効果的に運営されるべきこと」が明確化され、これに基づく行政指導が行われて参ったのでございます。

本市におきましても今回、現行条例中の目的、事業内容等につきまして、同対審答申並びに国、府の指導に示されている本来の隣保館機能を果たすべく、その位置付けを行なうのが今回改正の趣旨でございます。

改正の内容といたしましては、第1条は、字句の修正でございます。

第2条の改正は、隣保館の設置の目的を、基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題のすみやかな解決に資することを明確に表現し、全文を改めるものでございます。

第3条は、隣保館事業として、第2条の趣旨に基づく項目といたしまして、すなわち第8項の「地区住民の組織的な解放運動の促進に関する事業」等を加えたものでございます。

第4条の使用許可及び第5条の使用の制限の条項の改正は、現行規定の一部不備を是正いたしまして、第9条は、字句の修正をいたしましたものでございます。

なお本条例改正案は、公布の日から施行いたしますのでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由と内容の説明をさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りたいと存じます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 28番（藤原要馬君） 1.2点お尋ねしたいと思います。

理事者に特にお尋ねしたいことは、この隣保館条例は、20日からの一般質問の中でも坂上議員から相当出てるわけですが、この条例は非常に当たり入ったりしたわけですが、この条例を前に撤回したときには、内容についてといらことが一つある。そういう何あったと思うんですが、それからこの内容は申し上げるまでもなく皆さんはご承知やと思うんですが、それについて、理事者のほうはどのような考慮をし、どのような感覚を持ってるんか、特にお聞きしたいんです。それが一応、撤回理由の中にあるわけですから、それを特に私は聞きたいと思うんです。それをそのまま放置して、この条例を決定するのは非常にむずかしいと思う。

それからこの条例にはあまり変わったところはないんですが、前の条例をなぜ変えなければならぬのか。

それと施行規則は変わりはないわけですね。私は本文よりも施行規則のほうに問題があるんじゃないか。ということは、館長の任命等、この間、坂上議員さんから言われた2人の館長が生まれてきた。条例からいくと、館長は市の簡筆書きの中にあるように、館る処理し、若干の職員を置くということだから、職員の管理監督もするということです。だから、いままで館長を任命してなかったのは違法と思うんです。町会長さんでは、職員さんの指導、監督は違法じ

ないですが、私はいままで市長さんらが任命してきたのは違法であつたと思う。しかしこれは慣例としてずっとやってきたんだから、この条例どおりの内容でやるなれば、やはり地元の町会長さんに先もって了解を得とかなかつたのはあんたも失態じゃないかと思うんです。

それでこの条例については、先に引きさげた内容とどうなるか、特にお教え願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 隣保館長（高橋正弘君） 私からご答弁申し上げます。

まず第1点の今回の臨時会における撤回の段階の時点でございますが、一応、内容的な最終的検討もなされておらなかったということで、撤回させていただいたさせていただきます。

第2点の現行運用規則による館長は、現在の連合町会長さんが館長さんでございましたが、今度の同対審答申に基づく同和問題解決の拠点としての隣保館運営は、やはり従来のような福祉施設ではないということで、市の主体性を持った行政を行なうために、行政の監督者という意味から館長制度の位置付けをしたいということで、今回の改正条例で館長の発令が行なわれた段階でございます。

○ 28番（藤原要馬君） ちょっとあんたの答弁では解せない。撤回条件の中に現われたらと思うんですが、やはり市長がお答えいただきたい。せやないとどうも納得いかない。

○ 市長（藤木秀夫君） 前回、撤回しましたのは、内部にいささか不備な点があつたわけでございます。それをはっきり申しますと、何といひますか、一応、いろいろ私のほうとして、人事をやつたことにいろいろ問題がございまして、そういうことが原因で撤回したのでございまして、その点ひとつご推察、ご了解賜りたいと思います。

○ 28番（藤原要馬君） それでは最後にひとつお願いしたいのは、この条件的な問題をどうするのか、もっと明確にお答えいただきたい。それによって私は態度を決めたい。せやないとこのままのうのうとつくとすれば、賛成出来かねます。その要望のあつたものを、ただちにこの議会終了後、やるのかどうかということをお聞きしたい。それによって私は態度を決めたいと思います。

○ 助役（藤田利君） まことに恐縮でございますけれども、もう少し細かくご質問賜りましたらありがたいでございますが……。

○ 28番（藤原要馬君） 細かく説明せよということですが、あなたはこの前の議会のときに撤回した。それをあんたら、どういうわけで撤回したかわからないのですか。あなた方が撤回したということにおいては、地元の要求等を受け入れずに、また地元に対して人事権は市長にあるんだということ、当然、われわれ聞かなくてもわかってる。ところが人事権に関してやはり適材適所というものがある。だから、地元で仕事をするなれば、地元の人らのそういう

意見をお聞きして、そうして決めるべきじゃないんですか。あなた方は、ただ市長に人事権があるということだけで、各部長も、本人も知らぬうちに辞令を出された。それでそういうことではいけないということで、10日以前に返してやりなさい、せやないと、この条例は認められないという強い要望があったために撤回したんじゃないんですか。それを申し上げてる。だから、あなた方はどういう措置をせられるのか。人事権は市長にあるんだから、そのまま執行していったらええんだということですか。それだけの権限を有してやっていくなれば、地元の人らの要求も何らいれないでやるということですから、ちよっとこれには賛成しかねる。それをご回答を願いたいわけです。

○ 助役（藤田利君）ご回答申し上げます。

この人事のことについて、この改正案を撤回した理由は、内容の検討が十分でなかったということで6月の定例会まで延ばし、内容を十分検討して再度、提案するということで、執行委員会にもはかって、市行政と支部との話を詰めて再度、提案したわけでございまして、人事の問題に関しては、すでにご了解を得てある、かように思っております。当初から人事は別だということ、再三、お話を承っております。

○ 28番（藤原要馬君） 了解は得てないと思うんです。20日の日にも私は聞いた。だから、その問題ははっきりしてもらわなければいけないと思う。それとあなた方、人事権というものをどう考えてる。市長は人権擁護委員さんですな。本人も知らぬ間に辞令を出して、「おいお前、そっちへ行け」というのは人権無視やないですか。内容的なことは言いたくないから言わなかったが、あなた方は知りながら知らん顔してるから、説明せざるをえなくなった。

藤田助役の説明では、6月15日の議会運営委員会では、この問題に関して直村議員からも質問が出た。内容の検討をしてるというが、その内容は変わらへんのんかとね。内容は変わりません、同じもんが出てきてる。内容の検討、何をしたんですか。いっしょなんですね、同じものですね。もうちよっとだますんでも、うまくだましてもらわんと引っかかる。だから、人事権どうこう言う必要もないが、私は人権という意味から追及したいと思う。もう少し人権を擁護してもらわんと困る。市長さんは何年間も人権擁護委員やられて十分ご承知やと思います。それが10日以前ということについてはとまかくの問題じゃない。人権という意味からふりちきわまると思う。それだけです。それをどうするんだということ、はっきりしてもらわんと、これに対して私は態度を決められんと言ってる。

市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘は、この提案するまでのことについて人権無視やということですが、私といたしましては、むしろ人権擁護委員もしてる関係上、そういうことは毛頭ありません。しかしながら、人事におきましては、すべて先もって本人にどうこうと

いうことでなく、いろいろな昇級の場合の点もあり、非常にむずかしさがございまして、適材適所に転化してもらったわけでございます。その点ご了解賜りたいと思います。

○ 28番(藤原要馬君) どうもやめようと思うんですが、市長さんの言う適材適所とはどんなことですか、私にはちよっとわからない。過日の特別の人事は、適切適所であれば、地元から文句は出ないだろうと思いますが、違いますか。適材適所というのは、全般的に丸くいけるうまくいける、行政的にもうまく進行出来る、この人なれば100%能率が上がるということにあるのと違いますか。それはそうとして、10日以前に戻すのか、戻さないのか、いつやるのかははっきりしてもらわんと困る。はっきり言うてもらわんと態度を決められませんから、よろしくお願いいたします。

○ 助役(辻忠夫君) この人事が適正でないというご指摘でございますが、人事ほど実際むずかしいものはございません。人権を尊重する意味で、事前に皆の了解を得るのが当然ですが、これだけ大勢の職員の意見をいちいち聞いて、全部が満足するようなことでは、人事異動は結局、行詰って出来ないだろうという心配がございます。いま、ご指摘になっておることにつきましても、私も相談を受けた一員でございます。この道に以前にも経験がございますし、非常に適任でないかという考えからしたのでございまして、もとより、人間には長短がございます。立派な神様のような、欠点のない人ばかりですとやりやすいんですが、長短がございます。あのときの人事が本人の意思にそむいておる……。

○ 28番(藤原要馬君) そんな答弁なってますかいな。私が言うてるのは一般業務じゃない特別業務ですよ、これは。あんたは解放しようとしんないのか、差別を助長するのか、一べん言うてみなさい。隣保館精神というのはどんなもんや言うてみい。何を言うてんじゃ、君は。

○ 助役(辻忠夫君) 私の申し上げてるのは一般的なことですが、館長を選任したことについて……。

○ 28番(藤原要馬君) 地元からいかんということで、条例を撤回した。出せなかつたのはそれと違いますか。

○ 助役(辻忠夫君) それもでございます。

○ 28番(藤原要馬君) それが一番重要じゃないのですか。

○ 助役(辻忠夫君) そのあとで再度、検討したわけでございます。

○ 28番(藤原要馬君) 再度検討したかて、まだこれはどこも納得してませんよ。これは前の条例でもいけるんですよ。大きな事業をやるために精神の入った条例をつくるということですよ。それをあんた方、条例の精神も知らずに何になりますか。隣保館の職務は何だんねん。これが一番きな解放につながる。解放に基づいて事業を行なうのが精神ですよ。

- 助役(辻忠夫君) 今度、改正いたしました、解放に関する拠点にするわけです。
 - 28番(藤原要馬君) 前も拠点出ますよ、あんまり変えてやることの精神が間違ってると思う。助役、もう少し勉強なさいよ。あなたが横田市長の助役の時代と、時代が違ってきてるんですよ。1カ所に100か200のものを建ててすむんじゃない。それでは解放にならない。一しょに地元の人らがこれに臨んで、1日も早く解放しようということなのに、あんたら、阻止するような形になってる。もっと前向きな姿勢で前進していく形にならなければいけないということです。あんたら、人事はむずかしいとか、何もむずかしいことはない。適材適所にやればいい。議員さん皆、知ってますよ。なぜあれを撤回したんか。内容説明はしてなかったけれども、10日以前に戻さなければならんということで撤回したんでしょう。私はほかのことを言いたくない、聞きたくないが、あんたらの答弁の内容から言わざるをえない。10日以前に戻すことが出来るんか、出来ないのか、するならすると言うてもらえばけっこうですよ。他の答弁はいらん。議長、お願いします。ほかもつかえてますから、出来ませんか。出来るんならこれで終わります。
 - 議長(貝淵博治君) 他に……。
 - 29番(坂上国治君) 隣保館条例の一部改正について、先ほどから藤原議員がるる質問申し上げたんですけれども、私が質問しようと思ってることの大部分を藤原議員が聞いてくれた。そこで私は一般質問の際にもいろいろとお聞きしたんですけど、了解点に達するような答弁が全然なされなかった。そこでここで1.2点お聞きしたいことは、以前の議会で条例を取り下げた時点で、地元町会との話し合いを十分いたしますと、まとまった時点で次の議会にでも出しますということで引込めたとするんです。しかしそれから今日に至るまで、あんたらはから回りばかりしてきて、全然地区住民の了解を得てないと思うんです。得てない、得る必要がないということであれば、なぜ取り下げたんだということです。私はここに問題があるうと思っております。あれから今日まで、何日間あったんですか。その間、ぶらぶら遊んでおったんでしょう。
- それともう1点は、50億の一般質問で皆さん方、聞いてくれてわかってるんですが、一応50億の線には、私はあんたらの説明には反対ですということで、助役が前言を取り消し、今後は十分町会との話し合いをして、了解点に達した時点でということやった。
- とにかく、私はあんたらに政治任せんと思ふ。議会にはうそつくわ、市民を惑わすわ、一体この責当をどうしようとするんですか。今日ははっきりと答弁してもらいますよ。助役が前言を取り消してこうしますと収めた。そして収めたことをやったんかいな。収めたことを実現につながらさずのうのうとしてるんやないか。前の連合町会長には、こうだ、ああだとうそば

ばかり言うてる。この間、ちゃんと休憩時間に町会長さんにきてもらうていろいろ話を聞いたところが、「絶対そんなことはありません、現在進んでる道は全面的に反対でございます」とはいきり申し上げてるといことですよ。そこまで議会にうそをついてええんか。そこまで市民をだまして行政がやっつけけるのか。

私は一般質問で出た問題ばかりですが、隣保館長も藤原議員が言われたように、この間の答弁に「まだ館長にはしてませんという助役の発言があったのに、ちゃんと部課長の名前の中に入れて、ここへ出席を求めている。はいきりと目の前であることすらうそ言うてる。そんなことで行政がやっつけけるんか。だから、いまの質問した内容について、十分納得のいける答弁を市長からせよ。

- 市長（藤木秀夫君） 坂上議員のご指摘の問題、ごもっともでございます。しかし隣保館条例は、あえて大きく変わった点はございません。しかし館長問題の点がいささか変わっております。これを皆様にご認識願ひまして、これをご承認賜りましたのちに、館長としての辞令を交付したい、かように思っておりますので、どうかよろしく願ひ申し上げます。
- 29番（坂上国治君） この条例が決まった時点で館長、ここに出席を求める職員に隣保館長という名前を入れてある。
- 市長（藤木秀夫君） 館長として辞令を出しております。私の言い間違いでございます。その点いろいろ地元の町会の了解を求めたというところで非常にむずかしさがございます。そこに皆さんのご了解を特に賜りたいと思うわけでございまして、何とぞ3年何ぼという時期が遅れてきたという理由もそういう点にあると思っておりますので、今後はあと6年何カ月の時限しかありません。その間に環境整備をやらなければならないことになっておりますので、その点ご了解賜りたいと思います。
- 29番（坂上国治君） 出来るだけ早いこと了解出来るようにと思つて、私も出来るだけアドバイスしてらんです。ところが何ぼアドバイスしても、こっちから聞いて、こっちへ抜けたらあかん。頭の中にとむとかな、筒抜けや。せやから、何回か当初に入れなあかんぞと云うてる。そうならば、何も前の条例引っ込めることはなかつた。わざわざ引っ込めて、何がために今日まで引っ張ってきたんかということです。その理由を聞かせて下さい。これだけ条例延ばしたためにこれだけ前進しました。これは大きな前進がなくてもけっこう、一步一步進んでいったらけっこうです。あるいはいろんな問題がからんでこれだけ後退したとか。私はやはり和泉市の大きな事業を1日も早く完成させていくためには、やはりスムーズに進んでいかん限りダメだと思つて。

それで条例取り下げて今日まで来たが、何で取り下げたか。それまでどれだけ前進したか、

あるいは後退したが、私はいろいろ調査研究したところ、相当後退してと思う。しかしあんたら前進して思うんなら、こういう面で町会との協議もし、このとおりの了解もとって、こうなってるんだということを一ぺんはっきり聞かせて下さい。

○ 助役(藤田利君) この取り下げた理由、私、そのとき撤回の理由を説明した原稿が残っており、持ってまいっておりますが、内容の細部について不十分さもあり、なお検討しなければならぬ問題もありますので、今回、撤回させていたぞきますということで、撤回させていたでいます。そのとき議運で坂上議員さんから、町内会とよく話し合って納得せなあかんどご指摘を受けたことはたしかでございます。それからちようどあれは5月19日でございましたが私どもは元の連長さんにはお話ししておりますけれども、新しい方々には申し上げておりませんので、新しい会長の選任を待ったのですが、それがやっこの間の臨時会の2日前でしたか、決まったところでございましたので、その晩、決まったという報告を受け、私らは市長とさそくその晩、行くと言ったところ、明日行くからということで、翌日3人の町内会長さんがそろったうえで話したような状況でございます。

しかしこれではいけないということで、私どもは新しい町内会長さんが決まるのを待つ間に会館が出来た当時の連合町内会長さんや、町内会長さんにも、こういうわけで国、府の指導に従わなければいけない状態になってきておりますので、館長の任命というのはこういうふうになりましたので、ひとつ何とぞご了解を賜りたいといろいろお話を申し上げ、了解を得たものと解釈しております。

なおそのほかにもいろいろ心やすい人にはそういうことを申し上げ、了解を得、理解を深めていきつつあるところへ新しい町内会長さんが…………。

○ 29番(坂上国治君) そんなくどくどいうん。もう私はこんな質問しません。それで今後理事者はこの大きな事業に対して、絶対これをやる気持がないことがはっきり現われましたので、私はこの条例改正、今後、出てくるであろうこういう問題に対しては反対の表明をいたしますので、反対ということで私はやめときます。

○ 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。ちようど12時でございますので、ここで一人休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、一時まで休憩いたします。

議運の方にちようどお願いいたしますが、12時30分から会議をお願いしたいと思いますので、農業委員の選任でございますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時40分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行します。

直村君。

- 20番(直村静二君) この隣保館条例は、1番最初の条例とどういふふうになつたのかという点をもう少し具体的に示していただきたい。

2番目は、この建物は誰の建物かということと、この使用許可の権限は誰にあるのか、市長になるのか、隣保館長になるのか。

さらに第2条の目的に反する場合、それから第5条の使用制限、「次の各号の1に該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は退去させることがある」という問題、これは具体的に何を想定しているのか。どのような場合に許可をしないのか、明快にお答え願いたい。

さらに先ほどから言われておる理由の中で、同和問題解決のための拠点、この拠点ということについて、もう少し具体的に運動の拠点なのか、行政ベースで進める拠点という意味なのかここでは「同和問題のすみやかな解決」とあるが、すみやかな解決の判定を誰がするのか、そういう点についてもお答え願いたい。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

- 隣保館長(高橋正弘君) 第1点の現行条例と改正条例の相違でございますが、第2条に掲げてございますように全文改正でございますが、目的が根本的に相違してございます。と申し上げますのは、当初、現行条例では「隣保共同の精神に基づく」と先ほど、提案理由で申し上げた精神でしたが、このたびは、「同和問題のすみやかな解決に資することを目的とする」ということで、地区住民を対象とした総合的、社会的福祉施設であると同時に、同和問題の住民の自主的な組織活動の拠点であることを目的とした点であります。

次に誰のためのものか、または使用の権限ですが、これはあくまでも市の建築物でございますが、市長の権限でございます。いわゆる市長の権限を受けた隣保館長、私に使用権限が委託されております。

次の第5条の目的に反する場合、何を想定するのかというご質問でございますが、第2条の目的、これは同対審の答申にあるとおり、自主的な解放運動が1つの趣旨でございますが、これの拠点としての隣保館でございます。したがって、自主的な解放運動の趣旨に反する使用を想定して、その場合には許可しないという考えでございます。

次の同和問題解決の拠点ということの具体的な説明でございますが、同対審答申にもありますように、差別克服の第1歩として、地区住民の自主的な解放運動が促進されるべきであるという意味におきまして、この隣保館本来の使命として考えられることは、第2条の同和問題解決に資する一つの施設、行政との接点としての拠点になるということが、第2条のすみやかな解決の方法にも通ずると考えております。

○ 20番(直村静二君) そうすると、第2条の基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図ることは大賛成です。ただしそのあとの同和問題のすみやかな解決に資するという点が二通りの意見がある。これは私、一般質問で確認させていただきましたが、現在の市の行政としては、部落解放同盟和泉支部と確約書を交して、窓口の一本化ということでやっている。この会館についても、解放同盟和泉支部の承諾、協議が整わない限り、その団体以外の団体が借る場合に拒否されるという心配があるのではないか、その点をお聞きしたい。というのは、そもそも地区住民どなたに限らず、日本国民皆、基本的人権を尊重してほしい、同時に解放されたい、何の事情を持っておっても、すべていっしょです。ただ地区住民が気軽に借りる。少なくとも、公金を使い、地方行政にたずさわる市長、はっきりしてほしい。窓口一本化は義務でない、法的根拠もない。行政効果をあげるためにやっているとご答弁だった。非常に2条と5条の関係があいまいで、いかようにも解釈出来る。私の場合は少なくとも、窓口一本化をやめ、そうして隣保館についても、誰でも利用出来るようにするほうが行政効果があがるという見解を持つてる。この見解を持つてるものが会館をお借りする場合、すみやかな解決にならないと断られるんじゃないかというおそれがあります。その点をはっきりしてもらわんとちょっとぐあい悪い。

○ 隣保館長(高橋正弘君) 第2条の趣旨と第5条の趣旨が違うんじゃないかということですが、もう一度申し上げますと、第2条は、同対審答申に基づき基本的人権の尊重が基本線でございます。この基本線に従って同和問題解決が隣保館の使命でございます。その意味からおっしゃるどおり、広く一般の人に開放して、支部の許可がなくては使えないということでなく1人でも多く使っていただくのが私の権限でございます。あくまでも広く使っていただいて、同対審答申の本来の趣旨を理解していただきたいということが、同和問題のすみやかな解決に資するわけでございます。

○ 20番(直村静二君) 誰が判定するんですか、趣旨に反するというのは。市長の権限を委任された館長ですか。あなたは地方自治法第10条2項を守るんですか。現に守ってくれてないから言うてる。そうならないから問題にしておったんです。あえてこういう「すみやかな」といわんでも、同対審の答申そのものが「すみやかに」といってる。

たとえば同和問題について関心を持ってから、この会館へ寄って懇談会やりたいと申し入れた場合、私はダメだと思ふんです。市の公金で解放新聞買って、その中で日本共産党は差別者だと糾弾している。そのような行政の中では、借してくれといっても、あれはすみやかならんといい判断を一方的に下されてしまう。そういうあいまいさを残したらいかんということです。

また町会の方々が、むしろ自由に使うために、そんなややこしい文書いらんように、別に会館をつくってくれと言われたらどうしますか。さらにまた予算にも出ておりますように、解放センター、総合会館として何十億かかけてつくる、解放運動の拠点の会館だと思います。そうでなかったら意味がない。隣保館の最初の目的は、地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図る、最初の目的は、基本的人権の尊重にもとづき……、いままでと同じことです。それをあえて解放運動の拠点として、行政の拠点としていう、行政の拠点であれば、行政センターとして位置付けなさい。運動団体はたくさんある。大阪に解同の府連なんてありますがそれで総合センターの予算が出て建てるんやないか。まして隣保館だけやる。市が窓口一本化だというが、その団体は、共産党は差別者だという機関紙を公金ではらまいてる。館に申し込んでも、すみやかな解決にならんと断られる。せやなかったら、自由に使ってもらうたらけっこうです。趣旨に反するとか、思想信条に一定の制約を加えるおそれがあるから、そんなことをしてはいけな、そこが問題なんです。地区住民すべての差別の撤廃だと思います。自分たちの団体だけでやる、それではすみやかな解決にならない。全市民になるほどというふうにしたい。それを妨げるような条例はダメだ。単にすみやかな解決だけやったら中身がわからない。公けの施設がそういうことであってはいか悪い。地方自治法10条2項は完全に守ってるんか、確認してもらえばいいんですが不明確だ。確認出来ない。窓口一本化は撤回していただけますか、撤回すれば全面的に賛成しますよ。

○ 隣保館長(高橋正弘君) 窓口一本化は別といたしまして、私たちの考へてる隣保館の職員としての考へ方は、一応、議員さんがおっしゃった思想信条を別にして、共産党であれ、自民党であれ、公明党であれ、部落におられる方々が全部差別を受けてるわけで、それを解放するための一つの拠点とするのが隣保館でございます。その意味において、たといいかなる信条の方でも広く利用していただいて、私たちの隣保館の活動の拠点としてやっていただくということです。

○ 20番(直村静二君) 窓口一本化はからんでない。使用の一本化ということです。今度は会館の利用一本化というおそれがあったので聞いてる。

○ 隣保館長(高橋正弘君) 利用についても、広く門扉を開放して、どなたでも私たちが一体

となつて解放運動に働けるようであれば、1人でも多く利用していただくのが使命でございます。

○ 20番(直村静二君) 前の条例の説明の中で、隣保館の館長は、いままで町会の方と協議して決めてきたという前提を今度、はずすわけですね。いままでの方はぐあい悪い。

○ 隣保館長(高橋正弘君) ぐあい悪いということではなく、いわゆる地域の社会福祉施設として出発した隣保館が、44年の府の同対審答申にはっきり明記されておるように、解放運動は同和行政の責務、市長、自治体の責務であるという位置付けが、今回の条例改正の目的でございます。市の機関である隣保館長が権限の委任を受けてやるということでございます。

○ 20番(直村静二君) 市の職員が館長をやる、解放運動をやる、自主的な解放運動をやるんですか。公務員が運営する。理事者がどないして解放運動を行ないますか。施設の利用という点での住民に等しくということはええが、いまの行政では窓口一本化、利用も一本化。運動の主体というが、運動の主体に付いていくのが行政で、運動の中に出てくる要求に市の行政が応え、対策を講じていくのが建前だ。これでは運動に行政が走ることになる。解放運動の拠点になれば、運動の主体なんです。市の行政、市長が解放同盟に入ってやるなら運動の主体になる。地方公務員は、地方自治法に基づいて市の職員として働いてるのに、それが公けの施設として館長として働く中で、自主的な団体が利用するのはけっこうだが、具体的には阻害されないかということです。前の町会長さんをはずした理由が、運動ということであればダメです。運動が主体、運動に応じて施策をするのが行政の姿勢です。行政機関が解放運動やるのはダメ、個人としてはかめへんけど、あんた、館長としての責務からいくとダメです。

先ほど、坂上議員から町会が認めないことになれば、行政効果がどうあがっていくか。これはもっと十分協議を整えて出して下さい。撤回して下さい。そう簡単に認められない。採決のときに共産党の態度を示します。

○ 議長(貝淵博治君) 山田君。

○ 3番(山田清二君) 従来、館長の任免は、誰がどういう形で行なっておったんか。また前任者の解任をいつやったか。いままでの答弁を総合すれば、新しい条例に基づいて執行されたように思いますが、条例は今日、提案されているのであって、いままでやってきたのは、どの法令に基づいてやったのか、回答願いたい。

○ 隣保館長(高橋正弘君) 館長の任免でございますが、従来、福祉施設としての隣保館の運営要旨そのまま、連合町会長さんを館長として委嘱してまいり、現在に至っております。

今回、市の主体による隣保館の運営に伴い、私が館長に任命されたいきさつとしては、現行条例の施行規則に従前からありまして、なぜいままでそうやれなかつたかにつきましては、従

来からの地域の事情等もありましたが、44年から解放運動の拠点にならなければならないと変わり、館の運営を市の責任でやることになりましたので、現行条例規則に基づき、館長の任命を市の職員で行なったという経過でございます。

新しい条例との関係でございますが、条例そのものには、館長の任免云々はうたってございません。先ほど申し上げた現行条例の施行規則で、職員をもって館長を置くということです。

前任者の退任は、一般的には辞令の発行そのものについて、時日、期間の指定がない限りは新しい職制の発令により前任者が消えるということは、一般的な官庁辞令の慣行でございます。

○ 3番(山田清二君) ということは、館長の任命、その他運営については、従来からの条例に基づいて今日までやってるわけでしょう、間違いありませんね。それでは別に新しい条例をつくらなくて現行でやっていけるでしょう。館長の任免であろうと、機構の運営であろうと、現実にやっている。いまの答弁では必要ない。したがって、条例の改正はしなくても、いま、市がやろうとしていることは合法だということですから、条例を新しく審議する必要はない。

○ 隣保館長(高橋正弘君) 私の申し上げたことについてちょっと誤解があると思いますが、私の申し上げてるのは、館長の任命についてでございます。

○ 3番(山田清二君) 館長の任命とかについて聞いてるんで、任命された館長が答弁するのはおかしい。任命したもから答えて下さい。

○ 市長(藤木秀夫君) 44年の改正に基づいて隣保館の条例を改正しなければならんことになりました、それに基づいて館長を職員において任命したわけでございます。

○ 3番(山田清二君) したがって44年以来、現行の条例あるいは運営に基づいてやってきて、任命もされ、解任もされてきた。それをどうして変えるんかという。いままでは館長が役人でなかったので、役所からの制約が少なかったので、もう少し役所の力を注入しなければならない。そのために館長を部長として任命し、しかも議会に出てる。いままでは隣保館長さんが議会で答弁したとか、発言したとかはかってなかったことです。それが今度は先ほどから一生懸命答弁している。ということは、現行の条例、規則で出来たということです。したがって新しく条例を改正しなくてもいけるということです。なぜ改正しなければならんかという答えは出ない。44年から同対番の答申に基づいて運動の拠点としてやってきた。現行の条例でやってきた。今日もそれでやってる。あるいは条例を通してもらう一つの予測として、そのような運営をやってきたんでなかるるかと思うが、いまの答弁ではそうじゃない。現行の条例、規則でこのとおり出来るんだという答弁ですから、改めて条例を改正する必要はないんじゃないか、この点はいかがでございましょうか。

○ 助役(藤田利君) お答え申し上げます。

館長の任命は、現行条例の施行規則によって任命されております。改正条例は、個々ではあまり変わっておりませんが、目的がだいぶ変わってきておりますので、今度、明確にされるといふことで条例の改正の必要はあるわけでございますので、ご了承願いたいと思います。

- 3番(山田清二君) 現行の条例と今度の条例の目的が変わるといふが、機構も変えるわけですか。機構はそのままですか。
- 助役(藤田利君) いわゆる解放のための行政と解放運動との接点としての隣保館の位置付けをいたしまして、そして機構としては非常に重要な仕事でございますので、このたび、部長級を配して機構を変えたいでございます。
- 3番(山田清二君) そこです。というのは、現行条例の運営で部長級の館長を配している実務をやっているわけでしょう。出来るんだから、何も条例を変えなくてもええやないか。そのために条例を変えなくてはいけないうんだったら、いままでは一体、何に基づいて運営してきた条例に違反してきたんかということです。
- 助役(藤田利君) いままでのところは、先ほど館長からる説明しましたとおり、いわゆる社会福祉的な館としての隣保共同ということでやってきた運営が、今度はすみやかな解放を目ざすということに意味が変わってきたということでございます。
- 3番(山田清二君) 同じことばかり答弁してくれてるんですが、従来は地域の福祉運動が目的だった条例に基づいて運営してきた。そして5月1日付けで隣保館長を任命していると思っておりますが、今日は6月26日、2カ月間はいままでの館長と同じことでやってきたんでしょう。いま、条例に示された目的に従ってやってきたんでしょう。だからこそ、議会にきて答弁してるわけでしょう。いままでの条例を変えなければならない、そのままやっていけない状態の機構であるならば、議会へ出てきて答弁する必要はない、そうでしょう。町内会とか、地域の団体の融和を図ったり、そういう人たちがスムーズに運動を推進してける便宜を図ってやるのが館長であった。条例、運営規則等に基づいて今日までやってきたとするならば、その人が議会へ出てきてこういうわけで条例を改正しますという答弁をする必要はない。あえてそれをやっているとすることは、「いままで館長からる説明したとおり」なんて言うことは、当然新しい目的に従って行動を開始しておるといふことです。

それやったらいかんということではないが、要はこの条例はもう一カ月以上前に出、内容云々とか、いろんな問題で取り下げたんでしょう。それをまた出してきた。その間に事実は着々と進んでおったということです。条例改正せんかてそのままいったらええやないか。そういうことがこの議会の当初から議会無視やとか、議員をだましてきたとかいうことが出てきて議事を混乱させ、なかなか進まない原因がそこにあるわけです。

いままで僕はこの議会はおとなくしてきたが、いまの説明聞いたら、それこそ議会なんかどうでもええ。事実をつくってしまえば、あとは条例出したら認めなしゃないわいと、ワンマンと言われた吉田茂みたいな行き方をしている。吉田茂は絶対多数の与党を持ってあったから強行採決でいけたが、いまの和泉市では絶対多数の与党もない、ワンマンではいかれしまへん。もう少し地域とか市民を尊重というか、議会は地域でもなければ市民でもないと思うてるなら別ですが、そりやない。地域を尊重するということは、議会を尊重して貰うことと議会を尊重することが、市民を尊重することになる。にもかかわらず、議会をごまかして市民の要望に応えませんでしたという様な行き方であると言われても仕方がない。何でも既定の事実をつくり上げて、どうしても緊急で間に合わなかった。あるいは議会があつてから、次の議会がすぐ予測されてる中で、どうしてもやらなければならぬんだということで了解を求めてやったという。保育園の着工という場合なんかは許されるとしても、そんな簡単なことじゃない、基本的な問題です。それについて、既定の事実を2カ月間につくり上げてしもうて、そしてこのうと出してきて、いままでやってきたのは、従来の条例、運営規則に従ってやってきたという。新しいのが通つたらどう変わるんかといつたら、変わらへん。機構もそのままやという。それらの点ももう少しはつきりしなさい。はつきり出来なければ、この条例は必要なしと認めます。

○ 助役(藤田利君) お答え申し上げます。

山田議員のお説、いちいちごもっともでございます、私どもも反省しなければならない点も多々ございます。この隣保館条例は、44年の厚生省事務次官通達という行政指導に基づき改正が遅れておつたような状況でございます。もっと早く改正すべきだったものですが、その点はわれわれの不明の至りであつたことは深くお詫びするしだいでございます。この行政指導をされ、隣保館がこういう性格のものであるぞと示されておるにもかかわらず、旧来のいわゆる隣保共同の公共施設的な条例のままで置いとつたことを深く反省するところがございまして、本日、それを改正していただきたい。遅らせたということでございますが、その点は幾重にもお詫び申し上げ、どうぞひとつこれをお認めいただきたいと存じます。

○ 3番(山田清二君) あのね、同じことばかり繰り返してるが、そのことはわかります。44年に変えないかんのを3年も延びてきた。それをお詫びしますというが、お詫びせんでもよろしい。いままでやってきたことをいまさら変えなければならぬんだという、変えなければ出来ぬんやつたら、この条例が議会を通過してから変えたらよかつたんだ。既定の事実が着々と進行してきている。テーブルの上へご馳走並べてしもうて、座つて、メニュー持ってきてどうぞというのと同じや。メニューはいりません、目の前にあるもんだけつこうです。

○ 29番(坂上国治君) 午前中からいろいろと質問申し上げましたが、理事者の答弁が平行線をたどっております。それで一応、このぐらいで採決をとってほしいんです。その採決の際私、反対意見を申し上げたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声錯綜)

本件に反対の方もございますので、挙手により採決したいと思います。本件について賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数につき、議案第5.7号は原案どおり可決されました。

○ 29番(坂上国治君) 私はやはり反対の意見を言いたい。今後、大きな事業を進めるために私は理事者に一言聞いてほしい。せやなかつたら、こんなもんおかしいな。

○ 20番(直村静二君) もっと明快に反対意見ある場合、言わせていただきたい。十分、議長の運営について注意して下さい。

○ 議長(貝淵博治君) まことに不手際でおそれ入ります。坂上議員さんに深くお詫びします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第11「工事請負契約締結について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第5.8号

工事請負契約締結について

市立幸第2保育園(仮称)新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立幸第2保育園(仮称)新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木 秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 ￥102,000,000
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
6. 工期 自 昭和47年 月 日
至 昭和47年11月30日
7. 契約保証金 ￥5,100,000
8. 保証人 大阪市都島区東野田町1丁目1番4号
株式会社 水間組
取締役社長 水間 常次郎
大阪市天王寺区石ヶ辻町26番地の1
株式会社 森田組
代表取締役 森田 勇

議案第 号参考資料

市立幸第2保育園(仮称)新築工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町102番地
2. 敷地面積 1,530.00 m²
3. 建物種別 新築
4. 構造及規模 鉄筋コンクリート造 地上二階建
建築床面積 693.75 m²
延床面積 1,509.71 m²

保育室 7

病児室・遊戯室・事務室・用務員室・リネン室・

医務室・機械室・食堂・厨房・便所・その他

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 建設部部長（中塚白君） それでは議案第58号、工事請負契約締結について、提案の理由及び内容のご説明を申し上げます。

、本件は市立幸第二保育園新築工事を施行せんとするものでございまして、契約の相手方は大阪府浪速区浪速町東1丁目8番地の1、株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭でございます。

工期はご可決の日より、47年11月30日まで。契約金額は1億200万円でございます。

なおその内容につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建、延べ床面積千五百9.71平方メートルでございます。

なおその建物内容につきましては、保育室7、その他各室でございます。

以上、簡単ですが、提案の理由及び内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 榎並工務店、これは大同建の加入業者だということを確認してもよろしいですか。大同建に入ってる場合には、入札価格の一定金額を寄付金、その他協力金という名目で徴収するようなことも以前、議会でお聞きしたんですが、幸地区については、そこまで煮詰っていないという答弁がありました。この際、はっきりして下さい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

- 建設部次長（林徳次君） ただいまのご質問に対し、私からお答え申し上げます。

まず第1点の一言、確認をしたいとおっしゃっております点は、そのとおりでございます。

それから第2点の細かい会費等の件のご質問につきましては、いわゆる大同建の内規の中で定められておるやに承っておりますが、詳細につきましては、関知いたしてございません。

- 20番（直村静二君） そうすると、地方財政法に基づいて、市の財政は、少ない金額でより大きい効果をあげなくちゃならない。それが市民に対する公金の使い方だという規定がある。それを内規であろうと執行された場合、仮りに入札価格の5%だったとすると非常に大きなものになる。そういうちびった価格でものが出来上がっていくとなると、非常に不明瞭な点が出てくるのではないかと。なぜそういうことになるのか。普通なれば入札価格をそのままにしていって、若干上げとくとか、いろいろあるが、一般業者もお金の値打ちは皆いっしょ、身分は関係なく百円は百円です。多少は同和問題だからというのでいいでしょうが聞くところによると3%とか5%とか、なぜそういうことをするのか。市民からの質問に対して答えられない。その点明確にして下さい。

- 建設部次長（林徳次君） ただいまのご質問では、非常に8%とか、5%とか、工事請負額

にすると莫大な金額が云々というふうに受け取れたわけでございますが、私が知っておる範囲では、いわゆか業者の会の運営に必要な会費相当額を徴しておるやに聞いております。決して5%、7%という大きな額ではございません。

○ 20番(直村静二君) 業者自身の会、内規を一ぺんみせてもらったと思いますが、今後とも膨大な事業を行ないますので、明確にしていくために、資料としてひとつ渡してもらいたい。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第58号を原案どおり可決いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第12「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算

昭和47年度 和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入、歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ188,649千円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ5,706,869千円とする。

2. 歳入、歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入、歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

-(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表、地方債の補正」による。

昭和47年6月20日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入、歳出予算の補正

1. 歳入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及負担金		41,663	△ 4,175	37,488
	1. 分担金	9,975	△ 4,175	5,800
9. 国庫支出金		877,077	2,319	879,396
	2. 国庫補助金	484,476	2,319	486,795
10. 府支出金		738,094	31,105	769,199
	2. 府補助金	707,141	31,105	738,246
11. 財産収入		25,065	65,570	90,635
	2. 財産売却収入	50	65,570	65,620
12. 寄付金		102,031	15,400	117,431
	1. 寄付金	102,031	15,400	117,431
14. 諸収入		257,983	430	258,413
	5. 雑入	195,427	430	195,857
15. 市債		836,835	41,000	877,836
	1. 市債	836,836	41,000	877,836
16. 繰越金			37,000	37,000
	1. 繰越金		37,000	37,000
歳入合計		5,518,220	188,649	5,706,869

2. 歳出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		870,668	2,513	873,181
	1. 総務管理費	622,317	1,227	623,544
	2. 徴税費	130,417	1,286	131,703
3. 民生費		1,271,157	12,945	1,284,102
	1. 社会福祉費	322,947	3,200	326,147
	2. 児童福祉費	599,596	9,745	609,341
4. 衛生費		302,917	68,686	371,603
	1. 保健衛生費	59,307	50,150	109,457
	2. 清掃費	216,713	18,536	235,249
6. 農林水産業費		86,734	9,013	95,747
	1. 農業費	77,728	6,867	84,595
	2. 林業費	9,006	2,146	11,152
8. 土木費		1,211,766	4,225	1,215,991
	4. 都市計画費	177,805	495	178,300
	5. 住宅費	627,120	3,730	630,850
10. 教育費		988,775	91,267	1,080,042
	1. 教育総務費	106,756	27,105	133,861
	2. 小学校費	639,303	△ 4,079	635,224
	3. 中学校費	157,370	63,251	220,621
	4. 幼稚園費	46,403	18,20	48,223
	5. 社会教育費	33,842	3,170	37,012
歳出合計		5,518,220	188,649	5,706,869

第2表 地方債の補正

起債の目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
空地児童遊園 整備事業			年以内		年以内	年以内		
環境改善施設 整備事業								
不燃性塵芥 処理地取得事業								
幸小学校プール 用地取得事業	49,400	普通貸借 または 証券発行	6.5%	政府 その他	14	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及び 償還期限を短 縮しもしくは 繰上償還また は低利に借換 えることがで きる
幸小学校プール 建設事業	9,900	同上	同上	同上	20	2	同上	同上
黒鳥小学校敷地 拡張事業								
山手中学校プー ル用地取得事業								
山手中学校プー ル建設事業								
山手中学校 整備事業								
清掃事業								
幸幼稚園 整備事業								

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
千円 1,700	普通貸借 または 証券発行	年以内 6.5%	政府 その他	年以内 45	年以内 2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利に借換えることができる
2,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
64,500	証券発行	8.0	交付債	14	2	同上	同上
0							
0							
16,000	普通貸借 または 証券発行	8.0	政府 その他	14	2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利に借換えることができる
45,000	同上	6.5	同上	14	2	同上	同上
27,500	同上	6.5	同上	20	2	同上	同上
2,000	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
4,100	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
1,500	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
⑦ 分担金及負担金	千円 41,668	千円 △ 4,175	千円 37,488		千円	円
(1) 分担金	9,975	△ 4,175	5,800			
1 農林水産業 費 分 担 金	9,975	△ 4,175	5,800	2 林業費分担金	△ 4,175	事業主体変更による更正減
⑧ 国庫支出金	877,077	2,319	879,396			
(2) 国庫補助金	484,476	2,319	486,795			
7 教育費国庫 補 助 金	144,757	2,319	147,076	1 小学校費補助金	384	鶴山台南小学校用地買収費補助金 △ 1,517,000
						幸小学校ブール建設事業補助金更正減 △ 1,133,000
⑨ 府支出金	738,094	3,110	769,199	2 中学校費補助金	1,683	山手中学校ブール建設事業補助金
(2) 府補助金	700,141	3,110	731,246	3 社会教育費補助金	252	社会教育指導員補助金

2 民生費府補助金	208522	1,948	210470	社会福祉助 1 補 2 兒童福利 費補助金	600	老人医療費事務費補助金 信太第二保育園整備事業補助金
3 衛生費府補助金	4,389	1,740	6,129	保健衛生 1 補助金	1,740	出産扶助補助金追加
4 農林水産業 費補助金	31,860	7,819	39,679	農業振興 3 補助金 4 林業費補助金	3,019 4,800	農業振興事業補助金追加 近郊林業構造改善事業補助金
7 教育費府補助金	21,273	19,598	40,871	1 小学校費補助金 2 中学校費補助金 3 社会教育費 補助金 4 教育奨励補助金	△ 3,890 6,767 252 16,469	幸小学校7-1-1建設事業補助金更正減 山手中学校7-1-1建設事業補助金 社会教育指導員補助金 教育奨励補助金追加
① 財産収入	25,065	65,570	90,635			
② 財産売却収入	50	65,570	65,620			
1 不動産売却収入		65,570	65,570	土地建物 1 売却収入	65,570	土地売却収入
② 寄附金	102,031	15,400	117,431			
(1) 寄附金	102,031	15,400	117,431			
1 一般寄附金	102,031	15,400	117,431	1 一般寄附金	15,400	一般寄附金追加
④ 諸収入	257,983	430	258,413			

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(5) 雑 入	千円 195,427	千円 430	千円 195,857		千円	円
2 雑 入	195,377	430	195,807	4 雑 入	430	第二阪和国道関連住宅改修事業収入
⑩ 市 債	836,836	41,000	877,836			
(1) 市 債	836,836	41,000	877,836			
2 民 生 費	166,436	4,200	170,636	1 児 童 福 祉 費	1,700	空池児童遊園整備事業債
				2 環 境 改 善 施 設 整 備 事 業 債	2,500	有線放送設置事業債
6 教 育 債	200,700	32,700	233,400	1 小 学 校 債	△43,300	幸小学校ブール用地取得事業債減 △49,400,000
						幸小学校ブール建設事業債減 △9,900,000
						黒島小学校敷地拡張事業債 16,000,000
				2 中 学 校 債	74,500	山手中学校ブール敷地買収事業債 45,000,000 山手中学校ブール建設事業債 27,500,000 山手中学校整備事業債 2,000,000

				8 幼 稚 園 債	1,500	幸 幼 稚 園 整 備 事 業 債
7 衛 生 債		4,100	4,100	1 潛 掃 事 業 債	4,100	潛 掃 事 業 債
(9) 繰 越 金		37,000	37,000			
(1) 繰 越 金		37,000	37,000			
1 繰 越 金		37,000	37,000	1 前 年 度 繰 越 金	37,000	前 年 度 繰 越 金
歳 入 合 計	5,518,220	188,649	5,706,869			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特定財源			一般財源			区分	金額
				国支	府金	地方債					
②総務費	千円 870,668	千円 2,513	千円 873,181	千円	千円	千円	千円	千円			
(1)総務管理費	622,317	1,227	623,544			1,227					
10 公害対策費	6,556	1,227	7,783			1,227	15 工事 請負費	1,227	オキダンント等測定器 設置ボックス工事費 1,200,000 警報受信機 移設工事費 27,000		
(2)徴税費	130,417	1,286	131,703			1,286					
1 税務総務費	89,698	583	90,281			583	1 報酬	210	農地課税審議会 委員報酬		
							9 旅費	103	委員研修旅費		
							11 需用費	180	消耗品費 30,000 研修用、啓蒙用 資料購入費		

									○食糧費 100,000 會議席
									○印刷製本費 50,000 諸用紙印刷費
	14 使用料 及賃借料	30							自動車借上料
	18 備品 購入費	30							参考図書購入費
	19 負担金補 助及交付金	30							農地課稅審議會 連絡協議會負担金
2 賦課費		323	11 需用費	323					○消耗品費 245,000 稅務蒙査伝用 消耗器材費追加 ○印刷製本費 78,000 諸用紙印刷費追加
3 徵收費		380	19 負担金補 助及交付金	380					納稅組合研修會 補助金追加
③ 民生費		1,271,157		6,797		4,200	1,948	1,284,102	

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内容				節 区 分	金額 千円	明 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	千 円			
				国 支 出 金	地 方 債					
(1) 社会福祉費	322,947	3,200	326,147	千円 600	千円 2,500	千円 100				
6 老人医療 助成費	100,285	600	100,885	600			12 役務費	600	医療費審査支払事務 手数料	
10 環境改善施 設整備事業 費		2,600	2,600		2,500	100	15 工事 請負費	2,600	有線放送設備工事費	
(2) 児童福祉費	599,596	9745	609,341	1,348	17,000	6,597				
3 保育所費	221,210	5,625	226,835	1,348		4,277	14 使用料 及賃借料	454	幸保育所プレハブ 園舎借上料追加	
							15 工事 請負費	8,971	幸保育所プレハブ 園舎増築工事費 466,000 南松尾保育園 園舎増築工事費 1,320,000 信大第2保育園 増築工事費 1,685,000	

										各保育園整備工事費 500,000
									19 負担金 補助	1,200 1,170,000
										同和保育推進協議会 研究会分担金 1,170,000 阪南5市1町同和 保育推進連絡協議 会分担金 30,000
7 児童遊園費	1,784	4,120	5,854	1,700				2,420	7 費 金	150 児童遊園管理及消 滅員金
									11 費用費	1,000 修繕科 1,000,000 児童遊園遊具修繕 料追加
									15 工 事 請負費	2,970 児童遊園及び交通 遊園整備工事費
④ 衛 生 費	302,917	68,686	371,603	1,740	4,100			62,846		
(1) 保健衛生費	593,070	50,150	1,094,570	1,740				48,410		
1 保健衛生 総務費	89,969	50,150	90,119	1,740				48,410	19 負担金補 助及交付金	50,000 病院事業補助金
									20 扶 助 費	150 出産扶助費追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区	金 額	明 示
				特 定 財 源	一 般 財 源					
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
(2) 清 掃 費	千円 2 16,7 13	千円 185,96	千円 235,249	千円	千円 4,100	千円	千円 14,436		円	
2 塵芥処理費	千円 150,745	千円 18,536	千円 169,281		千円 4,100	千円 14,436		12 役務費	同和地区し尿処理用 自動車保険料 691	
								13 委託料	同和地区し尿汲取 委託料 1,289,99	
									1,347,000 横山、南横山地区 塵芥収集業者 委託料 1,552,000	
								15 工 学 講 究 費	し尿中核所設置 工事費 500	
								17 公有財 産購入費	不燃性塵芥処理地 買収費 660	
								18 備 品 購 入 費	パソコン車2台 購入費 270,000 小型パソコン車1台 購入費 980,000 3,580	
								27 公 課 費	パソコン車重量税等 106	

⑥ 農林水産業費	8,6734	9,013	95,747	7,819	△ 4,175	5,367			
(1) 農業費	7,7728	6,867	84,590	8,019		3,848			
3 農業振興費	1,8848	6,867	25,715	3,019		3,848	19 負担金補助及交付金	6,867	農業振興事業補助金追加
(2) 林業費	9,006	2,146	11,152	4,800	△ 4,175	1,521			
2 林業事業費	8,677	2,146	1,0823	4,800	△ 4,175	1,521	15 工事請負費	△ 8,160	事業主体変更による更正減
							19 負担金補助及交付金	1,0306	近郊林業構造改善事業補助金
⑥ 土木費	1,211,766	4,225	1,215,991		430	3,795			
(2) 都市計画費	177,805	495	178,300			495			
7 開発事業費	1,2512	495	13,007			495	9 旅費	93	府外旅費追加
							11 需用費	322	○ 消耗品費 32,000 調査用消耗品費追加 20,000 共通消耗品費追加 11,680 ○ 印刷製本費 280,000 青写真焼付追加及 P R 紙印刷代

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源					
				国支	府支	地方債	その他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
									○修繕料 10,000 自動車修理費
								18 備品 購入費	函面ロッカー購入費 25,000 書類ロッカー購入費 120,000 製図用器具等備品 購入費 38,000
(5)住宅費	627,120	3,730	630,850			430	3,300	19負担金補 助及交付金	5 都市施設整備講習会 負担金
1 住宅管理費	9,302	3,730	13,032			430	8,300	13 委託料	丸笠団地浄化槽清掃 委託料
								15 工事 請負費	坊城川住宅上水道 管布設管工事費 700,000 黒島第8住宅下水道 管布設管工事費 700,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				国 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	
(2) 小学校費	689,308	△ 4,079	685,224	△ 3,506	4,330	4,272				
1 学校管理費	141,985	33,295	175,280	15,177	16,000	15,778	7	賃 金	鶴山台南小学校植樹 人夫賃	
							14	使用料及 賃借料	水泳訓練等バス 借上料	
							15	工 事 請 負 費	各小学校々々舎管轄 工事費追加	
							17	公有財 産購入費	鶴山台南小学校敷地 一部買収費	
									149,390.00	
									6,476,000.00	
									227,000.00	
									2,368.5	
									14,939,000.00	

										黒島小学校教地 買収費 2,292,400
									150	臨海学校参加 負担金
									2,441	鶴山台南小学校 教地買収資金利子
								845	15	工事 請負費
									45	器具購入費追加
								1,150	18	備品 購入費
								2,000	15	工事 請負費
								△824	9	旅費
									11	需用費
										○消耗品費 △10,000 更正減
										○印刷製本費 △10,000 更正減
2	2	2,6483	845	27,328						給食用金改修 工事費
3	3	16,906	1,150	18,053						器具購入費追加
10	10	31,159	2,000	33,159						校用器具購入費 追加
11	11	65,147	△65,147	0	△5,023	△5,930				体育館建設工事費 追加
										○消耗品費 △10,000 更正減
										○印刷製本費 △10,000 更正減

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				国 支 出 金	特 定 財 源	一般財源				区 分	金額
						府 地 方 債	其 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13 委託料	千円 △468 更正減			
							15 工事 請負費	△18,700 更正減			
							17 公有財 産購入費	△45,210 更正減			
							18 備品 購入費	△739 更正減			
13(仮称)第 2国府小学 校新設事業		23,778	23,778			23,778	13 委託料	30 敷地測量 委託料			
(8) 中学校費	157,370	63,251	220,621	8,450	74,500	△19,699	15 工事 請負費	23,748 敷地造成工事費			
1 字校管理費	71,399	1,770	73,169			1,770	14 使用料 及賃借料	550 水泳訓練バス 借上料			
							15 工事 請負費	1420 各中学校々々管轄 工事費追加			

2 学校保健費	14,670	305	14,975					305	器具購入費追加
3 教育振興費	12,479	600	13,079					600	クラブ活動用備品購入費
5 (仮称) 第2 和泉中学校 新設事業費	28,778	△28,778					△28,778	△30	更正減
6 山手中学校 整備事業費		2,500	2,500			2,000		2,500	整備工事費
7 山手中学校 プール建設 事業費		8,1854	8,1854		8,450	7,2500		10	府内旅費
								20	○消耗品費 10,000 ○消耗器材費
									○印刷製本費 10,000 青写真焼付代
								875	設計委託料
								35,000	プール新設工事費
								45,210	プール敷地備入費
								739	プール用備品購入費

科 目	補世前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源		一般財源	節 金 額			
				国 支	府 出 金					
(4) 幼稚園費	千円 46408	千円 1,820	千円 48228	千円	千円 1,500	千円 320	千円	千円	円	
7	45,788	1,820	47,608		1,500	320	15 工 事 請負費	1,520	幸幼稚園フェール 新設工事費 1320,000 北松尾幼稚園整備 工事費 200,000	
(5) 社会教育費	38842	3,170	37,012	504		2,656				
1 社会教育 総務費	16,976	840	17,816	504		336	1 報 酬	840	社会教育指導員 報酬	
6 青年の家費	784	1,400	2,184			1,400	15 工 事 請負費	1400	青年の家浴場改修 工事費	
9 文化財保 護費	480	930	1,360			930	11 需用費	150	○食糧費 150,000 会議所	
							19 負担金補 助及交付金	780	重要文化財補修事業 補助金	

歳出合計	5518,220	188,649	5,706,869	334,24	41,000	△37,45	117,970		
------	----------	---------	-----------	--------	--------	--------	---------	--	--

地方債の前々年度末における現任高並び前年度末及び当該年度末における現任高の見込みに関する調
(単位千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前年度末現 任高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当該年度末 現任高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 債 還 見 込 額		補 正 額		
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 前 の 額	補 正 額			
1 普通債	1,652,890	2,577,361	836,836	105,500	942,336	123,245	0	123,245	3,396,452
(3) 教 育	764,209	1,231,171	200,700	32,700	233,400	38,864	0	38,864	1,425,707
(5) 民 生	1,469,99	290,216	0	4,200	4,200	10,628		10,628	283,788
(6) 衛 生	79,000	87,500	0	68,600	68,600	3,400	0	3,400	152,700
合 計	1,845,451	2,849,057	836,836	105,500	942,336	158,890		158,890	3,632,503

- 議長（貞淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） 議案第59号、昭和47年度一般会計補正予算第2号について内容をご説明申し上げたいと存じます。

議案書の21ページ、予算書の第1条にございますように、歳入歳出予算に1億8千864万9千円を追加計上いたしまして、予算総額は57億686万9千円と相成るしだいでございます。補正の款項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等により起債を増額したものでございまして、うち不燃性塵芥処理地取得事業債につきましては、交付債にて措置いたしました。借入条件等につきましては、第2表のとおりでございます。

それでは次に事項別明細書によりまして、補正予算の内容を申し上げたいと存じます。27ページをお開き願います。歳出からご説明申し上げます。

まず総務費でございますが、総務管理費の公害対策費につきましては、オキシダント、亜硫酸ガス等の測定器格納用のボックス及び警報受信機移設工事費として122万7千円を計上いたしました。

徴税費の税務総務費につきましては、去る4月1日法律第12号をもって地方税法の一部が改正されまして、市町村に農地課税審議会を設置いたすことと定められましたので、本市にも設置いたすべく別途関係条例案をご提案申し上げておりますが、この審議会の運営に必要な経費58万3千円を計上いたしました。

賦課費につきましては、税の啓蒙宣伝用の経費の追加として32万3千円を、徴収費につきましては、納税組合役員さんの研修会の経費として38万円をそれぞれ計上いたしました。

次に民生費でございますが、3保育所費の節19負担金補助及び交付金の説明欄に泉州部落解放研究会分担金117万円とあるのは同和保育推進研修会負担金の誤りでございますので訂正をお願いします。療助成費につきましては、医療費の審査事務手数料として60万円を、環境改善施設整備事業費につきましては、有線放送設置費260万円でございます。既設施設の増設分でございます。

児童福祉費の保育所費につきましては、園舎整備関係費として442万5千円並びに同和関係負担金として120万円を計上いたしました。

児童遊園費につきましては、既設の児童遊園及び交通遊園の整備費として412万円を計上いたしました。

次に衛生費でございますが、保健衛生総務費につきましては、市立病院会計への補助金として5千万円のほか、出産扶助費の追加として15万円を計上いたしましたものでございます。

清掃費につきましては、同和地区のし尿くみ取り対策経費に1千632万4千円、横山、南横山地区のごみの収集業務を業者委託に切り替えるべくその委託料155万2千円、不燃性塵芥処理地価費66万円をそれぞれ計上いたしました。これによりごみ収集は、全市域が業者託託になるものでございます。現在、横山、南横山地区のごみの収集業務に配属しております職員並びに収集車は7月1日以降はもっぱら不燃性塵芥の収集に従事するものでございます。以上が清掃費の補正の内容でございます。

次に30ページ、農林水産業費でございますが、農業費の農業振興費につきましては、従来農業者が事業施行にあたりましては、府の補助金のみで残額は全額受益者の負担でございましたが、農業振興事業のうち、農業基盤整備事業につきましては、今回、農業振興を促進するため市の補助金として事業費の2割、その他の事業につきましては、事業費の1割を補助するように措置いたしまして、必要な額686万7千円を計上いたしました。

林業費につきましては、従来、事業主体は市でございましたものを地元に変更いたしまして事業費の1割を市が補助するように措置し、214万6千円を計上いたしました。

次に土木費でございますが、都市計画費の開発事業費につきましては、事業施行のための事務経費として49万5千円を計上いたしました。

住宅費につきましては、既設市営住宅の整備費として373万円を計上いたしました。

次に32ページ教育費でございますが、教育総務費につきましては、教育指導費として66万3千円、教育研究所費につきましては、整備費として10万円、同和教育指導費につきましては、非常勤嘱託員関係費並びに教育奨励費等としまして2千634万2千円を計上いたしました。

次に小学校費でございますが、学校管理費につきましては、水泳訓練関係費81万2千円のほか、校舎の営繕工事費555万1千円、鶴山台南小学校敷地取得費151万7千円は、46年度において児童生徒急増市として指定され、本年度も引き続き補助されることとなりましたので、補助対象額を計上したものでございます。これと関連いたしまして、公団資金の利子244万1千円も合わせ計上いたしました。

黒鳥小学校敷地買収費2千292万4千円につきましては、先の臨時議会でご議決賜りましたため池、通称こべと池の買収に係るものでございまして、1千721平方メートル拡張すべく措置いたしました。

次に34ページ、学校保健費につきましては、給食関係費等として84万5千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、クラブ活動用の器具購入費等として115万円、黒鳥小学校体

育館新設事業費につきましては、工事費として200万円を追加したものでございます。

次の幸小学校プール建設事業費につきましては、山手中学校のほうへ建設することとなりましたので、組み替えるため全額を減額するものでございます。

仮称第2国府小学校新設事業費につきましては当初、仮称第2和泉中学校として計画しておりましたが、小学校に変更いたすべく組み替えたものでございまして、敷地造成工事費等として2千874万8千円を計上いたしました。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、水泳訓練費35万円のほか、各校舎営繕工事費として142万円を計上いたしました。

学校保健費につきましては、衛生器具の購入費として30万5千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、クラブ活動用器具の購入費として60万円を計上いたしました。

次の仮称第2和泉中学校新設事業費につきましては、先ほどの仮称第2国府小学校新設事業費に組み替えるため減額いたしました。

山手中学校整備事業費は、教室の整備等として250万円を計上したものでございます。

次のプール建設事業費につきましては、小学校費から組み替えるもので、既定計上額に1千670万7千円を追加し、総額8千185万4千円を計上いたしました。

次に幼稚園費につきましては、幸幼稚園プール建設費132万円のほか、北松幼稚園営繕工事費等として50万円を計上いたしましたものでございます。

次に社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、青年団、婦人会等の育成指導のための社会教育指導員の報酬として2人分、84万円を計上いたしました。

青年の家費につきましては、浴場の改修費として140万円を計上したものでございます。

文化財保護費につきましては、このたび、池田下町の高橋家が重要文化財の指定を受けましたので、国及び府の補助に伴い、市からも事業費の5%を補助するよう措置したものでございます。

以上が歳出の事項でございますが、追加総額1億8千864万9千円と相なるしだいでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げたいと存じます。24ページをご覧ください。

まず分担金及び負担金でございますが、これは従来、林道の事業につきましては市が事業主体となり、受益者から分担金を徴収していましたが、今後は、受益者が事業主体となり、市はその事業費に補助するよう措置いたしましたから分担金を徴収する必要がなくなったので、417万5千円を減額するものでございます。

次に国庫支出金でございますが、教育費国庫補助金につきましては、鶴山台南小学校用地取

得事業補助金151万7千円。山手中学校プール建設事業補助金168万3千円。幸小学校プール建設事業補助金113万3千円の更正減等、差し引き231万9千円を計上いたしました。

次の府補助金では、民生費府補助金につきましては、老人医療に伴う審査事務費補助金として60万円。信太第2保育園整備事業補助金として134万8千円を計上いたしました。衛生費府補助金につきましては、出産扶助に対し、1人当たり1万円の補助であったものが、所要経費の8割補助に増額されましたので、その額174万円を追加計上したものでございます。

次に農林水産業費補助金につきましては、農業振興事業及び林業事業費の増額により781万9千円を計上したものでございます。

教育費府補助金につきましては、プール建設事業補助金の組み替え676万7千円並びに教育奨励補助金の補助率引き上げによる増額1千646万9千円の追加等、合わせまして1千959万8千円を計上いたしました。

次に財産収入につきましては、共有地処分金及び市有地の売払代金として6千557万円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金として1540万円を計上いたしました。

次に諸収入の雑入でございますが、これは池上住宅の一部が第2阪和国道敷地内に入りますので、改修のための経費として収入するもので、43万円を計上いたしました。

次に市債につきましては、各種の投資的事業費の増加によりまして、今回、総額4千100万円を計上いたしましたものでございます。

最後に繰越金でございますが、このほど、46年度の決算見込みがまとまりました。おかげ様で収支の均衡を保持し、黒字決算をすることが出来ました。その繰越金概算いたしまして3千700万円をここに計上させていただいたまいでございませう。これらは議員の皆様方をはじめ、市民各位の絶大なるご協力によるものと存じ、厚くお礼を申し上げます。

以上、簡単でございますが、今回の補正の内容でございます。よろしくご審議を賜わり、原案どおり可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本件につきまして質疑、ご意見ありませんか。
- 10番(池田信幸君) 1点だけお尋ねいたします。

35ページに仮称第2国府小学校新設事業ということで2千377万8千円ですか、計上されておりますが、当初、あの土地は仮称第2和泉中学校の新設事業ということで計画、議会もそれで通過をしておるわけなんです、以後小学校に切り替えるという話は全く聞いておらないんですが、予算で勝手にこのように変えてもいいのか、その点お尋ねしておきたいと思えます。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

予算を勝手に変えるというお叱りでございますが、したがって、本日の議案の中で補正予算として計上をお許しいただきたいと思っております。お尋ねの和気の新池につきましては、当初第2和泉中学校用地と予定しておりましたが、これを第2国府小学校に振り替え、第2和泉中学校ににつきましては、現在、東洋パイル跡の敷地で建設計画を進めておりますので、このへんひとつお認めいただきたいと思っております。

○ 10番（池田信幸君） 趣旨はよくわかるんですが、その当時どなたか忘れましたが、校区の編成はどのようにお決まるところ、教育委員会がかなりの確な返答があったように思っています。したがって、予算にあがってくるのはけっこうですが、そこまですべて通したものですから、当然予算にあがる前に、その議案の変更なりが出てくるのが当たり前じゃないかと思うんですが。

○ 教育次長（阪東重信君） したがって、それは前回でしたか、厚生文教委員会でも説明させていただきまして、次の議会で予算として更正させていただきたい旨申し上げておりますのでご賢察いただきたいと思っております。

○ 5番（横田憲治郎君） 関連。本件については、中学校から小学校への変更の問題で3点ほどお聞かせ願いたいのですが、当初、第2中学校の敷地造成工事費として計上されたものが、そのまま小学校にスライドされるだけですね。決算か予算かわからんですが、ほとんど造成されるわけでしょう。問題は、来年4月1日開校を目標に進まねばならない、また進ませようというこの目標でやっておる小学校、中学校の建設計画が、現時点、さか上ってあと8カ月工事期間等々を参酌して造成費だけ、まして移るであろう中学校については、何らまだ供給公社と結論が出てない、あるいは出つつあると聞いているだけ、そのへんどうなっているか。来年4月1日開校が小中学校とも間違いないのか、そのへんひとつ、はっきりと返事を願いたい。

○ 教育次長（阪東重信君） 議会で何回もお答え申し上げておりますように、第2和泉中学校につきましては、教育委員会としては責任をもって開校いたすべく計画中でございまして、お尋ねの小学校も合わせ開校するかどうかにつきましては、なお財政的な面でいろいろ煮詰めをせなければならんことになっておりますが、中学校は財政計画を立て、すでに4月には開校出来るよう、それらの体制を組んでおります。

特にお尋ねの住宅供給公社につきましては、議会の定例会が始まる前にも、企画課長ともども公社にまいりまして、現在の教育委員会としての考え方をる説明申し上げ、来年4月開校に対する用地の問題等についても打ち合わせをいたしまして、さらにいろいろの問題を煮詰め

ることになっておりますが、公社といたしましては、第2和泉中学校の敷地に提供することはやぶさかでない、その設計段階にも入る旨ご了解を得ておりますので、その点ご了解いただきたいと思っております。

- 5番(横田憲治郎君) 最初は第2中学校ということで池を取得し、それで供給公社の問題が出てきたので、適正を考えれば、むしろ新池のほうが小学校に適しておるとともに、供給公社の保有する東洋パイルの跡地が中学校に相当だ、こういう経過をたどったと思うんです。この経過を考えたとき、あくまでも中学校を来年4月1日に開校しなければならないということできている基本的な目標計画をほごにしてもらいと困る。あくまでも第2和泉中学校を4月1日に開校するというので新池を買収したので、それに伴って小学校も同じように4月1日に開校しなければならないぞということで今回の案になったので、2校同時に出来るという考え方になってきたわけですから、あくまでも、4月1日開校を目ざしてくれてるのはよくわかるが、物理的に供給公社の話し合いの結論が出て来年4月1日に間に合うかどうか。次の臨時会あたりで予算が出るのかどうか。冬場にもかかるので心配ですが、再度、お答え願いたい。
- 教育次長(阪東重信君) ご心配いただきましたが、次期の議会には予算を計上させていただきたいと思っております。時期等についても、ご指摘の来年4月に間に合うよう、すべての設計なり、建設計画等について協議を続けておる現状でございますので、よろしく願います。
- 5番(横田憲治郎君) 事業部関係で8月の何日になるかわかりませんが、工事請負契約締結等について、逆算して学校というものは、敷地が確保され、そしてボウリング等、専門的なことはわかりませんが、間違いなく来年4月1日開校を目途に出来るわけでございますか。
- 建設部次長(林徳治君) いま、ご質問の焦点になっておりますのは、新池の埋め立て後の問題であろうかと思っております。そのへんにすでに地盤調査等にも着手する段取りを整えておりますし、いわゆる小学校としての基本構想を教育委員会のほうからいろいろ連絡いただきましてすでに整えつつございます。あとは設計委託と工事の施行期日だけとなっておりますので、ぎりぎり間に合うであろうと存じております。
- 5番(横田憲治郎君) もちろん小中学校合わせてですね。
- 建設部次長(林徳次君) はい。
- 議長(貝淵博治君) 出原君。
- 7番(出原武司君) 24ページの衛生費府補助金の出産扶助17.4万円について、総務部長の説明では、出産扶助が現行の1万円が増額されたとおりがいしたのですが、歳出の面では扶助費として15万円出てませんが、関連性についてご説明願いたい。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 4.6年まで出産対策の扶助費は、1万円が見舞い金として出
とったわけです。そして47年度から補助金制度が出来まして、1人8万円が8万5千円にな
り、その10分の8が府から補助金としておりてくるように改正になったものでございます。

○ 3番(山田清二君) 29ページの塵芥処理費ですが、横山のほうは、いままで市が直接や
っていたのを委託に変えるというが、同和地区のし尿委託料追加というのはどういうもので
すか。しかも自動車保険料というのは、どの車の保険料ですか。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) お答えいたします。

現在、幸地区の便所について、業者から言われ、実態調査したところ、全部で1千433戸
の業者担当のうち、514という不良便所が出てきましたので、業者も20日に1回ではあ
かんということで、同和事業の一環として今度は取り組んでおるわけでございます。それによる
回収期間を15日に1回ということで、わき水、その他が便所の中へ入ることになっており、
その都度くんでいくことになりましたので、この予算を計上させていただいたわけでござい
ます。

車の保険料につきましては、バキューム車を3台買いますので、その保険料でございます。

○ 3番(山田清二君) バキューム車を市が買って業者に貸すの。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) はい。

○ 3番(山田清二君) そしてこれだけくみ取り料追加になる。全部いま、バキューム車は市
が買ってるのですか。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 買ってません。これは同和事業の一環として、いま、まだ補
助は付いておりませんが、これについては、補助が付くようにしたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 横田君。

○ 5番(横田憲治郎君) 保育所費についておうかがいいたします。

まず第1点、幸保育所のことですが、使用料、賃貸料で45万4千円、次の説明(15)でプ
レハブ園舎増築工事費が出てますが、この関連はどうなるのか。

それと工事請負費で出てきたのは第2で、全然関係ないですね。

それと南松尾の増築、その他信太第2の増築、これはわかりますが、プレハブ園舎で芦部、
これはそのまま放っとくのか。信太第2、南松尾のほうは、あくまでもこれまたプレハブで
増築するのか、その内容について、はっきりさせていただきたい。

次は30ページ、し尿の中継所設置50万円、これはどのような形でなぜ必要なのか、さだ
かにしていただきたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 社会児童課長（森 保君） お答え申し上げます。

第1番のご指摘、幸保育所のプレハブ園舎借上料追加につきましては、当初の3月に決定していただきましたのは、4月より9月分までのプレハブの借上料40万円でございます。この建設事業が11月末になりますので、10月から11月までの借上料を追加してございます。

それとプレハブ園舎の増築工事でございますが、46万6千円の追加でございます。前に建設されておりますのはプレハブのリースによる園舎だけになっており、便所、渡り廊下が付いておりませんので、46万6千円をそれに充てたい、かように考えております。

そして信太第2保育園の増築16.8万5千円でございますが、現在のプレハブは従前と違い、非常に鉄骨製で高度化してございますので、これでやりたいと考えております。

もう1点、芦部保育園でございますが、このプレハブ等についてどう考えてるかというご質問でございますが、自然増加の現象と相俟って今後、やはり根本的に考えていきまして、プレハブ自体はやはり暫定的な措置だ、かよう考えております。

以上でございます。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） し尿の中継所でございますが、場所については現在、まだ探してるところでないわけでございます。

なぜ中継所が必要かというご質問ですが、とにかく回数が20日に1回行っておいたのが15日に1回、現在の車で行くと大津まで距離があるので出来ません。それで1カ所へ中継所を設けて、小さい車で中継所へ運び、それを大きな車で処理場まで運ぶという段取りでございます。

○ 5番（横田憲治郎君） それは以前から聞いてました。遠いからという理由でしたが、それで中継所が出来ると、1カ月に2回というのが実行出来るのか、技術的、物理的に考えての中継所なのか。ただ遠いさかい、時間かかるさかい、不便やさかいというだけでなく、基本的に定められた15日に1度の回収が絶対出来るという結果に到達するのか。市民サイドで、いままて以上に条例で定められたとおり、収集業務に支障のないようにいけるのか。50万円やそこらの予算でつぼ1つぐらいとしらえる程度やないかと思うんですが、その程度で条例にうたわれた回数を消化出来るのか、またそういう場所ということで選ぶのかどうか、その点もうちょっとははっきりお答え願いたい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） この件につきましては、ここに書いてあるとおり一般的なものでなく、同和地区の分だけでございます。

○ 5番（横田憲治郎君） それではお尋ねしますが、幸地域あたりも遠いですが、問題なのは山間部です。これはこれでよろしい、いけないとは言いません。しかし山間へき地は時間がか

かって、それこそ仕方がない。これにいろいろ市民サイドのトラブルが起ってる。もちろん、府中や伯太でもないとは言いませんが、これらの問題をどう解決するのが、関連でうかがっておきたい。幸地区は、中継所つくったら、15日に1回は間違いなく出来るわけだね。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 山間部についても現在、考えているところでございます。場所、規模等いまのところ決まっておりませんが、今後、つくらなければいけないと考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 直村君。

○ 20番（直村静二君） 関連するところだけ先に聞きます。

し尿処理、同和地区だけということですが、条例を改正しなくてはならないんじゃないですか。おそらく市の広報で、20日に1回ということ在全市に周知徹底してる。それについていろいろ苦情があると思う。この際、同和地区に限って15日に1回、同時にここで委託金かなり出ている。そうすると、ぜひとも条例の改正がいるんじゃないか。隣保館でもそうですが、先に先にやってあとから出てくる。委員会で審議されてると思うが、条例改正をやるかどうか、お聞きしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 全般の周期の改正ではございませんし、私、記憶するところでは、月2回、20日周期、ですから20日以内にくみ取らなければいけないという条例原則だと思います。だから、これによって条例を改正する問題はないと思います。

○ 20番（直村静二君） 15日になれば、部分的な条例改正をしなければならぬと思う。

それと委託金、1世帯何年で渡すんですか、それとも業者に渡すのか。1人60円ですかねすでに業者に出してらっしゃるでしょう。そのうえに同和地区に対してまた渡すんですか。すでに1人100円か、出してますね。もう少し明快にしてほしい。

たとえばバキューム車を買う、修繕、その他はどうなる。

条例改正の問題、委託料、各業者の配分比率、はっきりして下さい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 先ほどの日数の件ですが、条例は20日以内に1回となっておりますので、改正する必要はないと思います。

次に委託料の件ですが、追加する分については、車の人夫賃とか、不良便所のその都度たまっていく分について、電話で業者にその都度、くみに行くことが加算されて委託料として計上したとさせていただきます。

○ 20番（直村静二君） いま聞いてると、15日でなく、電話すればその都度……。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 不良便所が多いために、たまったところから業者に連絡する

わけです。

- 20番(直村静二君) それはけっこうですが、その負担率はどうなる。条例では月60円でしょう。委託料の金額が大きい。一般のところも電話かけても60円ですか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 同和事業の一環して、その費用として出すわけです。
- 20番(直村静二君) 内訳は。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 車の人夫の賃金とか、車に乗る人を向こうが雇ってくる、回数をややすことによって車もいるということですので、よろしく願い申し上げます。
- 20番(直村静二君) いままで住民1人について10円の補助を全部のくみ取り業者に出してる。そのうえに同和地区だけで15日に1回、電話かかってもすぐ行くという場合に1千100万円の追加、その比率はどうなるのかということです。バキューム車も別に買う。普通なら、電話かけてきてもろうたら100円も払う。あなたは賃金というが、条例改正のときやったらもう少し言うんですが、明確に資料も出してもらわんと、漠然と金額だけボンと出てる。ほかの委託業者とのかね合いもある。こういう補正予算出すんですから、質問があった場合、明細もつくって、いつでも答弁出来る体制をとってもらわんとね。これは今後とも委員会なりで話めてやって下さい。
- それから寄付金の1千500万円、総務部長が計上させてもらいますと言ったが、具体的に
あてはあるんですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。
一般寄付金という名称で受け入れするようお願いしていますが、これは毎年、行なわれて
ある箕面市の競艇事業の収益の一部を新市のほうへもいただいている金額です。
- 20番(直村静二君) それから説明を聞きもらったのか、部落解放泉州何とか、同和教育
とか、何か言いましたな、これはどういうことですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 泉州部落解放研究会分担金として117万円と記載してござい
ますが、同和保育推進研究会負担金の誤りでございます。
- 20番(直村静二君) そうすると、研究会負担金というのと、母の会へお渡しするのは別
だということですか。
- 市民部長(小林一三君) これは現在、2園ある保母さんが、現地で実際、同和保育するた
めの研究諸費用で、関係するテキストとか、随分賞等も含めて、市の職員が対象でございます。
- 20番(直村静二君) いままで分の追加ですか、あるいは新しい分。
- 市民部長(小林一三君) 補正も入っております。当初は少なかったんですけど、かなりの
人員になってきたので、補正させていただきました。

- 20番(直村静二君) 32ページの同和教育指導費198万円、非常勤嘱託員が出てますが、人員の追加か、それともボーナスとかなのか。
- 市教委総務課長(紀之定藤与茂君) 現在、幸地区に非常勤嘱託として3名の賃金です。4月からの分で、当初予算の段階で計上もれてしたので、従来どおりの予算を計上させていただきました。
- 20番(直村静二君) 衛生面だけはさっぱりわかりませんので、今後十分、明確に答えるようにして下さい。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり可決することご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認め、議案第59号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
暫時休憩いたします。
(午後3時25分休憩)

-
- (午後3時55分再開)
 - 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。
次に日程第13「昭和47年度和泉市病院事業会計予算」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第60号

昭和47年度 和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和47年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|----------------|---------|---------|
| (1) 病床数 | 120床 | | |
| (2) 年間患者数 | 入院 43,800人 | 外来 | 74,750人 |
| (3) 一日平均患者数 | 入院 120人 | 外来 | 250人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | 工事関係費 14,500千円 | 固定資産購入費 | 7,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	393,782千円
第1項 医業収益	357,762千円
第2項 医療外収益	35,970千円

支 出

第1款 病院事業費用	437,393千円
第1項 医業費用	403,657千円
第2項 医療外費用	33,436千円
第3項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,721千円は当年度分損益勘定留保資金7,721千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	18,107千円
第1項 出資金	18,107千円

支 出

第1款 資本的支出	25,828千円
第1項 建設改良費	21,500千円

第 2 項 割賦金償還金 617 千円

第 3 項 企業債償還金 3,711 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は 250,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 221,249 千円

(2) 交際費 800 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 一般会計からのこの会計へ補助する金額は、50,000 千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、132,248 千円と定める。

昭和 47 年 6 月 20 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度和泉市病院事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 病院事業収益			393,732千円	
	1. 医業収益		357,762	
		1. 入院収益	181,113	
		2. 外来収益	164,450	
		3. その他医業収益	12,199	
	2. 医業外収益		35,970	
		1. 受取利息配当金	854	
		2. 他会計補助金	31,893	
		3. 患者外給食収益	2,767	
		4. その他医業外収益	456	
	計		393,732	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 病院事業費用			437,393千円	
	1. 医業費用		403,657	
		1. 給与費	221,249	
		2. 材料費	123,427	
		3. 経費	44,909	
		4. 減価償却費	12,721	
		5. 資産減毛費	1	
		6. 研究研修費	1,350	

款	項	目	予 定 額	備 考
	2. 医業外費用		33,436千円	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	29,119	
		2. 患者外給食材料費	4,323	
	3. 予 備 費		300	
		1. 予 備 費	300	
	計		437,393	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的収入			18,107千円	
	1. 出 資 金		18,107	
		1. 一般会計から の 出 資 金	18,107	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			25,828千円	
	1. 建設改良費		21,500	
		1. 工 事 費	14,500	
		2. 固定資産購入費	7,000	
	2. 割賦金償還金		617	
		1. 割賦金償還金	617	
	3. 企業債償還金		3,711	
		1. 企業債償還金	3,711	

昭和47年度 和泉市病院事業会計開始予定貸借対照表

(昭和47年4月1日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地	地	88,074
2. 建物	物	221,429
3. 構築物	物	2,848
4. 車輜	輜	1,240
5. 器械及び備品		12,636
有形固定資産合計		326,227
(2) 投資		
1. 投資有価証券		138
投資合計		138
固定資産合計		326,365
2. 流動資産		
(1) 現金予金		27,150
(2) 未収金		40,230
(3) 貯蔵品		4,461
(4) 前払金		850
流動資産合計		72,691
資産合計		399,056
負 債 の 部		
3. 固定負債		
(1) 固定負債		24,027
固定負債合計		24,027

4. 流動負債

(1) 一時借入金 137,000

(2) 未払金 104,821

(3) その他流動負債

1. 予納金 936

2. 預り金 150

3. 預り金(共済基金) 3,100

その他流動負債合計 4,186

流動負債合計 246,007

負債合計 270,034

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 98,986

(2) 借入資本金

1. 企業債 206,313

資本金合計 305,299

6. 剰余金

(1) 利益剰余金

1. 繰越欠損金 176,277

利益剰余金合計 △176,277

剰余金合計 △176,277

資本合計 129,022

負債資本合計 399,056

昭和47年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

（昭和48年3月31日現在）

（単位 千円）

ASSETS

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

1. 土 地		88,074	
2. 建 物	235,929		
建物減価償却引当金	8,320	227,609	
3. 構 築 物	2,848		
構築物減価償却引当金	372	2,476	
4. 車 輛	1,240		
車輛減価償却引当金	186	1,054	
5. 器 械 及 び 備 品	19,636		
器械及び備品 減価償却引当金	3,843	15,793	
有形固定資産合計			335,006

(2) 投 資

1. 投資有価証券		138	
投資合計			138
固定資産合計			335,144

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		11,160	
(2) 未 収 金		67,059	
(3) 貯 蔵 品		4,461	
(4) 前 払 金		850	
流動資産合計			83,530
資 産 合 計			418,674

負債の部

3. 固定負債			
(1) 固定負債		23,410	
固定負債合計			23,410
4. 流動負債			
(1) 一時借入金		240,000	
(2) 未払金		5,132	
(3) その他流動負債			
1. 予納金	936		
2. 預り金	150		
3. 預り金(共済基金)	3,100		
その他流動負債合計		4,186	
流動負債合計			295,507
負債合計			318,917

資本の部

5. 資本金			
(1) 自己資本金		117,093	
(2) 借入資本金			
1. 企業債		202,602	
資本金合計			319,695
6. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
1. 繰越欠損金	176,277		
2. 当年度欠損金	43,661		
利益剰余金合計		△219,938	
剰余金合計			△219,938
資本合計			99,757
負債資本合計			418,674

昭和47年度和泉市病院事業会計予算損益計算書

収 入		支 出		損 益
科 目	金 額	科 目	金 額	
	千円		千円	千円
医 業 収 益	357,762	医 業 費 用	403,657	
入院収益	181,113	給 与 費	221,249	
外来収益	164,450	材 料 費	123,427	
その他医業収益	12,199	経 費	44,909	
		減価消却費	12,721	
		資産減耗費	1	
		研究研修費	1,350	
計	357,762	計	403,657	△45,895
医 業 外 収 益	35,970	医 業 外 費 用	33,436	
受取利息配当金	854	支払利息及び 企業債取扱諸費	29,113	
患者外給食収益	2,767	患者外給食材料費	4,323	
他会計補助金	31,893			
その他医業外収益	456			
計	35,970	計	33,436	2,534
		予 備 費	300	△ 300
合 計	393,732	合 計	437,393	△43,661

昭和47年度和泉市病院事業会計予算説明書

収益の収入及び支出

収入

款	項	目	本年度 予定額	節		説明
				区	分	
1. 病院事業収益			398,732			千円
	1. 医療収益		357,762			
		1. 入院収益	181,113			
				入院収益	181,113	
						初診科 219
						投薬科 19,710
						注射科 45,990
						処置科 2,190
						検査科 15,330
						X線科 6,570
						入院科 38,544
						手術科 4,380
						看護科 19,272
						器具科 2,190
						食料科 24,966
						その他 1,752
						計 181,113

款	項	目	本年 予定額	節		説明
				区	分	
		2.外来収益	1,644,450			千円
				外来収益	1,644,450	初診料 再診料 投薬料 注射料 処置料 検査料 X線料 手術料 その他 計
		3.その他医療収益	1,219			
				室料差額収益	1,680	入院室料差額
				公衆衛生活動収益	1	予防注射その他手数料
				医療相談収益	1	健康診断手数料
				委託施設利用収益	1	検査受託料
				その他医療収益	516	証明診断書料 患者送付料 投薬瓶・体温計・その他
					860	
					12	
					54	

					附添ベツト科	90
					計	616
2. 医業外収益		35,970				
	1. 受取利息配当金	854				
			預金利息	854		
	2. 他会計補助金	31,893				
			他会計補助金	31,893		
	3. 患者外給食収益	2,767				
			患者外給食収益	2,767	職員昼食 看護婦 看当者 その他 計	1,914 756 47 50 2,767
	4. その他医業外収益	456				
			不売品売却収益 その他 医業外収益	10 446	電気・ガス使用料 電話使用料 寝具汚損料 家賃その他 計	250 50 84 62 446

支出

款	項	目	本年度 予算額	節		説明
				区	分	
3. 病院事業費用	1. 医療費用		437,393		千円	
		1. 給与費	403,657			
			221,249	(給料)		
				医師給	94,834	12人
				看護婦給	19,128	16人
				准看護婦給	13,472	28人
				医療技術員給	16,767	16人
				事務員給	13,097	18人
				労務員給	15,519	20人
					16,851	
				(手当)		計
				医師手当	82,368	
				看護婦手当	24,450	
				准看護婦手当	00,149	
				医療技術員手当	13,304	
				事務員手当	9,647	
					12,357	

			12,461	勞務員手当		
		100	臨時勞務員	賃金		
		23,612	嘱託医師報酬 医師当直料 嘱託看護婦報酬 計	報酬		13,420 8,372 1,820 23,612
		17,335	健康保険負担金 互助会補助金 共済組合負担金 団体定期保険料 公務災害補償負担金 非常勤職員災害補償負担金 計	法定福利費		5,845 5,311 5,939 111 114 15 17,335
		3,000	職員退職手当	退職給与金		3,000
2.材	費	123,427				
		103,619	薬品費	薬品費		103,619
		7,843	診療材料費	診療材料費		7,843
		10,465	給食材料費	給食材料費		
			患者1人1日当り 43,800人分 院食及び保存食2人分 計			235 10,293 172 10,465

款	項	目	本年預算額	節		說明
				區分	金額	
			千円	醫療消耗備品費	1,500	診療用 給食用 計
		3.経費	44,909			
				厚生福利費	495	職員會交付金
				旅費交通費	566	職員出張旅費
				職員被服費	421	診察衣 看護婦衣一式 事務業服 作調理衣一式 予防衣 計
				消耗品費	528	診療用 事務用 管理用 計
				消耗備品費	714	病棟用 外來用

			事務用	157
			管理用	157
			計	714
光熱水賃	5,341		電気料金	2,041
			ガス料金	1,000
			水道料金	2,300
			計	5,341
燃料費	1,065		重油	950
			ガソリン	100
			その他	15
			計	1,065
食糧費	407		市立病院記念式典経費	300
			来客その他食料費	107
印刷製本費	1,770		診療関係	1,200
			事務関係	500
			給食関係	50
			その他	20
			計	1,770
修繕料	3,000		医療用器具、事務用器具、建物、その他修繕料	
保険料	255		火災保険料	74
			自動車保険料	60
			医師賠償責任保険料	121
			計	255

款	項	目	本 年 度 予 定 額	節		明 細
				区 分	金 額	
			千円	買 入 借 料	17,146	回診用コンデンサ式X線装置 5,220 X線テレビジョン装置 4,200 脳波計借料 7,450 自動現像機借料 1,092 電子トロン借料 239 麻酔器 他 2,649 フクダ三菱薬価記式心電計 600 基準複製借料 2,160 基準複製具汚損料 84 土地借料 2,760 顕微鏡影機借料 2,000 その他借料 800 計 17,146
				通 信 運 搬 費	1,460	電 話 料 1,400 郵 便 料 60
				委 託 料	9,538	院内清掃委託料 2,965 ボイラー定期検査委託料 3,053 洗濯委託料 1,050 電話機保守料 180 血清検査委託料 480

			浄化槽清掃委託料	330
			エレベーター整備委託料	240
			電気保安委託料	150
			防虫委託料	90
			看護婦養成委託料	1,000
			休養請求事務委託料	1,000
			顧問料及びフィルムパンチ検査	2,000
			計	9,538
	諸	費	医師会費	221
			全国公立病院連盟	60
			近畿中国四国地区病院長会	16
			府下公立病院協議会	30
			全国自治体病院協議会	47
			労働基準協会	18
			大阪府病院協会	15
			薬剤師、X線技師、衛生検査技師	
			栄養士各会費	38
			事務連絡会	60
			その他	50
			計	555
	雑	費	広告料	845
			歌糠内和泉府中駅	72
			“ 信太山駅	59

款	項	目	本年度 予定額	節		明	
				区	分		
					金額	千円	
						千円	
				交	際	費	800
		4.減価償却費	1,2721				
						建物減価償却費	8,320
						構築物減価償却費	372
						器械備品 減価償却費	3,848
						車輛減価償却費	186
		5.資産減耗費	1				
						棚卸資産減耗費	1
		6.研究研修費	1,350				
						研究材料費	100
						謝金	50
						図書費	650
						医療関係	500
						計	848

					管理関係	150
					計	650
				旅費	各医学会、その他研修会等出張旅費	500
				研究雑費	研究会等諸雑費	50
2. 医業外費内		33,436				
		29,113				
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費					
			14,249	企業債利息		
			994	割賦金利息		
			13,870	一時借入金利息	200,000円以下に対する日歩1.9銭365日分	
		4,323				
	1. 患者外科材料					
			4,323	患者外科材料	職員昼食費	1,914
					看護婦	1,511
					当直者	142
					給食勤務者	756
					計	4,323
3. 予備費		300				
		300				
	1. 予備費					
			300	予備費		

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	本年度 予算額	節		備	考
				区	分		
1.資本的収入	1.出資金		18,107				
			18,107				
		一般会計から 1.の出資金	18,107			建設改良費に充当 企業債償還金に充当	18,779千円 4,328千円
		一般会計から 1.の出資金			1.8,107		

支出

款	項	目	本年度 予算額	節		備	考
				区	分		
1.資本的支出	1.建設改良費		25,828				
			21,500				
		1.工事費	14,500			小児科診察室待合室工事 旧館病室等冷房工事費 附帯工事並びに設計委託料	
		2.固定資産購入費	7,000				
		器具及び備品 購入			7,000		医療用器械備品購入費 管理用備品器具購入費

2. 割賦金償還金	617				
	1. 割賦金償還金	617			看護婦宿舍割賦金償還元金
3. 企業債償還金	3,711				
	1. 企業債償還金	3,711			企業債償還金
				3,711	企業債償還金

給 与 費 明 細 書

(単位 千円)

款	項	職員数	給 与 費			共 済 費	合 計
			給 料	職員手当	計 費 金		
病院事業費用	医療費用	110	94,834	85,368	180,202	100	186,241
合	計	110	94,834	85,368	180,202	100	186,241
		病 禍	整 手	当			7,992
		扶 養	手 手	当			879
		管 理	職 手	当			4,183
		通 勤	手 手	当			2,163
		期 末	手 手	当			32,286
		勤 勉	手 手	当			10,761
		宿 日	直 手	当			1,198
		時 間	外 勤	手 手			3,949
職員手当の内訳							

夜勤手当	1,758
特殊勤務手当	15,705
住宅手当	1,499
退職手当	8,000
計	85,368

九な卸賃差購入限度額明細

項目	節	予定額	千円
医療費	薬品費	103,619	
	診療材料費	7,843	
	給食材料費	10,465	
	医療消耗品費	1,500	
	職員破服費	421	
	消耗品費	528	
	消耗品費	714	
	燃料費	1,065	
	印刷製本費	1,770	
	患者外給食材料費	4,323	
計		132,248	

公債費元利償還金明細

1. 元 金 3,711千円

起債年度種別	起債額	借入金	昭和47年 4月1日現在	償還元金			償還金	償還期日	償還開始年度
				第1期	第2期	合計			
昭和36年度 病院事業費	10,000,000	11,000,000	7,862,919	158,687	163,845	322,532	大蔵省 資金運用部	昭和38年度	
昭和37年度	700,000,000	700,000,000	562,021,08	1,024,551	1,057,849	2,082,400	"	"	
昭和42年度	40,000,000	40,000,000	37,477,484	469,516	484,775	954,291	"	昭和44年度	
昭和43年度	16,000,000	16,000,000	15,070,682	17,2974	178,596	351,570	"	"	
昭和46年度	89,700,000	89,700,000	89,700,000	0	0	0	住友銀行	昭和49年度	
合計	225,700,000	225,700,000	206,313,193	1,825,728	1,885,065	3,710,793			

2. 利 子 1,424.9 千円

起債年度種別	起債額	借入額	昭和47年 4月1日現在	利 子			利率	利子支払 期 日	支払先
				第1期	第2期	合 計			
昭和36年度 病院事業費	10,000,000 円	10,000,000 円	7,862,919 円	255,545 円	250,387 円	505,932 円	8月1日 2月1日	大 蔵 省 資金運用部	
昭和37年度 "	7,000,000	7,000,000	5,620,210	1,826,568	1,793,270	3,619,838	"	"	
昭和42年度 "	4,000,000	4,000,000	3,747,484	1,218,018	1,202,759	2,420,777	9月1日 3月1日	"	
昭和43年度 "	1,600,000	1,600,000	1,507,068	489,797	484,175	973,972	"	"	
昭和46年度 "	8,970,000	8,970,000	8,970,000	3,363,750	3,363,750	6,727,500	6月25日 12月25日	住友銀行	
合 計	22,570,000	22,570,000	20,631,319	7,153,678	7,094,941	14,248,019			

日本住宅公団割賦金明細

(看護婦宿舎分)

借入年度 及目的	割賦金 総額	昭和47年 3月末日 現在	償還						内訳		
			支払期日	期別	元金	計	利子	事務費	引当金	計	
昭和46年度 看護婦宿舎 建設割賦金	46,807,360 円	45,161,220 円	昭47. 6.25	第1期	308,084 円	616,068 円	468,520 円	21,562 円	12,874 円	99,35,92 円	
			昭47. 12.25	第2期	308,084	456,506	21,562	12,568			

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（竹内潔君） それではただいま上程されました昭和47年度和泉市病院事業会計予算につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

去る4月1日、和泉市立病院として独立いたしました。とりあえず、3カ月の暫定予算をもって踏足してまいりました。内部の充実と、これらの制度化につきまして鋭意、努力いたしてまいりましたが、いまだ不十分な点が多々ございますし、市民の皆様方には何かと迷惑をかけてる現状でございます。したがって、本年度はまず現状整備充実することに重点を置き、本予算案を編成、ご提案申し上げたいでございます。

予算の内容につきましては、1ページをご覧いただきたいと思いますが、第2条、病床は120床でございますので、1日の入院患者数、満床とみまして120人、年間365日で4万3千800人を見込んでございます。

外来患者数につきましては、1日平均250人あるものと見込み、診療日数299日、したがって、外来患者数7万4千750人あるものと見込んでおります。

主要な建設改良事業といたしまして、工事関係費については、小児科設置の事業費、冷房工事の事業費等で1千450万円、医療器具、機械の購入のための固定資産の購入費として700万円を見込ませていただいております。

収益的な収支予算につきましては、収入では、以上の患者数に基づき見込みました医業の収益では3億5千776万2千円、医業外の収益として3千597万円、合わせて3億9千373万2千円を見込んでございます。

一方、支出面では、医業のための費用といたしまして4億365万7千円、医業外の費用といたしまして3,334万6千円、それから正誤表でご訂正いただいたと思いますが、第3項として予備費30万円を見込んでおりまして、合計、病院経営に要する費用が4億3千739万3千円となりまして、差し引きして4千366万1千円の収入不足となります。

第4条、資本的な収支予算でございますが、収入面では1千810万7千円、支出面では、先ほど申し上げました建設改良費2千150万円、それから借入金償還金は新看護婦宿舎のために借り入れた住宅公団からの借入金の元金分が61万7千円、過去の企業債の元金償還金が371万1千円、合わせて2千582万8千円になってございます。

以上、収支の中で不足いたします772万1千円につきましては、第4条本文の中に書いてございますように、内部留保資金、すなわちあとで出てまいります支出面での減価償却費の一部をこれに充てさせていただきたいと存じております。

3ページ、一時借入金は、最高限度額を2億5千万円借り入れられるようにお決めいただき

たいと存じております。

第 6 条の項目でございますが、ご存知のように、議会の議決を経なければ流用出来ない款項の規定が原則としてございます。地方公営企業法施行会 18 条 2 に、このことについては、年度内にどうしても必要が生じた場合、予算の定めるところにより流用することが出来るとなっておりますので、この際、1 条を設けさせていただき、先ほど申し上げました赤字会計の予算でございますので、内部流用することがあろうかと存じますので、前もって決めておいていただきたいと思っております。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用出来ない経費として、職員給与費 2 億 2 千 1 2 4 万 9 千円、交際費 8 0 万円でございます。

それから第 8 条、他会計からの補助金として、一般会計から 5 千万円を補てんしていただきたいと存じております。

4 ページ、たな卸資産の購入限度額が 1 億 3 千 2 2 4 万 8 千円に定めていただきたい。

以上でございます。

あとは予算に関する説明書でございますが、5 ページは、予算の実施計画。6 ページは、その支出が書いてございます。それから 7 ページには、資本的な収入予算の内容。9 ページは、付属書類として、開始予定の貸借対照表でございます。47 年 4 月 1 日現在を基準として、これで発足させていただきたいという表でございます。

12 ページは、1 年間の実施したあとで、3 月 31 日では大体この程度になるという予定の貸借対照表でございます。いずれも、この貸借対照表等の中で土地、建物、構築物、車輛、その他各項目につきましては、去る 20 日に詳細な資料をお手元にお届けさせていただいておりますので、ご覧いたしますと詳しく書かせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

15 ページにまいりまして、これに基づく損益計算書はご覧のとおりになります。最終的に 4 千 3 6 6 万 1 千円の不足となります。年間を通じた資金計画は、17 ページに書いてあるとおりでございます。

次に予算の参考資料として添付させていただいておりますが、19 ページ以下はその説明内容でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました 20 日にお配りいたしました資料の中に、これらの詳細な基礎となる資料を書かせていただいておりますので、ご審議のご参考にさせていただきたいと存じます。

なお問題点となりますのは、おそらく収支不均衡の予算を出すのは初めてでございますので、それと一般会計から多額の援助をいただきまして 5 千万円という繰入金をいただきながら、な

お4千何ぼの赤字があるんじゃないか、どうなるだろうかというご質問ありかと存じますが当初、これに基づき一応発足のいたしました。なお年度間にいろいろ予想される人事院勧告がおそらく出るであろうと存じますが、その改定が果してどこまでやられるか等の問題がございますので、年度の経過の途中において、市当局と十分に話し合いながら、事後の措置をいかにようにつけていくかを検討させていただきたいと存じております。

以上、概略ですが、提案の理由を兼ねまして内容の説明といたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） この予算についてとやかく言いませんが決算してますな、それがどういうふうになってるか、経過だけちょっと。
- 病院事務局長（竹内深君） お答え申し上げます。
現在、決算の状況が大体出来上がる過程にあります。7月に入りましてから、その決算を両市の監査委員さんの監査を受け、さらに両市の議会でその経過を報告させていただき、ご承認を得たいという段取りになっております。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり可決することにご意見ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第60号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第14「通字路安全保持に関する請願」については、5月19日、第3回臨時会において交通公害対策委員会に付託となっておりますので、審議の結果報告を交通公害対策委員長の中野君にお願いいたします。

（交通公害対策委員長報告）

- 交通公害対策委員長（中野幸一君） 去る5月19日、第3回臨時市会において、当委員会に付託になりました「通字路安全保持に関する請願」につきまして、6月9日委員会を開催し審議いたしました経過並びに結果をご報告申し上げます。

本請願の内容にあります事項については、当委員会において昨年来より審議いたしております事柄で、第1項の阪和線と泉府中駅構内兩2番踏切道に保安掛の配置については、昨年12月に委員会で審議し、国鉄に対し配置の要請をすることに決定し、これに基づき12月18日と本年2月17日および28日に、国鉄天王寺管理局にこの問題についての要望を手渡し、要請いたしてまいりましたのであります。

これに対し同局は、国鉄経営の基本方針による現状につき話があり、国鉄としては累積赤字7千500億円を抱え、この財政状態から人員配置の合理化を進める中では、踏切保安掛を配置しない方針であり、また人間感覚の錯誤による事故が過去において多発した記録もあり、これらの対策として、自動しゃ断機の設置を多額の経費を投じて実施してきた現況の中で、実績として、人間の感覚よりも機掛によるほうが正確で、事故も減少していることから、本件については、保安掛の配置は考えていないとの回答が文書でまいっております。

次に第2点の井の口交叉点の歩道橋の設置については、ここ数年前より付近住民からの設置要望もあって、府当局に歩道橋の設置を要望してきたところ、1昨年、府においても現地調査及び設計の段階で進み用地買収に取りかかったが、一部地主の協力が得られぬまま現在に至っており、何ぶん、当該地所有者の理解と協力がなければならぬため、折衝を続けてまいりたい旨の理事者の報告がありました。

各委員よりご意見があり、踏切道については、構造上の欠陥があることが指摘され、再度要請すべきであり、市長を先頭として国鉄に対し再交渉する余地があり、場合によっては、国会議員にも働きかけてこれが実現に努力すべきである。またこの踏切道を立体化するのも早道ではないかとの意見もあって、それぞれの関係当局に理事者並びに委員会全員で交渉することに決定いたしました。

第2点については、府道における事業であるので、府当局に対して早期実現されるよう強く要望するというところで衆議一決したいであり、なお引き続き審議する必要がありますので中間報告といたします。

なお委員会後の行動として、6月12日鳳土木事務所に出向き、早期実現のため強力なる要望をいたしましたのであります。そのときの交渉経緯を申し上げますと、まず要望の趣旨及び内容を説明し、現状の実態を訴えたのであります。

それに対する回答としては、第1次に歩道設置(ガードレール)については、現時点では47年度の予算計上額の事業は現在決定し、施行しているところであるが、現状の実態から察して緊急を要することでもあるので、9月の補正予算か、あるいは現計予算の余っている科目の予算を集めてでもして、要望の歩道を設置したい。この場合に沿道住民の協力方を市においても頼んでいただきたいとのことであり、市は了解いたしております。

第2点の井の口交叉点の歩道橋については、先に申し述べたとおりの状況であり、今後、市とともに地主の協力が得られるよう努力する旨の回答がありましたので、合わせてご報告申し上げます、終わります。

○ 議長(貝淵博治君) ただいまの委員長報告とおり、本請願を継続審議することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。各委員さんにはご苦勞でございますが、引き続きご審議をお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第15「和泉市農業委員推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会推薦第1号

和泉市農業委員推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は5人とし次の者を推薦する。

昭和47年6月26日提出

和泉市議会議長 貝 淵 博 治

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市葛の葉町81番地	柏 音三郎	M 36. 12. 6
" 伯太町5丁目28番22号	坂 上 国 治	T 8. 2. 28
" 寺田町6番地	柳 瀬 美 樹	S 3. 3. 5
" 春木川町183番地	吉 川 伊与一	M 36. 6. 11
" 九鬼町408番地の1	池 辺 由太郎	M 32. 9. 19

議会推薦第1号参考資料

農業委員会等に関する法律抜萃

(選任による委員)

第12条 市町村長は選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 省令で定める農業協同組合及び、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人。
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内。

○ 議長(貝淵博治君) 本件については議会推薦であり、事前にご了解を願っております。よって推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議会推薦第1号を原案どおり推薦することに決定いたしました。ただいま推薦されました委員さんからごあいさつをいたしたき旨の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

(農業委員代表あいさつ)

○ 農業委員(吉川伊与一君) 借越でございますが、私、5人を代表いたしまして、一言、御礼の言葉を申し上げたいと存じます。

このたび、農業委員の改選に当たりまして、議会選出の4人を私らごときものにご指名下さいまして、まことに光栄の至りに存じ、感謝申し上げます。

つきましては、われわれ本職といたしまして努力する覚悟でございますが、何を申し上げても浅学非才のものでございますので、どうか今後とも皆様方のご支援、ごべんたつを賜わりたいと存じます。

はなはだ簡単粗辞でございますが、一言ごあいさつ申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。

○ 議長(貝淵博治君) ただいま農業委員さんからご丁寧なごあいさつがございました。ご苦労様でございますが、今後、わが和泉市の農政発展のために一段のご尽力をお願いいたします。これを終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第16「府民センター設置に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

府民センター設置に関する要望決議

本市議会は府民センター設置について、別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和47年6月26日提出

和泉市議会議員

池 返 秀 夫
出 原 武 司
金 沢 勝
松 尾 千代一
藤 原 要 馬
山 田 清 二
依 田 七 郎
井 上 平兵衛
坂 上 国 治
柏 音三郎

府民センター設置に関する要望決議

大阪府では、本年4月から地方事務所を廃止し府民センターとして発足しているが、この府民サービス機関である府民センターを、堺市内に新築し、さらにその中に府税事務所など泉北三市一町（和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町）のみを管轄する行政機関をも併設すべく計画されている。

この計画に基づき設置された場合、真に地域住民に密着した府民サービスは期待できない。

このことについて、本市をはじめ、泉北地域住民の間では、府民のための福祉、教育、同和对

策文化施設の少ない泉北三市一町にも府民センターを新たに設置すべきであるとの声が日々に高まりつつある。

よって、本市議会は、地域住民の声を基調としきめこまかな府民サービスを実現するために泉北三市一町にも府民センターの新設を早にはかられるより強く要望する。

以上決議する。

昭和47年6月26日

和 泉 市 議 会

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 22番（池辺秀夫君） ただいま上程いただきました決議第3号、府民センター設置に関する要望決議について、提案理由並びに内容のご説明を私から申し上げます。

皆様方ご承知のとおり、住民に対する大阪府のサービスはますますその重要性を高め、その範囲も拡大の一途であります。したがって、住民と密着する府行政を実施させるためには、泉北地域の将来の都市の姿と、地域の実態に対応する諸施設の配置と建設が必要であると考えます。

特に今年度発足した府民センターは、府行政の拠点として重要な施設にもかかわらず、従来の方針であり、将来の方向については、大阪府の中で積極的な対策がありません。

この際、本市議会といたしましても、将来、泉北三市一町、和泉市、泉大津、高石、忠岡町の発展の動向と府民サービス向上に資するため、泉北三市一町にも設置するよう決議をいただきまして、大阪府知事、大阪府議会に対し強く要望し、積極的にこれらの施設を実現させるべきだと考えます。内容は別紙のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、満場一致決議をいただきますようお願い申し上げます。提案の理由並びに内容の説明に代えさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 本決議文について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 一応、これについては、保留ということだけ述べさせていただきます。
- 議長（貝淵博治君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり決議するにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、決議第3号を決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第17「泉北ニュータウン（和泉市域内）開発に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

泉北ニュータウン（和泉市域内）開発に関する要望決議

本市議会は泉北ニュータウン（和泉市域内）開発について別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和47年6月26日提出

和泉市議会議員	坂	上	国	治
	木	下	甲	子三
	田	中	幸	一
	田	村	清	房
	依	田	七	郎
	池	辺	秀	夫
	井	上	平	兵衛
	藤	原	要	馬
	池	田	信	幸

泉北ニュータウン（和泉市域内）開発に関する要望決議

大阪府では、泉北ニュータウン（堺市域内）の開発を新住宅市街地開発法の適用をうけ、昭和40年12月末から着手し、現在泉ヶ丘地区については、その施設の大部分が完成して新市街地が形成され、引き続き御地区及び光明池地区の造成工事に着手されている。府の計画によると、本ニュータウン光明池地区（和泉市域内）についても基本計画に準じ、本年10月をめどに新住

宅市街地開発法による事業施行に着手すべく、実施計画の作業を進められている。もとより、本市議会も現下の府民の住環境の整備と住宅水準の向上への切実な希望を考えると、これ等の要求をみたすべく施行されている本開発事業を基本的に拒否するものではない。しかしながら、本開発事業が本市の健全な行財政の運営を阻害してはならないし、良好な自然資源を無為に破壊してはならない。しかも、本開発事業施行地域のみが各種の公共・公益施設が整備され、周辺地域から要望されている広域的な各種の公共・公益施設の整備を無視するならば、一体的な都市の形成は期待しえないし、市民の積極的な支持が得られず孤立した住区となり、連帯した市民意識の醸成のない市民社会が形成される恐れがある。

以上の立場から本市議会は、次の事項についてその実現をはかられるよう強く要望する。

1. 本市の行政の実態を深く認識され、公共・公益施設整備に伴う本市の財政負担を軽減する特別措置を構えられること。
2. 住宅建設等においては、本市民の住宅水準向上に資するため、実態に適合する計画にもとづき推進すること。
3. 広く市民の利便に供する文化・体育施設と中等・高等教育施設を地域内に設置するとともに、光明池地域の生活の拠点である地区センター等を本市域内に設置すること。
4. 市民の交通の利便と安全を確保するため、泉北高速鉄道と都市計画道路、泉州山手線の地区外における本市域への延伸と、他の幹線街路等の整備をはかること。
5. 開発行為における自然資源の無為の破壊は厳にいましめるとともに、この復元には特別の配慮を行なうこと。

以上決議する。

昭和47年6月25日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 29番（坂上国治君） ただいまご上程いただきました決議第4号、泉北ニュータウン（和泉市域内）開発に関する要望決議について、提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

皆様ご承知のとおり、現在、大阪府下においては、本市と堺市の丘陵部を新住宅市街地として整備すべく、泉北ニュータウンの造成工事を進めております。

基本計画によりますと、光明池地区における本市の計画を、本年10月をめぐりに実施上の問題を詰めるべく、作業を進められていると聞いております。

したがって、本市における都市形成の方向と、本市の行政、財政の実態に即応する計画として実施させる必要があります。この際、本市議会として、大局的な立場から、市民の生活の福祉向上を図るため、お手元の決議案により本市議会の態度を明確にして、本市域内における泉北ニュータウンの開発に関し、大阪府知事をはじめ各関係機関に対し協力を要望すべきであると考えます。

要望事項は、決議文に記載されているとおりでございます。よろしくご審議のうえ、満場一致ご決議賜りますようお願いいたしまして、提案の理由並びに内容の説明に代えさせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 本決議文について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり決議することに異ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第4号を決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第18「老人福祉に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

老人福祉に関する請願書

和泉母親大会連絡会

紹介議員

池	田	借	幸	(印)
出	原	武	司	(印)
横	田	憲	治郎	(印)
藤	原	要	馬	(印)

松 尾 千 代 一 (印)
依 田 七 郎 (印)
上 代 卯 之 松 (印)
直 村 静 二 (印)

請願理由

革新府政によって本年1月1日より70才以上の老人の医療費が無料になったことは、大そり喜ばしいことです。併し平均寿命73.4才ではこの制度の適用を受けられる人は少数です。

昨年12月、市長に提出しました左記3項目の要望書に対しては未だ誠意ある回答はありません。

10年前には想像もしなかった経済成長がもたらした大気汚染、光化学スモッグ、有害食品、交通事故、物価高等凡ゆる公害は働きつづけて身心共に弱まった年老いた人たちにも容赦なくおそいかかります。せめて長生きしてすばらしかつたと感じられる様にするため、老人の福祉行政を充実して頂き度、まずさし当り次の3項目を実現して下さる様お願いいたします。

この要望書には和泉老人クラブ会員も多数署名に協力されました。

請願の主旨

1. 65才以上の全老人の医療費を無料にして下さい。
1. 和泉市の交通傷害保険は60才以上無料加入にして下さい。
1. 老人の孤独感より起る不幸から解放されるため、老人が集まれるいこいの家を地域毎に作って下さい。

以 上

昭和47年6月26日

和 泉 市 議 会

議長 貝 淵 博 治 殿

和泉母親大会連絡会

代表 林 セ ン (印)

住所 和泉市府中町8丁目16-14

○ 議長（貝淵博治君） 紹介議員の説明をお願いします。

○ 21番（松尾千代一君） 説明させていただきます。

ただいま局長より朗読されましたので、説明を省略させていただきます。議会全議員さんの協力を得て、一日も早くこの問題に終止符を打っていただきますようお願いするとともに、皆様方のご協力を賜わりたく、本請願を提出させていただいたいたいでございますので、よろしくご賛同をお願いしたいと思います。

以上。

○ 議長（貝淵博治君） 本請願について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件につきましては十分ご審議を願いたいと思いますので、所管の厚生文教委員会に付託してご審議を賜わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでありますので、厚生文教委員会に付託することに決定いたしました。厚生文教委員さんにはまことにご苦勞でございますが、よろしく願います。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。よって昭和47年第2回定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって第2回定例会を閉会いたします。

○ 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 閉会に当たりまして一言、御礼を兼ねごあいさつ申し上げます。

去る20日に閉会いたしました第2回定例会におきましては、農繁期を迎え、公私何かとご繁忙のおりにもかかわりませず、連日にわたり慎重ご審議を賜わり、とどこおりなく可決決定いただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお今議会におきまして、一般質問並びに議案審議を通じ、ご指摘あるいはご意見、ご要望

をいただきましたことにつきましては、十分意を帯しまして、市政執行のうえに反映いたしてまいりたいと存じております。

なおまた一般質問中におきまして、議長さんよりご忠告いただきましたことにつきましては深くこれを反省いたしますとともに、職員ともども一致協力いたしまして、今後、遺憾なきを期してまいる所存でございます。

本定例会は、議員皆様方におきましては、今任期中における最後の定例会と存じますが、ご健勝で市政のためにより一層ご尽力下さらんことをお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 私より一言、御礼申し上げます。

本定例会におきましては、議員の皆さんには大変お忙しい中、連日終始、ご熱心に、しかも慎重審議を賜わり、まことにありがとうございました。

また議会運営につきましては格別のご協力を賜わり、全議案を処理出来ましたことを、議長として心から厚く御礼申し上げるしだいでございます。

なお理事者におかれましては、いろいろとご指摘、ご要望のあった諸事項につきましては、謙虚にこれを受け止め、鋭意邁進せられるよう特にお願い申し上げます。

最後に酷暑のおりから、皆様方にはご健康にご留意せられ、市政発展に一段のご尽力を賜わらんことをお祈り申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。まことに長期間ありがとうございました。

(午後4時35分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700
FAX: 773-936-3701
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

1. Introduction
2. Experimental
3. Results
4. Discussion
5. Conclusion
6. Acknowledgments
7. References

1. Introduction
2. Experimental
3. Results
4. Discussion
5. Conclusion
6. Acknowledgments
7. References